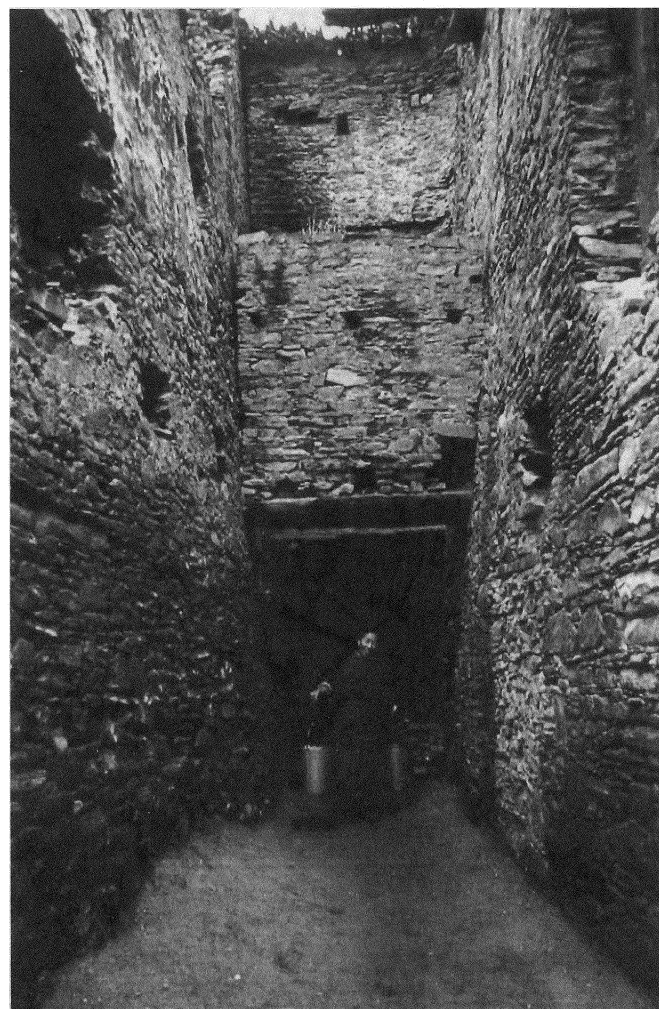


早 稻 田 大 学

長江流域文化研究所年報

第二号



2003 年 10 月

長江流域文化研究所年報
第二号

二〇〇三年一〇月

BULLETIN OF THE RESEARCH INSTITUTE OF CHANG VALLEY CULTURE

No.2

October 2003

Foreword

The initiation (入門) and the entry into the stream (預流): A story of my experiences about the study on the history and strips of Chu (楚) kingdom
Chen Wei

Features: Symposium of the 21st century COE Program "The local culture of Ba-Shu (巴蜀) and Chu (楚) in the excavated inscriptions"

Greeting on the symposium Kudo Motoo
Qin (秦), Ba (巴), Shu (蜀) and Chu (楚) in the ancient China: Materials excavated from Chang valley and the regional society Fujita Katsuhisa
The transition and characteristics of the inscribed slips in the warring period and the Qin (秦) period: The character style of Chu (楚) state and Qin state Yokota Kyoza

Regional differences and interactions of Ancient Chinese: Centred on excavated materials of Qin (秦) and Chu (楚) Oonishi Katsuya
Aspects of Bashu (巴蜀) culture: An approach from Bashu marks Ozawa Masahito

Panel discussion

"Territorial expansion of the Qin (秦) state and the formation of diplomatic order" revisited: On the so-called "Qinhua (秦化)" Kudo Motoo

Articles

The interpretation and character of slip 1 in the Qin (秦) strips of Longgang (龍崗) Ma Biao
Zeilü (賊律) and Daolü (盜律) of Han (漢) law in the Han strips unearthed from the Site of Gurendi (古人堤), Zhangjiajie (張家界), Hunan (湖南) Province Mizuma Daisuke

Annotated translations

An annotated translation of the bamboo-scripts from the Han (漢) tomb 247 at Zhangjiashan (張家山) (2): An annotated translation of Ernian-lüling (二年律令) (2)

The research group of bamboo and silk manuscripts, Waseda university
An annotated translation of the biographies of Nanman (南蠻) and Xinanyi (西南夷) in "Houhanshu" (後漢書) (2)

The research institute of Chang valley culture, Waseda university
Investigation records

The report of the research institute of Chang valley culture in summer of 2001 Mori Masashi

早稲田大学

長江流域文化研究所年報

第二号

二〇〇三年一〇月

目次

巻頭言

入門・預流——楚史・楚簡研究体験談……………	陳偉……………1
------------------------	----------

(本間 寛之 訳)

特集 二一世紀COEプログラム関連シンポジウム「出土文字資料よりみた巴蜀・楚の地域文化」

シンポジウムのご挨拶……………	工藤元男……………8
-----------------	------------

中国古代史における秦、巴蜀、楚——長江流域の出土資料と地域文化——……………	藤田勝久……………14
--	-------------

藤田勝久氏の報告に対する質疑応答……………	51
-----------------------	----

戦国および秦における簡牘文字の変遷とその特色

——楚簡と秦簡の字形・字体を中心にして——……………	横田恭三……………54
----------------------------	-------------

横田恭三氏の報告に対する質疑応答……………	80
-----------------------	----

古代漢語における地域的差異と相互交流——秦楚の出土資料を中心に——……………	大西克也……………83
--	-------------

大西克也氏の報告に対する質疑応答……………	104
-----------------------	-----

巴蜀符号から見た巴蜀文化の諸相……………	小澤正人……………108
----------------------	--------------

小澤正人氏の報告に対する質疑応答……………	129
-----------------------	-----

シンポジウムパネルディスカッション……………	133
------------------------	-----

(附論)「秦の領土拡大と国際秩序の形成」再論

——いわゆる「秦化」をめぐる——……………	工藤元男……………150
-----------------------	--------------

論 説

竜岡秦簡第一簡の解釈及びその性格について……………馬 彪……………164

湖南張家界古人堤遺址出土漢簡に見える漢律の賊律・盜律について……………水 間 大 輔……………185

訳 注

張家山第二四七号漢墓竹簡訳注(二)

——二年律令訳注(二) 賊律訳注2・史律訳注1……………早稲田大学簡帛研究会……………213

『後漢書』南蛮西南夷列伝訳注(二)……………早稲田大学長江流域文化研究所……………236

調査記

早稲田大学長江流域文化研究所二〇〇一年度夏期調査報告……………森 和……………292

表紙：四川省理県桃坪郷寨の過街樓式住居群（一九九九年夏撮影）

Ⅱ 卷頭言 Ⅱ

入門・預流——楚史・楚簡研究体験談

陳 偉
（本間寛之 訳）

先生方、学生の皆さま方、こんにちは。まず最初に、工藤教授に対して敬意と感謝の念を申し上げることをお許しください。工藤教授は長年にわたり、中国古代出土文献と社会史の研究に従事され、優れた成果をあげられると同時に、中国の研究者とも長期にわたり、かつ広汎に連絡と交際を続けてこられたのであり、私の優れた師匠であると同時に良き友人でもあります。工藤教授のご厚情によりまして、私は光栄にも客員教授の身分を与えられ、国際的に有名な早稲田大学を訪問して皆さんと知り合い、お話をする機会ができました。

このたび貴校を訪問するにあたり、工藤先生は私に自らの学術的体験から楚史研究や楚簡の研究について話す事を希望されました。このテーマに対しては、私は若干の矛盾を感じております。まず一つには、この種のテーマは、通常、ご年配の学術的権威が話すものであります。私は中年の学者の一人であり、年齢も経歴もふさわしくありません。また一つには、お聴きになる方の多くは若い大学生や大学院生であり、私たちの間の年齢差はさほど大きくはございませんから、あるいはより容易に交流することができるかもしれません。いずれにせよ、私は面の皮を厚くしまして、お話ししていこうと思います。間違ったところは、工藤先生やご臨席のその他の先生方に、そして皆さま方にご批評いただければ幸いです。

入 門

この問題は、私が大学に入学を希望したところから話し始めましょう。私は一九七八年に武漢大学歴史系考古專業に合格い

たしました。当時二三歳でした（中国では文化大革命の間、大学入試は停止され、一九七八年に復活したのです）。成績が割と良かったので、友人たちは私に経済か法律の専攻を受けるように勧めてくれましたが、私は考古專業を選びました。なぜかと申しますと、私は小さい頃から郭沫若先生のような史学の大先生に尊敬の念を抱いており、事情のはつきりとはわからない考古学・歴史学の領域で自らの観察力・思考力・判断能力を訓練し、実証しようと渴望していたからです。

大学三年生の時に、歴史学・考古学の基本課程を修了したあと、ずっと心中にある種の衝動を抱えていました。それは学術研究と呼ぶに足るものを著したい、という希望でした。私の関心は段々と「鄂君啓節」という金文に集中していきました。これは一九五七年に安徽省寿县で出土したものであり、戦国時代楚国の最後の都城遺跡の中から発見された重要な文物です。車節・舟節の二種類に分かれ、楚王が鄂君（楚国のある封君）に発行した、陸路および水路にて免税通行ができるという文書です。銘文が発表されると、著名な古文字学者や歴史地理学者が皆、研究を行いました（一番最初に論文を発表し、研究の基盤を築いたのは、先に触れた郭沫若先生でした）。その中心となる問題の一つは、鄂君の封邑、つまり、陸路と水路の貿易運輸の中で起点となる鄂邑が後世のどこに当たるか、ということでした。郭沫若先生から始まって、学者の多くは鄂邑が今日の湖北省の鄂州市であると考えていました。ここは秦漢時代に鄂県が置かれたところです。ただ、日本の学者である船越昭生教授のみに、今日の河南省南陽市の北でないかと考えておりました。ここは西周時代の鄂侯の地であり、漢代には西鄂県が設置されていた。舟節の銘文中に、「水」の偏に従う字が一つありますが、これが解決のカギでした。なぜならこの文字の表す場所は、鄂邑を離れたあと、漢水に入る前に位置しています。まず、郭沫若先生はこの字を「沽」と解し、「湖」に通じると考えて、今の鄂州市以西、長江沿岸の湖であると解釈しました。一方で船越先生は、いかなる解釈も出していませんでした。そこで意識的に書籍を検索していきまして、私は二つの関係する発見をしました。第一は、舟節の銘文中の「水」の偏に従う字ですが、その右側は決して「古」ではなく、甲冑の「冑」字の上部と同じであって、「由」字である、ということでした。第二は、先秦時代の古文獻の中で、「冑」の字と「育」の字は音が同じであり、通用することができる（この種の現象を「通仮」といいます）、ということでした。例えば、『尚書』舜典には「教胄子」という一文がありますが、『説文解字』の「育」字の条では、「教育子」

として引用されています。河南省南陽の鄂の地は、古い河流に臨んでおりますが、古代にはこの川は「涓水」と呼ばれ、今日は「白河」と呼ばれております。北から南へと流れ、湖北省襄樊市で漢水に注ぎます。これらの状況を考え合わせると、以下のようなことが考えられるでしょう。すなわち、舟節銘文中の問題のその字は、「油」という字であり、「涓」字とあい通じ、古代の「涓水」、今日の「白河」を指す、と。これは船越先生の推測に有力な証拠を提供するだけでなく、「鄂君啓節」の交通路線の理解についても、それまでのバラバラに散乱したような状況だったものを秩序だったものとなりました。舟節については、鄂君の船は鄂邑から涓水にのって下り、漢水に入り、更に漢水から長江へと進入して、長江から今の湖南省洞庭湖流域の湘・沅の諸水に入ります。陸路では、車隊は鄂邑から一路東へと向かい、淮水流域に至ります。そして南へ、楚国の「郢」の都へと向かうのです。

この論文は、私が大学を卒業した後の一九八六年に発表し、古文字学界と歴史地理学界から認められました。中国人はある種の技術や学問を初歩的にマスターすることを「入門」といいます。大学学部の中の試験的な研究は、私自身の学術人生に対して、疑いなく「入門」の意義を持っているといえます。このことは自らの学習・研究に興味と自信と熱情を与えてくれ、研究する領域とその方法について基礎を固めるものとなりました。つまり、伝世文献と出土文献を互いに結合し（これはつまり、王国維先生の唱えた「二重証拠法」です）、先秦秦漢の歴史・文化、とりわけ楚の歴史・文化の研究に従事することとなったのです。

預流

陳寅恪先生は以下のような指摘をしています。「一時代の学問には、必ず新しい材料と新しい問題がある。この材料を用いて、問題を研究していく。これがこの時代の学問の新潮流である。治学の士（学問を治めるもの）で、この潮流に預かるもの、これを「預流」という」と。今日の湖北・湖南両省と河南省のあたりは、春秋戦国時代の楚国の故地です。ここ数十年、当時の

人々が竹片の上に書写した文字資料が次々と大量に出土していますが、人々は通常これを「楚簡」と呼んでいます。これら二千年余り前の人々の墨蹟には、政治、経済、法律、社会、習俗、および思想文化関係の豊富な史料が含まれており、我々現代人にとって古代世界を探る貴重な材料となっています。これらの資料の整理と研究において、活気と魅力に満ちた新しい学問領域が生まれ、現代学術の新潮流を構成しています。

一九九一年末、有名な包山楚簡が公表されました。これは楚簡研究の一大事件でした。なぜなら、それまでに発表された多くの楚簡は、数量も少なく、保存の程度には問題があり、内容は単純で、主に墓主の生前の卜筮記録と、墓主の随葬物品のリストでした。ところが包山楚簡は合計二七八枚、一万二千字余り。保存も大部分は良好です。そのなかで卜筮記録と随葬物品の記録は数量も多く、保存も良好で、比較研究を行うことが可能なものです。また楚簡の中のその他の種類の類似した資料を整理するのにも、依拠すべき参考資料を提供してくれます。更に重要なのは、包山楚簡の中から、はじめて楚国の官府の行政および司法関係の文書檔案が発見されたことです。

この資料の公表は、私個人の学術的人生の中でも一つの重要な転換点となっています。これより以前、私は楚国の歴史地理研究を重点的にしていました（これが私の博士学位論文の目指す方向でした）。全く意義なしとは言えませんが、学問領域の端っこを歩いている感覚を持っており、仕事に対する熱情も欠け、学術界でも反応は稀でした。包山楚簡が公表された後、はじめはその内の地理問題のみを討論しようと考えていました。しかし、いったん参加してみると、深く引き寄せられて、そこから抜け出すことができなくなりました。その後の数年間は、いつも数日、あるいは十数日の間、ある一つの問題に悩み、寝食も楽しめません。しかし一旦解決すると、今度は興奮して夜通し眠れませんでした。この研究の結果は、まず多くの論文として発表し、最後に一九九六年、著作として『包山楚簡初探』を出版しました。

私は包山楚簡に対する仕事を、二つの相関する方向から行いました。一つは竹簡の順序復元、文字の判別、句読点の追加であり、新たに細かく丹念に読み込み、出来る限り簡書の元の姿を復元しました。もう一つはその中の歴史情報を発掘し探求することです。第一三二簡から第一三九簡の再整理を例に挙げましょう。この一連の文書は二人の人間が前後して殺されたと

される事件についてのものであり、審理の過程で、県、郡、中央官員から楚王までもが関係します。整理小組が作成した釈文では、九枚の竹簡が一件の前後完備した文書であるとされており、事件内容の発展と審理の過程は曖昧模糊としておりました。何度も検討を重ねていくうちに、ついにこの九枚の竹簡の正面とその内の何枚かの竹簡の裏面の文字が、実際には三組八件の文書であることを発見しました。時間的にも前後があり、文書の製作者も様々で、あるものは原告の訴状、あるものは県や郡クラスの官員の報告であり、またあるものは中央官員の指令なのです。このような処理を経て、この事件の筋が明らかになったばかりでなく、楚国の司法組織や審理の過程、および中央と地方官府の間の行政運送や公文書の往来などの姿もまた、浮かび上がってきたのです。

一九九八年五月、包山楚簡について、再び重要な発見がありました——郭店楚簡が公表されたのです。郭店楚簡には七三〇枚の竹簡があり、字数は一万二千字余り、戦国時代の重要思想文献が十数篇含まれます。その中には『老子』・『緇衣』（この『緇衣』は伝世文献では『礼記』の一篇です）の最古の版本があります。更に多いのは、既に失われてしまった古書であり、例えば宇宙の生成を述べ、早期の道家の著作に属する『太一生水』や、思孟学派（これは孔子のち、最も重要な儒家の学派です）に属すと広く考えられている早期の著作があります。これらの簡書が発表されたときには丁寧な整理が行われ、かつ現代中国古文字学界の権威である裘錫圭教授が修訂されましたが、しかし、字の解釈や竹簡順序の復元にはなお多くの問題が残されており、その研究と利用に影響を与えております。

思想文化方面の出土文献については、私自身の専門訓練から遠く離れた内容ですので、本来は議論に加わろうとは思っていませんでした。しかし、この資料が発表されますと、誘惑に耐えきれず、ここ二、三年の間、郭店楚簡の復元と内容の検討に主な精力を注いでいました。これらは一見、無味乾燥な仕事のように見えますが、実は挑発的で面白みにあふれたものなのです。ここではふたつの例を挙げて、皆さんと一緒に味わってみましょう。

郭店楚簡には「方」に似た字があります。「唐虞之道」と「語叢」の一、三に見えますが、発表時の釈文では「方（虫に従う）」と考えられていました。順序に従って読んでみますと、

「唐虞之道」では：孝の方は、天下の民を愛す（孝之方、愛天下之民）。

「語叢」一では：礼は同じからず、害せず、妨げず（禮不同不害不妨）。

「語叢」三では：親を愛せば則ち其れ方に人を愛すべし（愛親則其方愛人）。

これらの文は、読んでみると、どれも余りしつくりしません。「語叢」一のこの文では、五文字目は「害」ではなく「奉」字です。先秦時代においては、「奉」と「豊」は音が同じで通用しました。『礼記』礼器篇には孔子が「礼は同じからず、豊まず、殺さず」と言ったことが記されています。「殺」には減衰、減損という意味があります。この話は礼には等級による差別があり、等級の低いものは高いものと交際できず、等級の高いものは低いものに歩み寄ることは出来ない、ということです。「語叢」一の文は、この『礼記』礼器篇の記す孔子の語録である可能性が高いでしょう。これは、先に「妨」と読んだ文字が、実際には「殺」という文字であるべきだということを意味します。『説文』の「殺」字の古文や『汗簡』・『古文四声韻』の中の「殺」字を検索しますと、まさにこのような書き方があるのです。「語叢」一の文の意味はこのようでありましたが、「唐虞之道」の文の意味は以下のようなものです。「父母に対する孝心を押し広げていくと、天下の民衆を愛することができるよう」。「語叢」三の意味も大体同じです。この解釈は、古典籍と字形の両方面から証明され、学界の認めるところとなっています。古文字学者の何琳儀教授には、その論文の中で、「陳偉氏が『礼記』礼器篇の『不豊不殺』を以って郭店楚簡を対校したのは、『精密な鑿（のみ）は磨かずとも、大いに啓ける』と書いていただきました。

もう一つの例は、やはり「語叢」一にあります。この一篇は二枚の竹簡からなり、一枚は第三一簡で「礼は人の情けに因りて之を為す（禮因人之情而爲之）」と書かれています。もう一枚は第九七簡で、「節文者也」と書かれています。元の釈文では第三二簡の文字と別の一枚の竹簡がつけられ、第九七簡はそれだけで一段落を構成していました。

『礼記』坊記篇には有名な話載っています。「礼は人の情に因りて之に節文を為す（禮因人之情而爲之節文）」。

同じような記述は『孟子』、『管子』、『淮南子』などの古典にも記載されておりますが、その意味は、礼儀の制度は人の性情を基礎とし、若干の規定と修飾を加えたものである、ということです。『礼記』のこの話と、上述の竹簡の文字を対照してみると、明らかに

一致しています。つまり、元の竹簡復元順序には誤りがあり、第九七簡と第三一簡をつなげるべきである、すなわち第三一簡と第九七簡をつなげて読むべきであるのです。

一九九九年一〇月、武漢大学で開かれた「郭店楚簡国際学術研討会（シンポジウム）」において、私はこの二枚の竹簡順序を調整する意見を提出しました。李学勤先生はすぐさま、「この調整は正しい」と仰いました。二〇〇〇年三月に東京で開かれた「文明と古典」公開シンポジウムにおきまして、裘錫圭教授は「中国古典学の再建中に注意すべき問題（中国古典学重建中應該注意的問題）」という発表を行いました。ここで、出土文献と传世文献を必ず対照させねばならないと指摘したときに、特に私の上述しました意見を挙げられ、「陳先生の意見は疑いなく正確なものである。我々は坊記篇のあの話に注意しなかったために、簡文のつながりを間違えたのである」と仰いました。

前世紀の二〇年代に、王国維先生は鋭くもこのような指摘をされています。「今日の時代は、発見の時代と謂えよう。かつてこれに比較できる時代はなかったのである（今日の時代、之を発見の時代と謂うべし、自来未だ能く比す者有らざるなり：今日之時代、可謂之発見時代、自来未有能比者也）」と。今のこの時代において、我々は無比の幸運を感じるとともに、責任の重大さを感じます。中国においても、日本においても、あるいはその他の国においても、我々中国古代の歴史文化研究に従事する学者は、個人の研鑽と相互間の討論・交流を通じて、これらの貴重な出土資料を整理し、研究し、あわせて社会に紹介し、後世に残す責任があります。私は、このようにしてこそ、この時代を無にすることはないと、言えると思っております。

私の話はこれでおしまいです。ご清聴どうもありがとうございました。

〔附記〕本稿は、二〇〇一年七月一九日に長江流域文化研究所の主催で開催された陳偉氏の講演「入門・預流——楚史、楚簡研究切身談」を和訳したものである（編集部）。

Ⅱ 特集Ⅱ

二一世紀COEプログラム関連シンポジウム

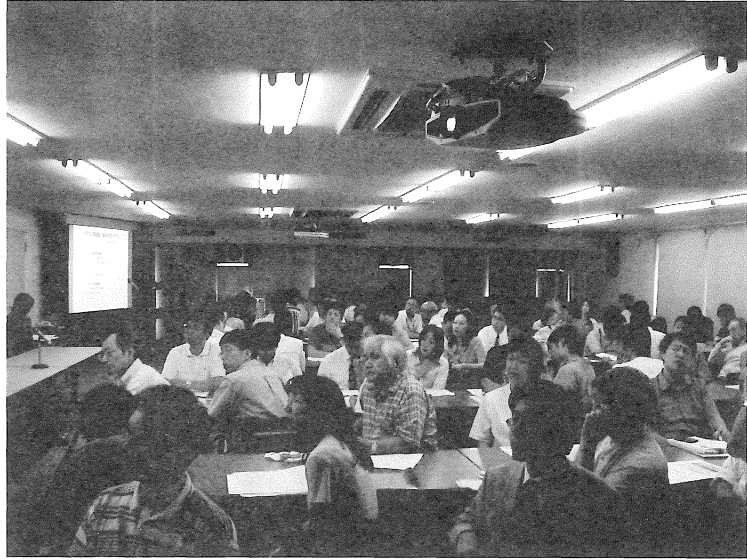
出土文字資料よりみた巴蜀・楚の地域文化

以下は二〇〇三年七月三十一日、長江流域文化研究所の主催（後援：二一世紀COEプログラム「アジア地域文化エンハンシング研究センター」、中国出土資料学会）で開催された二一世紀COEプログラム関連シンポジウム「出土文字資料よりみた巴蜀・楚の地域文化」の内容を記録したものである。当日報告されたのは、藤田勝久氏、横田恭三氏、大西克也氏、小澤正人氏であるが、以下に掲載されている論文は、いずれも当日の御報告をもとに論文として御執筆いただいたものである（編集部）。

シンポジウムのご挨拶

工 藤 元 男

平成一四年度に採択された二一世紀COEプログラム「アジア地域文化エンハンシング研究センター」は、早稲田大学大学院文学研究科の美術史・東洋史・中国文学・考古学・日本史・日本語日本文化の六専攻によって組織された研究教育組織です。それはアジアの地域文化の研究を対象とするもので、とくに四川を地域モデルとしてさらにそれを他の地域文化研究へフィードバックし、この相互検証を通じて「アジアの地域文化と中国文明の関係」を総合的に研究しようとするものです。この研究において実際の活動組織をなすものがプロジェクト研究所です。これは二〇〇〇年度に早稲田大学が立ち上げた五年間を最長とする時限的な研究所で、長江流域文化研究所もその一つで、その点からすると本センターは文学部・文学研究科の教員が組織している八つのプロジェクト研究所から構成されています。



当日のシンポジウム①

研究方法の面では海外調査に重点を置き、フィールドで獲得された資料をデジタル化し、それを海外の研究機関と共有しながら協同してデジタル資料による地域文化研究をめざしています。また若手研究者の育成の面に關しては、文献に基づく研究指導のみならず、フィールドにおいて現地で指導し、その成果に基づき当該プログラム期間内に課程博士の学位を取得させることをめざしております。

そこで今回、二一世紀COE関連シンポジウム「出土文字資料よりみた巴蜀・楚の地域文化」を開催するにあたり、長江流域文化研究所がどのような研究プランを企画し、また若手研究者の教育をめざしているかを、これまで行ってきた研究と調査の経緯を紹介しながら説明いたします。

〈巴蜀文化の考古調査〉 巴蜀文化は古代四川の地に形成された固有の地域文化であり、私たちはその形成過程を新石器時代後期の城址遺跡（城郭遺跡）に遡って考古調査を行ってきました。すなわち一九九六年度の成都市新津県宝墩遺址、一九九八～二〇〇〇年度の都江堰市芒城遺址の考古調査がそれで、前者については成都市文物考古研究所・四川大学歴史系考

古教研室・早稲田大学長江流域文化研究所編『宝墩遺址』（阿普、二〇〇〇年三月）を刊行し、後者についても報告書をまとめる準備中です。これらの考古調査によって、成都平原新石器時代後期の地域文化としての「宝墩文化」の存在が明らかにになりました。また重慶を中心とする地域に宝墩文化と並行する魏家梁文化が存在し、その分布はその後の巴文化地域に重なっているため、これより四川における二大地域文化としての「巴蜀文化」の原型がすでに新石器時代晩期に遡ることも明らかとなりました。なおこの研究に関連して、（研究代表） 工藤元男『四川省成都盆地における巴蜀文化の研究』（平成九年度～平成一二

年度、科学研究費補助金（基盤研究（B）（2））研究成果報告書）もご参照下さい。

〈羌・氐に関する少数民族の調査〉これらの巴蜀文化は成都平原に形成された地域文化ですが、一方、四川の地は古来幾多の民族が流入し、あるものは定着し、あるものは通過していった場所として知られています。この民族の流れは巴蜀文化の形成にいかなる影響を与えたのでしょうか。この移動ルートのもつ重要な意味についていち早く注目したのが費孝通氏でした。費孝通氏はこのルートを「民族走廊」と命名し、それは現在の中国民族学界で共有された重要な概念となっています。この「民族走廊」に沿って四川に南下した諸族の中でも、とりわけ私たちが重視しているのが羌人です。

羌人の遷徙は文献史料では春秋時代まで遡りますが、実態はさらに古いと考えられます。西周以後、羌人から氐人が分離しますが、これら羌・氐が蜀族の来源と深い関係にあることを指摘しているのが李紹明氏です。そこで私たちは費孝通氏の提唱する民族走廊の一部を四川大学の協力を得て踏査し、この地域に住み、古代羌人や氐人の後裔と見なされる少数民族の羌族や白馬藏族について調査してきました。その成果は盧丁・工藤元男主編『羌族歴史文化研究』（四川人民出版社、二〇〇〇年五月）、同『中国四川西部人文歴史文化綜合研究』（四川大学出版社、二〇〇三年一月）として刊行しております。しかし太古の羌人・氐人から現在の羌族・白馬藏族に至るまでの民族的系譜関係を実証することは決して容易ではありません。現地調査と文献学的研究を相互に重ねながら、綿密に検証してゆくことで、羌・氐系の種族の遷徙と巴蜀文化の関わりを研究してゆきたいと考えています。

〈文献史料による研究〉このような現地調査による研究に加え、私たちは巴蜀文化がその後どのようにして中国文明に編入されていったかを検討してきました。すなわちその淵源が新石器時代にまで遡る巴蜀文化は、秦漢帝国の成立にともなって中国文明の浪に洗われ、しだいにその個性を失い、一元的な中国文明の中に編入されてゆく如くです。周知のように、巴蜀の地は戦国中期に秦によって征服されました。その結果、巴蜀の地にはいくつかの郡が置かれ、秦の直接統治下に組み込まれ、その過程で「秦化」が進み、秦の六国統一後は秦帝国の一地方になります。秦が滅びて前漢になるとさらに「漢化」が進みます。この「漢化」を象徴するのが文翁の事績です。文翁は前漢の景帝のとき蜀郡守になると、中原文化を積極的に取り入れるため、

蜀の子弟を首都長安に留学させ、蜀の地を教化した事績で知られています。こうした文翁の文教政策は「文翁興学」（『蒙求』の篇名）として知られています。このように中国文明の立場からは高く評価される文翁の事績も、蜀文化の側から見ればいっそう「漢化」が進み、それは換言すれば固有文化喪失の契機でもありました。

この蜀文化のケースに見られるように、先秦時代まで各地に開花した個性豊かな地域文化は、秦漢帝国の形成にともない画一的な中国文明に編入されていったことは紛れもない歴史的事実です。中国史を研究する私たちとしては、(1)に大伝統(Great Tradition)としての中国文明(Sinicization)と地域文化(Local Culture)の、いわば宿命的な局面を見出さざるを得ません。(2)簡牘資料による地域史研究」一方、近年出土する簡牘資料は、このような中国文明と地域文化の関係を地域史研究として展開することを可能としています。それらは長江中流域の楚の文化圏に集中して出土します。この楚文化は長江上流域の巴蜀文化にも大きな影響を与えておりますので、秦化・漢化のプロセスを比較検証するのにちょうど良いモデル地域となります。

包山楚簡は戦国時代中期の楚の裁判資料を含む資料です。これによって、はじめて戦国楚の支配体制が具体的に知られるようになりました。包山楚簡が副葬されてほぼ四〇年ほど後、楚の都郢は秦によって陥落され、楚都郢一帯に南郡が置かれ、秦の法治主義が布かれます。この秦の占領地支配の実態を伝えるものが、睡虎地秦簡、すなわち秦の法律条文を中心とした竹簡です。この睡虎地秦簡によって、巫風濃厚なことで知られる楚地を秦がどのようにしてその支配に編入したか、それを法制史的観点から検証できます。その秦が崩壊し、劉邦によって前漢が建国されると、その初期に埋葬された墓葬から張家山漢簡が発見され、その中にも法制資料が含まれていました。

するとこれより我々は、包山楚簡↓睡虎地秦簡↓張家山漢簡という三種の出土文字資料により、①秦に征服される以前の楚地、②秦の占領下にあつて秦化した楚地、③前漢に編入されて漢化した楚地という、楚の中心地を定点として楚地が中国文明に編入されて行く各段階を、一次資料によって、かつ通時的に検証できる格好の資料を獲得したということになります。

楚地におけるこの中国文明化モデルをさらに巴蜀の地にフィードバックするとどうなるでしょうか。先述のように、巴蜀の地は戦国中期に秦に征服され、秦滅亡後は前漢の一地方に編入されましたので、ここにおいても我々はやはり三つの段階、す

なわち①固有の巴蜀文化の段階、②秦の占領下の段階、③前漢の支配下の段階を設定し、巴蜀の地がどのようにして中国文明に編入されていたかを検証しうる視座を獲得することができます。

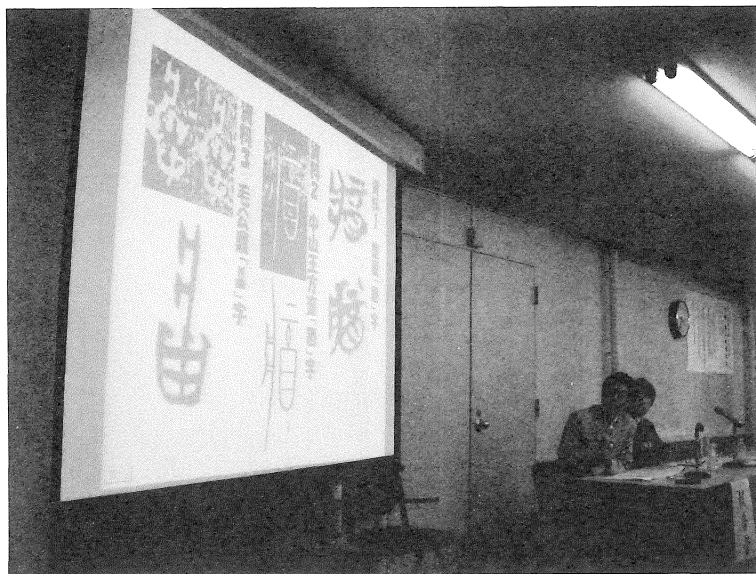
ただ残念ながら、巴蜀の場合は残された文献史料が乏しく、方法的には考古調査・民族調査に頼らざるを得ません。しかし巴蜀地域と楚地域の文明化を相互に比較検証することで、秦漢帝国による文明化のプロセスが総合的に明らかになるであろうと展望されます。

そこで我々は二一世紀C O Eプロジェクトの共通テーマに向かって、次のような研究および教育プログラムを計画し、実施しています。

〈民族走廊上の考古・民族調査〉 民族走廊上の考古・民族調査は、中国でも必ずしも十分に行われているわけではなく、そのためこのルートを今後とも何度も踏査し、南下してきた太古の羌・氐の痕跡を検証し、それと巴蜀文化との関係を実証してゆきます。

〈楚簡・楚墓の調査〉 楚簡は世界中の研究者が注目している資料です。これまで私たちも武漢大学と共同研究を進めてきました。すなわち早稲田大学と武漢大学が学術協定を締結した直後、私たちは武漢大学人文科学学院を訪問し、楚簡・楚墓の現地調査を行いました。後に武漢大学は教育部の大型研究プロジェクトの公募に採択され、「武漢大学中国伝統文化与現代化研究中心」を設立し、私はその兼職教授として共同研究に参加し、《戦国楚簡に見える習俗》を分担しています。さらに二〇〇三年四月に長江流域文化研究所・早稲田大学大学院文学研究科は武漢大学と箇所間協定を締結し、武漢大学内に「楚文化与楚地出土文献合作研究中心」を設置しました。ここを拠点として楚簡を中心とする簡牘研究の国際共同研究を実施しています。

〈秦漢時代以降の地域文化―宋代四川の思想と宗教を中心に―〉 これまで中国文明と地域文化の関係では地域文化が中国文明に飲み込まれてゆく負の側面に注目して見てきましたが、しかし地域文化は中国文明に洗われながらも不断に新しい文化を創り上げてゆく積極的な面も評価する必要があります。四川を例にとれば、秦漢時代以降においても四川の地は渭水盆地を経由して中原文化と、また長江を下って江南文化と、二つの方向の関係の中で特色ある地域文化を展開させました。こうした視点から、



当日のシンポジウム②

四川を主たるフィールドにして、儒学における道学形成史、道教における神霄派の誕生、宋代士大夫文化の展開を検討していきたいと思っています。

今回のシンポジウムでは、とくに出土文字資料を主たる資料として、とくに巴蜀・楚地の地域文化と中国文明の關係に焦点を合わせてご報告をいただきます。その中で討議されるいくつかの重要な問題点を挙げれば、以下になります。

秦は六国統一の過程で巴蜀や楚を占領すると、それらの地に郡を置き、この郡県制を通じて、秦系文字で書写された秦律の支配が遂行されてゆくわけですが、その過程でいくつかの疑問点が浮上してきます。たとえば秦の占領以前に巴蜀地域に存在した巴蜀符号とは何であったか。秦の占領下にある楚地では固有の楚系文字がどのように駆逐されたのか。またその過程で、南郡の地方官となった旧楚人の筆に楚系文字がどのような痕跡として残存しているか。そもそも秦人と楚人の間ではどのような字形・字体以外に如何なる方言の違いがあったのか。これらの諸問題に対して、近年の出土文字資料は我々に如何なる手がかりを与えてくれるのか。

シンポジウムではこれらの諸問題の検討を通じて、秦に占領される以前の巴蜀文化と楚文化、および秦漢に編入された後におけるそれらの文化変容についても議論が展開されることでしょう。

中国古代史における秦、巴蜀、楚

——長江流域の出土資料と地域文化——

藤田 勝久

はじめに

中国古代史のなかで、地域文化がどのようにして中国文明に編入されてゆくかというテーマについて、長江流域から出土した資料の検討を通じて、戦国から秦漢時代の地域史を考えてみたい。戦国秦は、黄河流域の諸国におくれて成長したが、巴・蜀と楚の領域を占領し、やがて六国を併合して天下を統一した。そのとき秦が、巴蜀や楚の地域を編成しようとした具体的な様子は、近年に四川省、湖北・湖南省で発見された出土資料によって、しだいに明らかになりつつある。

この報告では、秦と巴蜀・楚の歴史と出土資料を概観したあと、①なぜ楚の故地からは戦国資料が出るのに対して、早くから組み込まれた巴蜀から文字資料が出ないのか（文書の伝達）、②楚地方から儒家・道家などの資料が出土するのは、先秦思想の中で楚がどのような位置にあるのか（書籍の伝達）という問題について考えてみる。これは文書や書籍という情報の伝達を考えることによって、江陵付近の地域社会の変遷を考察しようとする一視点である。また戦国楚の制度と文化は、秦に滅ぼされたあとも、秦の滅亡後は項羽の時代に王国となり、ふたたび漢王朝の郡県となる。このような戦国楚の社会——戦国秦の占領——秦代——王国——漢代社会へと変遷する過程を通じて、秦漢王朝と地域社会のモデルについても展望してみたいとおもう。

一、秦の統一と出土資料

まず最初に、時代背景となる戦国秦、巴蜀、楚の歴史を簡単にながめておこう〔年表〕。基本になるのは秦の君主の事績と、長江流域を占領する経過である⁽¹⁾。

戦国秦は、献公の時まで渭水の上流にある雍城を都としていたが、はじめて東方の櫟陽に城郭を築いた。しかし孝公が即位しても、秦は六国の会盟に加わらず夷狄の扱いをうけていたという。そこで孝公は、国中に命令を出して賓客を招き、二度にわたる商鞅の変法を行ない、咸陽に遷都して富国強兵を推し進めた。つづく恵文君は、諸国が周に対して王号を称するのに連動して恵文王となり、前三二四年に改元した。

この恵文君の時代に蜀人が来朝していたが、恵文王九年（前三二六）には司馬錯が蜀を伐つて滅ぼした。そして公子通を蜀侯としたが、のちに蜀相が蜀侯を殺し、武王元年（前三一〇）に蜀相を誅伐する事件などがあって、まだ安定していなかった。秦が蜀を平定するのは、昭王（昭襄王）六年（前三〇一）に蜀侯が反乱し、ふたたび司馬錯が蜀を攻撃したときである。ここから蜀の統治が始まるとおもわれる。

一方、秦が楚の地を占領するのは、同じ昭王時代の少し後のことである。昭王十一年に、楚の懷王が秦で客死する事件があったが、そのあと秦は漢中を拠点とし、楚の宛（河南省南陽）や鄧を取った。昭王二十七年（前二八〇）には蜀の方面から楚の黔中を攻め、翌年に大良造の白起が鄢と鄧を取り、二十九年（前二七八）には楚都の郢（紀南城）を陥落させて南郡とした。楚の本拠地であった江陵の周辺は、これから秦の占領地となり、楚は陳に遷都して淮水流域に拠点を移動した。

昭王のあと孝文王、莊王をついで、秦王政（のちの始皇帝）が即位すると、その二十四年（前二三三）に東方の楚を滅ぼし、二十六年（前二二二）に斉を滅ぼして天下を統一した。そこで楚は、南郡の地域と東国とともに秦王朝の統轄下となった。こうした秦統一までの歴史のなかで、秦がどのようにに占領地を統治しようとしたかは、文献史料ではあまりよくわからない。ところが長江流域では、これまで古墓や遺跡から戦国、秦漢時代の出土資料が発見されており、そこに占領地を統治しようと

する社会情勢の一端がうかがえる。これらの出土資料のうち、とくに巴蜀、楚の歴史と文化に関しては、つぎのような資料が注目される〔地図、出土資料一覧表〕⁽²⁾。

秦が巴蜀に進出するときの資料には、四川省青川戦国墓の（木の札に書かれた）木牘がある。木牘の一枚は、秦武王二年（前三〇九）の紀年をもつ「田律」にかかわり、とくに耕地の地割りを示す内容が注目された。この地は、陝西省と甘粛省の境界に近く、咸陽から成都に行く途中の広元県の西方で、戦国末期には滅ぼされた諸国の人々が移民させられた地の付近である〔『史记』貨殖列伝〕。そこでこの墓群は、秦と蜀の文化のほか、さらに楚墓の特色をもつといわれ、この木牘は秦と巴蜀、楚の関係を知らうえで貴重な情報を提供するであろう。

つぎに楚の領域では、河南省信陽楚墓の竹書があるが、秦に占領される前に楚の社会を示すのは（竹の札に書かれた）竹簡の「包山楚簡」と、青銅製の「鄂君啓節」である。包山楚簡は、楚紀南城の北一六kmにある包山二号楚墓から出土し、鄂君啓節は安徽省寿县（寿春故城）で発見されたが、ともに懷王期の同じ紀年をもっている。ここには当時の王と封君の様子や、裁判の様子、楚の習俗などがうかがえる。また荊門市郭店一号楚墓から出土した「郭店楚簡」には、『老子』と『礼記』緇衣篇をはじめ道家や儒家の書物があり、戦国時代の思想状況が明らかになった。

戦国秦が楚を占領したときの資料には、湖北省雲夢県の睡虎地一号秦墓から出土した「睡虎地秦簡」がよく知られている。武漢市の西北にある雲夢県は、楚紀南城の地からは離れているが、当時は南郡に所属する県であった。ここには、まさしく秦と楚の社会情勢がうかがえ、研究の蓄積が多いところである⁽³⁾。また同じく雲夢県には、龍崗六号秦墓の「龍崗秦簡」があり、これは統一秦の規定などである。

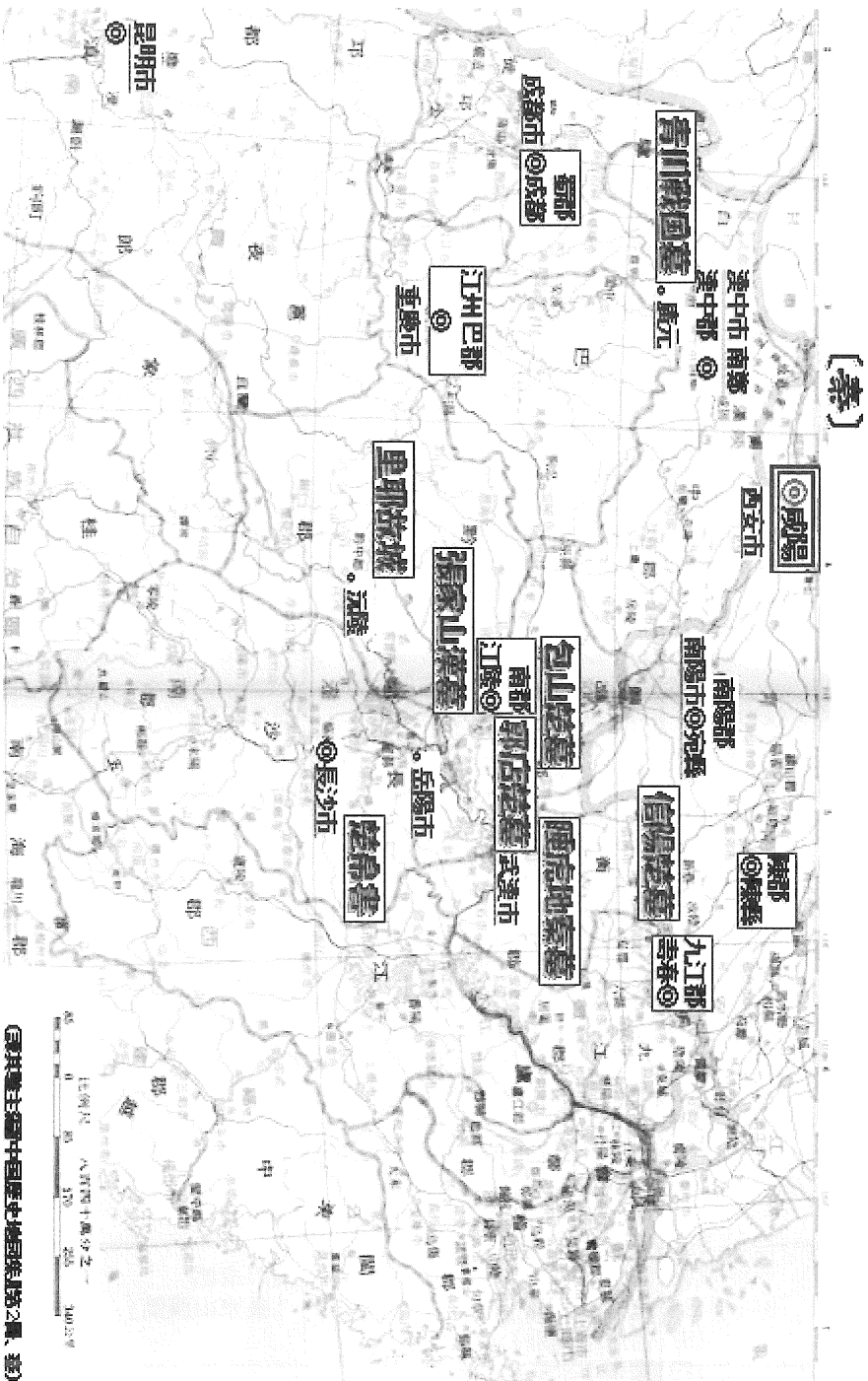
秦の統一では、荊州市沙市区の周家台三〇号墓から出土した竹簡と木牘がある。さらに近年では、湖北省と重慶市との境界に近い湖南省龍山県の里耶故城の井戸から発見された「里耶秦代木牘」が約三六〇〇点といわれ、大きな注目を集めている。その大半は、秦始皇帝と二世皇帝時代の木牘で、井戸の上部の層には若干の楚簡があるといわれる。この資料は、すでに発掘簡報と釈文の一部が発表されているが、そこには木牘の形式などに興味深い内容をふくんでいる。

年表：戦国秦、秦漢時代の長江流域

巴、蜀	前	秦（漢）	楚（東国）
蜀人が来朝する	383	献公 2 櫟陽に築城	威王 懷王 懷王 6 魏の襄陵を破る 「包山楚簡」「鄂君啓節」 「郭店楚簡」 「 19 「 23 「 28 頃襄王 1 「 3 「 15 齊の淮北を取る 「 19 秦に上庸を与える 「 20 鄢、鄧を取られる
	361	孝公 1 国中に令を下す	
	359	「 3 商鞅の変法①	
	350	「 12 商鞅の変法②、咸陽	
	337	恵文君 1	
	325	「 13 王号を称する	
	324	恵文王 1	
	323	「 2	
	316	「 9 司馬錯が蜀を伐つ	
	313	「 12	
公子通を蜀侯とする 蜀相が蜀侯を殺す 蜀相を誅伐する →「青川県木牘」	311	「 14	「 19 「 23 「 28 頃襄王 1 「 3 「 15 齊の淮北を取る 「 19 秦に上庸を与える 「 20 鄢、鄧を取られる
	310	武王 1	
	309	「 2 丞相と内史	
	306	昭王（昭襄王） 1	
	301	「 6 司馬錯が蜀を平定	
	298	「 9	
	296	「 11 楚懷王が秦で死ぬ	
	284	「 23 5国で齊を攻める	
	280	「 27 楚を攻める	
	279	「 28 楚を攻める	
蜀侯が反乱する →楚の黔中を攻める	278	「 29 楚の郢を陥落さす	秦の南郡 「睡虎地秦簡」 考烈王 1 幽王 1 王負芻 1
	277	「 30 巫、黔中を取る	
	262	「 45	
	250	孝文王 1	
	249	莊王 1	
	246	秦王政 1	
	238	「 9 嫪毐の乱	
	237	「 10	
	227	「 20	
	223	「 24 楚を滅ぼす	
蜀守の若が楚を伐つ 〔→都江堰の伝え〕	221	皇帝 26 天下を統一する	「龍崗秦簡」 →「里耶秦代木牘」 「周家台秦墓」 楚懷王
	219	「 28 始皇帝が安陸を通る	
	210	「 37 始皇帝の死	
	209	二世皇帝 1 陳渉らの叛乱	
	208	「 2	
蜀に罪人を遷徙 (他国人の移住)	206	（漢王 1）漢中に王となる 〔楚漢の戦い〕	西楚霸王（義帝） 臨江国 漢の南郡 「張家山漢簡」
	202	漢高祖 5 項羽の死	
	195	「 12 高祖の死	
	194	恵帝 1	
	187	呂后（高后） 1	
蜀郡、巴郡	179	文帝 1	

→は、その時代と地域に関連する記載。「」は出土資料

図：長江流域の遺跡と出土資料



（自其其王體中國歷中城國能入結之圖、章）

秦末から楚漢戦争の時期では、江陵の付近に直接的な資料は発見されていない。しかし荊州市荊州区の張家山二四七号漢墓から出土した「張家山漢簡」^{（ちようかさんかんかん）}には、「二年律令」のほか、『奏讞書』^{（そうげつしよ）}（あるいは奏讞書^{（そうげんしよ）}）という裁判の案件があり、そこには秦代と漢代初期の社会状況を示す内容がある^{（4）}。

このように長江流域の出土資料は、戦国時代の巴蜀と楚の文化や、戦国秦から漢代社会への変化をうかがわせる内容をもっている。そのほかの資料は一覧表としておき、つぎに代表的な出土資料からみた秦と巴蜀、楚の文化について考えてみよう。

二、情報の伝達からみた巴蜀、楚文化

戦国時代の出土資料で不思議なことは、①に、長江流域から多くの資料が発見されるのに対して、それ以外の地域では、ほとんど竹簡や木牘が出土しないことである^{（5）}。これは楚の故地に対して、早くから秦の郡県下に置かれた巴蜀から、なぜ青川県の木牘のほかに文字資料が出ないのかという問題とも関連している。②に、楚の地方から儒家・道家などの資料が出土するのは、先秦思想の中で楚がどのような位置にあるのかという問題が生じる。

ここでは、漢字の受容による情報が「書かれたもの」によって伝達されることから、①文書の伝達（竹簡と木牘の資料が伝達される状況）と、②書籍の伝達（書籍として情報が伝達される状況）とに分けて検討してみよう。

1 文書の伝達——とくに秦の文書について

秦の文書が巴蜀や楚に伝達され、どのように地域社会を統治してゆくかという点で注目されるのは、四川省の「青川県木牘」（長さ四六cm、幅二・五cm）である〔資料1〕。

正面

①作成の年月…武王二年（前三〇九）十一月己酉朔朔日

王が、丞相の甘茂と内史の偃たちに命じて作成

②田律…（爲田律）

前半、地割りや阡陌、道路の幅、境界などの規定
後半、八月以降に道路や橋梁、堤防などを維持補修する規定

背面

四年（九年）十二月

道普請をしないことに関連する記載（罰則にかかわる）

この資料は、正面に「田律」（あるいは「爲田律」）が記され、①作成した紀年や担当者と、②「田律」の二部分に分かれる。さらに「田律」は、前半に地割りや道路の幅、境界などの規定を記し、後半に八月以降の道路や橋梁、陂の堤防などを維持補修する規定がある。そして背面には、十二月に道普請をしなかったことに関連する記載がある。

最初の報告では⁽⁶⁾、青川墓群に楚墓の特徴があり、巴蜀と楚の文化交流を認めながら、この墓群の多くを秦民が移住したものとみなし、五〇号墓に秦の木牘と「半両錢」があることから、墓主は律令を執行する官吏ではないかと推測している。そのとき木牘の「二年十一月己酉朔」は武王二年（前三〇九）の曆に合致し、「丞相戊」は『史記』秦本紀の武王二年条に「初置丞相。摎里疾・甘茂爲左右丞相」とある「丞相甘茂^{かんも}」と指摘した。そして昭王元年（前三〇六）には甘茂が丞相ではないので、墓葬の下限を昭王元年の前後とみなしている。これに對して、この墓群が楚墓の特徴をもつことから、墓葬の時期はこれより遅く、秦が楚都の郢を陥落させたあと移民させられた楚人として木牘を理解する説や、「田律」の地割りに関する諸説がある。⁽⁷⁾

しかしここでは、この木牘の形態がもつ意味を考えて、秦の文書が地方に伝達される過程を推測してみよう。

青川県の木牘が出土したのち、竹簡の資料は増加したが、木牘の事例は少なかった。しかし二〇〇二年に発見された里耶秦代木牘によって、その形態があらためて注目されるようになった。里耶故城の井戸から出土した資料群は、当初「里耶秦簡」と呼ばれたが、大半が木牘であることから、劉瑞氏は「里耶秦代木牘」と称することを提唱する⁽⁸⁾。そして木牘の内容（用途）は、一般に広く国家機関の文書の往来や、個人の書信、墓葬の遺策（副葬品のリスト）などに使われ、竹簡は経書や法律、個人の著作など長編の文字を書写するときに使われたと述べている⁽⁹⁾。しかしこれは木牘の内容を述べたもので、その用途からみれば、もう少し修正すべき点がある。

里耶秦代木牘（以下、里耶秦牘と略す）は、もっとも多いのが長さ二三cm（秦漢時代の約一尺）であるが、なかには四六cm以上の木牘もあると報告されている⁽¹⁰⁾。これは青川県木牘とよく似ている。また里耶秦牘の特徴は、一般に一つの木牘に一事の案件を記し、それで文書が完結している。木牘が二本の紐で結ばれているものは、すべて書かれたあとに紐で結ばれ、先に結ばれて書写されたものはないという。こうした特徴から、木牘の用途がわかる例をみてみよう⁽¹¹⁾。

それは里耶秦牘J1⑩5とJ1⑩6の資料である〔資料2〕。

J1⑩5の正面には、秦始皇帝の「廿七年（前二二〇）二月丙子朔庚寅」の日付をもち、洞庭^{どうてい}守の礼が県^{しよくふ}嗇夫と卒史の嘉、仮卒史の穀、属尉に告げた内容を記している。

この内容は、J1⑩6の正面にもそのまま書かれている。しかも同じ内容を書写しながら一行の文字数は一定しておらず、これは内容さえ同じであれば良かったことがわかる。そして両者の背面には、少しずつ異なる指示があつて、その内容が洞庭郡の遷陵県以下に伝達されている。李学勤氏は⁽¹²⁾、ここに秦の行政制度がうかがえるという。しかしよく見ると、正面の内容は同じ文面が複数コピーされ、その背面に別の内容を書き込むことによって、その場所で処理する実用としての用途を果たすことになる。つまり木牘という形態は、書かれた内容によって区別されているのではなく、背面に控えやチェックをする情報などを書き込むことができ、それで完結する場合に利用される可能性がある。その範囲は、この場合、背面が記された遷陵県

で使われたようである。一つの木牘に一事の案件を記して文書が完結するという特徴も、こうした実用性の用途を示すものかもしれない。

正面

①作成の年月…廿七年（前二二〇）二月丙子朔庚寅

洞庭^{どうてい}守の札が県^{しよくふ}嗇夫、卒史などに告げる

②令の規定にもとづき、伝送委輸の徴発を行う命令を下す。その指示

背面

・遷陵県から伝達の指示（日付、発信）／某手

・末尾に受信の記録（日付、く以来）／某手

某手

これを青川県木牘と比較してみると、興味深いことがわかる。ここでは木牘の正面に「田律」が記されていたため、多くの研究者は地割りに注目した。しかし背面には、「四年」もしくは「九年」十二月の道普請ができなかったことを記しており、それは「田律」の前半ではなく、後半の環境維持と道路などの補修に対応する記載だったのである。したがって里耶秦牘の例から推測すれば、正面の「田律」は複数が書写され、この墓主に関係するのは、背面の道路補修ということになる。だから墓主の埋葬された年代は、やはり正面に関連して考えるのではなく、背面の武王四年、あるいは昭王四年か九年より以降に、秦の規定にもとづいて、おそらく県領域の道普請にかかわったことを示唆するものであろう。そのとき秦の規定に、秦王が丞相の甘茂と内史の偃に命じて作成させたと記すのは、中央の規定が直接に及んだことを示しており、この地方が郡県制となって郡

からの規定で行動しているのではないことがわかる。また秦の情報伝達からみれば、青川県木牘が唯一の「田律」原本ではなく、この規定が翌年以降も有効であれば、ふたたび書写されて、この木牘は廃棄されることになる。墓主に副葬されたのは、こうした過去の文書にあたるものではなからうか。

以上、青川県木牘の内容から、少なくとも秦の統治下にある巴蜀の地方では、秦の規定が伝えられ、それにもとづき行動していることがわかる。そのとき、この「田律」が最初から木牘の形態で伝わってきたのか、それとも竹簡で伝達されたものが、あとで木牘に写されたのかは不明である。しかしここから文書の伝達について、二つの方向がみえてくる。一は、木牘という実用的な形態で、同じように命令が写されて利用されるケースであり、二は、その内容が竹簡などに書き写され、法令として保存されるケースである。この二つの方向は、ともに出土資料にみえている。

一の方向は、周家台三〇号墓の木牘に共通するであろう。ここには秦二世元年（前二〇九）のものといわれる木牘「曆譜」がある⁽¹³⁾。これは正面だけみれば、たしかに十月から九月までの朔日を記した曆（十月を年頭とする顓頊^{せんぎょく}曆）といえよう。しかし背面に注目すると、さらに十二月の日の干支の上部に、「廷賦所、籍度廿」とあり、これは県廷で賦税の徴収に関連する記載とみなされている。したがって木牘は、ここでも正面の曆が写されたあと、背面で任務をメモして確認する実用性をもつとわかるのである。また木牘の形態で実務が処理されるのは、先にみた里耶秦牘が大量の事例となるであろう。

二の方向は、秦が楚を占領して南郡としたときの睡虎地秦簡、龍崗秦簡や、漢代に継承された張家山漢簡にあたるのではないだろうか。睡虎地秦簡には、内容は違いますが同じように県レベルの領域にかかわる「田律」が書写されている⁽¹⁴⁾。

雨爲澍（澍）。及誘（秀）粟。輒以書言澍（澍）稼・誘（秀）粟及（墾）田。賜毋（無）稼者頃數。稼已生後而雨。亦輒言雨少多。所「利頃數。早（旱）及暴風雨・水潦・〔蝨〕蟲・羣它物傷稼者。亦輒言其頃數。近縣輕足行其書。遠〔縣〕令郵行之。盡八月□□之。田律。」

（『秦律十八種』田律）

雨が播種の時に降って、それが粟の生育にかかわれば、そのたびに文書を以て、雨の作物への影響や、粟の生育の状況と、墾田の作物が生育しない者の頃数（耕地の面積）を上報せよ。すでに作物が生育したあと雨が降っても、またすぐに雨の

多少や、利益のあった頃数を報告せよ。日照りや暴風雨、水害、虫害、そのほか作物の生育を損なう者もまた、そのたびに被害の頃数を報告せよ。近県は軽足でその文書を行って伝達し、遠県は郵をして文書を行れ。八月末までに……。

田律

また書写の形態を直接的に証明するのが、張家山漢簡の「田律」(246～248簡、長さ21.1cm)である〔資料3〕。これは青川県木牘とよく似た内容を記すことが、すでに注目されている⁽¹⁵⁾。いま青川県木牘と張家山漢簡の「田律」を比べてみると、つぎのような変化がある。

* (田律の作成年月が、省略されている)

① 田律：前半、地割りや道路の幅の規定(境界の規定が省かれている)

後半、七月以降に道路や橋梁、堤防などを維持補修する規定

② 罰則の規定

ここには「田律」を制定した年月がなく、すでに法令化された形跡がみえる。また「田律」の前半と後半では、「封・埒」の境界に対応する項目を省き、あとはほぼ同じである。そして青川県木牘では、背面に不備を記載しているが罰則は不明であるのに対して、張家山漢簡では、道路の通行に支障があれば、郷嗇夫と吏の担当者に罰則が追加されている。これは秦の「田律」が、漢代で法令として発展していることを物語っている。したがって木牘は公文書の往来で使い、竹簡には法令を記すのではなく、同じ法令であっても用途によって木牘と竹簡に書く場合があることが明らかであろう。つまり張家山漢簡では、木牘か竹簡で伝達された法令が、必要に応じて抄写されて集められ、さらに保存される形態になっているとおもわれる。

こうして秦の文書伝達をみると、一定のルールが浮かんでくる。それは中央から地方への文書や、地方から中央への文書、あるいは控えや習書のようなものでも、ともに秦の占領後は中央に収斂される行政システムの中で機能しているということである。青川県木牘の場合は、秦の中央から地方に「田律」が伝達され、楚が南郡となったあとは睡虎地秦簡があり、秦代では龍崗秦簡、周家台の簡牘資料、里耶秦代木牘がある。睡虎地秦簡に「十二郡」や他の郡県の記載がみえるのは、こうした情勢

を伝えている。

・縣、都官、十二郡免除吏及佐・羣官屬。以十二月朔日免除。盡三月而止之。其有死亡及故有〔缺〕者。爲補157之。毋須時。置吏律158 『秦律十八種』置吏律)

県と都官、十二郡で、吏及び佐、郡の官属を任免するときは、十二月朔日を以て任免し、三月が終わるまでに之を止めよ。官吏などが死亡したり欠乏があるときは、時期を待たずして補欠せよ。置吏律

・郡縣除佐。事它郡縣而不視其事者。〔何〕論。以小犯令論。144 『法律答問』

郡県で佐を任用したが、他の郡県に仕えて、その本務をしないとき、何によつて論ずるか。小犯令を以て論ぜよ。

こうした秦系文字の情報伝達〔秦のシステム〕が、楚の故地だけに限定されていたとは思われない。戦国、秦代では秦の中央を起点として、おそらく各地域に放射状に伝達されたはずである。だから巴蜀の地に出土資料がみられないのは、文書の伝達がなかったのではなく、ほかの理由を想定しなくてはならないだろう。

それでは秦以外の国では、文書の伝達はどのようになっていたのだろうか。これを示す好例が、戦国楚の「包山楚簡」である。¹⁶⁾ 包山楚簡は、卜筮祭祷簡のほかに、法律の案件などを記した文書簡があり、ここには楚系文字で、楚の中央から地方に発信・受信され、中央に収斂される文書のやりとりがある。

たとえば陳偉氏が復元された文書一三二一―一三五簡（長さ約六六cm）では、正面の四簡に訴状の内容を記しているが、その背面の一三五簡反（右側）には「左尹以王命告湯公」で始まる指示と、中の二枚の空白の簡のあと、一三二簡反（左側）に月日と「郢より此の等（書か）を以て来る」という文がある。これは里耶秦牘J1⑩5、⑩6の裏面と似た受信、発信の控えが、すでに戦国楚の左尹の役所で行なわれ、それが竹簡に残されていた例となる。これらは戦国楚で、同じような文書システムが存在したことを示している。

正面 132簡 連続した訴状の内容

133簡
134簡
135簡

背面 135簡反 左尹以王命告湯公……

134簡反 [空白]
133簡反 [空白]
132簡反 月日……○從郢以此等来

秦の占領とは、こうした楚の文書システムをもつ社会の上に、秦の文書システムが重なってゆくことである。具体的には、秦の文書システムと法律で楚の地域社会を組み込むだけでなく、それを通じて労働編成や税制などの運用をすることであり、ここに二つの社会は軋轢を生じたとおもわれる。また一方で、楚が江陵地区を秦に占領されたあとは、淮水流域の陳や寿春の方面で、楚のシステムが継承されることは容易に推測されよう。ただし時代による楚社会の変遷や、内部構造などはさらに考察の余地がある。

戦国魏では、わずかに一例であるが、睡虎地秦簡「為吏之道」に付記された「魏律」二条（魏戸律、165～215簡、魏奔命律、225～285簡）にみえている。これは魏においても、中央から発信する文書のシステムを確かに伝えている。

そのほか周や趙、韓、斉、燕などの諸国は、簡牘資料が出土していないために詳しくはわからない。しかし秦や楚、魏の例を類推とし、また諸国の武器や青銅器、陶器、貨幣などに各国の文字がみえることからすれば⁽¹⁷⁾、諸国においても一定の行政システムがあったと思われる。戦国文字・言語の分析は、文書伝達の特徴に一つの視点を示すものであろう⁽¹⁸⁾。

こうして楚の地の出土資料は、長江流域をこえて、他国の中央と地方の文書伝達をも示唆していた。だから楚の地に出土資料が多いのは、情報の伝達状況のためではなく、楚墓の構造（白膏泥、青膏泥の密封性など）や、別の社会的要因によるとおもわれる。この意味で、将来は巴蜀をふくむ他の地域から出土資料が発見されても、まったく不思議ではなからう。

2 書籍の伝達―所有者と書写する人々

行政機構を通じた文書は、その書写する人々や伝達の様子が、かなり明らかになっている⁽¹⁹⁾。たとえば中央と地方を往来する文書は、郡県の機構や郵^{ゆう}によって伝達され、張家山漢簡「行書律^{こうしよ}」では、一般に一〇里に一郵が設けられるのに対して、南郡の長江より以南では、二〇里に一郵としている。これは一般的な規定に、長江流域での地形を配慮し追加したものである。書写の人々は、睡虎地秦簡『編年記』に墓主とおもわれる人物が、令史^{れいし}や治獄^{ちよく}鄢^{えん}となっており、『秦律十八種』にも史がみえている。また里耶秦牘には「〇手」という署名がみられる。張家山漢簡には「史律」という規定があり、太常に所属する「太史、太卜、太祝」のほかに、一般の史、卜に関する規定がみえる。さらに戦国楚でも、包山楚簡の文書簡では特定の「〇識之」と記す書写の人々が担当している。したがって秦と楚、漢代の文書は、ともに多くの書写の官吏が想定できる。

これに関連して、郡県の官僚や官吏が、職務の参考や学習のために書籍を持つことはありえたらう。その一例は、睡虎地秦簡「為吏之道」や『日書』が参考となり、張家山漢簡では『蓋廬』のような兵法書や、医書などがある。しかし官吏が所有している書物は、儒家や道家のような書物とは性格が違っている。

儒家や道家をはじめ他の書籍は、文書とちがって発信者や経過を示す年月などが記されていないため、その伝達の様子がわかりにくい。これは行政機構ルート⁽²⁰⁾のほかに、いわば個人やグループの情報であり、民間の情報伝達に通じるものである。行政機構を通じて文書伝達の跡を残していた秦の地からは、まだ儒家や道家のような書籍は発見されていない。そこで書籍の場合、副葬によって所有している楚墓の人物を通じ、作成と発信、書写、移動によって伝達する人々を想定しながら、出土資料のもつ意義を考えてみよう⁽²⁰⁾。

まず早い時期では信陽長台関楚墓の竹書がある。信陽一号楚墓の構造は、墓道と四つの段をもつ深さ一〇・二五mの墓穴に、規模の大きな槨室と木棺があり、大夫クラスの身分といわれる。その左後室に工具箱と遣策があり、工具箱には竹簡を切つて削る工具や、毛筆が収められていた。これは墓主自身が書写できたか、かれのために書写する人々がいることを示唆している。

図 1：戦国、秦代の文書伝達

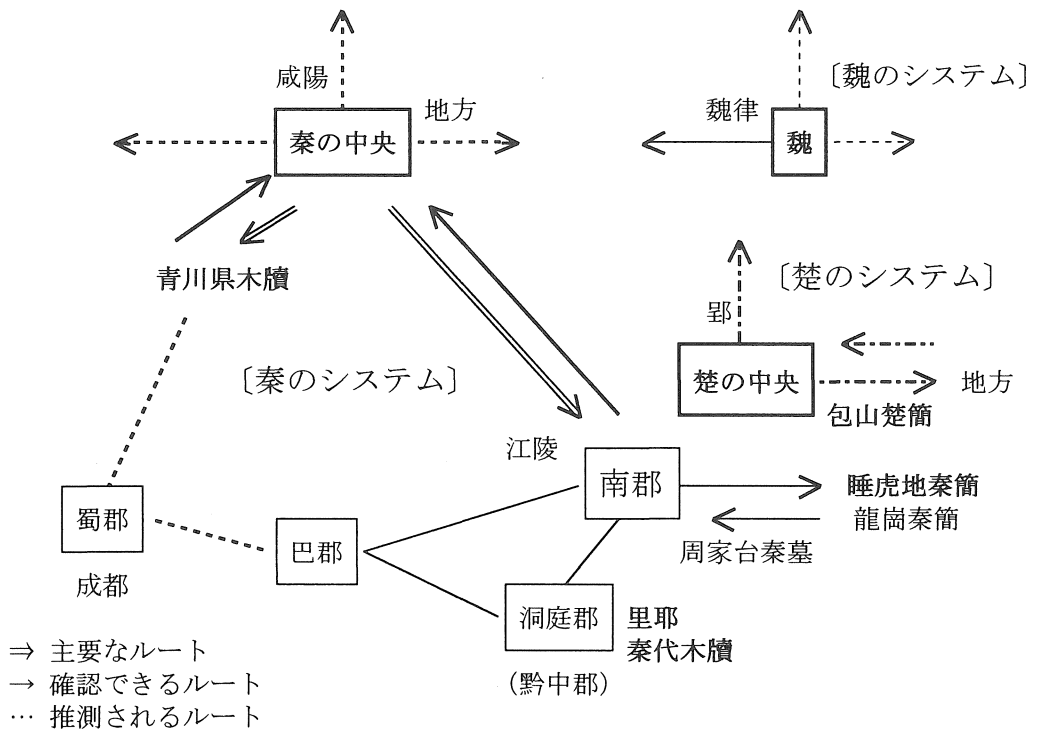
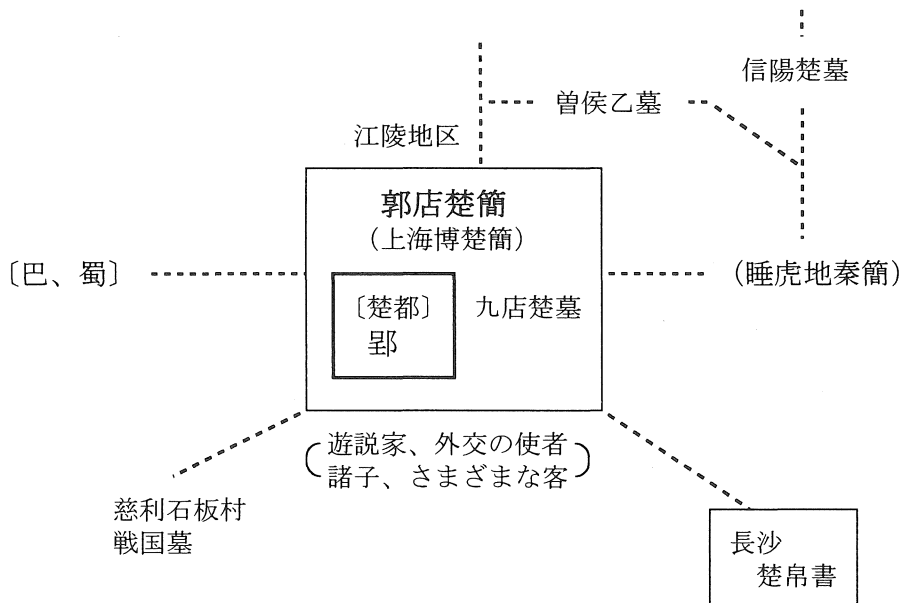


図 2：戦国楚の書籍伝達



また前室には竹書の断片があり、報告では儒家の思孟学派に関する資料とみなしている。しかし『墨子』の逸篇ではないかという解釈もあり⁽²¹⁾、その性格には諸説がある。この墓の位置は、慈利戦国墓と同じように江陵地区から離れている。

つぎに郭店一号楚墓は、墓道と一槨室一棺の構造をもち、その頭箱から『礼記』⁽²²⁾ 緇衣篇や『老子』甲本、乙本、丙本などの古書が出土した。その内容は、『老子』と「太一生水」など道家の書物と、『礼記』など儒家の書物、「語叢」のように『說苑』『淮南子』の形式と似ているものがあるが、その作成年代と性格をめぐって議論がある⁽²³⁾。また上海博物館蔵の戦国楚簡は、出土地が不明であるが、その内容は郭店楚簡に共通するものがある。この郭店楚墓は、包山楚墓と同じく江陵地区の近辺に位置している。

これらの楚系文字の書籍は、墓主に近い楚の地で作成されたのだろうか。それとも他の地域から伝えられ、それが楚系文字に書写されたのだろうか。これについて浅野裕一氏は⁽²⁴⁾、書籍が作成されてから伝達されるまでの期間を問題とし、別の地域からの長期にわたる伝達を想定されている。たとえば六経（詩、書、礼、樂、易、春秋）の成立では、郭店楚簡の「六徳」に「詩、書」「礼、樂」「易、春秋」とあり、作成年代をそれ以前の戦国前期（前四〇三〜三四三年）とする。同じように『周易』や「緇衣」篇などについても、その作成年代が戦国前期より前にさかのぼると推定している。したがって書籍は楚の地から出土しても、それは必ずしも楚国で作成されたことを意味しない。こうした各国の情報伝達では、文書の場合と同じように、各国の文字の系統や、言語学によって地域的な特徴の解明が期待される。

そのとき考慮すべきことは、人々の旅行や移動による伝達であろう。これまで春秋時代はともかく、戦国時代になると、文献によって各国に外交の使者や遊説家たちの往来があったことが知られている。とくに戦国中期に合従連衡が激しくなつてからは、外交の使者や諸子の往来が盛んになった⁽²⁵⁾。だから情報伝達のルートには、こうした遊説家たちの存在が考えられる。先にみた楚の貴族や大夫ともいえる階級の人が所有していた書物は、遊説家や諸子たちによってもたらされたかもしれない。いわば受信側での残存である。ただし諸国を外交で往来する遊説家は、一緒に書物を伝えたとしても、かれらの外交文書や、各国の奏言、国策などは、経書や諸子とは別の資料系統に属するといえよう。

しかし戦国時代では、こうした諸子や外交の使者たちだけが書籍を伝達したとは考えられない。なぜなら戦国後期になると、多くの食客をかかえた封君の伝えや、貴族レベルのほかに、もう少し小規模な墓で、下層といわれる身分の人たちも書籍を所有しているからである。それには江陵九店楚簡の『日書』などがある。また江陵王家台秦簡にも、『日書』をはじめ占卜の資料がある。⁽²⁵⁾ こうした資料は、楚文化の特色をうけているとともに、あるいは巫祝のような役割をもつ人々と関連するかもしれない。

そこで戦国中期より以降に、一般の社会層にも少しずつ書物が広がるのは、これらの墓が楚都の近辺に位置することも一因ではなからうか。つまり江陵付近の書籍は、まず都の郢^ふに多くの客などによる情報が集められ、それが周辺に伝えられたのかもしれない。こうした客の生息は、これまでも文献から指摘されていたが⁽²⁶⁾、睡虎地秦簡『法律答問』には「旅人」と称する一般の寄食者や客の存在が示されている。

〔何〕 謂旅人・寄及客。是謂旅人。200

〔法律答問〕

何を「旅人」と謂うのか。・寄食するもの及び客、これらを「旅人」と謂う。

このように儒家や道家などの書籍は、すべて墓に副葬される竹簡の形態で、その所有者は貴族クラスや、大夫と、もう少し下層といわれる人々であった。このうち文献にみえる封君や、江陵から離れた貴族クラスの墓では、往来する諸子や外交の使者のほか、食客たちが情報をもたらした可能性がある。また江陵周辺の大夫クラスや他の人々は、かれら自身が他国への客となるか、あるいは都周辺の情報をうけた人々にあたるかもしれない。

ともかく書籍の伝達は、誰かが書写し持ち運ばなければ移動することがない。それは、まず楚都の周辺に情報が集められ、長沙もその延長上の一拠点となる。また信陽楚墓や慈利戦国墓のような遠方では、都から伝わったか、あるいは交通上の地点として書物が残されたのかもしれない。そのため戦国時代では、各地を旅行し移動する諸子や外交官たち、客のような人々の介在、それを書写する人々などを想定する必要がある。そのとき客にも、さまざまな階層があるとおもわれ、封君のような貴族に寄食する者から、末端の官吏に寄食する者まであったはずである。

したがって書籍の伝達でも、長江流域の墓から出土する資料は、一方で楚文化の特色を示すようであるが、やはり広く他国から書物が伝達される状況を示唆するとおもわれる。出土資料の多くは、楚の地から発見されているが、そこに他国の書籍伝達の傾向をうかがう普遍的な意義をもっている。そこで巴蜀の地も、内容が限定されるとはいえ書籍が伝達される可能性があり、それが墓葬に表れないのは習俗や社会情勢の違いによるのかなどは、考古発掘をふくめた今後の課題となろう。

三、秦漢王朝と巴蜀、楚の社会

これまで文書と書籍の伝達を通じて、秦と巴蜀、楚文化の様子を考えてきた。そこで独自の特質をもつ地域社会が、どのようにして秦の統治に組み込まれてゆくかという問題を最後に展望してみよう。

まず巴蜀の方面は、戦国秦に占領される以前に独自の青銅器をもつ文化があると知られているが、その社会構造などは考古学の成果に待つところがある。また秦の占領によって地域文化がどのように郡県制に組み込まれるかは、その前後の社会情勢とあわせて不明な点が多い。しかし秦の郡県制が展開すると、楚と同じような行政機構が機能することが予想される。また睡虎地秦簡「封診式」の「遷子」という内容には、蜀郡の辺県や、成都の地名がみえており、なお人々を遷徙する地でもあったことがわかる。

統一秦では、里耶秦牘のJ1⑩5と⑩6に、洞庭郡から内史や巴、南郡、蒼梧郡などに輸送する記事があり、巴郡との関連がうかがえる。そして張家山漢簡『奏讞書』には「蜀守の讞」三件（54～55、56～57、58～59簡）があり、『二年律令』の「秩律」には、巴郡の県（胸忍、江州、臨江、涪陵、安漢、宕渠、枳、平樂、江陽）と蜀郡の県（成都、臨邛、青衣道、嚴道）などがみえている。また『二年律令』の「津関令」では、南郡に隣接する巴郡の胸忍くんにんに雲夢うんぼうの附園があり、その間の扞関かんかんを通過する規定があつて、ここにも楚との関連がわかる。

しかし年代順に同じ地域の変遷がたどれるのは、なんといつても江陵を中心とする秦漢の南郡の地域であろう。先にみた包

山楚簡からは、秦に占領される前の楚社会がうかがえる。陳偉氏は⁽²⁷⁾、楚の行政機構と裁判の過程を分析し、郡レベルの下にある県を基本単位とし、その県が下にある里と邑などを組織とすることを指摘した。また県と封邑（封君の領地）レベルの職官として、莫囂、連囂、司馬、攻（工）尹、司敗、諸々の尹などを整理している。こうした地方行政の機構は、秦の郡県制にくらべて封君が多い社会を示している。また工藤元男氏が指摘されるように⁽²⁸⁾、包山楚簡の卜筮祭禱簡からは、楚の習俗がうかがえ、それが楚の社会構造とあわせて秦と異なるとみなされたのかもしれない。このような楚の社会が、約四〇年後に秦に占領された。

秦に占領され南郡となった社会は、睡虎地秦簡にうかがえる。ただし秦の占領は、必ずしも順調ではなかった。秦王政十七年（前二三〇）に韓が滅び、十八年（前二二九）に趙の邯鄲が陥落すると、楚の地も動揺したと推測され、『編年記』十九年（前二二八）条には「南郡備警」とあり、南郡で警戒した情勢がみえている。

つづいて睡虎地秦簡「語書」では、秦王政二十年（前二二七）に南郡の守である騰が、県と道の嗇夫に、楚の邪惡な習俗をやめて秦の法令を遵守するように通達している⁽²⁹⁾。

廿年四月丙戌朔丁亥。南郡守騰謂縣道嗇夫。……今法律令已具矣。而吏民莫用。郷俗淫失之民不止。……今且令人案行之。舉劾不從令者。致以律、論及令・丞。有（又）且課縣官。獨多犯令而令・丞弗得者。以令・丞聞。以次傳。別書江陵布。以郵行。

（秦王）二十年（前二二七）四月丙戌朔の丁亥（二日）。南郡守の騰が各県・道の嗇夫に通告する。……今、法律令はすでに具備している。しかるに吏民には用いないものがあり、郷俗の淫失の民は無くなることがない。……今、まさに人を派遣してこれを案行させようとしており、命令に従わない者は弾劾して検挙する。律で論じることが、県令や丞にも適用する。また県官に課するに、令を犯すものが多くて県令や丞が検挙できないだけでも、令や丞によつて報告せよ。（この命令は）各県の機関を通じて伝えよ。別に書写して江陵に公布するには、郵の機関を通じて遞送せよ。

つまり南郡では、占領から五〇年以上を過ぎても、危急の際には秦の法令による統治の困難さと、楚社会に不穩な情勢があ

ったことを示唆している。これは多くの研究がすでに指摘しているところである。

秦代の楚社会は、睡虎地秦簡のあと龍崗秦簡によって、雲夢にある皇帝の禁苑や馳道に関する規定の一部がわかり、周家台三〇号秦墓の竹簡によって、郡県の官吏の行動と、曆譜、占いの様子がわかる。また里耶秦代木牘では、これから公開が増加すれば、さらに具体的な郡県統治の実態が明らかになるう。

秦の滅亡後は、共敖（もとの楚柱国）の臨江国となった。しかし共敖の子の共驩は、項羽が敗北したあと捕虜となり、漢五年（前二〇二）正月に、ふたたびこの地域は南郡となっている。その後の情勢は、張家山漢簡にうかがえる。張家山漢簡は、漢の南郡統治の時代を反映した資料であり、『奏讞書』には、それ以前の秦代と漢代の社会情勢がうかがえる。

そこで湖北省の江陵地区は、古くから楚文化の本拠地であるとともに、戦国秦漢時代の地方統治の変化を示すモデル地区といえることができる。近年に増加した長江流域の出土資料は、これまでの個別の分析をこえて、今では楚の地域社会の変遷を年代順に理解することを可能にしているのである⁽³⁰⁾。

長江流域の出土資料の価値は、これにとどまらない。さらに注目されるのは、張家山漢簡の中に、漢王朝が成立する際の郡国制の性格を示唆することである。つまり漢王朝は、一方で秦の法制を継承すると同時に、楚の社会システムを組み込もうとしたようである。たとえば『奏讞書』の高祖六年の案件には、もとの「楚爵」をもつ人物が漢に組み込まれ、かれらの起こした事件の処遇が問題となっている⁽³¹⁾。

こうした社会情勢の背景を探てみると、秦末の叛乱を起こした陳涉と項梁・項羽、劉邦（沛公、漢王）たちは、ともに淮水流域に遷った楚の社会で育った人々であったことがわかる。そして陳涉は、陳で楚の復興をめざして「張楚」という国号を称し、項梁と項羽は、楚の王室の子孫を探し出して懷王として楚国を復興した。また劉邦も、蜂起した当初は楚懷王のもとに身を寄せていた。したがって秦末叛乱の中心となった人々は、包山楚簡にみえる楚社会の延長にある人々だったことになる。

劉邦は漢王となって秦の律令制度を継承したが、楚漢戦争のあと項羽を破り、皇帝に推戴されてからも、張家山漢簡『奏讞

書』の案件のように楚の人々を組み込んでいたことになる。そして長安を中心として、旧秦の地域と、早くから郡県制に組み込まれた巴蜀、南郡などの地域を郡県制とした。こうした郡県制の範囲は、張家山漢簡「秩律」の地方の県に反映されている。

しかし東方の地域は直接的な郡県制とはせず、劉氏や功臣たちの王国を置いた。これは漢高祖が、諸侯に推戴されたせいでもあるだろうが、東方に項羽の行なった楚の社会システムを継承したとみなすこともできる⁽³²⁾。もしそうであれば漢王朝は、西方と東方に秦と楚の社会システムを継承して、それぞれの地域社会を統治しようとしたことになる。そのとき長江流域の出土資料は、江陵地区の変遷を示すだけではなく、こうした秦漢帝国の成立においても、秦と楚の社会システム（文字、行政制度、文書の伝達、習俗など）を知る手がかりを与えることになるう。

おわりに

湖北、湖南省の楚の地は、秦漢王朝がどのように地域社会を統治しようとしたかを知る具体的なモデル地区となる。ここでは長江流域に集中している出土資料が、従来の個別研究をさらに発展させて、戦国楚の社会―戦国秦の占領―秦代―王国―漢代社会という連続した考察を可能にすることをみてきた。そのとき秦が地域社会を組み込む例として、文書の伝達という視点を提示したが、そこには独自の文化をもつ巴蜀の地と、すでに楚の社会システムをもつ地域を統治する違いがみられるようである。また個人やグループの情報伝達の一例として、諸子や客の旅行や移動によって伝えられる書籍のあり方を考えてみたが、ここでも楚の地の資料は、他の地域への展望をあたえてくれる。これらは長江流域の出土資料が、巴蜀や楚の地域文化と、同時代の地域社会の考察にとって有効であることを示している。

しかし長江流域の簡牘資料は、巴蜀や楚文化の考察をこえて、秦漢帝国の成立という問題にも、あらたな視点を提供する。すなわち睡虎地秦簡や張家山漢簡は、秦とそれを継承した漢のシステムを反映しているが、包山楚簡にみえていた楚の社会システムは、淮水流域に遷った楚の社会に温存されていたと推測される。そして秦末の叛乱で、陳渉、項梁・項羽、沛公たちは

楚のシステムによって行動し、漢王朝が成立したあとも、高祖は楚のシステムを東方の王国に残したようにおもわれる。その一例が、張家山漢簡『奏讞書』の案件にうかがえる。したがって長江流域の資料は、漢王朝が地域社会を統治しようとした郡国制（郡県制と王国）という社会編成にも展望を開くものである。これは長江流域の考察が、さらに広く中国文明と地域社会の研究に応用できることになる。

この報告では、長江流域からみた歴史のアウトラインにとどまっているが、それが書道史や上古中国語、考古学、思想史など、他分野との議論を進めるきっかけになればと願うものである。

注

- (1) 藤田勝久「戦国秦の領域形成と交通路」、『出土文物による中国古代社会の地域的研究』平成三年度科学研究報告書、愛媛大学、一九九二年）。
- (2) 出土資料の出典は、一覧表の参考文献を参照。戦国史との関係は、藤田勝久『『史記』と中国出土書籍』、『史記戦国史料の研究』東京大学出版会、一九九七年）でふれている。全体にかかわるものでは、駢宇騫・段書安編著『本世紀以来出土簡帛概述』（台北市万卷楼圖書、一九九九年）、馬今洪『簡帛：發現与研究』（上海書店出版社、二〇〇二年）、李均明『古代簡牘』（文物出版社、二〇〇三年）などに紹介がある。
- (3) たとえば工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』（創文社、一九九八年）、松崎つね子『睡虎地秦簡』（明德出版社、二〇〇〇年）などに紹介がある。
- (4) 池田雄一編『奏讞書——中国古代の裁判記録』（刀水書房、二〇〇二年）に解説と研究の紹介がある。
- (5) 文献の伝えでは、晋代に戦国魏の墓から発見されたという「汲冢竹書」があり、戦国秦では甘肅省の天水放馬灘秦簡があるが、楚の地に比べると少ない。
- (6) 四川省博物館・青川県文化館「青川県出土秦更修田律木牘」、『文物』一九八二年一期）。このほか同誌には、于豪亮「积青川秦墓木牘」、李昭和「青川出土木牘文字考」の考察と釈文があるが、少し異なる。
- (7) 楚墓については、間瀬収芳「秦帝国形成過程の一考察——四川省青川戦国墓の検討による」、『史林』六七—一、一九八四年）があり、耕地の

地割りにについては渡辺信一郎「阡陌制論」(一九八五、『中国古代社会論』青木書店、一九八六年)に諸説の紹介がある。

(8) 劉瑞「里耶秦代木牘零拾」(『中国文物報』二〇〇三年五月三〇日)。

(9) 富谷至「21世紀の秦漢史研究」(『岩波講座世界歴史3 中華の形成と東方世界』岩波書店、一九九八年)では、「竹簡は編綴して冊書の形で使用する場合に使われ、木簡は単独簡として簡側に切り込みを入れたり、簡の頭を円形にしたりして、形状の上で細工を施すときに利用される書写材料」とみなし、使用方法による区別を想定している(二六一頁)。同『木簡・竹簡の語る中国古代』(岩波書店、二〇〇三年)参照。

(10) 「湖南龍山里耶戰国—秦代古城一号井発掘簡報」(『文物』二〇〇三年一期)、湖南省文物考古研究所「湖南龍山県里耶戰国秦漢城址及秦代簡牘」(『考古』二〇〇三年七期)。

(11) 最近の紹介には、初山明「秦代公文書の海へ—湖南龍山里耶出土の簡牘を読む」(『東方』二六八、二〇〇三年)がある。

(12) 李学勤「初読里耶秦簡」(『文物』二〇〇三年一期)。

(13) 湖北省荆州市周梁玉橋遺址博物館編『関沮秦漢墓簡牘』(中華書局、二〇〇一年)。

(14) 睡虎地秦簡の「田律」については、山田勝芳『秦漢財政收入の研究』(汲古書院、一九九三年)に考証がある。

(15) 渡辺前掲「阡陌制論」など参照。

(16) 陳偉『包山楚簡初探』(武漢大学出版社、一九九六年)。また藤田勝久「包山楚簡にみえる戦国楚の県と封邑」(『中国出土資料研究』三、一九九九年)、広瀬薫雄「包山楚簡『所誼』研究」(池田知久監修『郭店楚簡の思想史的研究』第五卷、二〇〇一年)、同「包山楚簡に見える証拠制度について」(郭店楚簡研究会編『楚地出土資料と中国古代文化』汲古書院、二〇〇二年)など。

(17) 江村治樹『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』(汲古書院、二〇〇〇年)。

(18) 本年報の横田恭三、大西克也氏の報告論文を参照。

(19) 彭浩「読張家山漢簡《行書律》」(『文物』二〇〇二年九期)など。

(20) 李学勤「長台関竹簡中の《墨子》佚篇」(『簡帛佚籍与学术史』時報出版、一九九四年)。

(21) これまで書物の副葬は、墓主の身分や職務、愛読書に関連し、また死後の生活に必要なものといわれる。また杉本憲司「漢墓出土の文書に

ついで―特に湖北江陵鳳凰山漢墓について」（『檀原考古学研究所論集』第五、一九七九年）は、簡牘資料もまた明器として一部が副葬されたとする。

- (22) 日本では、郭店楚簡研究会編『楚地出土資料と中国古代文化』（汲古書院、二〇〇二年）、池田知久編『郭店楚簡儒教研究』（汲古書院、二〇〇三年）、大阪大学中国哲学研究室編輯『新出土資料と中国思想史』（『中国研究集刊』別冊、三三、二〇〇三年）などがある。

- (23) 浅野裕一「戦国楚簡と古代中国思想史の再検討」（『中国出土資料研究』六、二〇〇二年）。

- (24) 佐藤武敏監修、工藤元男・早苗良雄・藤田勝久訳注『馬王堆帛書戦国縱横家書』（朋友書店、一九九三年）参照。

- (25) 工藤元男「中国古代の社会史研究と出土文字資料」（『殷周秦漢時代史の基本問題』汲古書院、二〇〇一年）は、包山楚簡の卜筮祭祷簡から『日書』への展開を位置づけている。

- (26) 渡辺卓「戦国時代における『客』の生態」、同「戦国的儒家の遍歴生活」（以上、『古代中国思想の研究』創文社、一九七三年）など。

- (27) 陳偉前掲『包山楚簡初探』。

- (28) 工藤元男「祭祀儀礼より見た戦国楚の王権と世族・封君―主として『卜筮祭祷簡』『日書』による」（『歴史学研究』七六八、二〇〇二年）は、こうした資料から楚の社会を展望している。

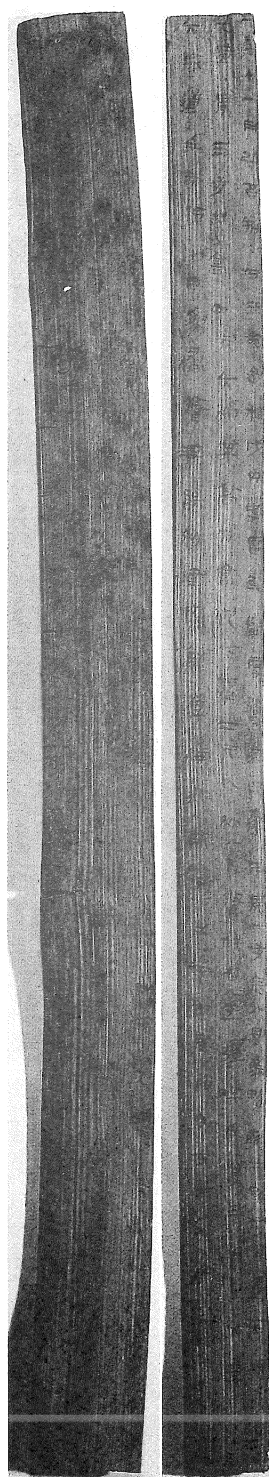
- (29) 睡虎地秦簡「語書」の形式は、里耶秦牘のJ1⑩5の構成とよく似ている。したがって「語書」も、当初は木牘に書かれるものがあつたかもしれない。

- (30) さらに漢代では、湖南省沅陵虎溪山漢墓の資料が、文帝期の沅陵侯・呉陽の侯国を示している。また文帝、景帝期の江陵鳳凰山漢墓の簡牘資料も、この地区に接続する社会を示しており、佐原康夫「江陵鳳凰山漢簡再考」（『東洋史研究』六一―三、二〇〇二年）などがある。

- (31) 藤田勝久「秦漢帝国の成立と秦・楚の社会―張家山漢簡と『史記』研究」（『愛媛大学法文学部論集』人文学科編一五、二〇〇三年）参照。

- (32) この点は、李開元『漢帝国の成立と劉邦集団』（汲古書院、二〇〇二年）でも論じている。

四川省青川縣戰國墓の木牘



正面

二年十一月己酉朔朔日。王命丞相戊・內史匱。民〔願〕更脩爲田律。田廣一步。袤八則爲畛。畝二畛。一百〔陌〕道。百畝爲頃。一千〔阡〕道。道廣三步。封高四尺。大稱其高。〔埒〕高尺。下厚二尺。以秋八月。脩封〔埒〕。正〔疆〕畔。及發千百〔發阡陌〕之大草。九月。大除道及阪險。十月爲橋。脩波〔陂〕隄。利津〔梁〕。鮮草离。非除道之時。而有陷敗不可行。輒爲之。

背面

四年十二月。不除道者。

□一日 □一日 辛一日

壬一日 亥一日 辰一日

戌一日 □一日

(長さ四六センチ、幅一・五センチ、『全国出土文物珍品選 一九七六—一九八四』文物出版社、一九八七年)

張家山漢簡「田律」



一四八

一四七

一四六

田廣一步。袤二百卅步。爲畛。畝二畛。一佰〔陌〕道。百畝爲頃。一千〔阡〕道。道廣二丈。恆以秋七月除千佰〔阡陌〕之大草。九月。大除道。道有陷敗不可行者。罰其畜夫・吏主者。黃金各二兩。□□□□□□及□土。罰金二兩。248

(長さ三一センチ、『張家山漢墓竹簡』文物出版社、二〇〇一年)

里耶秦代木牘



J1⑥6背面



J1⑥6正面



J1⑤5背面



J1⑤5正面

里耶秦代木牘

廿七年二月丙子朔庚寅。洞庭守禮謂縣嗇夫、卒史嘉、段（假）卒史穀、屬尉。令曰、傳送委輸必先悉行城旦春、隸臣妾、居貲贖責（債）。急事不可留。乃興〔徭〕。今洞庭兵輸內史及巴、南郡、蒼梧。輸甲兵當傳者多。節（即）傳之。必先悉行乘城卒、隸臣妾、城旦春、鬼薪白粲、居貲贖責（債）、司寇、隱官、踐更縣者。田時毆（也）。不欲興黔首。嘉、穀、尉。各謹案所部縣卒、徒隸、居貲贖責（債）、司寇、隱官、踐更縣者簿。有可令傳甲兵。縣弗令傳之而興黔首。興黔首可省少、弗省少而多興者。輒劾移縣。縣亟以律令具論。當坐者言名史泰守府。嘉、穀、尉在所縣上書。嘉、穀、尉令人日夜端行。它如律令。

二月丙辰。遷陵丞歐敢告尉、告鄉司空倉主、前書已下重聽書從事。尉別都鄉司空、司空傳倉、都鄉別啓陵·貳春、皆弗留〔脫〕它如律令。／鈇手 丙辰水下四刻隸臣尚行。

三月癸丑水下盡□陽陵土□句以來。／邪手。

〔七〕月癸卯水十一刻下九求盜簪褒陽成辰以來／羽手

如手

⑬ 5 背面

〔廿七〕年二月丙子朔庚寅。洞庭守禮謂縣嗇夫、卒史嘉、段（假）卒史穀、屬尉。令曰、傳送委輸必先悉行城旦春、隸臣妾、居貲贖責（債）。急事不可留。乃興〔徭〕。今洞庭兵輸內史及巴、南郡、蒼梧。輸甲兵當傳者多。節（即）傳之。必先悉行乘城卒、隸臣妾、城旦春、鬼薪白粲、居貲贖責（債）、司寇、隱官、踐更縣者。田時毆（也）。不欲興黔首。嘉、穀、尉。各謹案所部縣卒、徒隸、居貲贖責（債）、司寇、隱官、踐更縣者簿。有可令傳甲兵。縣弗令傳之而興黔首。興黔首可省少、弗省少而多興者。輒劾移縣。縣亟以律令具論。當坐者言名史泰守府。嘉、穀、尉在所縣上書。嘉、穀、尉令人日夜端行。它如律令。

三月庚戌。遷陵守丞敦狐敢告尉、告貳春鄉司空倉主、聽書從事。尉別書都鄉司空、司空傳倉、都鄉別啓陵·貳春、皆勿留〔脫〕它如律令。／鈇手庚戌水下□刻走招行尉。

三月戊午遷陵丞歐敢言之。寫上敢言之。／鈇手己未旦令史犯行□〔月〕戊申夕土五（伍）巫下里聞令以來／慶手

如手

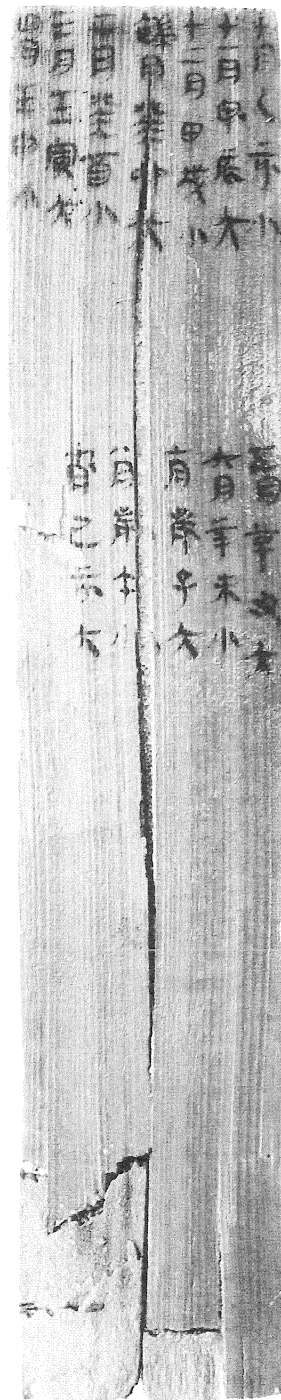
⑬ 6 背面

⑬ 6 正面

周家台三〇号秦墓の木牘「曆譜」

壹

貳



壹

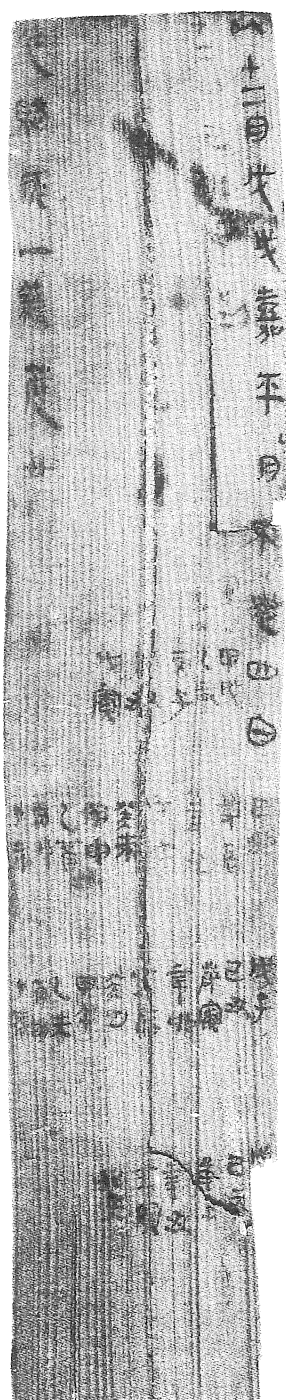
貳

叁

肆

伍

正面



正面

背面

背面

十月乙亥小
十一月甲辰大
十二月甲戌小
端月癸卯大
二月癸酉小
三月壬寅大
四月壬申小

五月辛丑大
六月辛未小
七月庚子大
八月庚午小
九月己亥大

以十二月戊戌嘉平、月不盡四日。
十二〔月〕己卯口到。

甲戌
乙亥
丙子
丁丑
戊寅

己卯
庚辰
辛〔巳〕
壬午
癸未
甲申
乙酉
丙戌
丁亥

戊子
己丑
庚寅
辛卯
壬辰
癸巳
甲午
乙未
丙申
丁酉

戊〔戌〕
己亥
庚子
辛丑
壬寅
癸

廷賦所、籍度廿。

包山楚簡の文書簡

左尹以王命告湯公。寧慶告胃。苛冒宣卯殺其覲。而陰之戰。數得冒。卯自殺。陰之戰。客或執簋之覲。而舊不為刺。君命謙為之刺。頭乘之月。命一報。事人以至命於鄂。

135 反

集 駐 從 鄂 以 此 等 卷。

132 反

魯經之章。甲午之日。翁尹。

青川県木牘〔資料1〕

正面

（秦武王）二年十一月己酉朔朔日。王命丞相戊・内史匭。民〔願〕更脩爲田律。田廣一步。袤八則爲畛。畛二畛。一百〔陌〕道。百畝爲頃。一千〔阡〕道。道廣三步。封高四尺。大稱其高。將〔埒〕高尺。下厚二尺。以秋八月。脩封將〔埒〕。正疆〔疆〕畔。及發千百〔發阡陌〕之大草。九月。大除道及阪險。十月爲橋。脩波〔陂〕隄。利津〔梁〕。鮮草离。非除道之時。而有陷敗不可行。輒爲之。

秦武王の二年（前三〇九）十一月己酉朔の朔日。王が丞相の甘茂と内史の匭たちに命じて、「田律」をあらためて整え修めさせた。

その規定で、田の広さは一步と長さ八則（二四〇歩）で畛とする。一畝は二畛で、そこに一つの陌道を設ける。百畝を一頃とし、そこに一つの阡道を設ける。道の広さは三步（約四・〇メートル）。封は高さ四尺（約九〇センチ）。大きさは高さと同じ。埒は高さ一尺（約二二センチ）。下の厚さは二尺（約四五センチ）。

秋八月には、封と埒を修めて疆畔の境界を正しくし、阡陌道の大草を除く。九月には、道路と阪險の補修をする。十月には、橋を修復し、陂池の堤防を補修する。渡し場の橋を整える。もし草が鮮^{すくな}く、道路を補修する時期でなくとも、陷没などがあり通行できないときは、そのたびに補修をせよ。

背面

四年十二月。不除道者。

九年十二月。不除道者。（于豪亮氏の釈文）

□一日 □一日 辛一日 □二日 □一日 章一日

壬一日 亥一日 辰一日 □九日 □一日 □一日

戌一日 □一日 □一日 □一日

里耶秦代木牘〔資料2〕重複文字は△で示す。

⑩ 5 正面

廿七年二月丙子朔庚寅。洞庭守禮謂縣嗇夫、卒史嘉、段（假）卒史穀、屬尉。令曰、傳送委輸必先悉行¹。城旦舂、隸臣妾、居貲贖責（債）。急事不可留。乃興（徭）^レ。今洞庭兵輸內史及巴、南郡、蒼²梧。輸甲兵當傳者多。節（即）傳之。必先悉行乘城卒、隸臣妾、城旦舂、鬼薪白粲、居貲贖³責（債）、司寇、隱官、踐更縣者簿。田時段（也）。不欲興黔首。嘉、穀、尉。各謹案所部縣卒、徒隸、居⁴貲贖責（債）、司寇、隱官、踐更縣者簿。有可令傳甲兵。縣弗令傳之而興黔首。興黔首可^{△△△}5省少、弗省少而多興者。輒劾移縣。縣亟以律令具論。當坐者言名史秦守府。嘉、⁶穀、尉在所縣上書。嘉、穀、尉令人日夜端行。它如律令。⁷

大意（郡守から各県への命令）

（秦始皇帝）二十七年（前二二〇）二月丙子朔庚寅（二五日）。洞庭守の札が、県嗇夫と卒史の嘉、仮卒史の穀、属尉に通告する。令に曰う、「伝送し貨物を輸送する際には、必ず先に悉く城旦舂と隸臣妾、居貲贖責（債）たちを行^レれ。急事で留めることができないとき、乃ち（一般の）徭役を興せ」と。今、洞庭の兵を内史及び巴郡、南郡、蒼梧郡に輸送し、甲兵を輸送するのに伝送すべき者が多い。もしこれらの物資を伝送するときは、必ず先に悉く乗城卒と、隸臣妾、城旦舂、鬼薪白粲、居貲贖責（債）、司寇、隱官、県に踐更する者を行かせよ。田時（農事）であるので、黔首（民）^{けんしゅ}を興すのを欲しない。（卒史の）嘉、（仮卒史の）穀、（属の）尉らは、各々謹しんで部する所の県卒や徒隸、居貲贖責（債）、司寇、隱官、県に踐更する者の簿籍を案じよ。甲兵の伝送があつて、県がこれらの者たちを伝送させずに黔首を興したり、黔首を省き少くできるのに、省かずして多く徴発した者は、そのたびに効を県に移せ（送れ）。県はただちに律令を以て具さに論ぜよ。当に坐する者は、名史を（郡の）秦守府に言^もせ。（卒史の）嘉、（仮卒史の）穀、（属の）尉らの在所の県は上書せよ。

嘉、穀、尉らは人をして日夜端行させよ。它是律令の如くせよ。

⑩ 5 背面

二月丙辰。遷陵丞歐敢告尉、告鄉司空倉主、前書已下重聽書從事。尉 1 別都鄉司空、司空傳倉、都鄉別啓陵・貳春、皆弗留

〔脱〕它如律 2 令。／卸手 丙辰水下四刻隸臣尚行。 3

二〔三？〕月丙辰。遷陵の丞の欧が敢て尉に告ぐ、「郷と司空、倉主に告げることは、前書して下したが、重ねて書を聴いて事に従え。尉は都郷と司空に別てよ。司空は倉に伝え、都郷は啓陵・貳春（郷）に別てよ。皆な留脱すること勿かれ。它是律令の如くせよ」と。／卸が手書す。丙辰の水下四刻に、隸臣の尚に行かせる。

三月癸丑水下盡□陽陵士□句以來。／邪手。 4

三月癸丑の水下盡□のとき、陽陵の士〔伍？〕の句が以て来る。／邪が手書す

〔七〕月癸卯水十一刻下九求盜簪褭陽成辰以來／羽手

如手 5

〔二？〕月癸卯の水十一刻下九のとき、求盜・簪褭の陽成の辰が以て来る／羽が手書す

如手 5

⑩ 6 正面

〔廿七〕年二月丙子朔庚寅。洞庭守禮謂縣嗇夫、卒史嘉、段（假）卒史穀、屬尉。令曰、傳送委 1 輸必先悉行城旦舂、隸臣妾、居貨贖責（債）。急事不可留。乃興〔徭〕。今洞庭兵輸内史及巴、2 南郡、蒼梧。輸甲兵當傳者多。節（即）傳之。必先悉行乘城卒、隸臣妾、城旦舂、鬼薪白粲、居 3 貨贖責（債）、司寇、隱官、踐更縣者簿。田時毆（也）。不欲興黔首。嘉、穀、尉。各謹案所部縣卒、徒隸、居 4 貨贖責（債）、司寇、隱官、踐更縣者簿。有可令傳甲兵。縣弗令傳之而興黔首。興黔首可省 5 少、弗省少而多興者。輒劾移縣。縣亟以律令具論。當坐者言名史泰守府。嘉、6 穀、尉在所縣上書。嘉、穀、尉令人日夜端行。它如律令。 7

〔⑩ 5 正面と同じ文章〕

⑩ 6 背面

三月庚戌。遷陵守丞敦狐敢告尉、告貳春鄉司空倉主、聽書從事。尉別書都 1 鄉司空、司空傳倉、都鄉別啓陵・貳春、皆勿留〔脱〕它如律令。／卸手庚戌水下□ 2 刻走招行尉。 3

三月庚戌（の日）、遷陵の守丞の敦狐が敢て尉に告ぐ、「貳春郷と司空、倉主に告げること、書を聴いて事に従え。尉は都郷と司空に別書せよ。司空は倉に伝え、都郷は啓陵・貳春（郷）に別てよ。皆な留脱すること勿かれ。它是律令の如くせよ」と。

／釦が手書す。庚戌の水下□刻に、走の招を尉のところに行かせる。

三月戊午遷陵丞歐敢言之。寫上敢言之。／釦手己未旦令史犯行⁴

三月戊午（の日）、遷陵の丞の欧が申し上げます、「写上」しました。敢て之を言う。／釦が手書す。己未の旦に、令史の犯を
行る。

□〔月〕戊申夕士五（伍）巫下里聞令以來／慶手

如手⁵

〔三？月〕戊申の夕に、士伍の巫下里の聞令が以て来る／慶が手書す

如が手書す

張家山漢簡「田律」〔資料3〕

田廣一步。袤二百卅步。爲畛。畝二畛。一佰（陌）道。百畝爲頃。一千（阡）道。道廣二丈。恆以秋七月除千（阡）佰（陌）之大草。九月。大除道□阪險。十月爲橋。脩波（陂）堤。利津梁。雖非除道之時。而有陷敗不可行。輒爲之。郷部主邑中道。田主田道。道有陷敗不可行者。罰其畜夫・吏主者。黃金各二兩。□□□□□□及□土。罰金二兩。

（二四六～二四八簡）

田の広さは一步と長さ二四〇步で畛とする。一畝は二畛で、そこに一つの陌道を設ける。百畝を一頃とし、そこに一つの阡道を設ける。道の広さは二丈（約四・五メートル）。秋七月には、阡陌道の太草を除く。九月には、道路と阪險の補修をする。十月には、橋を修復し、陂池の堤防を補修する。渡し場の橋を整える。もし道路を補修する時期でなくとも、陥没などがあり通行できないときは、そのたびごとに補修をせよ。

郷部は邑中の道をつかさどり、田（典）は田の道をつかさどる。道に陥没などがあつて通行できないときは、その畜夫と吏の主さどる者に、黄金各々二兩の罰金とする。……のときは、罰金二兩とする。

表1 長江流域などの出土資料

戦国楚

-
- 1) 曾侯乙墓：1978年、湖北省出土、戦国早期、槨室二層棺、『曾侯乙墓』1989
①車馬の装備121枚 ②人馬の甲冑 20枚 ③駕車の馬 68枚
④木俑を記す 6枚 (竹簡、計240枚)
-
- 2) 信陽楚墓：1956年、湖北省出土、戦国早期、墓道、腰坑、『信陽楚墓』1986
①古書199断簡（竹書）、②遣策29断簡 (竹簡、計148断簡)
-
- 3) 天星觀戦国墓：1978年、湖北省出土、戦国中期（前361～340頃）考古学報1982・1
①喪葬制度の遣策、②卜筮記録の三種 (竹簡、計70余枚と残簡)
-
- 4) 望山楚簡：1966～69年、湖北省出土、戦国中期、封土、墓道、『望山楚簡』1995
①祭祀にかかわる資料 23、4枚（1号墓）
②遣策 5枚と残簡（2号墓） (竹簡、1号207片、2号66片)
-
- 5) 鄂君啓節：1957年、安徽省寿县（寿春故城）出土、楚懷王（前322）の紀年
鄂君啓の府に、関所の免税を許可する割り符 (青銅製の舟節、車節)
-
- 6) 包山楚簡：戦国中期2号大墓（前316頃）、封土、墓道、槨室：左尹・邵佗
1986～87年、湖北省出土、『包山楚墓』『包山楚簡』1991
①事件や案件の司法文書 196枚（集箒13、集箒言5、受期61、疋獄23、その他94）
②墓主を占う卜筮祭祷簡 54枚、③葬儀にかかわる遣策 28枚 (竹簡、計278枚)
葬送にかかわる竹牘 1枚
-
- 7) 郭店楚墓竹簡：1993年、湖北省出土、戦国中期、『郭店楚墓竹簡』1998
老子・甲 39枚、老子・乙 18枚、老子・丙 14枚、太一生水 14枚、緇衣 47枚
魯穆公問子思 8枚、窮達以時 15枚、五行 50枚、唐虞之道 29枚、忠信之道 9枚
成之聞之 40枚、尊徳義 39枚、性自命出 67枚、六徳 49枚、語叢一 112枚
語叢二 54枚、語叢三 72枚、語叢四 27枚 (竹簡、計730枚)
-
- 8) 上海博物館蔵戦国楚簡：1994年、香港から購入、江陵一帯で出土か
『上海博物館蔵戦国楚竹書（一）』2001、『同（二）』2002
孔子詩論、緇衣、性情論、民之父母、子羔、魯邦大旱、從政（甲・乙）、昔者君老
容成氏、易経、恒先、彭祖、楽礼、曾子、武王踐阼、賦、子路、曹沫之陳
夫子答史箒問、四帝二王、曾子立笑、顔淵、楽書など (竹簡1200余枚)
-
- 9) 慈利石板村戦国墓：1987年、湖南省出土、戦国中期、36号楚墓、封土、墓道
文物1990・10
『国語』『戦国策』『越絶書』のような古書 (竹簡4557片、計800～1000枚)
-
- 10) 江陵九店東周墓：1981～89年、湖北省出土、戦国中晩期
『江陵九店東周墓』1995
日書の類似文書など 205枚（56号）、127枚（411号）、2枚（621号）
-
- 11) 長沙子弹庫楚帛書：1942年ころ、湖南省出土、戦国中晩期
帛書（38.7×47cm）
-

戦国秦、秦代

- 1) 青川県木牘：秦武王2年（前309）の紀年、戦国50号墓、1 椀 1 棺
1979年、四川省出土、文物1982-1、文物1982-7
木牘「田律」、木牘（文字不明）（木牘2枚）
 - 2) 天水放馬灘秦簡：秦昭王（前269）、始皇帝（前239）、中規模、1 椀 1 棺
1986年、甘肅省出土、文物1989-2、文物1990-4
①日書甲種 73枚、②日書乙種 379枚、③墓主記 8枚（竹簡、計460枚）
木板地図 7幅（木板4枚）
 - 3) 雲夢睡虎地秦簡：始皇帝（前217）、小型木椀墓、令史、治獄鄢
1975～76年、湖北省出土、『睡虎地雲夢秦墓』1981、『睡虎地秦墓竹簡』1990
①編年記 53枚、②封診式 98枚、③日書甲種 166枚、④法律答問 210枚
⑤秦律十八種202枚、⑥日書乙種 257枚、⑦語書 14枚、⑧效律 61枚
⑨秦律雜抄 42枚、⑩為吏之道 51枚（竹簡、計1154枚）
 - 4) 雲夢龍崗秦簡：秦代、小型土坑墓、1 椀 1 棺
1986年、湖北省出土、『雲夢龍崗秦簡』1997、『龍崗秦簡』2001
①禁苑、②馳道、③馬牛羊、④田贏、⑤その他（竹簡、計150余枚）
木牘（両面で38字）1枚
 - 5) 王家台15号秦墓：1993年、湖北省荊州市出土、文物1995-1
単棺墓、南郡～秦代、陶器・木器、木牘1枚、・占卜用具
①效律、②『日書』、③易占（帛書）（竹簡800余枚）
 - 6) 周家台30号秦墓：1993年、湖北省荊州市出土、一椀一棺
木俑2件、木馬車1件、毛筆・墨・鉄削刀などの文具
①竹簡甲組 262枚：二十八宿占や五行占など、始皇36年・37年曆譜
②乙組 75枚：秦始皇34年の曆譜 ③丙組 70枚：医薬病方・吉凶占いなど
木牘1枚（秦二世元年の曆を記す）（竹簡 378枚）
 - 7) 里耶秦代木牘：2002年、湖南省龍山県出土、里耶故城の1号井戸
文物2003-1、考古2003-7など
公文書、司法文書、吏員簿、物資登記、転運と里程、九九など
戦国楚簡？（少量）、封泥（10余枚）、封泥箱（木牘、約36000枚）
-

漢代

- 1) 江陵張家山漢簡：247号漢墓、前漢呂后・文帝（前180頃）、中小規模の墓
1983～84年、湖北省出土、『江陵張家山漢簡』2001
①二年律令二十八種 526枚、②奏讞書 228枚、③蓋廬 55枚
④算数書 190枚、⑤脈書 66枚、⑥曆書、⑦引書 112枚、⑧遺策（竹簡1236枚）
 - 2) 沅陵虎溪山漢墓：1999年、湖南省出土、沅陵侯の吳陽、墓道、耳室
文物2003-1
①黄簿：沅陵侯国の行政、戸口、道路交通、水陸の里程など 241枚
②日書：閻氏五生、閻氏五勝などの篇名 1095枚
③美食方：300枚以上に相当（竹簡1336枚→約800枚に相当）
-

-
- 3) 江陵高台漢墓：1992年、湖北省出土、文帝7年（前173）
文物1993-8、『荊州高台秦漢墓』2000
6号墓；竹簡53枚 18号墓；木牘4枚
-
- 4) 江陵鳳凰山漢墓：1973、1975年、湖北省出土、文帝・景帝期
文物1974-6、文物1975-9、1976-10、考古學報1993-4
8号墓；竹簡176枚 9号墓；木牘3枚 10号墓；竹簡170枚、木牘6枚
167号墓；木簡74枚、木牘5枚 168号墓；竹牘1枚、竹簡66枚
-
- 5) 馬王堆漢墓帛書：文帝12年（前168）、封土、豎穴墓坑、槨室、三層棺
1973～74年、湖南省出土、長沙国丞相の子。文物1974-7、江漢考古1983-2
『馬王堆漢墓帛書〔壹〕』1980、『同〔参〕』1983、『同〔肆〕』1985
* 医書 竹簡190枚、木牘11枚、遺策など 竹簡403枚、木牘7枚
◎ 帛書、28種類
1 周易、2 喪服図、3 春秋事語、4 戦国縦横家書、5 老子甲本
6 九主図、7 黄帝書、老子乙本、8 刑德甲種、9 刑德乙種、10 刑德丙種
11 篆書陰陽五行、12 隸書陰陽五行、13 五星占、14 天文氣象雜占、15 出行占、16 木人占
17 符篆、18 神図、19 築城図、20 園寝図、21 相馬經、22 五十二病法、23 胎產書
24 養生方、25 雜療方、26 導引図、27 地形図（長沙国南部図）、28 駐軍図
-
- 6) 阜陽双古堆漢簡：前漢文帝期（前165頃）汝陰侯の夏侯竈、盜掘・散乱あり
1977年、安徽省出土、文物1978-8、文物1983-2
① 蒼頡篇 125条、② 詩經 170余枚、③ 周易 300余枚、④ 年表 170余枚
⑤ 大事記20余片、⑥ 辭賦 数枚、⑦ 刑德・日書 数100枚、⑧ 万物 50余枚
⑨ 作務員程 100枚近く、⑩ 行氣 少数、⑪ 相狗經 数枚、⑫ 干支表
書籍篇題 木牘3枚
-

《参考文献》発掘報告、釈文など

戦国楚

- 1 湖北省博物館編『曾侯乙墓』（文物出版社、1989年）
- 2 河南省文物研究所編『信陽楚墓』（文物出版社、1986年）
商承祚編著『戦国楚簡匯編』（齊魯書社、1995年）
信陽長台関一號楚墓第一・第二組、長沙仰天湖二五號楚墓、江陵望山一號・二號楚墓、
長沙五里牌四〇六號楚墓、長沙楊家湾六號楚墓を収録
- 3 「江陵天星觀1號楚墓」（『考古學報』1982年1期）
- 4 湖北省文物考古研究所・北京大学中文系『望山楚簡』（中華書局、1995年）
湖北省文物考古研究所『江陵望山沙冢楚墓』（文物出版社、1996年）
- 5 殷滌非・羅長銘「寿县出土的鄂君啓金節」（『文物參考資料』1958年4期）
郭沫若「關於鄂君啓節的研究」（同上）
- 6 湖北省荊沙鐵路考古隊包山墓地整理小組「荊門市包山楚墓發掘簡報」
包山墓地竹簡整理小組「包山二號墓竹簡概述」（以上、『文物』1988年5期）
湖北省荊沙鐵路考古隊『包山楚墓』上下（文物出版社、1991年）
同『包山楚簡』（文物出版社、1991年）
張光裕主編『包山楚簡文字編』（台灣芸文印書館、1992年）
劉信芳『包山楚簡解詁』（芸文印書館、2003年）
- 7 「荊門市郭店1號楚墓」（『文物』1997年7期）
荊門市博物館編『郭店楚墓竹簡』（文物出版社、1998年）

- 8 馬承源主編『上海博物館藏戰國楚竹書（一）』（上海古籍出版社、2001年）
馬承源主編『上海博物館藏戰國楚竹書（二）』（上海古籍出版社、2002年）
- 9 湖南省文物考古研究所・滋利県文物保護管理研究所「湖南滋利石板村36号戰国墓發掘簡報」（『文物』1990年10期）
同「湖南滋利県石板村戰国墓」（『考古學報』1995年2期）
- 10 湖北省文物考古研究所編著『江陵九店東周墓』（科学出版社、1995年）
- 11 湖南省博物館「長沙子弹庫戰国木槨墓」（『文物』1974年2期）

戰国秦、秦代

- 1 四川省博物館・青川県文化館「青川県出土秦更修田律木牘」（『文物』1982年1期）
『全国出土文物珍品選1976-1984』（文物出版社、1978年）
- 2 甘肅省考古研究所・天水市北道区文化館「甘肅天水放馬灘戰国秦漢墓群的發掘」（『文物』1989年2期）
- 3 睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、1977年）帙入り本
《雲夢睡虎地秦墓》編写組『雲夢睡虎地秦墓』（文物出版社、1981年）發掘報告書
睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、1990年）繁体字积文
- 4 劉信芳、梁柱『雲夢龍崗秦簡』（科学出版社、1997年）
中国文物研究所、湖北省文物考古研究所編『龍崗秦簡』（中華書局、2001年）
- 5 荊州地区博物館「江陵王家台15号秦墓」（『文物』1995年1期）
- 6 湖北省荊州市周梁玉橋遺址博物館編『関沮秦漢墓簡牘』（中華書局、2001年）
彭錦華「周家台30号秦墓竹簡“秦始皇34年曆譜”积文与考釈」（『文物』1999年6期）
- 7 湖南省文物考古研究所、湘西土家族苗族自治州文物处、龍山県文物管理所
「湖南龍山里耶戰国—秦代古城一号井發掘簡報」（『文物』2003年1期）
湖南省文物考古研究所「湖南龍山県里耶戰国秦漢城址及秦代簡牘」（『考古』2003年7期）

漢代

- 1 荊州地区博物館「江陵張家山三座漢墓出土大批竹簡」（『文物』1985年1期）
張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡〔二四七号墓〕』（文物出版社、2001年）
荊州地区博物館「江陵張家山兩座漢墓出土大批竹簡」（『文物』1992年9期）
- 2 湖南省文物考古研究所、懷化市文物处、沅陵県博物館「沅陵虎溪山一号漢墓發掘簡報」（『文物』2003年1期）
- 3 湖北省荊州博物館編著『荊州高台秦漢墓』（科学出版社、2000年）
- 4 長江流域第二期文物考古工作人員訓練班「湖北江陵鳳凰山西漢墓發掘簡報」（『文物』1974年6期）
湖北省文物考古研究所「江陵鳳凰山168号漢墓」（『考古學報』1993年4期）
弘一「江陵鳳凰山十号漢墓出土簡牘初探」（『文物』1974年6期）
裘錫圭「湖北江陵鳳凰山十号漢墓出土簡牘考釈」（『文物』1974年7期）
- 5 湖南省博物館・中国科学院考古研究所「長沙馬王堆二・三号漢墓發掘簡報」（『文物』1974年7期）
馬王堆漢墓帛書整理小組編『馬王堆漢墓帛書〔壹〕』（文物出版社、1974年）
同整理小組編『馬王堆漢墓帛書〔參〕』（文物出版社、1983年）
同整理小組編『馬王堆漢墓帛書〔肆〕』（文物出版社、1985年）
馬王堆漢墓帛書整理小組編『馬王堆漢墓帛書古地図』（文物出版社、1977年）
- 6 安徽省文物工作隊・阜陽地区博物館・阜陽県文化局「阜陽双古堆西漢汝陰侯墓發掘簡報」（『文物』1978年8期）
文物局古文献研究室・安徽阜陽地区博物館、阜陽漢簡整理組「阜陽漢簡簡介」（『文物』1983年2期）

藤田勝久氏の報告に対する質疑応答

工藤元男 これは私と藤田先生の間で共有している理解かどうかの確認ですが、私の理解では中国文明とは「一つの文化的規範に画一化していくシステム」と考えております。ですから、古い地域文化があるからそれが文明ということではない。それは私どもの恩師の一人であつた栗原朋信先生の考えを受け継いでいるものですが、この点について藤田先生はいかがお考えでしょうか。

藤田勝久 私もその通りだと思いますが、「中国文明の成立」という場合には、前漢と後漢を含めた時代まで視野に入れる必要があります。今日お話しさせていただいたのは、そのうち秦漢帝国の成立、それも前漢初期までということで、大きな枠組の中では「中国文明の成立」の前半ということになります。

工藤 もう一つ、質問したいと思います。戦国中期に郭店楚簡のような非常に重要な典籍が士レベルの墓葬から出土しているわけですが、それは戦国中期という中国古代社会の転換期と一定の関係があるのでしょうか。

藤田 今日まで書写した出土資料では、侯馬盟書のように春秋期のものがあります。そして戦国早期といわれる竹簡資料がありますが、それほど多くはないのです。しかし戦国中期になると、包山楚簡や郭店楚簡のように、次第に数が増えてきています。しかもこれらは、戦国早期のように必ずしも身分の高い人ではなくて、もう少し規模の小さな墓のクラスまで出てくる。そして後期になりますと、九店楚簡のように、さらに下の小さな墓からも書籍が出てきます。これらは、おそらく戦国中期の国家の機構を整える政治的な状況とつながって、文書と文字が急激に増えてくるのかもしれませんが。ただ私たちは出てきたものから推測するしかありませんので、今までの出土資料が戦国中期の転換期を具体的に反映しているかは不明なところがあります。

浅野裕一 サンプル数が非常に出れば一定の傾向性が判断できますが、現在二点程度であれば、たまたまそうだったのか、というふうにとどまらないといけない。果して郭店あるいは上博簡をもとに戦国中期の書籍の流通に関して、エポックメイキン

グだというふうに考えるのは、考え方が少し変なような気がします。なぜなら、戦国前期の例が非常に少ないわけですから、もし今後、前期の墓があちこちから発掘されて、あまり身分が高くない連中の墓から書籍がぼんぼん出てきても困りますので。どうしても研究者は目の前に出てきたものに強く惹かれて、推理しますけれども、あまりにも数が今のところ少なすぎるのかな、と思います。

工藤 確かに、浅野先生がおっしゃるように、我々は出たものに対してそれを解読しなくてはいけないという強迫観念にとらわれますので、それを必要以上に重く見てしまうことがあるかもしれません。ただ我々歴史学の立場からしますと、それが戦国中期に出てくるというところにどうしてもこだわってしまいます。ですから、戦国中期という転換期がある種の社会変動を伴って、それでこのような書籍の出方があるのではないか。無論答えはないわけですが、どうしてもそのように考えてしまいます。これには歴史的なアプローチ、思想的なアプローチ、考古学的なアプローチによって、この問題に関する温度差はあるかもしれません。

藤田 少しでも補足させていただきます。先ほどは、包山楚簡についてあまり詳しくお話しませんでした。この資料には、文書簡と卜筮祭祷（占い）簡などの内容があり、占いの方は工藤先生が論文をお書きになっておられます。文書簡の中には、裁判の案件を含んでおり、その一つに武漢大学の陳偉先生が、最初に発表された釈文の配列を復元された竹簡（一三二―一三五簡）があります。その復元は、最初の釈文が表・裏を合わせて読んでいたのに対して、裏・表を別々の内容として四枚の竹簡を復元されたものです。それを見ますと表では、王から左尹という役職に命令が出ており、その案件が移されているのですが、その裏の左側の方には「誰々が郢から持ってきた」と書いてあり、右側の方に「左尹が王の命令によって誰々に告げる」と書いてあります。これはまさしく里耶秦牘と同じ形式のものが書いてあるわけです。ただ里耶秦牘の場合には、郡の下の県レベルの控えですが、戦国中期の包山楚簡の場合は、中央の左尹にかかわるレベルの控えです。陳偉先生の研究では、秦と同じように楚の国にも郡・県レベルの機構があり、そのほか封君という封邑を持つ人々の名前がたくさん出てきます。そうすると私たちは、秦の体系的なシステムより楚の方が遅れているのではないかというイメージを持っていたのですが、少なくとも

包山楚簡には楚の文字で書かれている中央の文書システムがあつたということになります。ですから秦に占領される前の楚のシステムというのは、なかなかのもので、そこに秦のシステムが重なってゆくことには大変興味があります。その意味では、浅野先生がいわれるように少ない資料ではありますが、包山楚簡の中に具体的な文書の機能が見えるのが、私たちにとって新しい発見なのです。

戦国および秦における簡牘文字の変遷とその特色

——楚簡と秦簡の字形・字体を中心にして——

横 田 恭 三

はじめに

一 楚簡・秦簡の出土総数

二 戦国簡牘文字の変遷

〔1〕 楚簡の字形と書相

〔2〕 秦簡の字形と書相

三 楚系文字は減んだか

四 隸変

五 隸書の萌芽

六 書写用具と用筆法との関連

まとめにかえて

はじめに

近二、三十年、考古学的発掘の増加により、戦国・秦漢にかけての簡牘も大量に出土するようになり、文字の変遷がしだいに明らかにされつつある。かつて江村治樹氏が「戦国・秦漢簡牘文字の変遷」で示唆に富む論考を発表されたが、以来二十餘年を経た⁽¹⁾。それ以後出土した第一級資料を整理研究することにより、新たな展開が期待される。

本論考では書法史の視点から、楚簡のいわゆる円転と秦簡のいわゆる方折とを対比させつつ、戦国簡牘文字の変遷と特色について概括し、隸変はどのようにして起きたのかを探る。さらに当時用いられた書写用具（筆）との関連についても検討して

みたい。なお、このたび活字にまとめる段階で、シンポジウムの討論を反映させ、原題「戦国簡牘文字の変遷とその特色」を「戦国および秦における簡牘文字の変遷とその特色」に変更したので、あらかじめ断っておく。

ところで、字形・字体・書体・書風は相互に密接な関係があり、これらが作用し合って一つの様式が確立され则认为。本論を展開するにあたり、用語の使い方に関していささか留意しなければならない。書体の発生、例えば、隸書の萌芽を考える際、隸書の定義をはっきりさせないまま議論を進めた場合、かみ合わない恐れがある。よって、本論で問題とする用語について以下のように定義しておく。

* 用語の定義

- (1) 字形—文字の形体・形状。
- (2) 字体—文字の形体結構の意もあるが、ここでは文字の体式の意に用いる。
- (3) 篆書—大篆・小篆の総称とされるが、ここでは小篆以前の漢字全般を指す。
- (4) 隸書—一般に八分隸を想起するが、ここでは篆書が簡化される過程で成立し篆書の曲線↓直線化、円転↓方折化、象形↓符号化といった一連の変化が見られる文字をも指す。

一 楚簡・秦簡の出土総数

戦国から統一秦にかけての簡牘の出土地をまとめてみると湖南・湖北に偏っていることがわかる。この理由は簡牘が長い年月を経る間に腐敗してしまうからである。出土簡牘帛書表（表1）に掲載したものは、西域を除く戦国から秦代にかけての主な出土簡牘（帛書一を含む）をまとめたもので、これまで発掘した楚の簡牘は管見の及ぶところ、湖北一六カ所、湖南六カ所、河南三カ所、合計二八カ所、約五六〇〇枚、秦の簡牘は四川一カ所、甘肅一カ所、湖北六カ所、湖南一カ所、合計九カ所、約三九〇〇枚（ただし、里耶出土の簡牘、未発表分三六〇〇〇餘枚を含む）にのぼる⁽²⁾。内容は遺策・卜筮・日書・法令・書

籍類などさまざまで、その用途によって竹簡の長さに違いが見られる。その書写材料は主として、楚簡は竹簡、秦簡は竹簡と木牘である。

二 戦国簡牘文字の変遷

平勢隆郎氏は「春秋時代にいわゆる天下の領域にひろがった漢字は、都市国家の祭祀に利用されながら、継承され、戦国時代になると文書行政が始まる。」といい、文書行政を支える律令が本格的に整備されるのは前四世紀に入ってからであると指摘している⁽³⁾。簡牘の需要はこうした状況下で激増したものと推測される。ところで、戦国期の銅器・兵器・貨幣・璽印・陶器・簡牘・木器・縑帛などに書かれた文字の字形結構を地域別に四系統あるいは五系統に分ける考え方があつた。何琳儀氏の『戦国文字通論』はその一つである⁽⁴⁾。が、このような考え方に対して、李運富氏は、各地域の特徴が必ずしも特有のものとならないとして、四つの問題点を指摘している⁽⁵⁾。見方を変えれば、六国文字の構造は極めて共通点があるともいえる。重要な問題ではあるが、本論では楚と秦の簡牘文字についてのみ検討するため、この文字系統に関する議論はここでは触れない。

〔1〕 楚簡の字形と書相（図2参照）

これまで出土した楚簡のうち、専著があるものを中心に字形の考察を試みてみる。字形表（表2）をご覧いただこう。一瞥してわかるように、一つの文字に対して複数の字形が存在している。このような現象は字形の簡化・繁化・異化によってもたらされたものである。この簡化・繁化・異化は正体字に対しての変化を指すものであるから、漢字は常に正体と通行体の二面性を保有しながら発展してきているといわねばならない。包山楚簡の字形比較図（図1）を見ていただこう。「命」（ア）は第四画目を金文に見られるように内側へ引き締めている。（イ）は捷書きのためであろう、円転に変化し、（ウ）は簡化例で「口」

が横書二本になっている。(エ)は繁化の例で、(ア)に横画二本が加えられたものである。異化の例として「夜」と「期」をあげたが、これは偏旁の位置を置き換え変化したものの例といえる。こうした例が包山楚簡には数多く見られる。⁽⁶⁾

信陽楚簡の内容は、書籍と遣策の二種類であるが、その書風にはさほど差がなく、二者とも扁平な結構で、線に抑揚の少ない沈着な運筆である。その書きぶりから判断して、比較的書写水準の高い手になると思われる。包山楚簡の内容は、文書・遣策・卜筮祭祷の三種に分けられるが、信陽楚簡から一転して、書写水準の高い者から稚拙と思われる手までその書きぶりは多種多様になり、書風にバリエーションが見られ、かなりの数の書き手によって書かれたものと考えられる。あるものは信陽楚簡や望山楚簡、楚の繪書に類似しており、当時の標準的な通行体ではあっても、いくつもの書きぶりが存在していたことを窺わせる。⁽⁷⁾ こうした竹簡の書きぶりを考察する際、注意すべきことは、竹簡の用途によって埋葬時期と竹簡の書写時期とに差があることが予想されることである。遣策はその性格から見て埋葬の直前に書写されたものであろうが、書籍類は伝抄の可能性を拭い去ることはできず、その文字の書きぶりをも忠実に書写する場合と抄録を重ねてしだいに書きぶりが変化していった場合とが考えられる。その一例として郭店楚簡を採り上げることができよう。

郭店楚簡は『老子』をはじめとする一八種の伝抄本である。周鳳五氏はその字形や書風から見て以下の四類に分類している。⁽⁸⁾
 ①楚簡帛の標準体 ②齊・魯儒家經典抄本（楚国に馴化） ③用筆は小篆に類似。齊・魯儒家經典文字の原始面貌 ④齊国文字の特徴と合致。多くは齊国文字の形体・結構・書法風格を保留。周鳳五氏の論点は、郭店楚簡中に楚国通行の文字だけでなく、齊魯の文字が転写によって楚国文字に「馴化」されたと思われる現象が見られることから、その書風を四類に分類したものである。⁽⁹⁾ この論考の是非はひとまず別にして、伝抄の可能性を考慮した上で、当時の字形・結構の変遷を考察しなければならぬことがわかっていただければよい。

戦国中期以降、字形の簡化、繁化、異化といった現象が顕著になることに加え、忽卒な文字が増加してくることが知られる。次に忽卒な文字例を採り上げてみよう。すでに新井光風氏が、包山と郭店楚簡の字形を考察し、「篆書一般の概念では説明できない新しい姿の文字が検出できる」と指摘しているが、図1に示した「易」の(イ)は下部の筆画が連続していることが見て

取れる。⁽¹⁰⁾ また、「六」は第一画目の収筆部から連続して第二画目を真横に引いている。包山楚簡のみならず、戦国楚簡には往々にして見られる現象であり、これらの文字によって草書の筆画を想起させられる。

以上、主な楚簡を概観してきたが、ここで楚簡における書きぶりの特徴を一括りにすれば、①起筆における特色―起筆を滑り込ませるような「柳葉」風の筆画、または起筆を太く打ち込み収筆を細くする筆画―いずれも露鋒が主 ②横画はやや右上がりで結構は左へ傾く ③収筆を下方へ巻き込む といった点を指摘できるであろう⁽¹¹⁾。その点画は総じて曲線的で円転を基調とする。実際は1 cmにも満たない幅の簡に2、5 cmと3、5 cmの鋒を有する筆で書くわけであるから、起筆における用筆法の意識としては、真上からトンと打ちこむか、滑り込ませるように入筆するかの違いであろう。楚簡の起筆だけに着目すれば、大別して二種の用筆法が見られることになる。

楚簡は円転を主とする筆法に特徴があることは上述の通りだが、殷から春秋戦国における器物の鑄銘、もしくは刻銘は、時代が降るにつれて、結構をしいに堅長にとるようになり、筆画は主として曲線的になっている。なかには中山王方壺・鼎の銘文のように図案性を追求した装飾美に優れたものも見られる。したがってことさら楚簡の文字だけが円転を用いたわけではないことは周知の通りである。しかし、一方で盟書のように起筆を強く打ちこみ勢いよく引き放つ書法、いわゆる粗頭鋭尾は、時代と地域を越えて曾侯乙墓竹簡にも見られるだけでなく、文献にも言及があることから、広く支持された筆法であったことは特記しておかねばならない。⁽¹²⁾

戦国早期から中期にかけては資料が少ないために断定は避けねばならないが、敢えて言うならば、早期は水準の高い書き手によって比較的整った書きぶりであったものが、中期から晩期になると、さまざまな結構や字形を有するものが同一の墓葬に混在するようになるといった様相を呈してくる。一つにはその用途によって改まった書きぶりとくだけた書きぶりの違いが生じることを指摘できよう。このほかには、当時の社会情勢の変化を受け、文字が各地で、より多くの人に用いられるようになり、長い期間を経て、用字の増加等も加わり、あるいは書き手の優劣や個性によって生じる微妙な違いなどが、簡化・繁化・異化といった字形の変化を引き起こしたことも見逃してはならない。

〔2〕秦簡の字形と書相（図3参照）

戦国秦簡の出土件数は楚簡のそれとは比較にならないほど少なく、今与えられている資料は青川木牘と天水秦簡、それに睡虎地秦簡だけである。これに統一秦以後の三種の簡牘を加えて字形を比較してみよう⁽¹³⁾。「水」が旁とともに書かれるときは、多くは横画三本の「さんずい」に作る。この書き方は青川木牘にも見られるように、かなり古くからの用法である。周家台秦簡にはどちらも使われているばかりか、同一の簡に「ふ」と「シ」の両方を併用している（図3⑦）⁽¹⁴⁾。このことは、一人の書者が二種類の書き方を許容していたというだけでなく、意識的に変化を付けて書いたとも考えられる。

青川木牘は、戦国後期初めにおける秦簡文字の重要な資料であり、睡虎地と共通する要素である〈平板な線で硬い筆致〉を有している。方折体における現存最古の遺例といえよう。青川木牘の文字数が少ないためサンプルとしてはやや難があるが、睡虎地秦簡の字形と比較しても総じて大きな差異は認められないといえよう。牛克誠氏は、秦が楚の郢を陥落させ、南郡を置いたころにはすでに隸変は完了していたと指摘するように⁽¹⁵⁾、睡虎地秦簡は、篆書の構成要素とその用筆法から一歩抜けだし、隸書のある段階を示す姿に変貌している。例えば、「秦律十八種」「秦律雜抄」には一画に線の肥瘦が見られるだけでなく、横画や右払いの部分に波磔が使われていることが認められる（図3②）⁽¹⁶⁾。この二つの簡牘に共通する筆法は、字形は横への動きが強調され、横画の起筆は明らかに蔵鋒が見られることである。これほどはっきりした蔵鋒を用いた筆遣いは、これまで出土している楚簡には見られない。

昨年六月に出土した里耶木牘は、『文物』03—1に六二点のカラー図版とともに報告された。この木牘の内容は公文書とされるが、例えばJ1⑨2の木牘のように、その正面・背面の書きぶりを比較してみるとかなり差があることに気付かされよう（図4①②）。初山明氏は「木牘の多くは複数の機関から発せられた指示や依頼が表裏にわたって列記され、一枚中の筆跡もまた一様でない」という⁽¹⁷⁾。J1⑨2正面に書かれた諸機関からの指示や依頼は、（1）陽陵県の司空から県廷への依頼（2）それを取り次いだ陽陵県から洞庭郡への依頼（3）陽陵県から洞庭郡への催促。の三種が年月順に書き連ねられている。これに

対して、背面のややくだけた書風は（４）洞庭郡仮尉から遷陵県への通達—であり、J1⑨1～12のどの簡も「三十五年四月乙未朔乙丑（七日）」の日付が書かれ、発信者は「洞庭仮尉の臚」となっている。つまり、洞庭郡に保管されていた催促状十二枚の木牘を、郡仮尉の命令を書き添えて遷陵県へ送ったもので、陽陵県の要請通り処理したならば、その結果を至急回答せよとの内容である。正面の謹厳な書きぶりはJ1⑨1～12の全簡ほぼ一貫しており、規範性を有している。ところが、背面に書かれた郡仮尉の命令文の書きぶりは、正面と比較すると一見して分かるが、メモ代わりに書き付けたものではないかと思える、忽卒な書きぶりである。同一の木牘に記されたこの二種の書きぶりの違いは何を意味するのであるか。西林昭一氏はこうした背面の文字を「日常書写体の捷書きで、いわば『草隸』風である」と指摘される⁽¹⁸⁾。こうした点を総合すると、当時、簡牘に書かれる文字の中には、公文書に用いる準公用体ともいえるべき規範性の高い書きぶりと日常書写体に用いるややくだけた書きぶりとが併用されていたということになる。

三 楚系文字は滅んだか

前二二三年、楚は秦に滅ぼされたが、その文化まで滅亡したのであるか。沃興華氏は『史記』秦本紀の記述を例に出し、「秦国は楚国の、とりわけ工芸の類を保存してきたが、楚国の書法もまたその独特の魅力で秦国に影響を与えた」と述べ、楚の文化は決して滅亡していないと指摘する⁽¹⁹⁾。工芸類の問題はさておき、文字はどうであっただろうか。沃氏は、秦の宰相・李斯（楚の上蔡の出身）は若いとき楚国の小役人であったことから、楚国の書風によって薰陶を受けていたはずであり、大篆を整理し小篆を作ったとき、若い頃培った楚人の審美眼が反映され、その書風が大篆中に融合されることは避けられなかったとい、その遺例として琅邪台刻石を採り上げ、結体は修長で、豎画はより曲線を含んで伸びやかであることを述べている。琅邪台刻石と石鼓文との結構を比較すれば確かにそのような違いが見られる。が、一方で次のような資料もある。

一九八六年、陝西省鳳翔県南指揮村で発見された秦公一号墓から出土した石磬に注目すべき文字が刻されていた。王輝氏ら

の考釈によれば、その銘文から墓葬年代は前五七三年に比定され、その考証に誤りがないとすれば、統一秦に先行すること約三五〇年ということになる⁽²⁰⁾。この石磬の書風と前後するとされる石鼓文や秦公簋と比較してみると多くの共通点が見られるだけでなく、その姿態は小篆体に近いものが散見される（図5①②）。こうした点を踏まえれば、戦国中期には小篆の原形とすべきものがすでに存在していたことが指摘できる。「史籀の大家を取り、或いは頗省改す。いわゆる小篆なるものなり」（『説文解字叙』の「頗」を「ほんの少し」と解釈する背景が鮮明に浮かび上がってくる⁽²¹⁾。

話を元に戻そう。李斯が若いとき楚の役人であったことが、小篆を考案する際に全く影響されなかったとは言い切れないが、前述の理由だけで「大家中に融合された」と見なすのは現段階では根拠に乏しいといわざるを得ない。

ところで、秦系簡牘中に楚系風文字が現れる例が看取できる。睡虎地秦簡を例に取ってみると、右回りの部分に円転の要素を残していると思われるものに「為吏之道」がある一方、「法律答問」は扁平で、方折の姿態が一段と強い（図3④⑤）。この点について福田哲之氏は、睡虎地秦簡や王家台秦簡において円転の傾向を有する簡と方折体のものとを分類した上で、「秦の公的な文書には、厳格さがさほどは要求されず、所々で円転の傾向を示すことになった」と指摘している⁽²²⁾。つまり、主に法律文書の類は方折体で書かれ、典籍・占卜類に円転傾向も見られるというのである。ただし、この円転傾向というのは、楚簡に見られるような書きぶりを指すのではなく、曲線をより含んでいるといった様式論から見た見解である。書かれる簡の内容や性格、あるいは書き手によって、秦においても楚の円転様式がときには現れるということになる。しかし、例えば「為吏之道」の文字構造はやはり秦系そのものといつてよいから、この相違はモード差の範囲に含めるべきであろう。ちなみに、陳振裕氏らは睡虎地秦簡は多数の書者によるとし、「文字学から見れば一体系に属すが、書法芸術の角度から見れば、違った風格がある」と述べている⁽²³⁾。

一方、工藤元男氏は、秦の南郡の統治について、はじめはその地の旧来の習俗を認める柔軟な姿勢で支配していたが、のち、一元的支配へ転換した。よって、睡虎地秦簡には二つの性格をもった竹簡が併存することとなったと指摘する⁽²⁴⁾。これは竹簡の内容を論じたものであるが、その文字の書きぶりを考える際にもこうした背景を考慮する必要があるだろう。

次に里耶簡牘「J1⑨981」を見てみよう(図4③)。一見して分かるように、第九層から出土した簡の中であって、この簡の書きぶりは特異である。文字の結構についていくつか特徴を探ってみると、(1)「年」「之」の最も長い横画を弓なりに湾曲させる。(2)「守」「寅」の第三画目を右肩上がりにする。(3)「辰」「不」「言」は横画の収筆を下方へ巻き込む。(4)粗頭鋭尾状の線筆がまま見られる。など、円転傾向を示し、明らかに楚系文字の特徴を有していると思われる。最も規範性を備えた書きぶりと考えられる、例えば、J1⑨112正面の方折で平直な文字と比較してみると、J1⑨981は当たりの強い起筆と尖鋭な筆画の収筆が目につくが、字形そのものの違いはほとんどない。こうした点をどのように理解すればよいのであろうか。「統一秦において、かつては楚国の版図であった書には、書き手によっては、結構のベースは秦系であるが、筆法には、手に染みついた楚系風の習癖が出るのではないか」という指摘がある⁽²⁵⁾。「之」「者」など、書かれている文字の字形は秦系に違いないものの、円転傾向を有した木牘が混在する背景を探れば、その書者は旧楚人の官吏ということになるのであろうか。いずれにしても、これらの木牘が一号井の同じ層から出土している点は大いに留意しておく必要がある。

以上をまとめれば、秦の簡牘に書写された文字は方折体だけが厳格に用いられていたわけではなく、楚簡風の筆法も時には混じることが指摘できる。こうした流れが、次の馬王堆帛書の多様な書きぶりに繋がってゆくと考えられる⁽²⁶⁾。

四 隸変

戦国・秦漢の文字の変遷を窺う際に、最も注視しなければならない点は「隸変」という現象である。隸変とは、篆書がしだいに隸書へと変容し定型化する過程、もしくはそのことを指す。隸変の隸変たる最大の理由は、漢字の構成原理を推測できないほどにその筆画を変えたことにある。いわば、文字体制上の一大変革である。さて、冒頭でも触れたように、隸書の定義を明確にしておく必要がある。篆書と隸書の違いを比較すると、形体の面から①曲線↓直線化 ②円転↓方折化 ③筆画上に波勢のリズムを発生。など、いくつか指摘できるのであるが、最大の違いは漢字の造字法であった象形的要素を含んだ筆画がし

だいに符号化された点である。

では、(1) なぜ、こうした現象が引き起こされたのか。(2) どのような過程をたどって定型化していったのか。といった点が注目されよう。まず、(1) の点であるが、春秋時代に漢字はいわゆる天下の領域にひろがり、戦国時代になると文書行政によって漢字の需要が格段に広がり、簡易速成が求められたことが大きな要因であることは間違いない。こうした社会的背景を考慮に入れながら(2) のどのような過程をたどって定型化されたかが検討されなければならない。

呉白匄氏は睡虎地秦隸をもとにその変革の過程を一一種に分析しているので、次に示す⁽²⁷⁾。

- ①円転を方折に変える(字例Ⅱ者)
- ②曲線を直線に変える
- ③線を連続さす(也)
- ④線の連続を分離さす
- ⑤短い筆画を点に改める(魚・馬)
- ⑥偏旁の筆画を省く(𠂔)
- ⑦結構の一部を省く(書)
- ⑧いくつかの複雑な形体を一つの符号で代表する(秦と奉)
- ⑨書写時の用筆の軽重による筆画の減少(牛・生・朱)
- ⑩書写に都合のよい増画(也)
- ⑪仮借字の使用(也↓殴)

また、同様に趙平安氏は九種に、矢野千載氏は一三種に分類している⁽²⁸⁾。いずれにしても、捷書きに適するような文字の簡略化と識別のしやすさが図られたものである。

金文のような改まった特殊な文字が公式に使用された一方、盟書のような実用通行体としてくだけた文字が用いられ、後者のような筆画を用いた筆法が多く、書き手に受容され、しだいに定型化していったのだと推測できる。こうした一連の変化は戦国時代のいずれの国にも見られた現象に相違なく、その一脈が秦の通行体であり、秦隸に他ならない。つまり、隸変を考える場合、二の「1」で述べたように、秦系の文字がその対象であって、戦国の六国で使用された通行体を隸変と直接絡めて考えることには無理がある。秦で使用されていた通行体が秦隸として定型化していったことは疑いなのである。裘錫圭氏は「戦国には六体文字の俗体も隸書に類する書体へと発展する趨勢にあった。」と述べ、秦の天下統一がなければ別の系統の文字が次世代の正式書体として格上げされる可能性があったことを示唆している⁽²⁹⁾。

五 隸書の萌芽

隸書は秦代にはすでに書かれていたという記述が『漢書』藝文志（卷三十）や『説文解字』叙に見えることは周知のことであるが⁽³⁰⁾、では隸書の萌芽はいつ頃かという点については隸書の定義との関連で議論が分かれる。

常耀華氏は「東周盟書は隸書の濫觴である。」と提起し、「盟書には、藏頭露尾、軽あり重あり、肥あり瘦あり、といった新しい筆画、例えば撇・捺のような筆画の出現は、篆書の曲線的な筆法を大いに簡略化し、基本点画の動きを上下の運動から左右の伸びに改変し、それらによつてもつれたような篆書の筆画を解き放った。」と指摘している（図6）⁽³¹⁾。侯馬盟書の書風は多様であるが、概して切れ味のよい筆致で書かれた通行体であり、こうした中に新しい動きが芽生えていることが窺える。陳松長氏は常氏の論を踏まえた上で、隸書の起源は控え目に見ても春秋晩期、即ち紀元前四九六年前後とするのが妥当だと見ている⁽³²⁾。もつとも、この見解を容認するにあたっては、先に示したとおり、篆書が簡化される過程で起こる一連の変化を隸書の第一歩と認めることが大前提となろう。

六 書写用具と用筆法との関連

晋の崔豹の『古今注』には「蒙恬造筆」に関する質問に対して「蒙恬始めて造るは即ち秦筆なるのみ。枯木を以て管と為し、鹿毛を以て柱と為し、羊毛を皮と為す。いわゆる蒼毫にして、兔毫竹管に非ざるなり。」とある⁽³³⁾。近年の出土資料から推して筆は太古から存在することは明らかであり、また戦国時代の筆の実例が複数出土している現在、今さら蒙恬造筆の俗説に関して述べるつもりはない。ただ、崔豹の記述で留意しておきたいことは、①これまでの筆とは違う、秦筆なる筆を始めて造ったこと。②その筆は芯に弾力のある鹿毛を使い、その周りを柔らかい羊毛で包んだ、いわゆる有芯筆であったこと。この点は特筆されねばならない。遐庵（葉恭綽）はこの『古今注』を引用した上で、兔毫と鹿毫は筆の芯にするための主要な材料である

ことを述べ、居延筆の芯はすでに朽ちてしまい兔毫・鹿毫の別は判断できないが、毫端の白色状のものは羊毛の被であろうと推測する⁽³⁴⁾。

ただし、これまで出土した筆の状況から言えば、長沙筆は竹桿、兔毫である。睡虎地は毛の種類が報告されていない。木の筆桿は（9）高望燧出土筆、（10）連雲港筆（14）居延筆の三種であるし、これらが有芯筆かどうかも今のところ不明である。したがって晋の崔豹の言をそのまま鵜呑みにはできないものの、「蒙恬造筆」の語が生まれる背景にはある種の事実が隠されているものと思われる。

秦筆がこれまでの筆とどのように違うのかというと、一つは鋒長の違いが考えられる。楚の筆を見てみよう（表3「毛筆一覧表」参照）。（1）信陽筆の鋒長は2、5 cmだが、直径は太く（睡虎地のほぼ倍の太さ）、（2）包山筆の鋒長は3、5 cmで、1 cmも長い。長沙筆は2、5 cmだが、差し込み式ではなく、軸に巻き付けたものである（図7①②）。この違いは筆の芯の部分に空洞が出来てしまうことであろう。こうしたことから、楚にはいくつか筆の種類があったと考えられる。次に、秦筆は出土例から判断すれば、一つの規格だけではなく、やはり複数の種類があったものと考えられるが、時代が降るに従ってさらに鋒の短いものが現れることから、短鋒が歓迎されたものである。短鋒筆の場合、手の力が書写する面に直接伝わりやすいため、どちらかというと線質は硬めになるが、その反面、運筆の動作は楽になると考えられる。

ところで、古代の人は筆をどのように持って書いたかという疑問がわいてくる。これを窺うに足る史料に望都県の壁画墓がある（図8）⁽³⁵⁾。硯と墨を傍らに置き、左手に木簡、右手に筆を持つている。机はない。竹簡の編連は書写する前か後かという点について、包山楚簡の報告書では相反する見方が出されていた⁽³⁶⁾。先頃の研究によれば、郭店楚簡の編連の仕方を例に出し、必ず書写したあとに編連したものであるという。こうしたことから判断すれば、一般に、当時は一本ずつ手に持って書写したと考えてよからう。

龍崗秦簡に書かれた文字は極端に右肩下がりである。これまでもやや右肩下がりのものがあつたにしても、このような極端なものは見かけなかったため、左手による書ではないかと見る意見も聞かれた。しかし、簡牘を見る限り、漢字は右手で書く

のに適しており、秦律で規定された「史」という専門の書記官の中に、左利きの人が含まれているとは考えにくい。右肩下りの書がなぜ発生したのか、大変難しい問題であるが、敢えて言えば、短鋒を用いて捷書きする際、最も無理なく合理的に書くことが出来る筆法の一つだったからではないだろうか。その証左として右肩下りの書が秦簡になつて激増するし、里耶秦簡の裏面に書かれた捷書きの日常書写体は、往々にして右肩下りである。ただし、この点はいくまでも推測の域を出ない。後考に俟つ。

まとめにかえて

漢字はより広くより多くの人々に使用される中で、さまざまな条件が複雑に絡み合つて、簡化・繁化・異化といった現象を生み出した。このことは出土例の多い楚簡から実証できるだけでなく、出土例がわずかしかない戦国秦の簡牘文字についても、その前後の字体から判断して同様な状況にあつたことが推し量られる。

楚簡の円転と秦簡の方折の二様式を柱に、それぞれの字形と書相について概観してきたが、福田氏は「これらの二様式は遅くとも戦国中期には分立状態にあり、それは秦による楚の併合まで継続したと見なすことができよう」と結論づけている⁽³⁷⁾。楚簡の書は戦国中期以後、一段とバラエティーに富み、忽卒な書きぶりが現れる。秦簡の書にはその用途によつて準公用体と日常書写体の書き分けがあることが顕著になった。この字体に公用体の小篆を加えると、大雑把に分けて三種がその用途によつて使い分けられていたということになる。また、秦隸の中で、捷書きが加速された日常書写体は、草隸へと向かい、後の草書へと発展する過程が看取できる。一方、楚の滅亡によつてその文字までもが滅んだことにはならなかった。楚簡に見られる忽卒な書もまた、馬王堆帛書で明らかのように、のちの時代の一書風にその脈流が伝えられていったものと考えられる。

隸変は、文字を取り巻く一連の社会環境の変化の中から発生したもので、隸書の定義を前述のごとく定めれば、その萌芽は春秋晩期にまで遡ることができる。また、書写用具が書体の変遷に果たした役割も大きいと思われる。これらの点は今後新た

な出土によって一段と明らかになるであろう。

書体の変遷を概観すれば、一つの新しい字体がひとたび成熟期を迎えると、それはまた次の簡略化の字体へと新たな展開を始め、それと同時に複数の字体が並行して用いられていたということが知られるのである。

注

- (1) 江村治樹「戦国・秦漢簡牘文字の変遷」『東方学報』第五三冊、一九八一年

江村氏は、楚簡の露鋒・円転と秦簡の藏鋒・方折の別を明らかにした上で、秦簡文字の方折化の時期を戦国後期と推定し、筆記文字における戦国と秦漢の断絶という図式を提起した。その後、青川木牘（前三〇九く三〇七の間）の出土により、秦簡の方折化の時期は戦国中期以前にまで遡る可能性が出てきた。福田哲之氏は戦国と秦漢との断絶という簡牘文字変遷の図式は、むしろ戦国期における二様式分立の図式として理解される必要があることを説いている（『戦国簡牘文字における二様式』『国際書学研究／2000』萱原書房、二〇〇〇年）。本論考では、福田氏の提唱する二様式分立の状況を受け、いくつかの私見を述べるものである。

- (2) これ以外に ①香港中文大学所蔵楚簡②上海博物館所蔵楚簡③九連墩出土楚簡があるが、①②は出土地不明のために除外し、③は一〇〇〇餘枚全てが無字簡という情報により除いた。

- (3) 平勢隆郎『春秋と左伝』（中央公論社、二〇〇三年）

- (4) 何琳儀『戦国文字通論』（中華書局、一九八九年）

- (5) 李運富『楚国簡帛文字構形系統研究』（岳麓書社、一九九七年）

- (6) 「包山楚簡文字の特徴」（『包山楚簡』、文物出版社、一九九一年）

- (7) 信陽楚簡風の簡はNo.147, 221く223の四枚。望山楚簡風の簡は多数散見される。楚帛書風の簡はNo.205, 206の二枚。（拙稿

「包山楚簡の文字とその書風——卜筮祭祷記録簡を中心として——」参照。『論集 中国古代の文字と文化』汲古書院、一九九九年）

- (8) 周鳳五「郭店竹簡的形式特征及其分類意義」（『郭店楚簡國際學術研討会』所収、湖北人民出版社、二〇〇〇年）

(9) 周鳳五氏の論考に対して、福田哲之氏は、特に第四類の根拠となる「仁」字以下八字を採り上げ、これらの八字と斉国文字との間に排他的な共通性を指摘することは困難であることを指摘し、さらに「者」字をもとに伝抄古文の検討を試みている。字形表にある郭店楚簡の右側の「者」字がこの議論に該当する字形である。(『楚墓出土簡牘文字における位相』、『中国研究集刊』第三十一号・大阪大学中国哲学研究室編輯、二〇〇二年)

(10) 新井光風『大東書道研究』(第二号「戦国・包山楚簡―篆書中に見える忽卒の文字を中心として―」・第一〇号「郭店楚簡文字字形考―篆書中に見える忽卒の文字を中心として―」)

(11) 饒宗頤『楚帛書之書法芸術』(『楚帛書』中華書局香港分局、一九八五年)中に「帛書の結体は篆隸の間にある。形体は古文であっても運筆は隸勢を開き、すべての横画はわずかに波挑を帯び、收筆は往々にして下垂している。信陽楚簡もまたこのようである。」というように、楚簡や楚帛書の筆法の一つに、收筆を下方に巻き込む(下垂)特徴を持つものが挙げられる。

(12) 晋の武帝咸寧五年(二七九)に汲郡(河南省)の戦国墓から出土した簡牘で、「汲冢書」と呼ばれるものが挙げられる。ちなみに、王隱『晋書』東哲伝には「その字、頭麤く尾細く、蝌蚪の虫に似たり」とある。

(13) 出土簡牘一覧表にはこのほかNo.23王家台簡牘・No.24楊家山簡牘の二つがあるが、いまだ専著は公刊されず鮮明な図版がないため、ここでは除いた。

(14) 周家台秦墓竹簡No.348の簡に「以酒沃、祝曰…」とあり、「酒」を「𩇛」、「沃」を「𩇛」に作る。(『関沮秦簡墓簡牘』中華書局、二〇〇一年)

(15) 牛克誠「簡、冊体制与隸書形成」(『中日書法史論研討会論文集』文物出版社、一九九四年)

(16) 「秦律十八種」全体にこの傾向は看取できるが、一例を挙げれば、「之」「上」字の最終画がこれにあたる。

(17) 初山明「秦代公文書の世界―湖南龍山里耶出土の簡牘を読む」(『東方』第二六八号・二〇〇三年一六)

(18) 西林昭一「湖南古代の書相」(『古代中国の文字と至宝』湖南省出土古代文物展図録、未公刊)

(19) 沃興華「荊楚書法研究」(『中国書法全集』第五卷、榮宝齋、一九九七年)

- (20) 王輝・焦南鋒・馬振智「秦公大墓石磬殘銘考釈」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』第六七本、台北)。ちなみに、高久由美氏は「新出秦公大墓石磬銘・秦封泥について——とくに秦系文字研究における意義——」(『日本中国学会創立五〇周年記念大会、一九九八年)で石磬・封泥・説文の三種を比較検討し、秦の文字は春秋戦国から統一秦までの長期間にわたって用いられながら、変化の少ない文字であったとする一方、文字の構成原理上、見逃しがたい変化・変形が少なからず起こっていることも指摘している。

- (21) 西林昭一『書文化史』(上)(二玄社、一九九一年)

- (22) 福田哲之「戦国簡牘文字における二様式」(『国際書学研究』2000)萱原書房、二〇〇〇年)

- (23) 陳振裕・劉信芳『睡虎地秦簡文字編』(湖北人民出版社、一九九三年)

- (24) 工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』(創文社、一九九八年)

- (25) 注(18)に同じ

- (26) 陳松長は、馬王堆帛書の内容を六類四三種に分類し、その書法面から①篆隸②古隸③漢隸の三種に分類している。(『馬王堆帛書芸術』上海書店出版社、一九九六年)

- (27) 吳白匋「從出土秦簡帛書看秦簡早期隸書」(『文物』一九七八—二)

- (28) 趙平安『隸變研究』(河北大学出版社、一九九三年)。矢野千載「隸變における造形美の推移について——筆画の変容とその書法的分析——」(『青山杉雨記念賞 第二回學術奨励論文選』所収。一九九九年)

- (29) 裘錫圭『文字学概要』(万卷楼圖書、一九九五年)

- (30) 『漢書』藝文志(卷三十)に「是時、始造隸書矣、起於官獄多事、苟趨省易、施之於徒隸也。」といい、『説文解字』叙には「是時、秦燒滅經書、滌除旧典、大發吏卒、興戍役、官獄職務繁。初有隸書、以趣約易、而古文由此絶矣。」とある。

- (31) 常耀華「開隸變端緒的東周盟書」(『中日書法史論研討會論文集』文物出版社、一九九四年)

- (32) 注(26)に同じ

- (33) 晋の崔豹の『古今注』(問答釈義第八、『叢書集成新編』第十一冊所収)

(34) 遐庵（葉恭綽）『藝文叢輯』第一編「毛筆」

(35) 望都漢墓は、一九五四年、河北省望都県所業村で発見された後漢時代の壁画墓である。出土当時、墓室壁画上に墨で書かれた題記が、漢代の貴重な肉筆資料として注目された。

(36) 「包山二号楚墓簡牘概述」『包山楚簡』文物出版社 所収）によれば、契口の位置や紐の痕跡から見て、文字を書いたあと編んだものとみる。一方、同書の「包山楚簡文字の特徴」では、編み連ねる後に書写したものと推定している。

(37) 福田哲之「戦国簡牘文字における二様式」『国際書学研究／2000』萱原書房、二〇〇〇年

〔表1〕主な出土簡牘帛書表（戦国～秦）

*印 簡牘帛書に関する専著が出版されているもの

△印 一部が出版されているもの

	出土地等	簡牘帛書の数	類別	時期	出土年	初出誌	
1	湖北・随縣曾侯乙	竹簡240餘枚	遺策	前433頃	78年	『文物』79-7	*
2	河南・信陽長台関	竹簡148枚	書籍・遺策	戦国中期	57年	『文物參考資料』59-9	*
3	湖北・江陵天星観一号	竹簡70餘枚	卜筮・遺策	戦国	78年	『考古学報』82-1	
4	湖北・荊門包山二号	竹簡448（有字簡278）枚	文書・遺策・卜筮祭祷	前316年	87年	『文物』88-5	*
5	湖南・長沙・子弹庫	帛書1枚（約600字）	書籍	戦国中晩期	42年	『文物』63-9、74-2、92-11	*
6	湖北・江陵望山一・二号	竹簡1号207枚・2号66枚	卜筮祭祷・遺策	前295年？ 前285年？	65・66年	『文物』66-5	*
7	湖南・長沙仰天湖三五号	竹簡43枚	遺策	戦国後期	53年	『文物參考資料』53-12	*
8	湖北・江陵藤店一号	竹簡24枚	遺策	前448～412	73年	『文物』73-9	
9	湖北・江陵秦家嘴一・一三・九九号	竹簡41枚	卜筮・遺策	戦国	87年	『江漢考古』88-2	
10	湖北・荊州郭店一号	竹簡804（有字簡730）枚	書籍	前278年	93年	『文物』97-7	*
11	湖南・慈利石板村三六号	竹簡約1000枚	書籍	戦国晩期	87年	『文物』90-10	
12	四川・青川郝家坪	木簡2枚	法令	前309～307年	79年	『文物』82-1	
13	湖北・江陵岳山	木簡2枚	日書	戦国		『考古学報』00-4	
14	湖北・江陵九店六二一号・四一号	竹簡127（有字簡88）枚	古籍	戦国中晩期	89年	『江陵九店東周墓』95	
15	湖北・江陵九店五六号	竹簡205（有字簡146）枚	日書	戦国晩期	81年	『江陵九店東周墓』95	*
16	湖北・江陵馬山磚廠一号	竹簡1枚	遺策	戦国晩期	82年	『文物』82-10	
17	湖南・長沙楊家湾六号	竹簡72枚	遺策？	戦国後期	54年	『文物參考資料』54-12	
18	湖南・長沙五里牌	竹簡37枚	遺策	戦国後期	51年	『科学通報』52（3巻-7）	
19	湖南・常德市德山夕陽坡二号	竹簡2枚	詔書2枚	戦国	83年	『求索』87 『中国考古学年鑑85』	
20	甘肅・天水放馬灘一号	竹簡460枚	日書・志怪故事	前269年？ 前239年？	86年	『文物』89-2	△
21	湖北・雲夢睡虎地一一号	竹簡1155枚	法令・日書	秦	75年	『文物』76-5～8	*
22	湖北・雲夢睡虎地四号	木簡2枚	家信	秦（前223年）	76年	『文物』76-6	
23	湖北・江陵王家台一五号	竹簡800餘枚竹簡1枚	法令・日書	秦（前278～秦代以前）	93年	『文物』95-1	
24	湖北・江陵楊家山一三五号	竹簡75枚	遺策	秦（前278～前漢以前）	90年	『文物』93-8	
25	湖北・雲夢龍崗六号	木簡1枚 竹簡150枚	法令	秦代末年	89年	『簡帛研究』93年	*
26	龍山・里耶一号井	簡牘約36000枚	文書その他	秦	02年	『文物』03-1	
27	湖北・周家台三〇号	竹簡387枚・木簡1枚	曆譜・卜筮・医薬	秦（前213～前209）	93年	『文物』99-6	*

その他

* 香港中文大学所蔵楚簡（陳松長『香港中文大学文物館藏簡牘』、香港中文大学文物館、2001年）

* 上海博物館蔵戦国楚竹簡 全6巻の内、2巻までを出版（上海古籍出版社）。1200枚の楚簡。

戦国～秦簡帛文字字形表

[表2]

		簡帛名\文字	水	其	而	之	及	則	*馬	*者
戦国	前期	曾侯乙墓竹簡	𣶒 𣶒	𠂔		止 止			𠂔	
	中期	信陽楚簡	𣶒 𣶒	元		止 止	𠂔	𠂔		壹 𣶒
	中期	包山楚簡	湯 湯	元 元	𠂔 𠂔	止 止	𠂔	𠂔	𠂔 𠂔	𣶒 𣶒
	後期	望山楚簡	湯 湯	元 𣶒		止 止			𠂔 𠂔	
	中期	郭店楚簡	湯 湯	元 𣶒	𠂔 𠂔	止 止	𠂔	𠂔	𠂔 𠂔	𣶒 𣶒
	中晩期	繪書	𣶒 𣶒	元		止		𠂔		𣶒

		簡帛名\文字	水	其	而	之	及	則	*可	*除
戦国	中期	石鼓文	𣶒 𣶒	其	而	止	𠂔	𠂔	可	除

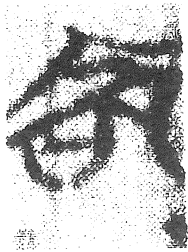
戦国	後期初	青川木牘	𣶒 𣶒	其	而	止	𠂔	𠂔	可	除
	後期～	睡虎地秦簡	𣶒 𣶒	其 元	而 𠂔	止 止	𠂔 𠂔	𠂔 𠂔	可 可	除 除
	秦	龍崗秦簡	𣶒 𣶒	其	而	止	𠂔			
		里耶木牘	𣶒 𣶒	其	𠂔 𠂔	止 止			可	除
		周家台秦簡	𣶒 𣶒	其	而	止	𠂔			

〔図1〕字形比較図

包山楚簡 簡化・繁化・異形、忽卒な文字

(1) 「命」四種

第4画目引き締め



(ア) 簡No. 1 3 7 反

第4画目右旋回



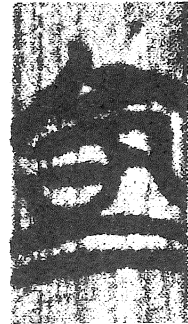
(イ) 同左

簡省例



(ウ) No. 2 4 3

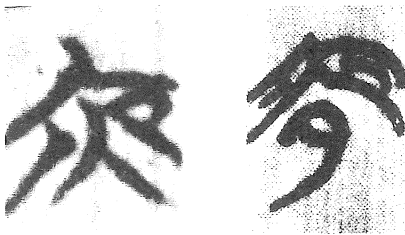
繁化例



(エ) No. 2 7 8 反

(2) 異化例

「夜」



(ア) No. 2 0 0

(イ) No. 2 0 6

「期」



(ウ) No. 4 0

(エ) No. 5 4

(オ) No. 8 0

(3) 忽卒な文字例 (右側)

「易」



(ア) 簡No. 6 1



(イ) 簡No. 1 1 8

「六」



(ウ) 簡No. 1 3 0



(エ) 簡No. 1 0 3

〔圖 2〕

①曾侯乙墓竹簡



②信陽楚簡



③
④
⑤
⑥
包山楚簡



⑦ 郭店楚簡（老子）



〔図3〕

①青川木牘



②睡虎地秦簡
(秦律十八種)



③睡虎地秦簡
(效律)



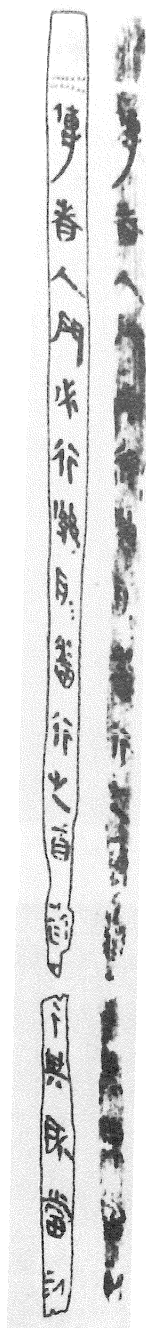
④睡虎地秦簡
(法律答問)



⑤為吏之道



⑥龍崗秦簡

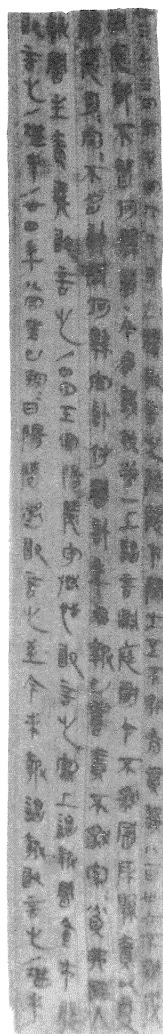


⑦周家台秦簡



〔圖4〕

①里耶秦簡（J1⑨2正面）



②里耶秦簡（J1⑨2背面）



③里耶秦簡（J1⑨981）



〔圖5〕

①石鼓文



②秦公大墓出土石磬



〔圖6〕 侯馬盟書



〔表3〕毛筆一覧表（戦国～後漢）

種類	本数	寸法と材質		筆頭	筆頭	筆桿	鏤孔	鏤孔	鏤孔	鏤孔	彩絵	漆掛け	備考	典拠
		毛と桿の類	筆鋒											
筆名・時代														
1 信陽筆 前400年頃	1	自然竹	2.5	20.9	0.9	○		○					簡陋作成用具と伴出 筆の根本を糸で縛る 筆套は竹製	『信陽楚墓』図版73
2 包山筆 前326年	1	筆	3.5	18.8		○			○					『包山楚墓』⑦図版15-1
3 長沙筆 前300年頃	1	兔毫	2.5	18.5	0.4		○		○				軸の材質未報告・筆毫を管の周りにま とい、細い糸で縛り、漆で固める	『新中国の考古収獲』 図68-2
4 天水筆 前269年?	1	加工竹	2.5	23.0		○			○			○	双套	『文物』1976-10、図7
5 雲夢筆 前217年	3	加工竹	2.5	18.2	0.4	○			○				2支の1は鏤孔の両端に骨箍	『雲夢睡虎地秦墓』図 版10
6 江陵筆167号 前漢文帝～景帝	1	加工竹		24.9		○			○			○	2支はほぼ同仕立て	『文物』1976-10
7 江陵筆168号前 漢文帝～景帝	1	加工竹		24.8	0.3	○			○				穂先は腐蝕	『文物』1975-9
8 臨沂筆 前漢中期	1	加工竹	1.0	23.8	0.6	○				○		○	筆套3部配皮箍・鏤孔4所	『文物』1984-11、カラ ー図版
9 西湖高望塚 前漢	1	木		21.3									図版と簡単な解説のみ毛とあるだけ	『敦煌文物』2002
1 連雲港筆 前10年	2	兔毫	1.6	21.4	0.7	○				?		○	双套2支	『文物』1996-8
1 魏馬園漢筆 前漢	3	加工竹	1.2	18.4	0.6	○				○			1本はイタチの毛、2本は羊毛軸の根 元に鏤を挿入し、外から絹糸で縛り、 漆を塗る	中国木簡古蜀文物展『シ ルクロードのまもり』 1994
1 輝縣泉置筆 前漢	4	加工竹	2.2	22.3			○			○			3支・四つ割 1本は「張氏筆」	『漢簡研究の現状と展 望』144頁
1 武威筆(56) 新～後漢初	1	加工竹		21.0		○			○				筆桿に「史虎作」銘	『武威漢簡』86頁
1 居延筆 後漢初期			1.4	20.9			○		○				筆桿は四つ割にした木の軸を合わせる筆毫を 挟み込み、麻糸で縛り漆で固める	『居延木簡』111頁
1 武威筆(72) 後漢中晚期	1	兼毫 自然竹	1.6	21.9	0.6	○			○				筆桿に「白馬作」銘・黒紫色の毛を芯 にし、周囲を黄褐色の狼毫で覆う	『中国芸術』5「甘肅專 号」79頁
5														

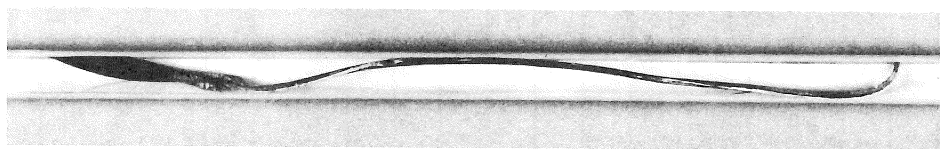
*周家台秦簡 筆桿・筆套（竹製）が出土しているが、状態が悪く、詳細な報告がないので、ここでは省く。*網掛け数字4・5は秦筆

〔図7〕

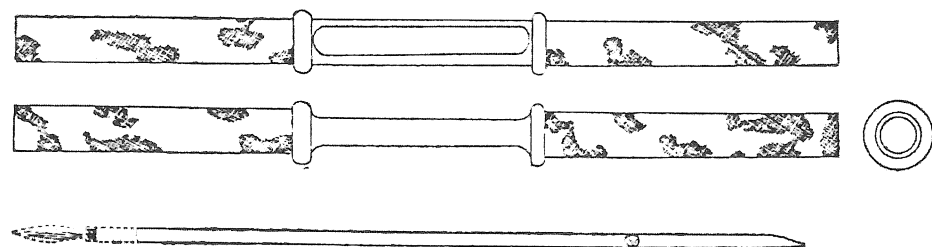
①包山筆



②長沙筆



③雲夢筆



〔図8〕 望都漢墓壁画とその模写図



図版出典一覧

- 図1 『包山楚簡』 文物出版社・一九九一年
- 図2 ①『曾侯乙墓』 文物出版社・一九八九年
②『信陽楚墓』 文物出版社・一九八六年
③④⑥『包山楚簡』 文物出版社・一九九一年
⑦『郭店楚墓竹簡』 文物出版社・一九九八年
- 図3 ①『中国美術全書』 書法篆刻編1、人民美術出版社・一九八七年
②④⑤『中国書道全集』 第一巻 平凡社・一九八八年
⑥『龍崗秦簡』 中華書局・二〇〇一年
⑦『関沮秦漢墓簡牘』 中華書局・二〇〇一年
- 図4 ①②③『湖南龍山里耶戦国—秦代古城一号井発掘簡報』 『文物』二〇〇三年一期
- 図5 ①『中国法書ガイド』 2（石鼓文・泰山刻石） 二玄社・一九八八年
②『中国書法全集』 4 荣宝齋・一九九六年
- 図6 『中国書法全集』 4 荣宝齋・一九九六年
- 図7 ①『ヴィジュアル書芸術全集』 第十巻、雄山閣・一九九三年
②『華夏の道』 2（戦国時期から南北朝時期まで） 中国歴史博物館・一九九七年
③『ヴィジュアル書芸術全集』 第十巻、雄山閣・一九九三年
- 図8 図版（右） 『中国美術全書』 書法篆刻編1、人民美術出版社・一九八七年
模写図（左） 『ヴィジュアル書芸術全集』 第十巻、雄山閣・一九九三年

横田恭三氏の報告に対する質疑応答

工藤元男 ただいまの横田先生のご報告は、戦国時代の簡牘資料に見える字形、時代の変遷とその特色を非常に具体的に検討され、その上で隸変という文字体系上の一大変化が生まれる背景について具に分析され、事例を挙げ、事例に則して説明されました。我々は隸書といいますが、秦の獄吏が作ったから隸書というような通俗的な話を素朴に信じていたこともありましたが、今日のお話では書道的な立場から種々具体的に説明され、隸書とは何かという概念規定に基づき、それ以前の字形の隸変が何によってもたらされたかを検討され、その一つとして筆の問題をとり上げ、書道史の専門家にふさわしい説明をされました。この筆については、実は先ほど私の研究室でお茶を飲んでいただいているとき、楚簡や秦簡がどのような筆で書かれたかを検討するため、横田先生はそれぞれのレプリカを作られたということと、それを見せていただきました。それを今、書画カメラで見えていただきながら、どのような筆から隸書が生まれてくるのかを皆さんと一緒に見てみたいと思います。

横田恭三 実は私、実作をしている立場から、本当にこの報告にあるような筆で書いたらどうなるのだろうかということで、奈良の筆匠屋にお願いしまして、報告されている寸法で造っていただきました。一番上が包山筆です。この筆は報告では毛先が三・五cm、軸の長さが一八・八cm、直径が〇・四cmです。ただし、筆の毛は報告書では不明となっていますが、他に兔揮筆、つまり兎の毛で造られたものが出土していますので、この包山筆は兎の毛で造らせました。それから真ん中のは雲夢睡虎地の筆ですが、これは毛先が二・五cm、包山筆より一cm短くなっています。直径が〇・四cm、これは包山筆と同じです。軸の長さが一九cmでちよつと短くなります。そして、筆桿の先端を斜めにそぎ落としています。それから一番下が連雲港筆ですね。前漢の終わり頃に出た筆ですので、今回の報告とは直接関係しないのですが、この筆は毛先が一・六cm、直径が〇・七cm、軸の長さが二一・四cmです。筆桿は先端に行くに従ってだんだん細くなっています。この三本の筆を実際に作ってみました。それから、中央の雲夢睡虎地の毛筆の材質は報告書にはなかったのですが、晋の崔豹の蒙恬造筆の話に鹿の毛を芯にして周りを羊毛で被うとありましたので、そのように造ったらどうなるだろうかということとで造らせました。ですから、一番上の包山筆

は兎の毛、真ん中の雲夢睡虎地は鹿の毛に周りが羊の毛、羊毛といっても我々が考えているような羊でなく、いわゆる山羊ですが、それで被いました。一番下は兎の毛にしました。この三本の筆で実際に書いてみますと、なるほど包山筆は柔らかな線が書けます。それから二つ目・三つ目の雲夢睡虎地、あるいは連雲港、とくに連雲港のように鋒先が短いものになりますと、筆の当たりが非常に硬質で、書かれた文字そのものも硬い形の字になりました。それから平筆で書いたのではないのかと指摘される方もいらつしやいますが、この連雲港のような硬い筆で書いた場合は、睡虎地秦簡あるいは里耶木牘のような線を書くことも可能です。

工藤 極端なことを申しますと、では包山筆を使っている限り、それからは隸書はなかなか生まれにくいというふうになるわけでしょうか。

横田 それはまた字形の問題と時代の問題とか複雑に絡まってくるので、そうとばかりもいえませんが、硬い筆致は画面の下端に示したような短鋒の筆で書くのが非常に適しているということです。

松丸道雄 大変面白く拝聴して、色々学ばさせていただきましたのですが、今話題になっていることに則して私が思うところを少しだけいわせていただくと、簡単にいって秦筆か楚筆かということだと思っております。少し脱線しますが、横田さんの配布資料の六番の「書写用具と用筆法との関連」（編集部注：本書では六四頁）というところで、崔豹の『古今注』の問答積義を引用していらつしやいます。この文章ですが、必要あって最近読んだので覚えているのですが、この引用文のすぐ後に確か「古筆にも非ざるなり」と入っていたと思うのです。つまり、この文章では、秦筆というものと、楚筆と呼んでよいものと、そしてもう一つ古筆と呼ばれるものの三種がある、ということを行っているのだらうと思います。さて、その古筆とは何なのかよくわからない。藤枝晃さんの『文字の文化史』の中で、ここにいる古筆というのは平筆である、とおっしゃっていますが、私には理解できない。私は、もしかすると古筆とは、ブラシではないか、と疑っています。そもそも、今日のフデとは、動物の毛先を大切にして、丁寧に揃えて束ねたものですが、こういったものがいつ頃からできたのか。缺で切り揃えてしまったものがブラシなのです。ブラシと筆というのは決定的に違うわけで、一体、今というような意味での筆がいつ中国でできたのかとい

うことは、考えておかなくてはいけない問題だと思っています。私は甲骨文とか金文とかを中心をやっているわけですが、その元来は筆で書いた字だといわれる。何か毛を束ねたもので書かれたことは確かですが、どうもあれが筆であったのかブラシであったのか、私はかなり疑っています。それでその動物の毛先を大切に、これを完全に揃えて束ねて作るという作業が、一体いつ行われたのか、いまだにはつきりしていません。この『古今注』でいっている三種類の筆の内の一つの古筆と呼んでいるものを、藤枝さんは「平筆だろう」といつているが、それは考えにくい。平筆で書かれたと推定されるものもないし、平筆の出土例も存在していない。私は、これはブラシの可能性があるのではないかと、疑っております。ブラシでも上手に作れば細い線も書けますし、ブラシだから必ず太い線になってしまうということはありませぬ。注意すべきは、ブラシの場合には蔵鋒で書く必要がないことです。さつき蔵鋒の話も少し出てきました。秦筆というのは穂先が短い筆、それで先ほどこれは横田さんもいわれたことですが、青川とか睡虎地とかあのような秦系文字のものの中に蔵鋒のものがあるでしょう。そして楚簡には蔵鋒は全然出てこないというふうにいわれましたよね。

横田 全くないとはいいい切れませんが、起筆は滑り込ませるような用筆と強く打ち込む用筆の二種が見られます。

松丸 はつきり蔵鋒だと認められる筆法は出てきていないのではないですか。

横田 図版で見る限りではそのように思われます。

松丸 まあ、なさそうですね。そうだとすれば、蔵鋒を特徴とする隸書を作り上げていったのは、楚筆ではなくて、秦筆系のものではないかと思つたわけです。もつとも、ここでは筆を三種類ほどに限定して考えたけれど、実態はもつと多様で、いろいろの筆があつた、といわざるをえません。当面、出土筆を発掘状況から楚系文字を書いた筆か、秦系文字を書いた筆かに分類して考えてみるのが効果的ではないかと考えます。

古代漢語における地域的差異と相互交流

——秦楚の出土資料を中心に——

大西 克也

1. はじめに

許慎の『説文解字』序に、

（1）言語異聲，文字異形。（許慎『説文解字』叙）

と述べるように、戦国時代は地域ごとに言語や文字に相当の隔たりがあったと考えられている。『孟子』滕文公下篇に伝わる楚の大夫が子供に斉の言葉を習わせる有名な喩えは、斉・楚の話し言葉が相当異なっていたことの証言である。

私は一九九六年に「楚の言語について——戦国楚簡を中心に——」（『日中文化研究』第一〇号）という文章を書いて、出土資料を用いて楚の言語の文法、語彙の特徴の一部を探ることを試みた。本稿では戦国時代の言語の「異」の部分に光を当てるよりも、相互交流による影響、秦による占領により、被占領地の言語がどのように影響を受けたのか、また秦の言語に対する影響はなかったのかと言ったことについて、極めて限定的ではあるが、その後の私自身の研究を含めて論じてみたい。

2. 戦国時代における中国語の地域的差異

最初に、出土資料から見た戦国時代の中国語の語法（文法的語彙を含む）に関わる地域的な差異について述べたい。出土資料を用いて文法や語彙を調べようとするなら、資料から豊富な文例が得られることが条件となる。副葬品のリストである遣策

は、物品名や数量詞を調べるならともかく、ほとんど使い物にならない。有用なのは近年出土量が増加している文書を記した楚簡、秦簡である。但し、注意が必要なのは、楚簡であれば楚の文章語を、秦簡であれば秦の文章語を反映しているかという点、そのように単純には考えられないことである。楚簡であれば、その抄写者が楚人であることはまず間違いないであろうが、その文章が楚の人によって作られたことが確定されて、初めて楚の言語を表した資料として使うことができる。郭店楚簡や上海博物館藏楚簡は言語研究の資料として有用であることは言を俟たないが、しかし『老子』や『緇衣』が楚人の作であると証明でもされぬ限り、アプリアリに楚の方言研究の資料とすることはできないのである。この点でもっとも優れるのは包山楚簡である。包山楚簡は墓主邵劼が生前携わった楚の司法に関する文書と、晩年の数年間にわたる卜筮祭祷文書が含まれている。これらが楚人の手で楚人のために作られたことは自明であろう。秦の資料には睡虎地、龍崗出土の秦律や行政文書がこれに匹敵する。放馬灘秦簡も有用だが、全貌の公開に至っていないのが残念である。睡虎地秦簡の出土は旧楚地域であるが、秦の公文書に基づく写本である以上、かりに地方で作成されたとしても、秦の標準的文章語で書かれていると判断してよいだろう。但し睡虎地『日書』には、後に述べるように楚の影響が見られる。今年始めに『文物』で一部が紹介された里耶秦簡も、その全貌公開が待たれる。また周知のように、竹簡の出土が秦、楚の地域に偏り、その他の地域からの出土がないことが、比較をやりにくくしている。現在のところ、東方地域の言語を反映するものと考えられる資料には、馬王堆帛書『戦国縦横家書』や銀雀山漢簡『孫子兵法』『晏子』等がある。これとても抄写年代が漢代初期であるから、抄写の差異に起こりうる後代の言語の混入をある程度考慮しておかねばならない。

以上のような資料によって、現在私が把握している方言的な差異には以下のようなものがある。

①主語と述語との間に現れる「之」

先秦時代の中国語において、主語と述語からなる構文が、さらに主語や目的語など、文の構成成分となるとき、主語と述語との間に「之」が挿入されることがある。東方系の資料では「之」が高頻度で用いられるが、秦簡では全く用いられない（大西克也一九九四）。

（1）東周之客許綰至胙於藏郢之歲，夏曆之月，癸卯之日，子左尹命濂陵之邑大夫謹（察）州里人陽謹之與元父陽年同室與不同室。（包山楚簡一二六號簡）⁽¹⁾——楚

（2）願王之以毋遇喜奉陽君也。（馬王堆帛書『戰國縱橫家書』九一行）——東方

（3）夫盜千錢，妻所匿三百，何以論妻？妻知夫盜錢而匿之，當以三百論；不知，為收。（睡虎地秦簡『法律答問』一四號簡）——秦

②等位接統詞の「與」と「及」

等位接統詞は、楚簡や東方系資料では「與」が使われ、秦では「及」が使われた（大西克也一九九八A）。

（4）占之，恆貞吉，少有憂於躬與宮室。（包山楚簡二二〇號簡）——楚

（5）今王以眾口與造言罪臣，臣甚懼。（馬王堆帛書『戰國縱橫家書』四五行）——東方

（6）令縣及都官取柳及木柔可用書者，方之以書；毋方者乃用版。（睡虎地秦簡『秦律十八種』一三二號簡）——秦

③時間副詞の「將」と「且」

将来を表わす時間副詞は、楚簡や東方系資料では「將」が使われ、秦では「且」が使われた（大西克也二〇〇二）。

（7）今日某廼（將）欲飲食，某敢以其妻□妻汝。（九店五六號墓楚簡四三號簡）——楚

（8）臣之行也，固知必將有口，故獻御書而行。曰：「臣貴於齊，燕大夫將不信臣。臣賤，將輕臣。臣用，將多望於臣。齊有不善，將歸罪於臣。天下不攻齊，將曰：善為齊謀。天下攻齊，將與齊兼棄臣。臣之所處者重卵也。」（馬王堆帛書『戰國縱橫家書』四一—四二行）——東方

（9）甲謀遣乙盜，一日，乙且往盜，未到，得，皆贖黥。（睡虎地秦簡『法律答問』四號簡）——秦

④語氣助詞の「也」と「歟」

判斷文の語氣助詞は、楚簡や東方系資料では「也」が使われ、秦では「歟」が使われた（大西克也一九九八B）⁽²⁾。

（10）占之，恆貞吉，少有憂也。（包山楚簡二三二號簡）——楚

(11) 卅三年，單父上官冢？子？熹所受平安君者也。（平安君鼎）——魏⁽³⁾

(12) 陳塤立事歲，十月己亥，籛（莒）公孫淖子造器也。（公孫朝子編鑄）——田齊⁽⁵⁾

(13) 此皆大皐毆。（睡虎地秦簡『語書』七號簡）——秦

⑤ 反復疑問文

従来の知見では、反復疑問文の出現は唐詩や敦煌變文が早いとされていた。睡虎地秦簡の出土により、一挙に一〇〇〇年ほど引き上げられたことが話題となった（馮春田一九八七、朱德熙一九九二）。

(14) 工盜以出，賊不盈一錢，其曹人當答不當？不當答。（睡虎地秦簡『法律答問』一三號簡）

(15) 知人通錢而為藏，其主已取錢，人後告藏者，藏者論不論？不論論⁽⁶⁾。（睡虎地秦簡『法律答問』一八二號簡）

楚簡では肯定項と否定項との間に「與」を挟む例が見られる。

(16) 東周之客許經至胙於藏郢之歲，夏曆之月，癸卯之日，子左尹命濂陵之邑大夫謹（察）州里人陽錯之與⁽⁷⁾父陽年同室與不同室。（包山楚簡二二六號簡）

さて以上の五項目を見て気付くのは、いずれも秦が六国と対立しているという点であり、楚が其の他の国と特に異なっていたとは言えないことである。無論わずか五項目で戦国時代の方言を概括できるものではない。しかし現在のところ文法や文法語彙に関しては楚が秦以外の地域と対立を示している現象を突き止めてはいない。これは楚の言語がどちらかというと六国よりであり、秦の言語が其の他の地域とはかなり違った色合いを持っていたことを示唆するものとして、大変興味深い。

なお、揚雄『方言』収録の語彙に関して言語地理学的研究を行った松江崇二〇〇〇：五六は、①秦晋と楚の間には極めて強い言語境界線があり、また秦晋と代（趙）の間にも明確な言語境界線があること、②楚から齊にかけての楚・陳・宋・魯・齊とつづく地域には決定的な言語境界線はなく、言語的な距離はゆるやかに、段階的にひらいてゆくこと等を指摘している。これは秦晋とその東方地域との間に言語的な対立が存在したことを示している。私が上で指摘した現象と類似する傾向として注目される。

3. 文法的語彙を表す文字の相互交流

冒頭に取り上げた『説文』序や『孟子』滕文公下篇の話は、戦国時代の方言が、互いに通じ合わないほど異なっていたことを思わせる。恐らく口頭語のレベルではそうだったに違いない。しかし文字に記された文章語のレベルでは必ずしもそうではなかったようである。文章語は概して外来の影響を受けやすく、口頭言語の違いほど大きくなかったからである。それは上で取り上げた文法語が、語彙自体一致するのみならず、それを表記する文字がほぼ一致していることから見て取れる。文法的な語彙は仮借字で表されることが多い。簡単に言えば当て字である。前代から営々と使われてきた伝統的な文字ならいざ知らず、どのような文字を当てるかは本来任意であるはずである。にもかかわらず六国間での文字の割り当てはそれほど違わない。

これは諸国間の文書交流の過程で、意識的か否かを問わず、いつのまにか調整が行なわれた結果に違いない。以下に二つの例を紹介する。まず⑥時間副詞の「將」である。この語は楚簡の中では例外なく「𠂔」（図版二）と表記される。中原の資料では、中山王方壺がやはり「將」を「𠂔」（図版二）と記しており、楚簡の字形とほぼ同じである。漢代写本の『戦国縦横家書』や『孫子兵法』等は「將」を用いているが、戦国出土資料では三晋や魯の銘文で官職名の「將」を「𠂔」で記しているから、時間副詞も本来は「𠂔」で表記していた可能性が高い。時間副詞「將」の最も古い用例は西周末期の『毛公鼎』にあり「𠂔」（図版三）と記されている。六国で用いられた「𠂔」は、諧声符こそ同じ「𠂔」を用いているものの、金文の字形をそのまま継承しているのではない。「𠂔」は『説文』（一四下一八）によれば「醬」の古文である。それを時間副詞に転用することを、これだけ広

図版一 (7)



（包山楚簡）

図版二



（中山王方壺）

図版三



（毛公鼎）

範囲の国々で共通に行なっていたことは、相互影響を考えなければ理解しがたい。「𠂔」を諧声符とする字は多い。その中から何を選んで「將」に当てるのかは基本的には任意である。各国が独自に選んだ結果が、どこも同じだったというのは、あまりにも出来すぎている。

一方秦は西周金文以来の諧声符「月」を継承せずに、「且」を選んだ。この改変は、コミュニケーションの効率性から見ると、実は欠点がある。「且」は接統詞としても頻繁に使われる。したがって文脈によつては、「且」が接統詞なのか時間副詞なのか判断できないことがあるのである。にもかかわらず秦が積極的に文字を変えたのは、そうせざるを得ない事情、おそらく秦の時間副詞の発音が、「月」よりも「且」に近いというようなことがあったのではないかと推測される。秦の文字が保守的であるというのは総論としては認めてよいが、個別的には例外もあることにも注意が必要である。

次に⑦一人称代名詞の「吾」を取り上げる。「吾」は西周金文には見えず、春秋以後に現れる新しい語で、西周金文の字を継承することはできず、あらたにそれを表記するための字を探したり作ったりする必要があった。その表記方法は各国によつて異なっている。

秦が選んだのは「吾」(図版四、五、六)である。『石鼓文』『詛楚文』、近年発見された『秦駉玉版』にも見える。楚では「𠂔」(図版七)が使われた。これは「𠂔(虎)」を諧声符とする形声文字で、「𠂔」(魚部曉母)と「吾」(魚部疑母)とは音が近いから、同一語根の語を表記していると考えられる。一方中原から斉にかけては「𠂔」(図版八、九)が使われた。これは「𠂔」の他に「魚」を諧声符とする双声字で、「魚」の上古音は「吾」と同じ魚部疑母である。馬王堆帛書『戦国縦横家書』には「吾」を「魚」字で表記した例があるが(一九行、四三行等)、戦国時代の中原の表記法の名残と思われる。春秋末期に晋で作られた侯馬盟書には「𠂔」の他に「𠂔」が使われていたが、これは後世に継承されなかったらしく、戦国時代の資料に現在のところ用例を検出し得ない。用いられる語彙自体が異なっていた時間副詞「將」「且」に対し、一人称代名詞「吾」は語彙自体には違

図版四
(石鼓文)



図版五
(詛楚文)



図版六
(秦駉玉版)



図版七
(郭店楚簡)



図版八
(絳罽)



図版九
(中山王鼎)



百 古幣一〇五刀
 全 燕侯載蓋
 全 貨泉六二六布空
 全 貨泉七一布空尖
 全 邑 三二八
 全 北城圖
 全 王后坐方二尺
 全 石使車音天鼎
 全 重索三六四八
 全 信陽一〇二七
 全 盤百東
 全 一裏采
 全 祖楚文
 全 伐威戒一姓
 百 重金疊
 百 廿八
 全 重索三二七九
 全 三二八
 全 王堂方二尺
 全 二〇二九
 全 一〇米
 全 天星四二〇九
 全 樂之贊
 全 十鐘三・四
 全 一嘗

図版一〇（何琳儀『戦国古文字典』をもとに作成）

いがなかったが表記が各国で異なっていた例である。晋から中原を経て齊に至る地域で「廬」が使われていたのは相互交流の結果に違いない。上に紹介した二つの例は、やはり秦の独自性を示唆していて面白い。しかしある語がどのような文字で表記されていたかを、文法的な語に限らず範囲を拡大して調べて見ると、分布パターンが必ずしも秦だけがことなるということにならない場合がある。例えば数詞の「百」をあらわす「全」（図版一〇）は、齊、燕、三晋に広く見られるが、楚と秦では金文の字形に近い字形を使っており、ここでは秦楚対其他という対立になる。「造」のように諧声符に「告」を使うことでは各国共通しているものの、意符として選ばれる成分が国ごとに異なっているというケースもある（図版一一）。

図版一一（大西克也二〇〇二：八九より）

造	船、鋳	故、郤、估	賂	敵	敵、棗
秦	○				
齊	○				
楚		○			
三晋				○	
(韓)				○	○
宋			○		

だから戦国時代の文字が、秦と東方六国とで大きく対立していたという王国維「史籀篇疏証序」(『觀堂集林』卷五)、「戦国時秦用籀文六国用古文説」(『觀堂集林』卷七)以来の東西二系統説が本当に成立するかどうかについては、さらに精査が求められる。しかしその多様性に何らの傾向も見られないかというところでもない。「言語異聲、文字異形」から想起されるのは無秩序であるが、実際には今紹介したように、各国の言語表記法は互いに影響を受けつつ発展しているのである。分類とは多様な分布パターンを調べて、最も太い境界線がどこに引けるかということである。本稿で述べたのは、文法的な語彙やその表記法を見る限り、秦と六国との間にどうやら境界がありそうだとということに過ぎない。

以上、第二、三章で見てきた秦とその他の国との違いを、左の表にまとめておきたい。

	秦	楚	その他の東方系
①主語述語間の「之」	×	○	○
②等位接続詞	及	與	與
③⑥時間副詞と表記	且 (且)	將 (將)	將 (將?)
④語気助詞	毆	也	也
⑤反復疑問文	○	×	×
⑦「吾」の表記	吾	虔	廬

4. 被占領地の文章語

戦国時代も末期に近づく、秦の領土拡大により、旧六国地域が秦に組み込まれて郡となっていた。睡虎地秦簡が出土した雲夢は、従来楚の領土であったが、前二七八年の白起拔郢によって秦の南郡に編入された。秦の統治下に入るわけであるか

ら、行政に関わる文書は当然、秦の文字と秦の文章語が用いられる。とりわけ睡虎地秦簡『日書』は、工藤元男（一九九八：三三二）が指摘するように、基本的には南郡の楚人のまなざしから編集されたテキストであると考えられる。これを調べることによって、被占領者がどのような言葉を使っていたのかを伺うことができる大変興味深い資料である。上に示した幾つかの項目の中から、有用な用例の得られないものを除き、②等位接続詞の「與」と「及」、③時間副詞の「將」と「且」、④語気助詞の「也」と「毆」及び⑦一人称代名詞の表記法について言及しよう。

さて甲乙兩種『日書』を資料として、上の四項目を調べてみると、等位接続詞、時間副詞、一人称代名詞の三項目が基本的

②等位接続詞

に秦と一致し、語気助詞が基本的に楚と一致する。以下に実例を紹介しよう。

全て「及」が使われ（六九例）、例外は無い。

③時間副詞

「且」が五例、「將」が一例である。

（18）高門，宜豕，五歲弗更，其主且為巫。（睡虎地秦簡『日書甲種』置室門一二一正參）

（19）●凡民將行，出其門，毋敢顧，毋止。（睡虎地秦簡『日書甲種』行一三〇正）

⑦一人称代名詞

「吾」が二例使われている。

（20）狼恒呼人門曰：「啟。吾非鬼也。」殺而烹食之，有美味。（睡虎地秦簡『日書甲種』詰三三背參）

私は、『日書』の言葉は、基本的には秦の言葉に近いと考える。秦に占領された南郡には当然秦の公文書による統治が行なわれた。官吏として採用されるには、秦の公用語を読み書きする能力が要求される。現地人が楚の文字を操れ、楚の公用語による文書を作成できても何の役にも立たないのである。このようにして次第次第に文章語は秦の言語が優勢になり、『日書』のよ

うな現地の習俗に密接な関係を有し、しかも楚の側から編集されたとされる文書にも秦の言葉が使われるようになっていったのである。時間副詞に一例「將」が使われている。書き手がうっかりと自分の言葉を混入させたのか、あるいは元のテキストに由来するのか定かではない。しかし使われている字形は秦の「將」であって、楚の「𡗗」ではない。言葉は楚の語彙が混入しても、文字使いは秦風なのである。なお四号墓出土の書簡には、秦の言葉の特徴である「之」を伴わない埋め込み文や、反復疑問文が用いられている。

(21) 黒夫等直佐淮陽，功反城久，傷（尚？）未可知也，願母遺黒夫用勿少。（睡虎地四號秦墓一一號木牘正）

(22) 為黒夫、驚多問東室季嬰苟得毋恙也？為黒夫、驚多問嬰記季事何如？定不定？（睡虎地四號秦墓一一號木牘背）

これに対し、語氣助詞「毆」「也」の分布はまさに逆の状況を呈している。『日書』においては「毆」九例に対し、楚に由来する「也」は九二例と大部分を占めているのである。これは、秦の文章語をマスターした楚の人々が、この語氣助詞に関しては私的文書の中では自分たちの「也」を放棄しなかったことを物語っている。最大の理由は「毆」の筆画があまりに煩雑だからであろう。「毆」は古くは石鼓文に見え、甘肅出土の放馬灘秦簡にも使われているように、秦特有の語氣助詞である。文字としては楚簡にも存在するが語氣助詞としての用例は無い。語氣助詞を本格的に文字で表わすようになるのは春秋戦国以後のことであり、金文にはないから、新しく文字を作る必要があった。秦がわざわざこのような文字を選んだのは、発音上の理由があるからであろう。このような助詞の上古音を推定することはなかなか困難だが、声母は影母、韻部は脂部若しくは祭部と推定される。一方「也」は、声母は喻母、韻部は歌部、魚部、支部など学者によって異なるが、「毆」とは相当異なっていたと思われる（大西一九九八：四）。これも楚人が「毆」を受け入れにくかった要因の一つである。当時の漢字音、即ち口頭語における発音は、方言毎に相当異なっていたと思われる。しかしそれは体系の違いであって、例えば北京語で同音である「端」*tuán55*と「短」*tuǎn214*は、広東語でもそれぞれ *tyn53*、*tyn35* と読まれるように、異なる発音ながら同音であることは変わらない。だから「虎」を声符とする「虐」を用いていた楚人が、「吾」を用いるようにと言われても、発音上はそれほど違和感無く受け入れることができる。「虎」と「吾」との発音の近似性は、楚においても変わらないからである。だから「毆」と「也」とでは

事情が違うのである。

『日書甲種』が旧楚人によって筆写されたことを示唆する興味深い例がある。

(23) 壬寅生子，不女為醫，女子為也。（睡虎地秦簡『日書甲種』生子一四八參）

これは『日書』乙種該当部分にある次のような文を写し誤ったものである。

(24) 壬寅生，不吉，女子為醫。（睡虎地秦簡『日書乙種』生二四三—二四四）

抄者は原文「醫」を「也」と書き誤ったと判断される。生粋の秦人であれば普段「也」は用いないから、このような間違いを犯すことはまず考えられない。書き手は日常「也」を使用し、文書作成時には「毆」が楚の「也」に当たることを常に意識をせざるを得なかった旧楚人であろう。『日書』には少数ながら「毆」も使われているが、例えば『日書』甲種五九正から六三正まで、すなわち劉樂賢（一九九四：八六）が「遷徙篇」と名づける箇所集中して五例使われるというように、分布に偏りがある。

(25) 正月五月九月，北徙大吉，東北少吉，若以是月毆東徙，毆（𠂔），東南刺離，南精，西南室毀，西困，西北辱。（睡虎地秦簡『日書甲種』遷徙五九正壹）

劉樂賢は鄭剛の意見によりつつ遷徙篇の占法原理が歳篇や乙種嫁子刑？篇と共通すると述べる。工藤元男（一九九八：三三七）は、歳篇と嫁子□篇との占法原理が同一であることを認めつつも、刑夷（四月）を起点とする歳篇が楚の歳星占いであるのに対し、正月を起点とする「家子□」篇は、秦の占いと見なされると指摘する。これに従うと遷徙篇は秦の占いと判断され、「毆」の使用は恐らく『日書』のもとになった秦の占いのテキストに由来するものと考えられる。

無論楚の人が秦の「毆」を受け入れて使用した実例も見られる。馬王堆帛書『陰陽十一脈経』甲本、『脈法』『陰陽脈死候』『五十二病方』は、馬繼興・李学勤（一九七五：二二七—二二八）らが指摘したように、戦国楚文字の影響が見られ、秦代の楚人による写本と考えられるが、「毆」が使われている。また睡虎地秦簡「為吏之道」は、後半の補写部分以外では「毆」が使われているが、黄盛璋（一九七九：一五—一九）が指摘したように、『荀子』成相篇との形式上の類似や、『礼記』などとの語句の

類似が見られ、儒家思想の影響が強いとされる。このテキストが六国に由来するとすると、秦に入ってから以後「毆」に書き換えられたことになる。

しかしながら「也」はその後、秦の中枢にまで進出するようになり、やがては発音上の違いを乗り越えて「毆」に取って代わることになる。おそらく書写に簡便なことが主要な原因であろう。

5. 秦の文章語に見える六国の影響

上に紹介したように、戦国時代の文章語は、秦とその他の地域との間に顕著な違いが存在した。被占領地である南郡で作成された秦簡『日書』は、一部に当地の言葉の影響がみられるものの、基本的には秦の文章語であることを見た。では秦の言葉が占領地の言語の影響を受けた例はないものだろうか。張家山漢簡『二年律令』『奏讞書』、西域出土漢簡や『史記』など漢の文章語には、秦の言葉と一致する現象が多く見られる。たとえば主述構文が目的語等文の成分となると「之」が主語の後に挿入される現象は、六国系の言語には広くみられたが、漢の言葉には特殊な場合を除いて殆どみられない。時間副詞も秦系の「且」が使われることが多く、一人称代名詞を表す字はやはり秦系の「吾」であり、等位接続詞は「及」が使われる。秦簡に頻出する反復疑問文は、漢代以降用例がまれになり、その後唐詩や敦煌變文、五代時代の編集とされる『祖堂集』に至って再び多く見られるようになる。そのため秦簡の反復疑問形式は当時の西北方言であって、標準的な文章語には取り入れられなかったのだとする考えがある⁽⁸⁾。なお『史記』龜策列伝には、褚先生補作になる占法を記した部分に、埋め込み文形式ではあるが、大量の反復疑問文があり、

(26) ト繫者出不出。不出，横吉安；若出，足開首仰有外。〔『史記』龜策列傳〕

『後漢書』五行志一にも南陽（河南省）の童謡として

(27) 更始時，南陽有童謡曰：「諧不諧，在赤眉。得不得，在河北。」是時更始在長安，世祖為大司馬平定河北。更始大臣並

僭專權，故謠妖作也。後更始遂為赤眉所殺，是更始之不諧在赤眉也。世祖自河北興。（『後漢書』五行志一）

という例が収録されているから、必ずしも西北方言に限らなかった可能性がある。

ところが周知のように、漢代の文献では語氣助詞「也」が用いられている。これはすでに見てきたように六国系の言葉であり、文字である。漢代の文章が「也」を用いるのは、実は秦がある段階で本来の「毆」を棄てて、六国系の「也」を採用したからである。それは二世元年詔に伺うことができるが（大西克也一九九八：一二—一三）、以下にその要旨をまとめておきたい。

（28）皇帝曰：「金石刻盡始皇帝所為也。今襲號，而金石刻辭不稱始皇帝，其於久遠也，如後嗣為之者，不稱功德。」丞相臣斯、臣去疾、御史大夫臣德、昧死言：「臣請具刻詔書金石刻，因明白矣。臣昧死請。」制曰：「可。」

これは琅邪台刻石に刻まれたものからの引用であるが、『史記』秦始皇本紀によれば、二世皇帝が元年春に始皇帝の故事に倣って各地を巡行した際、始皇帝の徳を明らかにするために発せられたものであるという。秦の中樞においても、遅くとも二世元年（前二〇九年）には「毆」を棄て「也」を使うようになっていたことがわかる。二世元年詔には刻石の他に、権量に刻まれたものが大量に存在する。李学勤（一九八一：三三八）らがすでに指摘しているように、権量の銘文は「也」を使うものが多いが、少数ながら「毆」を使うものが存在する。西林昭一（一九九一：九三）は、権量の書風が多彩であることを指摘しつつ、その原因を短時間で大量の銘文を刻むために動員された大勢の書記官が、お手本を見ながらいくつも刻んでいるうちに、空で書くようになってしまったからではないかと推測している。二世元年詔に基づく銘文であるから、「也」を使うのは当然とは言え、ここに中央における文字の変更に、末端にまで浸透してゆく有様を見ることができ、少数ながら存在する「毆」は、書記官の中には空で彫るうちに、古い習慣で「毆」を用いるものもいたからであろう。

漢代に入ると筆画の複雑な「毆」は殆ど用いられなくなる。漢初の出土資料に見られる少数例の「毆」はほぼその藍本に由来するものと見て間違いないだろう。⁹⁾張家山漢簡では『奏瀨書』にはもはや「毆」は一例も見えず、『二年律令』も「也」三八例に対し、「毆」はわずか五例に過ぎない。呂后二年（前一八六年）といえば、秦が滅んでほぼ二〇年である。『漢書』刑法志に

(29) 漢興、高祖初入關、約法三章曰：『殺人者死、傷人及盜抵罪。』⁽⁹⁾ 鋸削煩苛、兆民大說。其後四夷未附、兵革未息、三章之法不足以禦姦、於是相國蕭何摭摭秦法、取其宜於時者、作律九章。〔漢書〕刑法志)

と言うように、漢初の律令は秦律を拾い集め、改定する形で整備されていたようである。『二年律令』の条文にも、次のように秦律と極めて類似するものを見出すことができる⁽¹⁰⁾。

(30) 諸馬牛到所、皆毋敢穿穿、穿穿及及置它機能害人馬牛者、雖未有殺傷也、耐為隸臣妾。殺傷馬牛、與盜同法。殺人、棄市。傷人、完為城旦舂。(張家山漢簡『二年律令』二五一—二五二號簡)

(31) 諸馬牛到所、毋敢穿穿及置它、敢穿穿及置它機能害人馬牛者、【雖】未有(龍崗秦簡八三)⁽¹¹⁾
また、『漢書』惠帝紀四年(前一九二年)に

(32) 三月甲子、皇帝冠、赦天下。省法令妨吏民者；除挾書律。〔漢書〕惠帝紀)

と言うように、秦律そのものが漢初に生きていたケースもある。『二年律令』に見られる「毆」は、秦律の条文に由来するものではなかろうか。「毆」を用いる簡と「也」を用いる簡との書風が一致しているかに見えるものもあり、書き手の習慣に帰するのは難しいようである。もともと漢の中央政府による改定を経た条文に「毆」が残存するものも不審である。あるいはいわゆる『二年律令』と一括される文書は、必ずしも純粹な漢律の写本ではなく、墓主の手元にあった秦律の古いテキストを写し取ったものが紛れている可能性があるのかもしれない。いずれにせよ、『二年律令』の文書的性格は、それに反映される漢初の法体系とは別に議論されるべきであるが、現在私にはその準備もない。大方の示教を請いたい。

最後に近年その存在が公になった『秦駟玉版』に言及しておきたい。これは「駟」という名の秦の貴族が、前二四九年以後のある年の冬に、病がどうしても癒えないために、華山に行って神に祈り、積罪を求めた文書とされる⁽¹²⁾。甲乙二枚あり、内容ほぼ同一であるが、甲版背面の文字は殘缺が激しい。この文書には「也」が使われたり、埋め込み文の主語の後に「之」が挿入されるなど、六国系の要素が見られる。

(33) 吾敢告之、余無辜也、使明神智吾情。(秦駟玉版甲正五、乙正五)

(34) 𡗗(擊) 𡗗(蒸) 民之事明神，孰敢不精！(秦駟玉版甲正六、乙正六)

乙版では「其」の略体「𠂔」が使われているのも注意を引く。

(35) 東方又(有)土(杜)姓，為刑灋氏，其名曰𡗗。(秦駟玉版甲正四)

(36) 東方又(有)土(杜)姓，為刑灋氏，𡗗名曰𡗗。(秦駟玉版乙正四)

特に秦の法律文書では略体の「𠂔」は使用されない。これも六国の影響と見られるかもしれない。上に指摘した言葉の問題とともに、この資料の性格を考える上で興味深い問題である。上例に引いた東方の刑灋氏は、秦駟が無罪であることを訴える神である。また戦国期の華山はもと魏の領域にあった⁽¹³⁾。そのためにことさら東方の言葉を意識した文章になった可能性もある。

秦駟玉版は戦国後期の資料と考えられる。時代には諸説ある⁽¹⁴⁾が、李学勤(二〇〇〇：四二)、周鳳五(二〇〇一：二二五)は作者の「駟」を秦の恵文王駟その人に同定する。しかし、曾憲通等(二〇〇一：八〇)等のように、銘文の「周世既没，典灋薶亡」を手がかりに、『史記・周本紀』に「後七年，秦莊襄王滅東西周，東西周皆入於秦，周既不祀」とある前二四九年以後とする説のほうが有力である。曾氏らは「駟」を莊襄王の名ではないかという。一方、既存の秦系文字との比較からは王輝(二〇〇一：五七七)や徐筱婷(二〇〇二：八二―八五)等、戦国晩期の特徴が指摘されている。徐筱婷は作者を莊襄王としつつも、「𡗗」「𡗗」「其」等の文字が両詔橢量と近似していることを指摘しているのは注目に値する。秦系出土資料において「𡗗」「也」の交替が起こったのも、既存の資料による限り戦国最末期である。この資料の年代も戦国最末期を視野に入れておく必要がある。

口頭語と異なり、文章語は外来的影響を受けやすい。秦の文章語は六国とは異質な要素を多分に含みつつも、戦国期に全国的な規模で展開されていたと想定される文章語の相互作用から無縁では無かったのである。文字統一や焚書坑儒など、秦の文化政策には強権的なイメージが強いが、その文章語の実情は六国系の要素を徹底的に排斥したわけではなく、部分的にはあるが受容する一面を持ち合わせていた。「也」の採用や、『秦駟玉版』の言葉は、それを如実に物語っている。

(1) 例文の引用に際しては、特に問題が無い限り初文を記さない。

(2) 最近公表された上海博物館藏楚簡に「𣪠」が使われており、馬承源氏の釈文では「也」に相当するものとされた。「𣪠」は『上海博物館藏戰国楚竹書(二)』の中に三例あり、このうち『子羔』九号簡の一例は、既に簡帛研究網站(<http://www.jianbo.org/index.htm>)所載の幾つかの論文が指摘するように(例えば陳劍：『上博簡《子羔》、《從政》篇的拼合与編連問題小議』、選択疑問文に用いられる「抑」の仮借字であることが明白である。「三王者之作也、皆人子也、而其父賤不足稱也與、𣪠(抑)亦成(誠)天子也與？」残る『魯邦大旱』篇の例については、シンポジウム会場において、東京大学大学院博士課程の曹峰氏から「也」と解釈しうる可能性を指摘された。しかし私見では「也」と通仮する可能性はまず無いと言つてよい。上博楚簡では「也」字を使うのが通例である。本稿第四章で指摘したように、「也」と「𣪠」とは発音が相当異なっており、通常の仮借の範囲内には属さない。なぜ当該箇所のみわざわざ「𣪠」字で表記したのか、説明が困難である。『魯邦大旱』は短編ながら正確な釈読が困難で、論者によって相当理解が異なっている。いまここに諸説をつぶさに批評する余裕はないが、文章全体の理解が例文の理解と密接に関わるので、私なりの一応の読みを示しておきたい。先に全文を挙げる。

魯邦大旱、哀公謂孔子：「子不為我圖之？」孔子答曰：「邦大旱、母乃失諸刑與德乎？唯：(1)之何哉？孔子曰：「庶民知兌之事鬼也、不知刑與德。如母愛珪璧幣帛於山川、正刑與德：(2)出遇子貢、曰：「賜、而聞巷路之言、母乃謂丘之答非與？」子貢曰：「否。𣪠(抑)吾子如重命其與？如夫正刑與德、以事上天、此是哉！如夫母愛珪璧(3)幣帛於山川、母乃不可？夫山、石以為膚、木以為民、如天不雨、石將焦、木將死、其欲雨或甚於我、又必待乎名(命)乎？夫川、水以為膚、魚以(4)為民、如天不雨、水將涸、魚將死、其欲雨、或甚於我、又必待乎名(命)乎？」孔子曰：「於乎……(5)公豈不飽梁食肉哉！𣪠(抑)亡如庶民何！」(6)

大意：魯国に大旱が起こり、哀公から対策を命じられた孔子は、雨乞いの祭祀を行ない、刑と徳とを正すことを提案する。その後退出した孔子は、道で子貢に出くわし、つまらぬ噂話を聞いて自分の対策を非難しなかったかと子貢を問いたです。

このような問いかけをする以上、孔子は子貢が自分の対策について聞き及んでいることを承知していたはずである。これが以下の議論を読み解く前提となる。子貢は、非難していませんと否定しながらも、孔子とは異なる主張を展開する。その内容は、孔子の対策の内、刑と徳と

を正すことは是認しながら、雨乞いの祭祀に関しては、山川は自ら雨を欲しているとして反対する。「又必待乎名（命）乎」とは、わざわざ哀公の命によって山川を祭らなくてもよいという意味であろう。子貢にやり込められた孔子は「於乎」と嘆息を漏らす。最後の六号簡の発言者は孔子か子貢か明らかではないが、『魯邦大旱』の結論に当たる。君主が饗沢をすると、庶民はどうなるのでしょうかという皮肉交じりの口ぶりで、哀公を戒めている。山川の神と哀公、木や魚と庶民とがパラレルな関係になっており、庶民に多大な負担を強いる祭祀の否定でもある。次に「毆」が使われている文の解釈を示す。

子貢曰：「否。毆（抑）吾子如重命其與？……」（魯邦大旱三號簡）

「毆（抑）」は推測を表わす語氣副詞。「抑……與？」形式の疑問文は『孟子』梁惠王上篇にある。「抑王興甲兵，危士臣，構怨於諸侯，然後快於心與？」「如」は「このようである」という動詞で、「抑」とともに婉曲な口調を表わしている。「命其」は恐らく「其命」の誤写であろう。「あなたはその（哀公の）命を重く見すぎておられるようなのでしょうか？」という意味に理解する。孔子を「吾子」と呼びかけるのは失礼であるから、「抑」以下を孔子の発言と見る意見もある（俞志慧：『魯邦大旱』句読献疑、簡帛研究網站論文）。しかし『莊子』田子方篇に「仲尼見之而不言。子路曰：『吾子欲見溫伯雪子久矣，見之而不言，何邪？』」とあって、子路が孔子に対し「吾子」と呼びかけている。親しい師弟間では「吾子」を使うことも可能だったのであろう。前文で孔子は子貢を「而」と二人称で呼びつけており、次にいきなり「吾子」となる方が不自然である。

公豈不飽梁食肉哉！毆（抑）亡如庶民何？（魯邦大旱六號簡）

「抑」は逆接の語気を表わす。同様の用例は『論語』述而篇に「若聖與仁、則吾豈敢？抑為之不厭、誨人不倦、則可謂云爾已矣。」「公はどうして穀物や肉を腹いっぱいお食べなさらないのか。しかしそれでは庶民をどうしようもないでしょう。」

(3) 『文物』一九八〇年第九期。

(4) 『平安君鼎』の国別には秦、衛等諸説あるが、黄盛璋（一九八二：五五—五七）が魏器とするのに従う。

(5) 『文物』一九八七年第一二期。

(6) 二つ目の「論」は衍字である。

(7) 図版の出典は文末を参照。図版の作成については、森和氏の手を煩わせた。お礼申し上げる。

(8) 朱德熙一九九一：三二八。

(9) 詳細は大西克也一九九八：一五—一九を参照されたい。

(10) 『二年律令』二四六—二四八号簡の条文が、青川木牘所載の秦律に類似していることが整理小組によって指摘されている。『張家山漢墓竹簡』P.166を参照。

(11) 番号は原簡番号ではなく、『雲夢龍崗秦簡』の考釈番号である。

(12) 李零二〇〇〇：九〇。

(13) 『中国歴史地図集』第一冊三三—三四頁、「諸侯称雄形勢図（公元前三五〇年）」を参照。『左伝』僖公一五年に「晉侯許駘中大夫，既而皆背之。駘秦伯以河外列城五，東盡虢略，南及華山，内及解梁城，既而不與」とあって、華山は本来晋の領地であった。『史記』秦本紀によると、

華山北方山麓の邑陰晋は、恵文王六年に魏から秦に編入された。

(14) 徐筱婷二〇〇二：七八—八〇に諸説の紹介と検討がある。

【参考文献】

(中国語)

大西克也一九九四：秦漢以前古漢語中の「主之謂」結構及其歴史演變，『第一屆國際先秦漢語語法研討會論文集』，岳麓書社。

大西克也一九九八A：並列連詞「及」「與」在出土文獻中的分布及上古漢語方言語法，『第二屆國際古漢語語法研討會論文選編

古漢語語法論集』，語文出版社。

大西克也二〇〇二：從方言的角度看時間副詞「將」「且」在戰國秦漢出土文獻中的分布，『紀念王力先生百年誕辰學術論文集』，商務印書館。

馮春田一九八七：秦墓竹簡選擇問句分析，『語文研究』一九八七年第一期。

黃盛璋一九七九：雲夢秦簡辨正，《考古學報》一九七九年第一期。

黃盛璋一九八二：新出信安君鼎、平安君鼎的國別年代與有關制度問題，《考古與文物》一九八二年第二期。

吉仕梅一九九八：《睡虎地秦墓竹簡》語料的利用與漢語詞匯語法之研究，《漢語史研究集刊》第一輯（上），巴蜀書社。

李零二〇〇〇：入山與出塞，《文物》二〇〇〇年第二期。

李學勤一九八一：秦簡的古文字學考察，《雲夢秦簡研究》，中華書局。

李學勤二〇〇〇：秦玉牘索隱，《故宮博物院院刊》二〇〇〇年第二期。

劉樂賢一九九四：《睡虎地秦簡日書研究》，文津出版社。

馬繼興・李學勤一九七五：我國現已發現的最古醫方，《文物》一九七五年第九期。引用は湖南省博物館『馬王堆漢墓研究』（湖南人民出版社，一九八一年）による。

王輝二〇〇一：秦曾孫駟告華大山明神文考釋，《考古學報》二〇〇一年第二期。引用は王輝『一粟集』（藝文印書館，二〇〇二年）による。

徐筱婷二〇〇二：秦駟玉版研究，國立花蓮師範學院語文系編『第十三屆全國暨海峽兩岸中國古文字學研討會論文集』，萬卷樓圖書有限公司。

曾憲通、楊澤生、肖毅二〇〇一：秦駟玉版文字初探，《考古與文物》二〇〇一年第一期。引用は『語言文字學』二〇〇一年第五期による。

周鳳五二〇〇一：《秦惠文王禱祀華山玉版》新探，《中央研究院歷史語言研究所集刊》第七二本第一分。

朱德熙一九九一：『V_{neg}-VO』與『VO_{neg}-V』兩種反復問句在漢語方言里的分布，《中國語文》一九九一年第五期。

（日本語）

大西克也一九九八B：「毆」「也」の交替——六国統一前後に於ける書面言語の一側面——、『中国出土資料研究』第二号。

大西克也二〇〇二：『戦国文字随想——系統論と統一の意義をめぐる——』、『中国出土資料研究』第六号。

工藤元男一九九八：『睡虎地秦簡より見た秦代の国家と社会』、創文社。

西林昭一九九一：『書の文化史・上』、二玄社。

松江崇二〇〇〇：『漢代方言における言語境界線——揚雄『方言』における方言区画の再検討——』、『中国における言語地理と人文・自然地理（7）言語類型地理論シンポジウム論文集』、平成九——一一年度科学研究費基盤（A）（課題番号09301022）研究成果報告書。

【引用例文出典】

包山楚簡：

湖北省荊沙鐵路考古隊：『包山楚簡』，文物出版社，一九九一年。

九店楚簡：

湖北省文物考古研究所・北京大學中文系：『九店楚簡』，中華書局，二〇〇〇年。

睡虎地秦簡：

睡虎地秦墓竹簡整理小組：『睡虎地秦墓竹簡』，文物出版社，一九九〇年。

《雲夢睡虎地秦墓》編寫組：『雲夢睡虎地秦墓』，文物出版社，一九八一年。

龍崗秦簡：

劉信芳・梁柱：『雲夢龍崗秦簡』，科學出版社，一九九七年。

馬王堆帛書：

馬王堆漢墓帛書整理小組：『馬王堆漢墓帛書（參）』，文物出版社，一九八三年。

【図版出典】

- 一、張光裕『包山楚簡文字編』P.243、藝文印書館、一九九二年。
- 二、『殷周金文集成』第一五冊9735・3A、中華書局、一九九三年。
- 三、『殷周金文集成』第五冊2841C（摹本）、中華書局、一九八五年。
- 四、郭沫若『石鼓文研究・詛楚文考釈』P.136、科学出版社、一九八二年。
- 五、同上。
- 六、『国学研究』第六卷、北京大学出版社、一九九九年。
- 七、張光裕『郭店楚簡文字編』P.358、藝文印書館、一九九九年。
- 八、『殷周金文集成』第一冊271・1、中華書局、一九八四年。
- 九、『殷周金文集成』第五冊2840A、中華書局、一九八五年。
- 一〇、何琳儀『戰國古文字典』P.603-604、中華書局、一九九八年。

大西克也氏の報告に対する質疑応答

工藤元男 ただいまの大西先生の報告は出土文字資料を中心にして、秦と楚の言葉の相違を中心に報告していただきました。そして秦と楚の言葉の違いを抽出するための一つのツールとして提示されたものが、レジュメ四一頁（編集部注：本書では九〇頁）のまとめの①～⑨です。実際、私も出土文字資料を材料にして研究している者はこれを有効なツールとして利用しております。これを適用しながら、自分の読んでいる出土文字資料が秦系のものか、あるいは楚系ものかを判定する材料にしてみました。これは実際にやっている者だけがわかる画期的な方程式というべきものです。このお話の一部を数年前に出土資料学会で伺ったとき大変感銘し、こういう研究は歴史学ではできないな、と思ったものでした。

また今回のご報告の中で改めて明らかになったことは、かねて我々は楚が蛮夷であるというような通俗的なイメージを持っていたですが、今回のご報告によれば、むしろ秦の方が言語的には孤立していて、楚が東方に開いている、という。これは非常に重要な指摘だと思います。それによって、楚文化、楚、楚国史というものを我々はもう一度見直さなくてはならない。これは一種のパラダイム転換といえます。

では、そのような言葉の問題は秦の六国統一の過程でどのように融合・共有化されていくのか、という問題を考えていく上で重要な問題が、漢代の初期の二年律令を含む張家山漢簡であり、その指標となるものの一つに秦の固有の助詞である「毆」字をめぐる問題です。大西先生が提示された問題は、二年律令がいわゆるほど漢律そのものであるのかどうか、その中に秦律が紛れ込んでいるのではないか、だから秦が使っていた「毆」字が入っているのではないか、といった指摘です。これについては色々と議論があるかと思いますが、私は一つの重要な解釈だと思っています。

秦漢帝国の成立に伴う中国文明の成立過程で、地域文化が中国文明の中にどのようにとり込まれていくのかという問題を先秦社会における方言や六国文字から検証すると、今、大西先生が検討されたような問題が浮上してきます。やがてその過程の中からスタンダードな文章語としての漢語や小篆・漢隸など出てくるわけですが、そういう観点を踏まえて何かご質問を賜れ

ればと存じます。

一つ、私が今改めて気になったことだけまず申し上げます。レジュメ四三頁（編集部注：本書では九六頁）の用例（33）の『秦駟玉版』に「余無皐也」とある文を挙げていますが、この「皐」も秦に特有の字ですが、この「皐」と「也」が同一文に出てくることについて先生はどうお考えでしょうか。

大西克也 この「皐」という字が皇帝の皇の字に似ているということから、それを嫌って始皇帝の時代に今我々が使うような「罪」の字に改めたということもありまして、この「皐」の字は秦簡では古いものには結構出てきたと思うのですが、やはり一つの時代を考える上でもメルクマールになる字だと思います。ですから、おそらく統一以後にはいかないでしょう。しかしタイムラグがありますから、古い文字を使い続けることがあってもおかしくありません。確定的なことはいえませんが、統一からそれほど後まで考えることはできないと思います。

工藤 先の『秦駟玉版』で「其」字の用例（35）と（36）を比較し、「其」字の略体である（36）の「元」字の方が東方系と想定されました。それと同じように、例えば『秦駟玉版』甲版では「皐」字、乙種では「罪」になっていると非常に話として面白いのですが、実際はどうなのでしょう。

大西 ちよつと、今覚えていません。

工藤 少しオタッキーな話をしているようですみません。ただここが面白いところなのです。我々としてはワクワクするわけです。中国語史のご専門の古屋先生、何かお話ありませんでしょうか。

古屋昭弘 大西先生のご発表はいつも目から鱗が落ちるというか、傾聴に値することが多いのですが、今日も秦と六国の言葉の違いについて、文法と文字の面から非常に説得力ある報告をして下さったと思います。お伺いしたいのは、語彙や音韻の面から同様のことがいえるかどうかという点です。

例えば、「フネ」を表わす語「舟シユウ」と「船セン」、「ムカエル」を表わす語「逆ギヤク」と「迎ゲイ」、弓矢の「ヤ」を表わす語「矢シ」と「箭セン」のうち、「船セン」「迎ゲイ」「箭セン」は秦のあたりから出てきたという説があったりします。

それと橋本萬太郎先生がいつていることですが、「ナベ」を意味する「鍋」は秦から出てきたとか、『説文解字』などにおいて、よく秦または関西ではこうである、齐鲁または関東ではこうであると、対比させていつている場合が多いですね。これらの例に限つていえば、現代中国語の口語につながるのが全て秦系の言葉であるというのも興味深いところです。そういう語彙的な面の他、先ほどの未来を表す助詞の場合、秦系の「且」と東方系の「将」は、大西先生も指摘しておられる通り、上古音ではいわゆる陽と陰の対転という関係にあり、かなり発音が近いわけです。そういう面で一般的な傾向というか、秦特有の特徴があるのかなどなど、何か他にもありましたら教えていただきたいのですが。

大西 むしろ古屋先生に教えていただきたいことなのです。語彙的なことに関しては自分では全然何もやっておりませんで、これからの課題というように考えております。

ただちよつとろ覚えなのですが、李学勤氏がいつていたと思いますが、いくつか秦簡に特有の語彙というのがあつて、具体例は思い出せないのですが、それが例えば『墨子』の備城門以下の諸篇にかなり出てくるといつ指摘もあつたかと思つます。これからの課題かな、と思つております。特に文字学的なことに関しましては、古屋先生が大変造詣が深いということで、是非とも、古屋先生にも色々と教えていただきたいと思つております。どうもこちらの方から尋ねてしまい申し訳ありません。

曹峰 「殴」と「也」について少し質問したいのですが、先生の挙げられた資料の中には、新出の上海博物館の資料がとり扱われていませんが、先生も多分ご存じのように、「魯邦大旱」と「子羔」の中に「殴」字が見られます。その解釈は二通りにわけられています。一つは抑えるの「抑」の仮借字として、「それとも」のように助辞として読んでいる人もいます。もう一つは「也」と読んでいる人もいます。とくに「魯邦大旱」の中に孔子が子贛に質問し、それに対して子贛は「否殴」（そうではありません）と答えています。そこは「也」と読んでよいところですが、それについて先生はどう思いますか。

大西 私は「也」ではないと思つます。今、例文を正確に覚えていないのですが。おそらく疑問文で、「殴」は後ろにつけて読むのではないかと思うのですが。曹峰さん、大変申し訳ありません、今、正しく例文を挙げられますか。

曹 簡単に説明しますと、魯国に大干魃があり、魯哀公は孔子にどうすればいいですかと質問し、孔子はこれに対策したわけ

です。一応、孔子は宮廷から出て、子贛に「私がいつていることは庶民たち、魯の国の人々はどいつていますか。おそらく私のいつていることは間違っていますか」と子贛に聞きましたが、子贛は「否毆」、否定の「否」の直後に「毆」という字があつて、という答えがあつたのですが、ですから先生はその字はおそらく次の一句の最初の文字ではないかと考えますが、この文脈を見ると僕は「そうではありません」というふうに読んだ方がいいのではないかと思います。もしそれが確かにそういうふうに読んで正しければ、先生の今日の説にとつてどんな関係、例えばそれはもともと楚ではどういうふうに使われているか、それとも秦の影響を受けているか、ということをお私は考えています。それだけです。

大西 本当は私自身の解釈を示さないといけないのですが、別の面からお答えしたいと思います。つまり、これが仮に「也」だとしますと、これ一例しかなく、孤例なわけです。「魯邦大旱」の他のところにも「也」が出てきたと思いますが、なぜここだけそのような発音のかなり違った表記をしなければいけないのか、その点の説明がつかないのではないかと思います。私はやはりそれが一番大きく疑問に思います。すみません、今はそれぐらいしかお答えできません。

〔補〕上海博物館藏戰国楚竹書「魯邦大旱」第一簡、第三簡（曹峰氏釈文）

魯邦大旱。哀公胃（謂）孔子、子不爲我圖之。孔子倉（答）曰、邦大旱、母（無）乃遯（失）者（諸）型（刑）與恵（德）

虐（乎）。售（唯）□（第一号簡）

之可才。孔子曰、庶民智（知）斂（説）之事禮（鬼）也、不智（知）型（刑）與恵（德）。女（如）母恣（愛）珪璧幣（幣）帛於山川、政（正）莖（刑）與（恵（德））□（第二号簡）

出遇子贛曰、賜、而（爾）昏（聞）遯（巷）逢（路）之言。母（無）之胃（謂）丘之倉（答）非與（歟）。子贛曰、否毆（毆）。

虐（吾）子女（如）遯（重）命、元（其）與。女（若）夫政（正）莖（刑）與恵（德）以事上天、此是才（哉）。女（若）天

（夫）母恣（愛）珪璧（第三号簡）

巴蜀符号から見た巴蜀文化の諸相

小澤 正人

1 はじめに

先秦時代の四川盆地には地域性の強い文化が存在しており、「巴蜀文化」と呼ばれている。四川盆地は戦国時代中期に秦に占領されその統治下に入り、その結果巴蜀文化の強い地域性は失われ、四川盆地は「中国文明」に組み込まれていったのである。このような巴蜀文化というローカルな文化が中国文明というグローバルな世界に組み込まれていくプロセスは、中国世界の形成を考えるうえでの重要な事例研究となりうるものである。ただしそのためには、まずローカルな地域文化としての巴蜀文化の内容を明らかにすることが必要不可欠である。

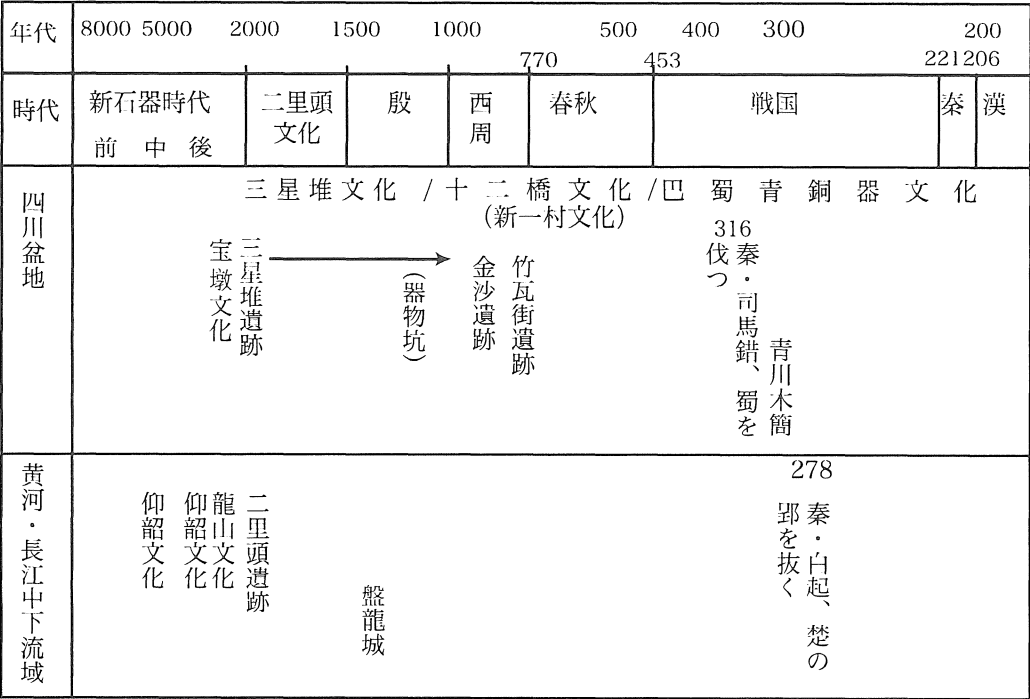
以上のような問題意識に基づき、本稿では「巴蜀符号」とよばれる主に四川盆地の戦国時代青銅器上にみられる符号を取り上げ、その性格を検討することで、巴蜀文化のもつ独自性の一端を明らかにすることを試みてみたいと考えている。以下、まず四川盆地の戦国時代までの古代文化の変遷を概観し、その後本論に入ることとする。

2 戦国時代以前の四川盆地

第一図は戦国時代以前の四川盆地と黄河・長江中下流域の文化編年である。以下この図に従い、四川盆地における戦国時代以前の文化を概観する⁽¹⁾。

一万年前ごろになると黄河・長江流域を中心とする地域は狩猟採集生活をおくっていた旧石器時代から定住農耕生活を営む

巴蜀符号から見た巴蜀文化の諸相（小澤）



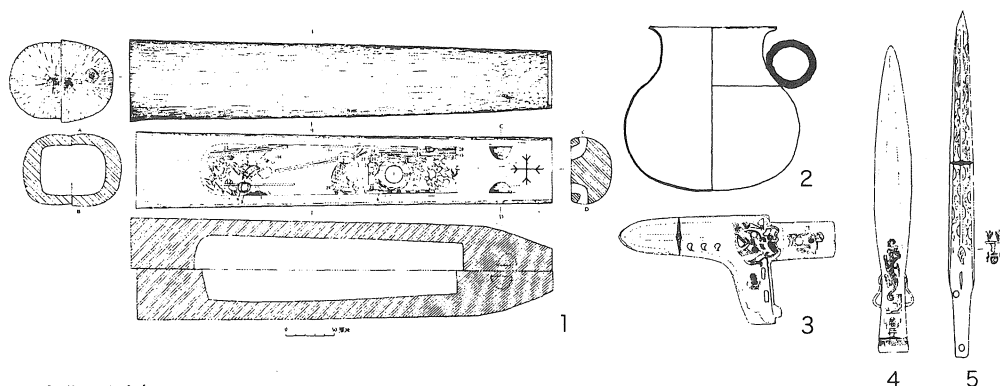
第一図 四川盆地および関連地域の文化編年

新石器時代へと移行するが、四川盆地では新石器時代後期の宝墩文化までその様相は明らかではない。宝墩文化では城址遺跡が発見されるなど、その社会はかなり発展した段階に達していたと考えられている。またその土器には地域性の強い要素があるとともに、黄河流域・長江中流域との関連を示す要素もみられ、この文化が隣接地域から孤立したものではなかったことを示している⁽²⁾。

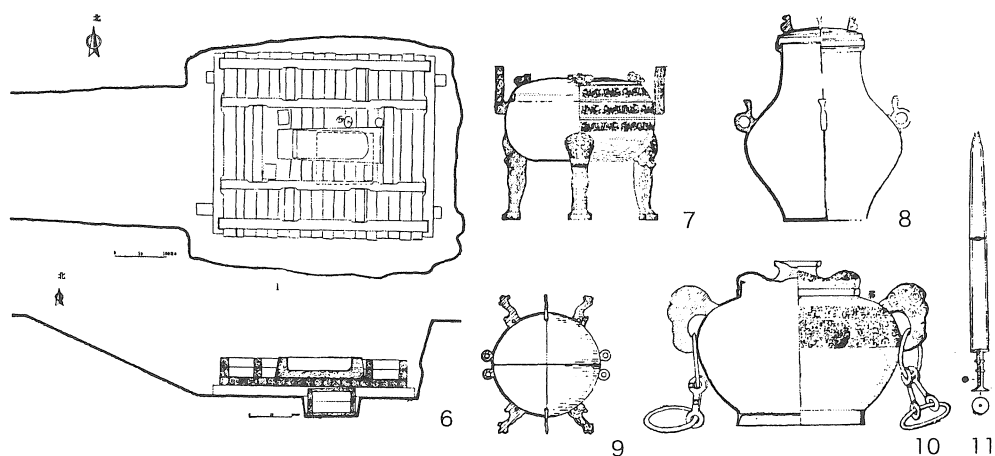
紀元前二〇〇〇年紀に入ると三星堆文化の時期となる。この文化の代表的な遺跡である三星堆遺跡は大規模な城址遺跡とされている。三星堆遺跡では三星堆文化後期とされる器物坑が二基発見され、大量の青銅器・玉器・象牙などが出土した。出土した青銅器には強い地域性がある反面、明らかに黄河・長江流域の文化に連なる要素が認められ、また土器にも地域性とともに長江中流域との関連が指摘されている。従って三星堆文化についても、地域性が強い反面、隣接地域の交流が認められるのである。三星堆文化の終末年代は殷後期の殷墟文化前期末から中期初頭の時期が想定されている。

三星堆文化を継承したのが十二橋文化である⁽³⁾。その年代はほぼ紀元前一千年紀の前半、つまり下限は紀元前五〇〇年前後と考えられ、中原に於ける殷墟文化後期、西周、春秋時代に相

巴蜀青銅器文化に特有の要素



楚文化の要素



第二図 巴蜀青銅器文化の墓葬と出土遺物

(1：商業街遺跡8号棺、2：同心村遺跡10号墓 3：同心村遺跡21A号墓
4：同心村遺跡24号墓 5：同心村遺跡20号墓 6～11：馬家郷木槨墓)

当する。この文化でも土器・青銅器などに強い地域性が見られ、特に青銅器の疊を重視したあり方は特徴的である⁽⁴⁾。その反面青銅器には明らかに黄河流域の影響が見られることから、この時期でも四川盆地は隣接地域から孤立して存在していなかったと考えられる。

これに続く戦国時代に並行する時期になると、四川盆地では確認される遺跡数、特に墓葬が増加し、そこからは強い地域性をもつ青銅器が多く出土する。この種の青銅器は早くから注目され、一般に「巴蜀青銅器」と呼ばれてきた(第二図2～5)。そこで本稿ではこの戦国時代の四川盆地に展開した地域性の強い青銅器を特徴とする文化を「巴蜀青銅器文化」と呼ぶこととする⁽⁵⁾。

巴蜀青銅器文化に特徴的な文化要素としては、青銅器の他に丸太を刳り抜き作られた船形木棺・木槨による「船棺

葬」（第二図1）がある。このように巴蜀青銅器文化には独自の文化要素があるとともに、長江中流域の「楚文化」との関連も認められ、楚文化でみられる木槨墓（第二図6）や青銅器（第二図7～11）も出土している。この二つの要素は入り組んで存在しており、この時期の四川盆地の様相はかなり複雑である。例えば四川盆地西部の成都盆地における大型墓葬に限っても、船棺葬（成都市商業街遺跡）と楚系の木槨墓（新都市馬家郷木槨墓）の両者があり、その形式は一定ではない。従ってこの時期の四川盆地に、同時期の七国に見られたような制度的に整った統一的国家を認めることは難しく、むしろ小地域ごとに首長が存在し、時に応じてその連合体が出現するような社会が想定される。この時期に増加した青銅器を副葬する墓葬は、このような首長層のものと考えられる。墓葬は大多数が船棺葬・巴蜀青銅器といった四川盆地に特有の文化要素の組み合わせとなっており、楚文化の要素である木槨墓や楚系青銅器を副葬する割合は多くはない。従ってこの時期に楚文化要素を受容したのの一部の首長層に限られていたと考えられる。

巴蜀青銅器文化は戦国時代中期後半になると秦の支配下に入り、それまでの強い地域性を徐々に失ってゆき、やがて中国世界へと組み込まれていく。その下限は紀元前二〇〇年頃と考えておきたい。

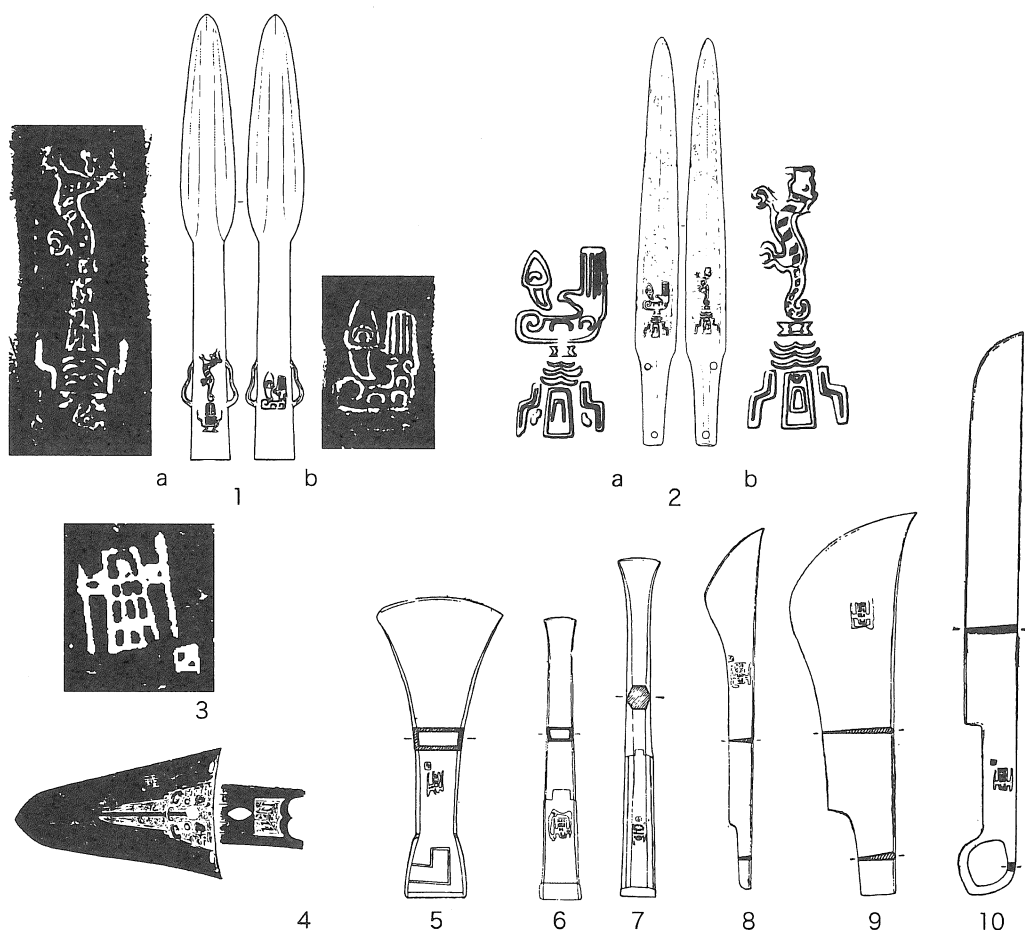
以上のように先秦時代の四川盆地は絶えず周辺の地域と交流を持ちながらも、独自の文化を保持したのである。本稿で取り上げる「巴蜀符号」も戦国時代巴蜀青銅器文化における独自性の強い文化要素の一つである。次にこの巴蜀符号の具体例を見ていくこととする。

2 巴蜀符号について

巴蜀符号については、符号の構造や符号が付される器物から以下の三類に分けることができる。

巴蜀符号A類：青銅器、特に武器・工具上に見られる符号

巴蜀符号B類：印章上の符号



第三図 巴蜀符号A類

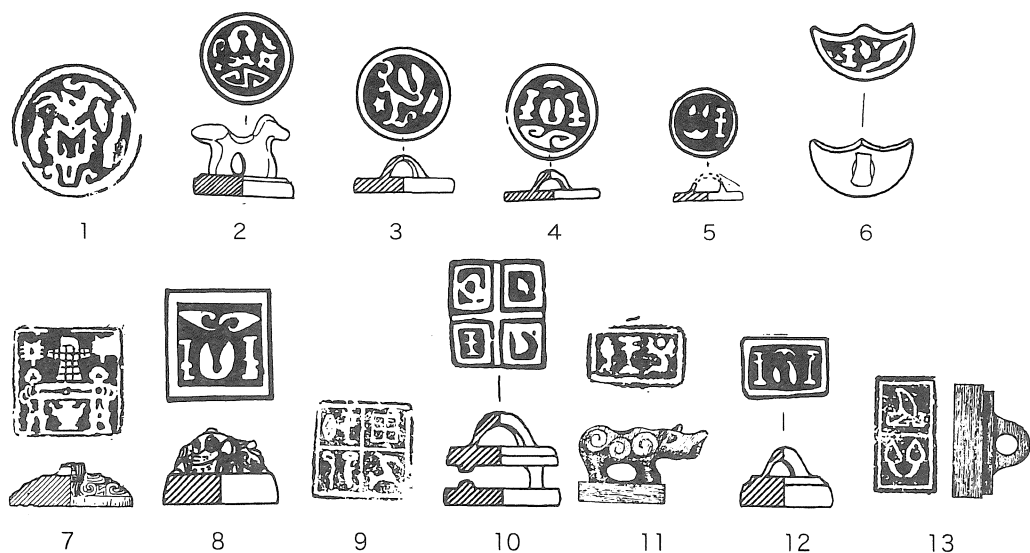
(1：同心村1号墓 2：同心村21A号墓 3～10：馬家郷木榔墓)

巴蜀符号C類：青銅武器上に見られる符号列

次にこの分類をもとに実例を挙げてみてゆくこととしたい。

巴蜀符号A類

A類の巴蜀符号では一個の符号のみの場合と、二～三の符号が組み合わせによる場合がある。第三図1の矛では二つの面に巴蜀符号が鑄込まれている。aでは虎と鉤状の線で囲まれた符号が組み合わされている⁽⁶⁾。bは単独の符号であるが、何を表現したものかわからない。第三図2の剣にも二面に巴蜀符号が鑄込まれている。この剣ではa・b面ともに鉤状の線で囲まれた符号とその他の符号の組み合わせになっている。組み合わせられている符号はaでは第三図1・bの符号と同じものが、bでは虎になっている。



第四図 巴蜀符号B類

(1・4：同心村21B号墓 2・6：同心村25号墓 3：同心村21A号墓
5：同心村1号墓 7：馬家郷墓 8：同心村7号墓 9：宝輪院6号墓
10：同心村16号墓 11・13：冬笋壩50号墓 12：同心村18号墓)

また一つの墓葬の出土品に同じ符号が確認できる例もある。
第三図4～9に示したのは新都市馬家郷木榔墓出土の戈・鉞・
鏃・刀などだが、みな同じ符号(第三図3)がみられる。

巴蜀符号B類

B類は青銅製の印章にみられる符号である。巴蜀符号の印章は全体に小型で、形状には円形と方形があり、方形印はさらに正方形と長方形に分けられる。このうち方形印には第四図9・10のように田字格を持つものと、13のように日字格を持つものがあり、秦印との関係が想定できる。また鈕は鼻鈕がほとんどだが、なかには第四図2・11のように動物鈕もある。このように形状に違いはあるが、印面の巴蜀符号に違いはない。印面の符号はいくつかの部品に分けることができ、それが組み合わせることで符号を構成している。組み合わせとなる部品には具象的なものと抽象的なものがある。具象的な例としては第四図1の編鐘と尻尾が長い鳥、第四図7の人物と壘をあげることができる。抽象的な部品は大多数の印章の構成要素となっている(第四図)。そのほとんどは幾何学的のものであるが、なかには漢字の「王」字と関連が考えられるものもある(第四図4・6・8・10・12)。

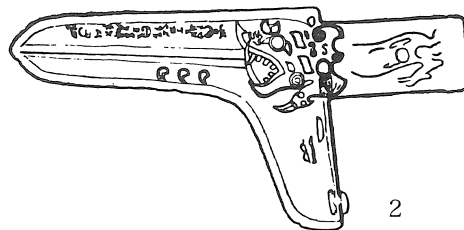
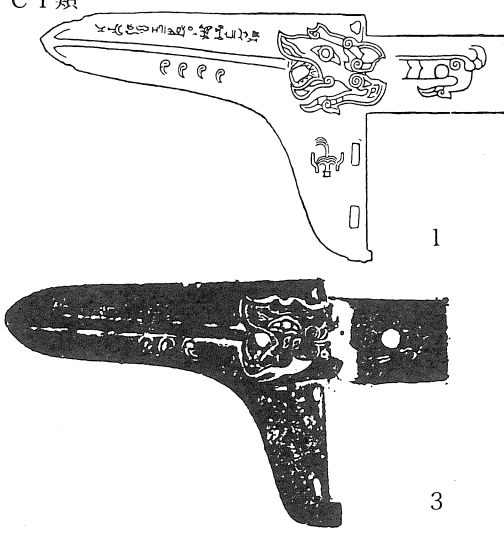
巴蜀符号C類

巴蜀符号C類については王仁湘氏による集成と考察がある⁽⁷⁾。王氏によると符号列には二つの系統があるという。その一つはやや図像的な符号列で、成都市郫県紅光公社墓出土戈（第五図1・第六図1・3）⁽⁸⁾や万県新田郷収集戈（第六図2・第七図4・5）⁽⁹⁾の援の部分に陰刻されている。このタイプをここではC1類としておく。この二件の戈はその形状や虎をモチーフとし、援の下半分に半円形の符号が付された装飾が共通しており、同じ型式に属す。この型式の戈に符号が陰刻された例は出土地不明であるが湖南省でも発見されている（第六図3）⁽¹⁰⁾。このうち紅光公社墓出土戈は半両銭とともに出土しており、その年代は秦による征服以後のものと考えられる。新田郷出土戈も同型式であることから、ほぼ同じ年代とすることができ。いまひとつは記号的なもので、いずれも戈で確認されており、その胡や内に陰刻、あるいは鑄造されている。この種の符号をC2類としておく。王氏があげているのは成都市羊子山出土品のほか成都市、新都市などでの収集品（第五図4・5、第六図6）であるが、近年の報告例としては什邡市城関遺跡五九号墓出土戈（第五図6、第六図7）⁽¹¹⁾、広元市宝輪院一七号墓出土戈（第五図7、第六図8・9）⁽¹²⁾があり、いずれも陰刻である。この他C2類に分類できるものが、湖南省常德市徳山遺跡二六号墓出土戈（第五図8、第六図10・11）⁽¹³⁾にみられ、熊傳新氏はこれを鑄造銘としている⁽¹⁴⁾。このうち宝輪院一七号墓からは半両銭が出土していることから、その年代は秦征服後と考えられる。また城関遺跡五九号墓は報告者により統一秦時期に編年されており、C2類に関しても少なくとも秦征服以後には存在していたことわかる。

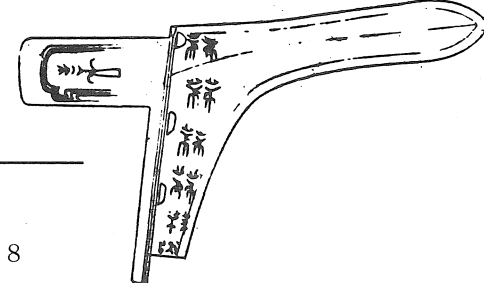
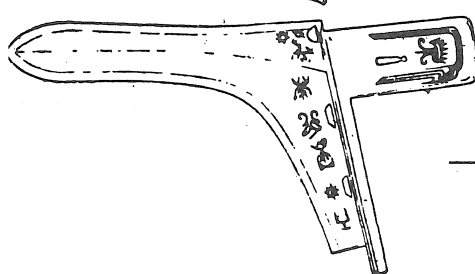
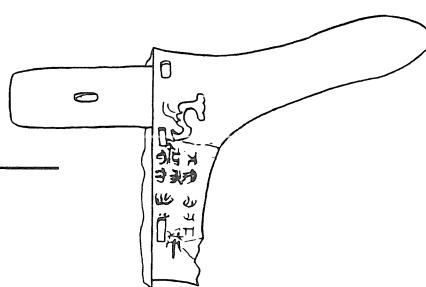
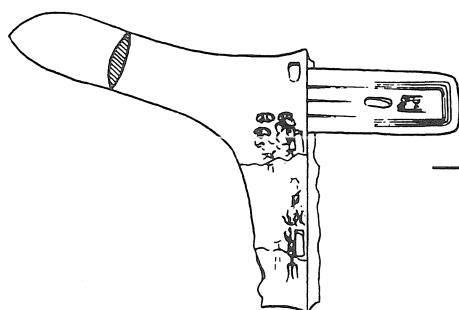
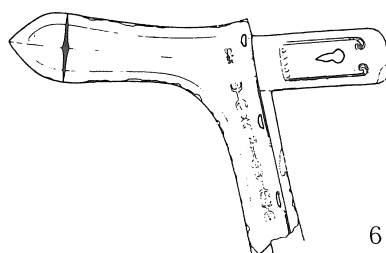
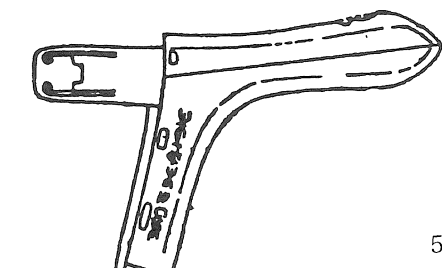
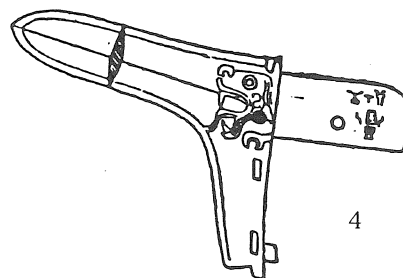
以上の巴蜀符号をどう解釈するか、特に「文字」とするかについては様々な立場がみられる。

童恩正氏はC類を巴蜀文化独自の文字とするが、A類・B類については集団を表す図像銘であるとして「文字」とするのには否定的である⁽¹⁵⁾。西田龍雄氏もA類・B類については「言語の一部を代表したものにすぎない」ことからこれを文字と見なすことには否定的であるが、C類については漢字の系統から発達した文字と考えている⁽¹⁶⁾。孫華氏はA類・B類について（一）文字数が少なく言語全体を表すことができない、（二）個々の符号が絵画的であり規範化されていない、といったことからこれを文

C 1 類



C 2 類



第五図 巴蜀符号C類

(1：紅光墓 2：万山出土 3：長沙採集 4：成都市博物館蔵 5：新都出土
6：城関遺跡59号墓 7：宝輪院17号墓 8：徳山遺跡26号墓)

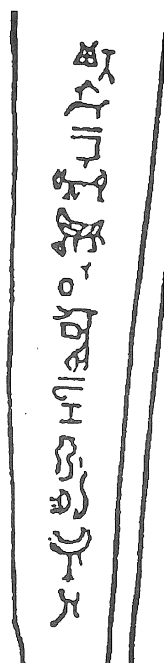
C 1 類



1



2



3



4

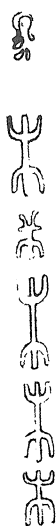


5

C 2 類



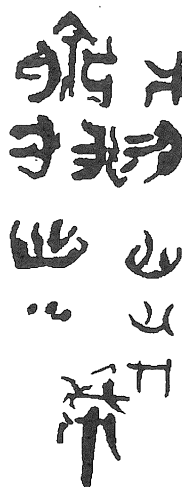
6



7



8



9



10



11

第六図 巴蜀符号C類拡大図

(1～3：紅光墓 4・5：万田出土 6：新都出土 7 城関遺跡59号墓
8・9：宝輪院17号墓 10・11：徳山遺跡26号墓)

字とすることはできないと主張している⁽¹⁷⁾。さらに孫氏はA類が主に武器に見られることと関連づけ、呪術的な性格を持つ吉祥文とし、印章上のB類については家族などの図象銘とするが、そこにも呪術的な意味があったとした。また高浜秀氏は特に理由を述べてはいないがA類・B類・C類すべてを記号だとしている⁽¹⁸⁾。

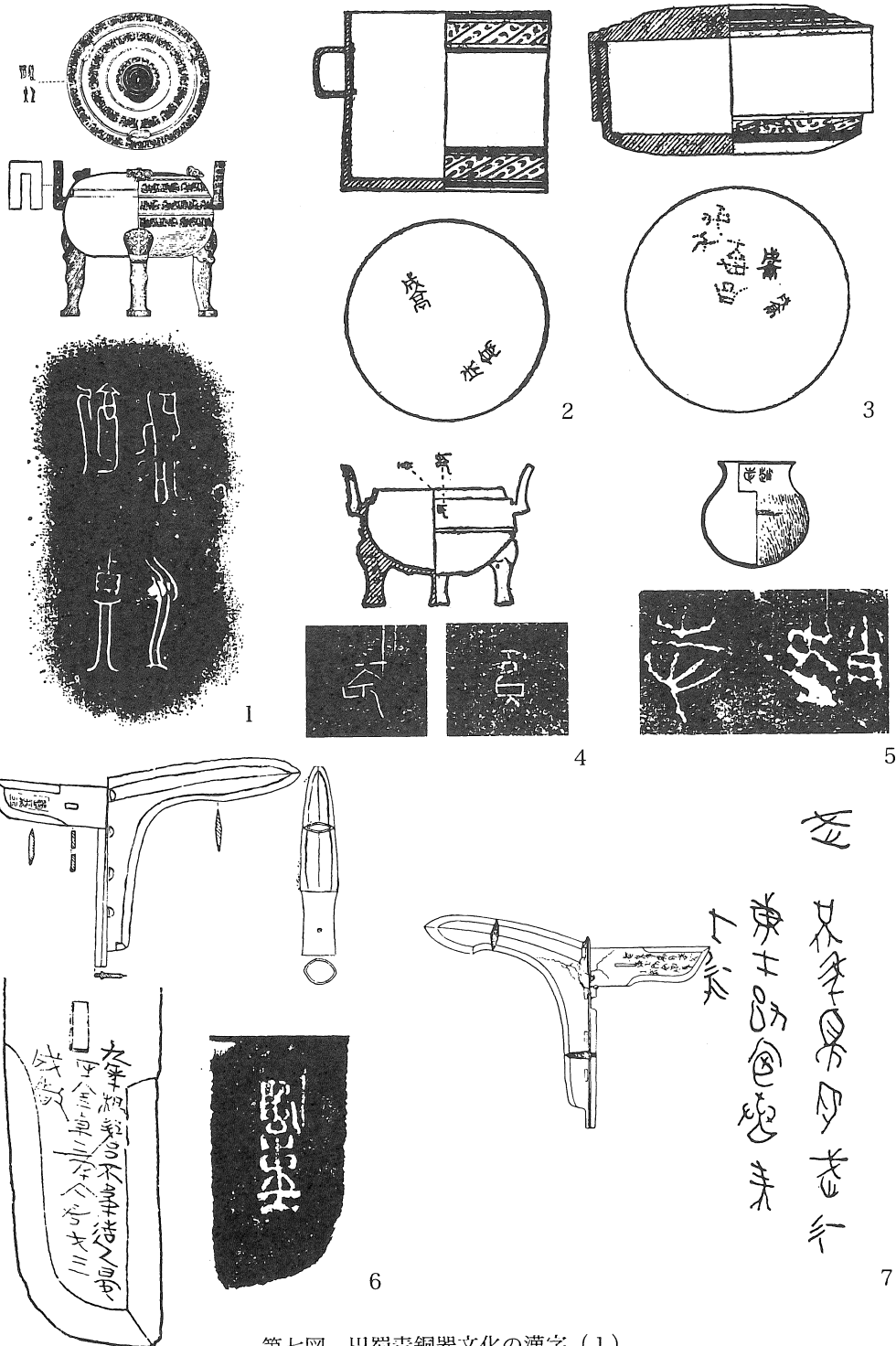
以上の諸説はA類・B類・C類すべてを文字とするには否定的であるが、これらすべてを文字とする立場の研究者もいる。王仁湘氏は童氏と同様にC類を巴蜀文化特有の文字とし、A類・B類も集団を表す図象銘とする。しかしA類・B類の位置づけとしては、その配列や組み合わせに一定の規則性があることから、これも文字とみなすべきだとする⁽¹⁹⁾。徐朝龍氏は「文字」の機能を特定の意味を不特定多数の人々に伝えるものとしたうえで、A類・B類・C類いずれもが配列や組み合わせに一定の機能があることからこれらすべてを文字としている⁽²⁰⁾。

このように巴蜀符号を「文字」と解釈するかについては諸説がある。しかし巴蜀符号が単なる装飾ではなく、何らかの意味を持つ「符号」であるとするについて各説は共通している。このことは巴蜀青銅器文化には「中国文明」の地域に広く普及していた漢字とは異なった、地域的な独自の表現法が存在していたことを意味するものである。

しかしすでに述べたように四川盆地は一貫して隣接する地域と交流があり、その過程で四川盆地に漢字が流入していたとしても不思議はなく、事実巴蜀符号の中には「王」字のように漢字から借用したと考えられる符号も含まれているのである。それにもかかわらず巴蜀青銅器文化では漢字とは異なった独自の表現法が生み出されたのである。従って巴蜀符号の性格を考える上で、巴蜀青銅器文化における漢字のあり方を明らかにする必要がある。次にこの点について検討してみたい。

3 巴蜀青銅器文化に於ける漢字のありかた

巴蜀青銅器文化時代のうち、秦征服以前の漢字の例は少なく、新都市馬家鄉木槨墓出土の鼎に鑄造されていた文字をあげることができるのみである（第七図一）⁽²¹⁾。この文字は楚系文字とされ「邵之食鼎」と読まれている。鼎自体も明らかに長江中



第七図 巴蜀青銅器文化の漢字（1）

（1：馬家郷墓 2：郝家坪26号墓 3：郝家坪41号 4：郝家坪1号
5：郝家坪50号墓 6：青川県出土 7：小田溪3号墓）

流域の戦国時代の特徴を持っており、楚文化の分布域からもたらされたものと考えて問題ない。

秦征服以後になると漢字の確認数は増加し、青川県、涪陵市、榮経県、巴県などの例がある。

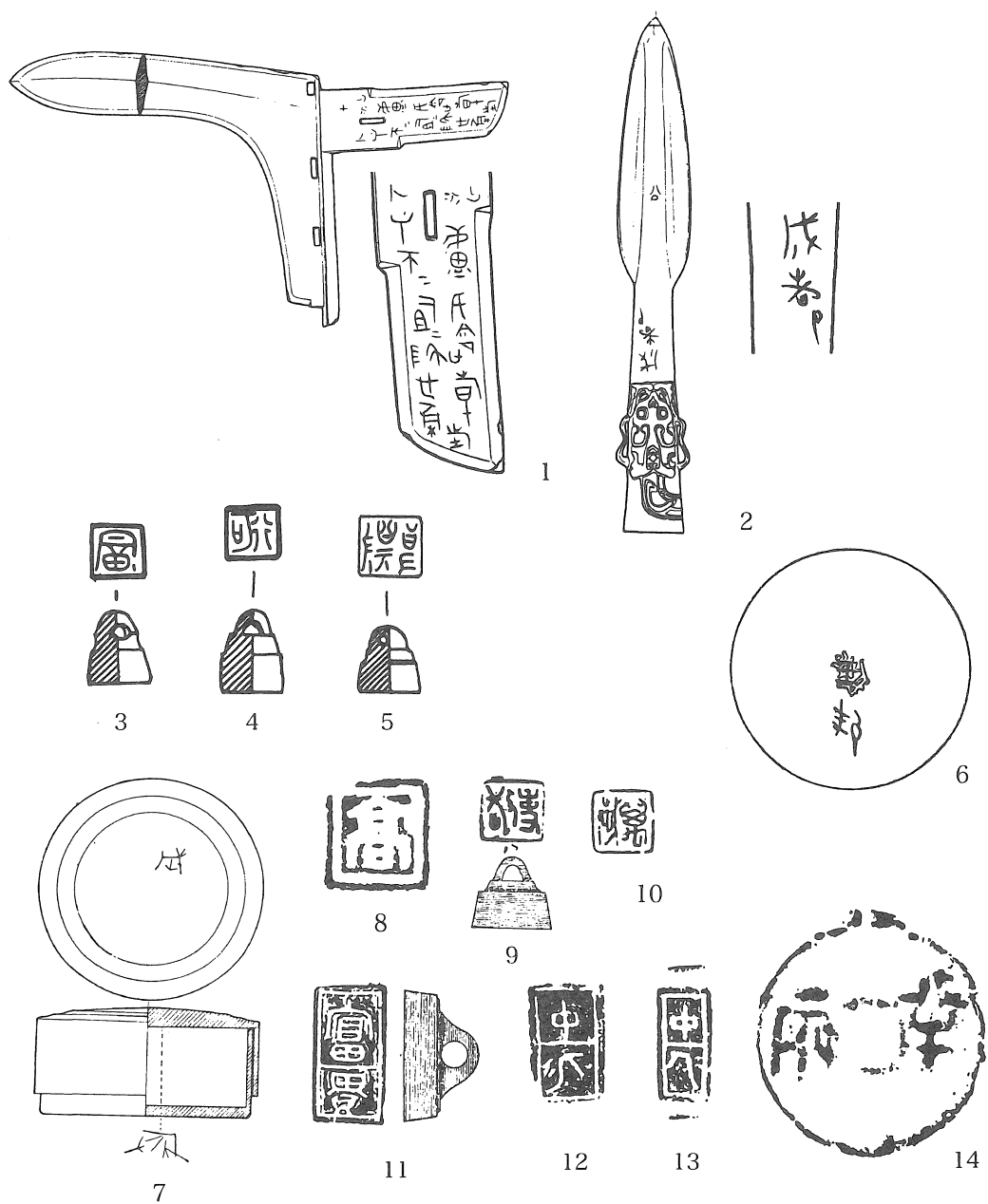
青川県では郝家坪遺跡で秦の移民と考えられる墓葬が調査され、多くの秦系の漢字資料が確認されている⁽²²⁾。なかでも秦の法律文書を記した木簡が五〇号墓から出土したことは重要であり、この時期に秦の法律による支配がおこなわれていたことが明らかにになると共に、その手段として漢字がこの地にもたらされていたことがわかる。また漆器も多数出土しており、符号と共に多数の漢字が刻まれている。その中には二六号墓出土卮（第七図2）や四一号墓出土盒（第七図3）のように「成亭」とされる文字があり、成都で製作されたと考えられている。この漆器が成都製であれば、この文字は成都で書かれたことになり、秦の占領以後の巴蜀青銅器文化に秦系の文字が浸透していったことを示す資料となる。この他一号墓出土青銅鼎にも陰刻があり、報告者は「亼」「長」と釈している（第七図4）。また五〇号墓出土の土器にも漢字の陰刻があり、「趙志」と釈されている（第七図5）。

この他青川県では秦系の文字で秦始皇帝九年の刻銘を持った青銅戟も採集されている（第七図6）⁽²³⁾。報告者は「（正面）九年相呂不韋造蜀守金東工守文居戈三成都（背面）蜀東工」と読めるとしている。

涪陵市では小田溪遺跡三号墓から出土した戈に秦系の漢字の陰刻が確認されている（第七図7）。報告者はこれを「武、廿六年蜀月武造、東工師宦、丞業、工□」と釈した⁽²⁴⁾。しかし董恩正・龔廷万氏は「武。廿六年蜀守武造、東工師宦、丞来、工□」としている⁽²⁵⁾。ただし両者とも銘文中の「廿六年」を秦始皇帝二十六年とする点では共通している。

榮経県では複数の遺跡で漢字が確認されている。

同心村遺跡では一号墓から秦系の漢字を陰刻した戈と矛が出土している⁽²⁶⁾。戈の銘文は「七年盧氏命韓歳（または「止威」）厥工師司馬隊作余（または「余」）と釈されている（第八図1）。矛は巴蜀青銅器文化に特有の青銅器で、そこに刻まれた漢字は「成都」「公」と読まれている（第八図2）。また教基の船棺葬から秦系の漢字印が出土し、巴蜀符号印と同一墓葬から出土した例もある（第八図3～5）。



第八図 巴蜀青銅器文化の漢字（2）

（1・2：同心村1号墓 3・4：同心村6号墓 5：同心村16号墓
6：古城坪1号墓 7：曾家溝16号墓 8：冬筍壩2号墓
9～11：冬筍壩49号墓 12・13：冬筍壩50号墓 14：紅光墓）

古城坪一号墓からは「王邦」と朱書された漆器が九点出土している（第八図6）⁽²⁷⁾。この漆器には「成亭」との烙印もある。また曾家溝一六号墓からも「成」の字を刻んだ漆器が出土している（第八図7）⁽²⁸⁾。この二例の漆器に見られる「成亭」・「成」は先の青川県郝家坪遺跡出土の漆器同様に成都での制作を表すと考えられる。

巴県では冬笋壩遺跡から漢字印が多数出土しており、巴蜀符号印と同じ墓葬から出土した例もある（第八図8・13）⁽²⁹⁾。このほか郫県・青川県・什邡県・榮經県・巴県・広元市などで「半両」の漢字がある半両銭の出土が確認されている。図示したのは郫県紅光墓出土例である（第八図14）。

以上が巴蜀青銅器文化における漢字の確認例である。これら資料からみると巴蜀青銅器文化では秦の占領以前では楚系の漢字が、以後では秦系の漢字が確認でき、その件数は征服以後になると急激に増加する、ということがいえそうである。

このことから巴蜀青銅器文化における漢字の普及については、秦の占領が大きな転換点になっていることがわかる。つまり秦の征服により巴蜀青銅器文化にかなりの速度で漢字が普及していったのである。これは秦の支配が本国と同じように「漢字」を使った直接的な支配であったことがもたらした結果と考えられる。では秦の征服以前の巴蜀青銅器文化における漢字の状況はどう解釈できるのであろうか。

征服以前に確認される漢字が楚系文字であることは、この時期の巴蜀青銅器文化と楚との関係を考えればうなずける。つまり秦征服以前の巴蜀青銅器文化には漢字は楚国の地域との交流を通してもたらされていたのである。この楚との交流が少数の首長層によって担われていたと考えられることは先に述べたとおりであり、従ってこれら首長層の間で漢字が知られていたことは確かである。銘文のある鼎を所有していた新都馬家郷木榔墓の墓主は、明らかに漢字に触れていたのである。

しかし漢字の出土数が少ない状況から見ても秦の征服以前に漢字が普及していたとは考えられない。ではなぜ首長層は漢字に触れたにもかかわらず、漢字を取り入れることをしなかったのであろうか。

すでに述べたように巴蜀青銅器文化の社会では小地域ごとに首長が存在し、時に連合体を形成することがあったとしても、

七国のような整備された国家の存在は想定できない。このような社会では官僚を組織し、文書による統治をおこなう必要はなかったと考えられる。この点について印章という個人を特定するような器物に漢字が用いられないことが象徴的である。もし漢字による文書行政がおこなわれていれば、当然漢字による印章が使われていたであろう。

つまり秦征服以前の巴蜀青銅器文化の社会では、漢字を使い統治する必要性がなく、そのため漢字への移行とその普及が起らなかったと考えられる。そして漢字の普及は、秦の征服による統治の始まりを待たなければならなかったのである。

このような巴蜀青銅器文化における漢字のあり方をふまえたうえで、次に巴蜀符号の性格について考えてみたい。

4 巴蜀符号の性格

巴蜀符号が単なる装飾文様ではなく何らかの内容を持ったものであることは諸説の一致するところである。しかしこの巴蜀符号を使い、統治のためのような長文の文書が書かれていたかすると、それには否定的にならざるを得ない。その一つの理由としては先に述べた巴蜀青銅器文化の社会状況があるが、今ひとつの理由として特に巴蜀符号A類・B類については孫華氏が述べているように規範化が進んでおらず、数量的にも少ないことから、抽象的な概念を長文で表していたとは考えられないことがあげられる。この点については西田氏も「言語を直接表現したものではなく、ただそのごく一部を代表したにすぎない」と、同じ趣旨のことを書かれている⁽³⁰⁾。

従って巴蜀符号A類・B類はきわめて限定的な意味を表現する「符号」としての役割を持ったものと考えるべきである。その「意味」が集団であるのか吉祥文であるのかは現時点では特定できない。しかしいずれにせよ巴蜀符号A類・B類は言語体系全体を表したのではなく、ある特定の内容を表現する符号の集合体とみなすべきである。

ではC類はどうだろうか。C類を文字とする研究者は少なくない。

巴蜀符号C類はその形状からC1類とC2類に分けられている。この二種の符号の出土地についてはC1類が成都平原と三峡地区、

C2類が成都平原と四川盆地北部というように若干のずれはあるが、成都平原では出土地が重なっている。このことからC1類とC2類の違いを地域差として考えることはできない。またその年代についても、両者が少なくとも秦征服以後に共存していたことは確かである。

つまり秦征服以後の巴蜀青銅器文化には、C1類とC2類が地域を重ねて同時に存在していたことになる。このように同時期に型式の異なった二つの符号が存在したことは、C類が巴蜀青銅器文化の中で広く共有されたものではなかったことを表している。特にC1類についていえば、同一型式の戈にのみ認められるのであり、ある特定の集団でのみ使われていた可能性も考えられる。

さらにC類は戈にのみ用いられており、他の青銅器、特に印章などにはまったくみられない。もしC類が言語を表現するものであれば、印章等の他の青銅器に使用例があつていいはずである。それが見られないのは、C類が巴蜀青銅器文化の担い手たちの言語全体を表現するように規範化されたものではないことを示している。

従つてC類もA類・B類と同様に、ある限定された意味のみを表現する符号列であり、さらにそれが通用する範囲も非常に限られていたとすることができる。無論C類が言語の一部を表現した可能性はあるが、言語全体を体系的に表現したものとは考えられないのである。

以上の検討をまとめれば、巴蜀符号という巴蜀青銅器文化に特有なローカルな表現方法は、ある限定された意味を表現する符号なのであり、巴蜀青銅器文化を担った人々の言語体系全体を表現するような符号の集合（文字）とは考えられない、ということになる。

5 おわりに

巴蜀青銅器文化では、それを担った人々の言語全体を体系的に表現する「文字」は存在せず、またそのための手段としての

漢字も普及しなかった。その背景には巴蜀青銅器文化の社会が、統治する手段としての文字を必要としなかったことがあった。ただ首長層では青銅器などに吉祥や集団などの意味を表現する必要から、その意味を持つ符号が生み出されたのである。それが巴蜀符号に他ならない。従って巴蜀符号は巴蜀青銅器文化という特定の社会の中でのみ意味を持つ符号の集合なのであり、秦の征服により社会状況が変わることで、巴蜀符号も影響を受けることになる。

秦は巴蜀統治のために官僚機構を持ち込み、そこでは漢字文書による行政がおこなわれるようになった。郝家坪遺跡から出土した木簡はこの間の状況を反映している。また漆器に見られる「成亭」印がその生産地を表すのであれば、手工業においても漢字による管理が始まったのであろう。

秦の漢字による統治に巴蜀青銅器文化の社会も反応している。巴蜀青銅器に漢字が刻まれ、同じ墓葬から巴蜀符号印と漢字印が出土することは、在地社会の首長層が秦による統治に反応して漢字を使い始めた結果と考えられる。また秦印などに特徴的な田字格や日字格をもつ巴蜀符号印も制作されるようになっており、これも秦による漢字を使った統治の影響によるものであろう。

このように巴蜀符号の担い手であった首長層が、秦の統治に付随した漢字を受け入れ、それを自らの表現方法として取り入れたことで、巴蜀青銅器文化に特有の表現方法である巴蜀符号はその役割を終え、姿を消していったのである。

注

(1) 編年表の作成に当たっては以下の研究を参考にした。

孫華『四川盆地的青銅文化』(二〇〇〇年 文物出版社 北京)

江章華・王毅・張擎「成都平原先秦文化初探」(工藤元男編『四川省成都盆地における巴蜀文化の研究』平成9年度～12年度科学研究費補助金研究成果報告書 二〇〇一年所収)

大脇潔「成都平原における先秦時代の土器編年と実年代」(工藤元男編『四川省成都盆地における巴蜀文化の研究』平成9年度～12年度科学

研究費補助金研究成果報告書 二〇〇一年所収)

江章華・李明斌『古国尋踪』(二〇〇二年 巴蜀書社 成都)

(2) 宝墩文化については注(1)掲載書以外に、以下の書籍を参考にした。

成都市文物考古研究所・四川大学歴史系考古教研室・早稲田大学長江流域文化研究所編『宝墩遺跡』(二〇〇二年 阿普 東京)

(3) 十二橋文化については孫華氏と他の諸氏との間で相違がある。孫華氏は他の諸氏の「十二橋文化」の前半のみを「十二橋文化」とし、後半を「新一村文化」とする。ここでは孫氏以外の著者の説に従った。

(4) 孫華氏はこれを「列疊」と呼ぶ。

孫華「巴蜀文化雑識」(孫華『四川盆地的青銅文化』二〇〇〇年 文物出版社 北京 所収)

(5) この時期の名称について孫華氏は「青羊宮文化」と呼び、大脇潔氏、江章華・王毅氏他は「上汪家拐文化」、江章華・李明斌氏は「戦国青銅文化」としている。

(6) この符号については王仁湘氏の研究がある。王氏によると地域ごとに一定の組み合わせがあるという。

王仁湘「巴蜀徽識研究」(『中国考古学会第七次年会論文集』一九九二年 文物出版社 北京)

(7) 王仁湘(大島誠二訳)「巴蜀文明圈「巴蜀文字」の謎」(『日中文化研究』七 一九九五年)

(8) 李復華「四川郫县紅光公社出土戦国銅器」(『文物』一九七六年第一〇期)

(9) 童恩正・龔廷万「從四川兩件銅戈上的銘文看秦滅巴蜀後統一文字的進步措置」(『文物』一九七六年第七期)

(10) 熊傳新「湖南發現的古代巴人遺物」(『文物資料叢刊』七)

(11) 四川省文物考古研究所・什邡市文物保護管理所「什邡城関戦国秦漢墓葬發掘報告」(四川省文物考古研究所編『四川考古報告集』一九九八年 文物出版社 北京)

(12) 四川省文物考古研究所・広元市文物管理所「広元市昭化宝輪院船棺葬發掘簡報」(四川省文物考古研究所編『四川考古報告集』一九九八年 文物出版社 北京)

- (13) 湖南省博物館「湖南常德德山楚墓發掘報告」《考古》一九六三年第九期)
- (14) 熊傳新、注(10) 論文參照
- (15) 童恩正『古代的巴蜀』(一九七九年 四川人民出版社 成都)
- (16) 西田龍雄『漢字文明圈の思考地図』(PHP研究所 一九八四年 京都)
- (17) 孫華「巴蜀符号初論」《四川文物》一九八四年 創刊号)
- (18) 高浜秀「作品解説」(高浜秀・岡村秀典責任編集『世界美術大全集』東洋編1先史・殷・周 二〇〇〇年 小学館 東京)
- (19) 王仁湘、注(4) 論文參照
- (20) 徐朝龍『長江文明の發見』(一九九八年 角川書店 東京)
- (21) 四川省博物館・新都縣文物管理所「四川新都戰国木槨墓」《文物》一九八一年第六期)
- (22) 四川省博物館・青川縣文化館「青川縣出土秦更修田律木牘」《文物》一九八二年第一期)
- (23) 尹顯德「四川青川出土九年呂不韋戟」《考古》一九九一年第一期)
- (24) 四川省博物館・重慶市博物館・涪陵地区文化局「四川涪陵地区小田溪戰国土坑墓清理簡報」《文物》一九七四年第五期)
- (25) 童恩正・龔廷万、注(9) 論文參照
- (26) 四川省文物考古研究所・榮經嚴道古城遺址博物館「榮經縣同心村巴蜀船棺葬發掘報告」(四川省文物考古研究所編『四川考古報告集』一九八八年 文物出版社 北京)
- (27) 榮經縣古墓發掘小組「四川榮經古城坪秦漢墓葬」《文物資料叢刊》第四集 一九八一年)
- (28) 四川省文物管理委員會・雅安地区文化館・榮經縣文化館「四川榮經曾家鄉戰国墓群第一、二次發掘」《考古》一九八四年第一二期)
- (29) 四川省博物館編『四川船棺葬發掘報告』(一九六〇年 文物出版社 北京)
- (30) 西田龍雄、注(16) 文献參照

図版出典目録（注記しなかったもののみを記す）

第二図 1：「成都市商業街船棺、独木棺墓葬發掘報告」（成都市文物考古研究所編『成都考古發現（二〇〇〇）』所収 二〇〇〇

二年 科学出版社 北京）

2：5：四川省文物考古研究所・榮經嚴道古城遺址博物館「榮經県同心村巴蜀船棺墓葬發掘報告」（四川省文物考古研究所編『四川考古報告集』一九九八年 文物出版社 北京）

第三図 6：11：四川省博物館・新都県文物管理所「四川新都戦国木槨墓」（『文物』一九八一年第六期）
1：2 四川省文物考古研究所・榮經嚴道古城遺址博物館「榮經県同心村巴蜀船棺墓葬發掘報告」（四川省文物考古研究所編『四川考古報告集』一九九八年 文物出版社 北京）

第四図 3：10 四川省博物館・新都県文物管理所「四川新都戦国木槨墓」（『文物』一九八一年第六期）
1：6・8・10・12：四川省文物考古研究所・榮經嚴道古城遺址博物館「榮經県同心村巴蜀船棺墓葬發掘報告」（四川省文物考古研究所編『四川考古報告集』一九九八年 文物出版社 北京）

第五図 7：四川省博物館・新都県文物管理所「四川新都戦国木槨墓」（『文物』一九八一年第六期）
9・11・13：四川省博物館編『四川船棺墓葬發掘報告』（一九六〇年 文物出版社 北京）
第六図 4・5：王仁湘（大島誠二訳）「巴蜀文明圈」『巴蜀文字』の謎」（『日中文化研究』七 一九九五年）
1：高浜秀・岡村秀典責任編集『世界美術大全集』東洋編1先史・殷・周 二〇〇〇年 小学館 東京

4：中国青銅器全集編集委員会編『中国青銅器全集』一三巴蜀 一九九四年 文物出版社 北京
5・6：王仁湘（大島誠二訳）「巴蜀文明圈」『巴蜀文字』の謎」（『日中文化研究』七 一九九五年）

付記：本稿は二〇〇三年七月三十一日に早稲田大学で行われたシンポジウム「出土文字資料よりみた巴蜀・楚の地域文化」（長江流域文化研究所主催）での発表原稿を加筆したものである。当日会場からは有益なご批判・助言を賜り、特に松丸道雄氏・初

山明氏・量博満氏からは貴重なご教示を頂いた。ここに記して感謝いたします。

小澤正人氏の報告に対する質疑応答

工藤元男 ただいまの小澤先生のご報告は、巴蜀の地がどのような固有性と普遍性、あるいは一般性を持っているのかということ了新石器時代に遡って説明され、その中の特に固有性を含むものの中に巴蜀文字・巴蜀符号を位置づけられたわけです。その巴蜀符号を三種類にわけ、その中で特にC類に分類されるものに関して、それはあるいは言語表現にかかわる可能性があるかもしれないことを留保しながら、しかし基本的な結論としてはやはりこれらは符号であつたろう、と結論づけられました。

また巴蜀青銅器文化が展開する戦国時代にいつ頃漢字が入ってきたかという問題については、その前半はまず楚系文字が入ってくる、それは文物を通して首長層に受容されていく形で入ってくることを述べ、その後半になると秦系文字が入ってくる、これもやはり首長層を媒介にして入ってくるのであろう、ということ推測されたわけです。

ところが、その結果どういう状況になったかという点、秦系文字の漢字が入ってきたことによって、具体的には青銅器に鋳込まれた漢字あるいは官印だったわけですが、もともととはこういったものは首長層が巴蜀符号の担い手だったため、彼らが秦の漢字文化を受容することによって、その巴蜀符号が役割を終えて消滅してゆく、という展望を示されました。

一つお聞きします。占領地に漢字が受容される上での重要な契機の一つは郡県制だと思えます。郡県制は律令を通じて実施されるわけですから、巴蜀の場合も秦はこの地を占領すると郡県制を布いたわけですが、その場合、巴蜀地方の首長層はこのとき漢字受容という局面でどのように対処したのでしょうか。

小澤正人 なかなか想像しにくいところもありますが、首長層は秦と敵対するかという点、そういったこともないのです。むしろ秦の支配下に組み込まれていく、その所在地の秦の出先機関に入っていく、そういった形としてとり込まれていったのではないかと考えています。ですから、先ほど駆け足で説明した中で、巴蜀系の印章と漢字の印章が同じ墓から出てくる例を挙げましたが、あれは被葬者がそれを両方使ったことが考えられます。ですから秦の支配がのびてくる中で、そういった在地の首長層も秦の中にとり込まれていく中で、秦の漢字を使用していったのではないかと考えられます。

工藤 西南考古につきましては、量先生が大変造詣が深いと思いますけど、何かございませんか。

量博満 バ蜀には、早くに楚からの影響が指摘されますが、やがて前四世紀末に秦に組み込まれていくに従い、秦系統の文字が行われるようになったとのことですが、これは歴史の動向として当然なことだと思います。ですが、やはり独特の個性的な巴蜀文化ということからすると、その独自さを表象する一つがお話の巴蜀文字、符号であり、こうした符号そのものが巴蜀の文化的脈絡の中でどのように位置づけされるのかというところが考古学的立場からする面白さではないかと感じます。秦の支配体系に組み入れられ云々とは、歴史的事実として全くその通りだったと思うわけです、ということが第一点。

第二点は、お話聞いている、この巴蜀符号をA・B・Cの三種に分類されているのですが、この六三頁（編集部注：本書では一一・一二頁）に記されているのを見ると、こういう分類はどうなのかなと思います。つまりこの分類の規準はその符号が出てくる器物ですね。符号の現れる部分でA・B・Cに分類されているのですが、果してこうした分類法は考古学的に有意義であるかどうかと思いますが。むしろ巴蜀符号そのものを分類するのではなくてはと思います。その辺、考古学的な手法として巴蜀符号のA・B・Cの三類にわけた正当さということはいかがでしょうか。以上です。

小澤 後半の方についてですが、三つの分類のことになるわけですが、量先生はこの辺りのことはよくご存じで……、よく分類されていたのでよくご存じだと思うのですが、巴蜀符号そのものというので今量先生がおっしゃっていたのですが、特にA類・B類に関しては共通点みたいところが皆さんに見ていただいてもわかるのですが、例えば要素にわけていったとき、「王」の向きであるとか、それから植物的なものとか、似ているところが多いということがあるのは確かで、文字そのものの分類というところからいくと、もう少し考えていかなければならないことがあると思います。ただ今日私がお話したかったのは、それぞれ器物の上ではどうやって現れてくるかということで、そういった意味の分類で、今日のテーマに沿ったお話をしたかったということです。

特に印章の問題については、印章がどのように変わったのかというのは十分に話さなかったところがあるわけなのですが、官印みたいなものが出てくる、漢字印みたいなのが出てくる、というようなことがありますので、そういったところを強調

するところもあり、こういう分類をしたというようにご理解いただければ、ご了承いただけるのではないかと思います。

古川 麒麟一郎 歴史家ではありませんで、全くの素人なのですが、例えばエジプトの文字ですが、ヒエログリフとデモテックの二種類ありますね、これはロゼッタストーンが発見されるまで全然わからなかったわけです。ですから、今の場合も、印章はちよつと話は別ですが、この二種類の文字があっても決して不思議ではないと。ただサンプル数が少なくて読めないだけなのではないですか。ですから、記号と思わずに文字だと思った方がいいと私は思います。

小澤 ありがとうございます。もしもロゼッタストーンみたいな漢字と一字の対照表が出てくれば解決されてしまう問題なのですが。

古川 マヤの文字などというのは、あれなどは対照表がなくてもほぼわかつているわけですね。

小澤 そうですね。何をもって文字とするのかは、とても難しい問題で、多分それだけを議論していくとどこまでも行ってしまうのですが、ただ私の立場としては逆にわからないからまだ文字といたくない、とりあえず符号とっておいた方がこの場合いいのではないかと。とくにエジプトとかマヤなどの文字と違って、漢字という非常に大きなものがあるわけなので、それとの関係みたいなものを考えなくてはいけない。どうしても文字そのものだけということにはなかなかいきませんで、ここは一応、私は符号といういい方をしてみたいと思います。

古川 すみません、もう一ついわせていただきます。漢字が入ってくるのは、秦に征服された頃からでしょう。

小澤 いえ、秦占領以前からです。

古川 それでは、一般の民衆、江戸時代のことを考えてみれば、一般の民衆は文字が読めない。高札に出ているのは庄屋とかそういう学のある人が読んで、口伝で伝えるわけでしょう。ですから四川の一般の民衆は漢字が読めなくてもよかった、構わなかった。

小澤 構わないですね。首長層といわれる人たちだけだと思います。ただ全部の首長層がわかったかというと、そうではなかった。そういうふうな考え方です。

松村一徳　巴蜀文字は私も気になって、四川省の同心村には、巴蜀文字と秦の戦国以降の文字がともに出土する場所がありましたので、そちらに行つて調べたことがあります。巴蜀符号にはフェニキアの記号と非常に類似したものがあつて、その他に西方ではかなり類似なものがあります。そこでまずお聞きしたいのは、巴蜀や雲南から南、あの西南辺りがちょうど西との交流地点であると思うのですが、その辺の關係はどんなものかというのが一つ。また印章の用途として、封泥に押したり、陶器などの容器に押すということが当時のメインだったと思うのですが、ただ巴蜀における封泥の例は今のところ見つからないということ、陶器では先ほどの発表で一つだけ陶器に押した例がありますが、あれ以外は現地に行きまして訊ねても例がない状況にあります。陶器に押すことの意義というのは、商品經濟の始まりといえますか、そういう商品としての陶器生産の始まりと關係があると考えてるのですが、それが無いということは商品經濟につながる經濟活動まではなかったと思うのです。それを踏まえて、実際どのように印章が使われていたのかということをお聞きしたいのですが。

小澤　とても難しい質問ですが、まず西方との關係に関しては、私、わからないとしか、今の資料で西方などを語るとするのは私にはできないということで、ご容赦いただきたいんですが。

印章の用途ですが、これは結局どのように使つたか、出土状況から考えるとよくわからない。それから今、松村さんがおつちやつたように、例えば陶文みたいのがないわけで、よくわからないところではあるわけですが、何か呪術的なものではないかというようなことをいつている研究者の方がいます。つまり文書みたいなものに押す判子というより、それを持っていることによってお守り・護符みたいなものとしてあつたのではないかという考え方をとっている方もいらつしやいます。あとやはりその自分が属する族のようなもの、それを表すための一種の符号みたいなものではないかという考え方を持つていらつしやる方もいらつしやいます。どう使つたのかというのは、それぐらいしか私も考えつかないところなのですが。

シンポジウムパネルディスカッション

工藤元男 限られた時間でしたので、今日ご報告いただいた方々には欲求不満が溜まっているであろうことは重々承知しております。そこで今回ご報告いただいた中で、とくに大きな問題については、お一人ずつに質問して答えていただき、その上で会場の皆さまにも質問やご意見を伺いたいと思います。

さて、今回のご報告は内容的にいつて、大西先生と横田先生のものが一まとまりになるかと思っています。大西先生のご報告では、秦の言葉の孤立性と、楚の言葉が意外にも六国に開いていたというこの二つが重要な結論ですが、方法論は違いますがそれは揚雄の『方言』の分析結果とも重なっております。この点について、楚の言葉と東方諸国の言葉の関係について、今後さらにどのような問題が展開するのかを大西先生に伺いたいと思います。

大西克也 楚の言葉と東方の言葉とがあまり違わないということですが、資料的な制約が大きいこともあり、もっと細かく見ていくと、あるいはこの先何か違いが見えてくる可能性もあるかと思っています。斉簡とか魯簡とか出てくればいいのですが……。成立地域の明確でない書物を使った研究というのはなかなかできないのでありまして、天下の回り物というものを使つてはいけないのでして、土着のものを使つて研究する必要があるか。他の地域のものが今後資料が出てきてどうなるかというのがありますが、確かに現状では楚の言葉というのはそれほど六国のものとは違いがない。私たちは楚の言葉というのは非常に特殊なものだというイメージを何となく持っていたわけですが、それは一つには、例えば「虎」を表す言葉は古典の中にいろいろあり、「於兔」とか「李耳」とかいろいろなものがありますけれども、「李父」とかこういうような個別の言葉に關しましては、例えば四川大学の張永言先生が研究されておられまして、土家族というのがいますけれども、土家族の言葉の中に「虎」のことを「リパ」とか「リニカ」とかいふ、それが「李父」や「李耳」にあたるということも指摘されておられまして、個別の語彙、文献に残っている個別の語彙というのは、漢語以外の系統の言葉もかなり漢字に残されているのだろうと思うのです。そういうものを扱うことによって異なったイメージを持つわけですが、出土文献に残された文章語を使つて見て

いった場合にはそれほど大きな違いは出てこない。それが今の現状だと思っています。

工藤 次に横田先生の報告の中で、楚が秦に征服された後、官僚となるためには秦の文字を覚える必要があり、そのためその書き手の字の結構が秦系文字をベースとしていることは当然としても、彼らはもともと楚人なので楚人の習癖がまだ残っているということを、西林昭一氏の説を引いて紹介されたわけですが、この点については大西先生の秦の支配下にある楚人官吏の場合と非常に重なる要素がありますので、もう少しご説明していただけるでしょうか。

横田恭三 大変難しい問題です。当初、秦が楚を征服した後は当然書かれる文字は全部秦系文字一辺倒であろうと考えていたのですが、今回、里耶木牘が出てきて、そうでないことが明らかになりました。第五層から出土した楚簡は別として、先ほど画面で紹介しましたように、同じ第九層から円転主体で書かれたと思われる木牘（J1⑨981）が出土しており、これはどう考えても、今申し上げたような見方では理解できないであろうと思います。とすれば、常識的には旧楚人の官吏が秦隷を強制され、文書を書いていたということになりましょう。

少し話がそれますが、楚には公式なものとして非常に秀麗な縦長の字体、特に銅器に書かれたものがあります。もう少しそれが装飾性を帯びますと、鳥虫篆のような変わったスタイルができるわけですが、これには楚人特有の審美眼みたいなものがあつたはずであり、そういうものに対しておそらく秦人にもそれなりの憧れのようなものがあつたのではないかと、これはちょっといい過ぎかも知れませんが、それを許容するだけの見方もあつたのではないかと感じています。ただ、まだ秦の出土資料が少ないものですから、あまりこれ以上いうことは控えておいた方がいいという気がします。

工藤 里耶秦牘で我々がびっくりしたのは、この中に秦系文字のほか楚系文字が入っていたということ、しかも出土層序が上の方にあり、ということなのだろうかと思いましたが。実は今年の三月、中国出土資料学会で鶴間和幸さんが報告されたときにも、私はこのことを質問したのですが、日本で最初にこの里耶秦牘について文章で紹介されたのは舩山明先生です。この問題について何かご意見はございますでしょうか。

舩山明 日本で最初ということにあまり意味はないような気がするのですが……。楚系文字の木簡が出土した問題ですね。私

が思うに、層位というのは考古学的に言えば廃棄の順序でありまして、必ずしも木簡の作られた、あるいは使われた年代の順序ではありません。だから上の層位から出てきたとしても、より後の時点で廃棄されたという以上のことはいえないだろうと思います。それからあの里耶古城は、随分前から居住地あるいは官衙の所在地のような形で使われていたと思いますので、地下に秦以前の遺構のあった可能性も考えられます。掘ればいろんなものが出てくる土地だということでしょう。今のところ公表された楚系文字の簡は、小さな断片がわずか一枚です。特にそれに意義を認めるのは難しいのではないかとこのように思います。そんなところです。

工藤 次に小澤先生の報告ですが、そのご報告の中で戦国時代の巴蜀の墓葬では楚系文化の出土物は少ない、一般的には船棺葬・巴蜀青銅器の組み合わせである、したがって楚文化を受容したのはごく一部の首長層だったという展望を示されたわけですが、その一方で、画面で見せていただいた二〇〇〇年に成都市で発見された大型船棺葬から大量の漆器が出ています。その漆器の文様についてこれを発掘した成都市文物考古研究所では楚文化の影響とっており、我々も何となくそんなものかなと思っておりますが、この辺りはいかがでしょうか。

小澤正人 楚文化、要するに長江流域からの影響というのは意外と限定されていたのではないかとというのが僕の考え方です。つまり巴蜀の成都盆地全体を覆うような影響ではなく、ごくごく限られた首長層みたいな人たちのみに、そういう楚系の文物が流れ込んできて、彼らは何らかの影響を受けたかも知れないけれども、四川盆地全体が影響を深く受けたということではないかと考えています。

工藤 それから藤田先生の報告で興味深かったのは、文章の伝達のあり方を通じて戦国秦および秦代では、秦の文書は秦の中央を起点として各地域に放射状に伝達されていたであろうと指摘された点ですが、その際そういう文書が占領地域に戦国秦や秦代ではダイレクトに送られるのか、それとも中央の支配は文書を通じて郡を経由して行われるのか、その辺りが伺ったところではよくわからなかったのですが、どのようにお考えでしょうか。

藤田勝久 私の念頭には、中国古代史の大問題の一つである郡県制の形成過程があるわけです。従来ですと、「県」というのは

早くから出ていますが、「郡」という字は辺境の方に出てくるので、郡県制は辺境から始まるという見解もありました。しかし今日お話ししましたように、例えば青川県木牘では、秦武王のときに丞相と内史が定めた中央の規定をそのまま現地で使うという形態が見られ、まだ郡を通じた郡県制という形になっていないわけです。これは陝西省の方に近いためののか、あるいは郡県制が整う早い時期のためなのかはわかりませんが、中央と県以下の関係が見られると思います。それが睡虎地秦簡の段階になりますと、南郡という名称が出てきますし、たくさんではありませんが県を通じての処理が出てきます。そういう形態から見ますと、やはり陝西省の秦の中央で郡県制のやり方が生まれ、そのやり方が次第に辺境の方に伝わってゆき、その過程で地方でも郡という機構を通じて県に伝達される、それが郡県制の形成という流れではないかと考えております。ですから辺境のシステムが郡県制の起源というのは、秦の文書システムから見ると、少し難しいのではないかとこのことを考えています。

工藤 四人の報告を伺って特に気になったもの、あるいは伺いたかったものを、私が先どりして質問させていただきましたが、以上を踏まえながら皆さんの自由なご質問・ご意見を承りたいと思います。

今日、本当はもう一人思想史畑の報告者を用意したかったのですが、そうなると時間的に限界があると考え、割愛させていただきました。幸いこの会場には思想史の先生方が多数いらっしゃるようで、大阪大学の湯浅先生、何か思想史の方から巴蜀文化・楚文化および中国文明との関連で何かアイデアをいただけるでしょうか。

湯浅邦弘 突然のご指名でとまどっております。現在、科研の共同研究で郭店楚簡と上博楚簡を継続して読んでおり、今日のご発表の先生方のご報告と直接噛み合うものではないのですが、読み進めていくと、これまで知らなかった思想文献が大量に出て参りました、どちらかといいますと、思想史を上方修正し（古い方に引き上げ）なければならないだろうと感じております。

それから、今日のシンポジウムとのかかわりでいいますと、私たちはいわゆる思想史ということとストーリーを組み立てて考えるわけですが、考古学それから文字学それから古代史とのいわば摺り合せを十分にしていかなければならないということを感じました。私たち思想史の方では、そういうところを少し棚上げにしたままでストーリーを作っており、自戒をこめてい

うのですが、文人相軽んずる傾向が大変強い研究分野でありまして、そのところの共通理解がなかなかえられていないのではないかといった思いを常々持っていたのですけれど、今日のシンポジウムを拝聴しまして、やはり他分野の方と交流をうまくしていかないといけないと感じた次第です。

それから一つ伺いたいことですが、先ほど藤田先生のご発表にもありましたように、郭店楚簡・上博楚簡について戦国時代中期の造営であろうということで、お話が進んでいるのですが、前二七八年の白起が郢を抜いたというところで、その後も楚文化が一蹴されてしまったわけではなくて、秦もかなり習俗に寛容であったということですが、その寛容の度合というのはどの程度考えていったらいいのでしょうか。例えば先ほど文字の傾向などは残るということでしたが、貴族の墓の造営そのものも従来通り続けていくことが可能であったのか、その辺りの寛容さの度合、あるいは習俗の継続性という辺りは先生方がどのようにお考えなのか、少し逆にお伺いしたいと思うのですが。

工藤 その点について睡虎地秦簡を検討して私は議論したことがありました。それが皆さんに賛同していただけられるかどうかかわからないのですが、そこで議論したのは睡虎地秦簡「秦律十八種」の田律に見える土地制度に関する規定です。そこには秦暦と楚暦の違いが前提にあり、秦では楚との季節的ずれ、風土的違いを考慮して、秦暦を楚暦に読み替えて作っているということとを指摘しました。もしこの解釈が正しければ、まさにそういう柔軟な法治主義というものを秦王政二〇年よりちよつと前まで秦がやっていたのではないかということを、考えています。

その後出土した張家山漢簡にもやはり似たような記述が出てきてまして、ところが一番肝心なところがよく読めず、かつて私が議論したことが正しいのかどうか、まだ少し難しいところがあるのですが、そういうところに秦の柔軟な法治主義ということを考えています。

藤田 私は工藤先生と少し立場が違います。例えば南郡の地域でいえば、雲夢県の睡虎地秦墓や竜崗秦墓などは、楚人が生活していた所を壊しているといわれます。また紀南城の内部にも、秦墓や漢墓が作られたところがあるわけです。確かに睡虎地秦簡では、「語書」などには戦国末期に不穏な動きがあり、きちんと法律を守りなさいという命令があつて、楚の統治が難しい

というイメージがありますが、南郡の地では次第に秦の統治の中に封じ込められていくのではないかと思います。張家山漢簡には「秩律」という条文があり、その中に県の名称が出てくるのですが、そこでは今までいわれてきた漢の西側ほぼ三分の一は郡県制、東側は王国といった実情に対応しています。ですから巴蜀とか、南郡の地域（かつての楚）では、危急の際には不穏な動きがあっても、次第に秦の支配下で統治になじんでゆき、むしろ楚の固有な制度は、移っていった淮水流域などの方で温存されるのではないかと思います。ですから秦が占領した前二七八年以降まで楚墓が作られ、楚の文化や習俗が大いに残るというのは少し難しいと思っています。工藤先生とはニュアンスは違いますが、次第に秦の統治の方が強くなるのではないかという気がします。

工藤 このシンポジウムは仲良しクラブ的に議論を妥協しないところによいところがあります（笑）。睡虎地秦簡に「語書」という一篇があり、秦王政二〇年に発行されたものですが、その中で南郡では秦の法律を吏民が従わないと指弾しています。いうことを聞かないってことは、別に優しい法治主義を積極的に推進しているという意味ではなく、秦律といえども容易に徹底できない状況を逆に反映していると解すべきで、そういうニュアンスを含めて我々が想像しているような秦の過酷な一元的な法治主義というものも、初めから実施できたわけではない、ということを考えているわけです。この辺りが藤田先生とはニュアンスの違いとしてあるのかな、と思います。

すると、そういう南郡支配下にある楚文化、楚の固有性ということが改めて問題になってきますが、楚文化といえば東北学院大学の谷口先生がご専門家なので、その辺りについて何かご意見ありませんでしょうか。

谷口満 宮城県に地震が起こりまして、今日来られるかどうかかわらなかったのですが、新幹線が動いておりまして、大変楽しいお話ばかりで来てよかったなと思っております。

今、楚文化の話が出ましたけれども、江陵紀南城というのは私の知っている限りでは四五〇年以上続いているわけです。したがって、今の江陵地区というのは楚文化の最も典型的、楚の社会の最も典型的に長く続いたところであるわけです。これが紀元前二七八年に陥落致しまして、楚の王室は淮水の方へ逃げていくわけです。そういうことを考えますと、それ以前の

五〇〇年間の楚と秦の対立は、これは陝西省と湖北省、江漢地区の対立ですから、南北問題ということになるわけですね。それが、藤田先生がいわれますように、淮水側に移ってしまうと東と西の対立になってしまうわけですね。項羽と劉邦とかですね。陳勝とかあつちから興っています。その五〇〇年近くも続いた伝統ある江漢地区が秦に対抗する勢力とならずに、淮水の方がなってしまうのが、私には一番わからないところなのです。なぜあそこに項羽や陳勝とか出てこないのか、再び紀南城が陥落以前の強勢をとり戻して、あそこが秦と戦うという構図がなぜできないのか。今日いろんな話を聞いておりまして、私が一番疑問に思っていることが何となくわかりそうで、何となくわからないという、楚文化の話とはちよつと違いますが、要するに江漢地区の典型楚文化、包山だとか郭店だとか望山だとかが、いろんなところから出てくるわけですね。

あれは紀元前二七八年で、どうなってしまったのであろうか。あの地域はどうなったのであろうかということですね、これはちよつと藤田先生にお聞きしたいと思うのですけれど……。

藤田 それは私も大変知りたいところです。少し話は違いますが、山東で斉の勢力が強いときに、なぜ淮水流域の楚が東方で強力になっていくのかという、斉と楚との関係があまりよくわかりませんでした。感じとしては敵対しているのですが、何となく共通点もあるイメージを持っていたのです。今日は大西先生のお話を聞きまして、秦系統とは別に楚は東方系に含まれており、『方言』の場合には楚と斉の共通性も見られるということでした。まだ戦国斉の出土資料はありませんが、楚だけで考えるのではなく、斉との関連を見据えることが大事だということを教えてくださいました。前二七八年より以降の江陵地区や、淮水流域の社会がどうだったかという谷口先生の問題については、これからも考えていきたいと思います。

工藤 そうすると、その秦が征服する過程にさまざまな地域文化に遭遇し、それを取り込んでいって、秦が南郡で経験したことは他の地域でも多分起こったはずであり、それがただ出土資料としてはなかなか出てこないわけです。そこが我々としては焦れたいところですが、例えば楚と並んでもう一つ固有の文化というと、山東の斉が挙げられます。実際、六国統一の関係で斉が一番最後に降伏するわけです。その後の斉の文化について、原先生はその辺りどのようにお考えでしょうか。

原宗子 今日は長江流域のシンポジウムなので私は絶対当たらないと安心しておりまして、突然のご指名ではなはだ戸惑って

おりますが。本日は四人の先生方及びコーディネータの工藤先生から大変有益なお話をいろいろ伺えまして、誠にありがとうございます。ございました。

今、工藤先生から御下問がありましたが、むしろ私自身が、この五人の先生方のお話を参考に、斉の二二一年以降のあり方をどう見てゆけるのかという問題について、かねて工藤先生と院生の方々がなさっておられる銀雀山のお仕事などを含め、今日、教えていただいた文字学やら書法やらの手法を参照させていただき、再度勉強しなおさねばと思っております。

その際、小澤先生や大西先生のご報告で、大変有益な方法論を示していただきましたので、是非、斉についてもこれを応用させていただきたいのですが、藤田先生にちよつと尋ねさせていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

今日の藤田先生のご報告は情報伝達のシステムという非常に斬新な枠組をおとり込みになられまして、秦が支配した後の楚の文化ということを示していただきまして、大変貴重でした。他の先生方のご報告ではそれぞれ、今、谷口先生がおっしゃったこととまさに重なるわけですが、紀南城のある地域に芽生えた独特の文化とか、お墓のあり方とか、冊札の使い方ですとか、あるいは巴蜀で培われた固有の文化とかいうものと、そこに被さった秦というものの対比が出てきたと思います。これに對しまして、藤田先生の今日のお話は、秦が巴蜀なり、あるいは旧楚の南郡になった地域なりを支配していった過程、秦にとつての南郡、秦にとつての巴蜀の地域支配という段階での「地域」のあり方という問題を情報伝達のシステムからご説明下さいましたわけで、これは、とてもよくわかりました。けれども、それが従来から、その巴蜀なり、南郡に、いや、後に南郡になられた場所に従来からあった情報伝達システムと、果して違うものであったのか、それともそうではなかったのか、つまり南郡なり巴蜀なりには、秦が来る以前にいかなる情報伝達システムがあったと考えられるのか、という点について、あるいは私が聞き漏らしたのかもしれませんが、ご説明いただければありがたく存じます。その点こそが、地域文化と、今日繰り返し工藤先生がおっしゃられております「中国文明」というものとの接点のありようを、情報伝達システムに即して考えてゆく場合の鍵になるのではないかと思いますので……。

藤田 この点も、従来からの中国古代史の議論を念頭に置いているのです。かつては郡県制が成立するとき、旧来の氏族的な

秩序は解体されるという条件をつけて、そうでないと新しい郡県制はできないと議論されていたと思うのです。ところが旧来の勢力を残したままでも、再編すれば郡県制は可能ではないかということを想定し、これをどうやって立証するかということを考えているわけです。そこで小澤先生の話にありました巴蜀のように、あまり明確な国家機構というものが見られない地域に秦の郡県制が入ってくるパターンと、谷口先生がいわれるようにかなり長い楚文化の伝統を持ち、包山楚簡で見たように一定の行政機構や法制を整えている地域を統治するパターンとの違いが想定できます。その後者の場合、完全に世族の勢力をなくして、秦の郡県制を施行するというのは無理ではないかと思うわけです。それは地域ごとに違うのですが、これまでの秩序を残した上に、それを再編していく過程がもう少し明らかにできるのではないかと思います。文書システムを通じた行政機構の考察は、比較的わかりやすい場合だと思います。ただし書籍とか、民間の情報伝達とか、思想といったものはわかりにくいわけです。それと末端まで文字が必要であり、人々がわかったのだろうかという議論にかかわっていいいますと、郡県の命令をどうやって知らせるのか、誰かが読み聞かせるのか、それとも誰かを通じてその内容を実行していくのかということも、大変重要な情報伝達のあり方だと思うのです。知りたいことは多いのですが、限られた資料の中で推測するために、少し大胆な視点を提示して突破する必要があるのではないかということをお話ししたわけです。

工藤 その郡県制の問題で、例えば横田先生についてお伺いしたいのですが、秦隸の進展・発展・展開というのは、秦の郡県制と密接にパラレルの関係で進展していったと考えてよいのでしょうか。

横田 どちらかというと私は、非常に狭い範囲、つまり書法的な立場でしか物事を見てきていませんでしたので、むしろこれからみなさんのお話を伺いながら勉強させていただきたいと思います。今の質問は思いつきで答えることはまずかろうと思えますので、申し訳ないのですが、別の方に質問していただきたいと思います。

工藤 私の質問の意図は、青川木牘と睡虎地秦簡ともに秦の隸書ですが、どっちが古いかということです。つまり青川木牘には秦の田律が書いてあるわけです。その田律と睡虎地秦簡に見られる田律の内容を比較して、その前後関係を我々知りたいわけですね。つまり文字資料としたらどっちが古いのかということは、隸書の発展過程からどのようにいえるのか、我々歴史学畑

の者としては是非知りたいところです。

横田 わかりました。先ほどの発表のときに字形表を示しておいたのですが、これは本当にごくわずかで、八字ばかり示しただけです。本来ならばもっと徹底的に全ての字にあたらなければなりません。時間もないでしょうから結論だけいえば、石鼓文・青川木牘・睡虎地秦簡この三つを並べて比較した場合、石鼓文により近いのは青川木牘であろうと思われます。字形とその文字が持っている雰囲気、という言葉を使っているとはいけないかもしれませんが、書の風格がより石鼓文に近いのが青川木牘である。書法的にそういう気味を持っていることはいえるのではないかと思います。文字字形表をご覧になっていただきたいのですが、「之」字、その横の「及」字、「除」などをそれぞれ比較してみますと、その用筆法、結構そういうものを見たとときに、睡虎地秦簡より青川木牘の方により大篆の気味があるというふうに考えられるということです。

工藤 ありがとうございます。あと大西先生がご報告された中で張家山漢簡二年律令の中に秦の固有の字、例えば典型的なものは「毆」ですが、その中に「也」を意味する「毆」字がしばしば含まれていることに対し、実は漢律というより秦律が何らかの形で入っていると考えるてはならないことを指摘されましたが、一方、蕭何は前漢初期に秦の律文を蒐集して九章律を作っていますね。その辺りの関係でどういうお考えでしょうか。

大西 法律の改定作業というのは、基本的には中央政府でやり、その段階で行われた作業では、やはり漢の言葉が使われたと思うわけです。実は、秦の段階ですでに「毆」字は捨てています。それは先ほどのご報告で申し上げましたように、二世皇帝の元年詔で既に「也」字が使われていることで明白ですが、そういうことから考えまして、漢の中央政府で出した、あるいは改定した秦律の仮にそれが秦律に基づいていたものであったとしても、「也」字が使われる可能性というのは少ないのではないかと考えております。ではそこで「毆」字がなぜ紛れてくるかということになりますと、これも確定的なことはいえないのですが、手元に秦律の条文が残されていて、つまり秦律というのは漢になって全部ちやらになったわけではなくて、生きていたものもあつたようなので、そういったものを写している場合があるのではないかと、だから私がお答えするよりもむしろ法制史がご専門の先生にお伺いしたいんですけれども……。

工藤 この会場で秦律を一番詳しくやられているのは、初山先生だと思うのですけど。そこら辺、いかがでしょうか。

初山明 その点については、先ほどご発表を伺っているときに私も同じことを考えました。確実な証明は難しいのですが、たとえば蕭何の律というのが新たに公布された際にも、既存の律が全て失効するわけではなく、やはり生きている律というものがかなりあるわけですね。漢初の律のかんりの部分は秦律を受け継いでいるわけですから。とすると、地方の役所で新たな律文集を作る場合も、一律に全て新しいものに置き換えるということではなしに、以前から使われていたテキストをそのまま使う場合があってもいいわけです。「也」と「殴」の混在というのはそういう状況がありうるのではないかがというのが、推測ですが私の考えです。

工藤 ありがとうございます。強引にまとめて結論を出そうというわけではなく、今日は皆さんのご意見を伺い、我々が共同研究してゆく上での指針の一つにしたいと思っておりますが、そろそろ時間も迫ってきたので、会場にご出席の先生方に今回のシンポジウムに対する感想やご意見を伺って、私どもの今後の指針にしたいと思います。

松丸先生には途中で話をいただきながら、途中で時間が切れてしまいましたので、それを補ってお話していただけないでしょうか。

松丸道雄 今日はこんなに勉強になる日はなかったということで、四人の方それぞれに非常に内容の濃い、私が殷周を中心に行っていますから、この時代のことについては教えていただくことが多いのは当然とはいえ、本当に実り豊かな一日を頂いたと思つて、まず感謝の意を表明させていただきたいと思ひます。

問題はしかし非常に多岐にわたります。細かいことを申すことはせず、あえて全体的な感想をいわせて頂きます。

文字の歴史というものは実に複雑多岐で、いくつかの筋で考えてみれば済むというものでは決してありません。一面フォーマルな字形の変遷があると同時に、それとは別に全く違つたところからさまざまなことが湧き起こつてきて、遂にフォーマルな文字を変えてしまうというようなダイナミックな動きがあると思ひつています。その中で大西さんが今日いわれた、秦がかなり特異で、楚が意外に北の方のそれを受けとめているということはかなり耳新しい話という気がしました。今私のいったその

フォーマルな文字の流れの点からいうと、西周が減んだ後にそのフォーマルな文字を受けとめたのは秦だったと私はかねて思っております。そのようなことをちよつとだけ書いたこともあり、詳しいことは今申し上げませんが、そういう流れがあつて、しかも秦はそれを非常に大切にしてずっと一定の文字を保ち続けて戦国末に至る、ということはほぼ確実にいえると思うのですね。文字の問題は、大西さんのいう言葉の問題とそこところがちよつと裏腹な問題になってくるように思うのですね。ですからそのような意味では、文字というのは文化の一部でしかないといえそうですが、秦が周の余民を引き受けるというようなことが春秋初めにも出てきますし、周文化をかなり色濃く受けとめているという部分があると思いますね。一方、楚文化のうちに、殷の文化の影響が見られる、ということは、いろいろな人がさまざまな局面でいつていることですが、包山楚簡について工藤さんの書かれた論文を拝見していて、本当にびつくりしたことがあります（編集部注：工藤元男「包山楚簡」『卜筮祭祷簡』の構造とシステム『東洋史研究』五九―四、二〇〇一年）。これは甲骨文についての基礎知識がないとわかりにくいかと思いますが、この楚簡に書かれていた卜辞の体例、構成や文体までもが、殷代甲骨卜辞のそれと酷似しているのです。これは、どう考えても、殷周革命後、殷室に仕えていた卜官の少なくとも一部が楚の公室に流れ込んで、殷王室で行っていた卜事全般を伝えたとか考えようがない。秦・楚の文化への周文化と殷文化の流入という意味で、このことは無視しがたい、大切な点だと思っております。

工藤 ありがとうございます。量先生、いかがでしょうか。

量博満 全体的な感想・印象とすれば、私は考古学なのですが、この文字などというものはちんぷんかんぷんといった方がよいかもしれないのですが、ただお話を聞いていると、それぞれが精緻な研究であつて、こういう研究があるんだということを教示いただいたと思うので、松丸さんとあわせて感謝したいと思っております。

この研究のテーマの上に中国文明とか地域性とかいうのはキーワードであると言頭で紹介されましたが、その地域性ということで考えてみると、考古学的な……ですけど、言葉と文字というものは、考古学的な土器などと比べると、地域性は極めて粗い。つまりどこ行っても似ているようなものだ。考古学は大袈裟にいうと、山の向こうとこつちの世界は違うっていうの

が考古学の地域性なわけです。その同じ地域性という言葉を使いながらも、専攻・研究テーマにおいてはだいぶ違うのだなと、私たちがいうと今日のご発表の様子はそれでも言葉の上から地域性というものを手がかりとして探ろうということなのだ、そしてどのように、という面に一つ興味がありました。

私聞いていまして、例えば秦系の文字だとか楚系の文字だとかいっていましたが、これ皆アバウトですね。我々からすると、楚というのはそれはみな一つなのですか、秦というのはみな一つなのですか、と少し突っかかりたいようなところがあります。それはどうなのでしょう。もう少し考えてみると、楚の竹簡が出てきたところのお墓というのは、決して国君や卿などのハイレベルのお墓ではないですね。せいぜい大夫・士などのレベルから出てきた。つまり社会的にはそういうレベルがこのような文書を書き、文字を持っていたということ。そして、その時に文字の習得というようなことは一体どのようにやられていたのでしょうか、つまり楚系だとか秦系だとかいうとそれなりに一つのスタイルとして認識されているわけですね。すると、そういう文字の学習がどのように行われたのだろうか、と考えておりました。

工藤 ありがとうございます。杉本先生、いかがでしょうか。

杉本憲司 今、量先生がおっしゃっていたこととほとんど重なってしまうのですが、今日のシンポジウムのテーマがまずはじめが“出土文字”ですね。そうして最後が“地域文化”ということになっておりますね。これはやはり土地から離れることはできないということですね。ところが文字資料ということになると土地から離れて勝手に動き回るわけです。その辺りが出土文字資料による地域文化を研究するときに一番私が気になっているところなのです。ですからその文字資料がどこから出たのかということですね。これはやはりきちんと押さえておかないと、その資料の、それから後の使い方というのが非常に制約されるというネットワークがあると思うので、その点気にかかります。

それから地域文化なのですが、文字の持っている力というのでしょうか、地域文化を表す場合、大変難しい表現になるのではないでしょうか。要するに土器とか、土器が一番いい例だと思うのですが、土器は割合地域文化をよく表している。ですが、文字というのはそれくらい細かいところまでいえるのか。それで結局、だから楚系とか秦系とかいうような非常に大きな、わ

けのわからない塊でしか捉えられない。……というところを、聞いていて感じました。それから、これは藤田さんの話に関連するのですが、割合、下の身分の人のところから書物のようなものが出るということなのですが、それは何を基準にして「下の身分」といつているのか、というのが、聞いていて少し気になるわけです。多分お墓の規模を基準にしているのかもしれないと思うのですが。墓の規模というのは必ずしもそこに埋葬されている人の身分を示してはいないような気がするわけです。要するに文化人でも墓の小さい人もいれば、文化人でなくても墓の大きなものを作る人がいる可能性は今の時代でもあるわけです。そういうことも考えておかないと、最初の「出土」という問題にかかわるわけですね。そういうことを考えながら、楽しませていただきました。

工藤 出土資料学会の会長の谷中先生、いかがでしょうか。

谷中 信一 私は思想史を研究しておりますが、その立場の者にとっても、とてもありがたいシンポジウムでした。しかしその一方で、この問題意識を思想史研究に当てはめてみた場合、一体どのような結論がえられるのだろうと思わないわけにはいきませんでした。

例えば、大西先生の「古代漢語における地域的差異と相互作用」というタイトルを、「古代思想における地域的差異と相互作用」と読み替えてみます。するとサブタイトルにあるような「秦・楚の出土資料を中心に」とするだけでは、中国の古代思想史全体を立体的に再構成することがとても難しいことに気づきます。例えば、齊地から出土した「銀雀山漢墓竹簡」などを通して、思想の地域的特色を出土資料を通じて再構成してみる必要があるのではないかと思うのです。

つまり思想史といいますと、どうしても時間軸の上に乗せて、思想がどのように変わっていったかというように見てしまいがちなわけですが、やはり中国というのは非常に多様な内実を持っているために、時間の軸に乗せただけでは思想史も見えてこない、同時に空間の軸の上にも乗せてやらないと思想史の展開も見えてこないだろうというふうにかねて思っております。

ですから、こうした出土文字資料より見た巴蜀や楚の地域文化を、例えば秦のそれと比較して、その違いとか共通性といったものを明らかにしていくことは大変興味のあることなのです。

ただそれを思想史として扱うことになりそうです、先ほども大西先生が資料の扱い方のところで触れましたように、「郭店楚簡は除外する」とか「上海博の楚簡は使えない」というふうなことになりますと、思想というのは非常に観念的なものですから、文字やあるいは土器のように、その土地にいつもつながれているとは必ずしも申せませんので、抽象的な観念的な思想の歴史というものが、どういうふうに地域性の中に反映させられているか、また地域性との関連でその展開を見ていけばいいのかということが問題になってくるわけです。

そこかねてから、出土資料を使うことでそうした思想史の新しい検討ができるかな、と思っているのですが、今のところはせいぜいそれまで定説となっていた思想史の編年に見直しがなされる程度の出土文字資料の使い方しかされておらず、それではやはり十分ではないだろうと思っています。それが感想の一つです。

それからもう一つは今回のシンポジウムの基本テーマが、「地域文化はどのようなにして中国文明に編入されていくか」ということだそうですが、こういう問題の立て方については、私もなるほどと思いながら、その一方で、「各地の地域文化がどのようなにして今日我々がいうところの中国文明を作り上げていったのか」というような問題の立て方もあるいは可能ではないのかなと、思っております。

と申しますのも、やはり中国というのは、新石器時代あるいはもっと前からそれぞれの地域性をもって発展した独自性と、それからその頃からずっと交流を持ち続けていたことによる共通性というものがそれぞれあるのだというように聞いておりますので、そういう観点から考えた場合、果して地域文化とは別個に中国文明として確立していたものが既にあつたのかと、その辺どうなのかというところがお聞かせいただければというのが、私の質問です。つまり地域文化とは別個に中国文明というのがあつたとすれば、それはどこにどういう形であつたのかということになるわけですが、それは中原文明なのか、黄河文明なのかということをお教えいただきたいと思っています。

工藤 実はこの後、懇親会を用意しておりますので、この問題についてはその席で少し時間をとって議論してみたいと思うのですが、よろしいでしょうか。最後になりましたが、浅野先生、何か一言いただければと存じます。

浅野裕一 感想ですが、基本的に、今の段階では、今回のタイトルのような研究は不可能である、できないのだ、ということが改めてわかりました。例えば文字、あるいはもっと広く言語に関して、楚特有の言語文化というものが出てきたのかというと、単に秦と違う、秦が違うというに過ぎない。楚はむしろ、山東半島から下ってくるルート、人や物の往来もそちらのルートがメインで、孔子も楚には行っていますが秦には行っていないわけで、墨家集団も楚までは行っていますが、かなり時代が遅れるまで秦には行っていないわけで、呉越も斉や魯を攻撃はしますが、秦の方には行かないわけですから、こういう人や物の流れがある。そうなりますと、何がわかったのかといいますと、秦の言語の特殊性というか、それは秦の地域文化ではないのか、というふうにも考えられます。それから例えば郭店や上海簡はやらないということでしたが、どこで生産された文献なのかは特定はできませんが、少なくとも孔子やその弟子などが出てくるようなもの、あるいは堯や舜がどうしたこうしたといわれているものは、楚の現地で作られた文献とは考えがたいわけです。そうしますと、山東近辺で作られた文化が楚にしきりに流入したということはわかるわけです。では、楚に思想家がいて、楚独自の地域文化として楚特有の思想を作ったという形跡はあるのか、少なくとも今日のシンポジウムでは全く出てこないわけです。あるいは、共時的に見ますと、秦の言語とそれ以外の言語は違っていたといいますが、通時的に見ますと、漢字とはいっていますますが実は秦字なわけですね。つまり、漢というのは国家運営のソフトをあらかた秦からとってきているわけですね。それにもかかわらず、その担い手になった人々は楚系の人々、それは東方の人々です。そういう意味では、対立といいますが実は合体しているわけです。その秦に滅ぼされた東方諸国の残党が秦のソフトを使って帝国を創ったわけで、漢字といいますが秦字なわけで、そういうことをどう考えるのかという視点が少しなかったのではないかな、と。ただしこれはCOEの研究チームの落ち度ではありません。誰がやっても現段階ではできないのだと思います。つまり同等に比較できるような燕の文化を示すセットとか斉の制度を示すセットとかが出土していて、階層ごとに対応させられるとか、文書の性格同士で対応させられるとか、そういう形で資料が揃わない限り、一つしかないものをあれこれ穿鑿して、これが他に類例を見ない特色でした、とはもともといえないわけですから、やむえない事情・状況なのであろうなという印象を持ちました。

工藤 いろいろ手厳しい批判をいただきましたが、これもまた我々の研究のバネになりますので感謝致します。ただ資料が揃わないからできないといわれても、それを待つてもしょうがないわけですので、今与えられた資料の中でどこまで研究が可能かというところに賭けてやってゆきたいと思います。今日は本当にいろいろありがとうございました。

（附論）「秦の領土拡大と国際秩序の形成」再論

——いわゆる「秦化」をめぐる——

工藤元男

はじめに

始皇帝によって実現された秦帝国とは如何なる支配体制だったのか。『史記』秦始皇本紀始皇二十六年条には、この年（前二二一）に施行されたとする六国統一に関する諸政策が記述されている。しかしその内容は秦水徳説によるもので、そのため故栗原朋信氏はそこに秦を滅ぼした漢の立場を正当化する思想が働いていることを指摘された⁽¹⁾。

この先学の晩年の一九七五年末、湖北省雲夢県の十一号秦墓から睡虎地秦簡（以下、しばしば秦簡と簡称）が出土した。下葬年代はその一篇の「編年記」によって始皇三十年（前二一七）、すなわち六国統一の四年後と考えられている。その内容は、大別して秦律などの法制史料と「日書」と墨書された占書からなる。かつて筆者は論文「睡虎地秦墓竹簡の属邦律をめぐる」⁽²⁾においてこの秦簡を主たる史料として、秦がその六国統一の過程で六国旧吏民および異民族をどのように秦人として編入したかを検討し、後にそれを拙著第三章に「秦の領土拡大と国際秩序の形成」と改題増補して再録した⁽³⁾。その間、この議論に対して若干の批判や異なる見解をいただいた。そこで小論では上記の論著で展開した内容の骨子を要約し、その過程でそれらの反論を検討し、現在筆者の考えている考え方を述べることにしたい。またその作業を通じて、今回のシンポジウムに掲げた中国文明の一段階としての「秦化」について、これを秦の身分制の視点から筆者の考え方を提示したいと思う。

一、秦の属邦と属邦律

秦簡の中に秦の異民族支配に関する属邦律という条文がある⁽⁴⁾。

道官相輸隸臣妾・收人、必署其已稟年月、受衣未受、有妻毋（無）有。受者以律續食衣之。

属邦^二三八

道官の隸臣妾・收人を相輸^{おく}するには、必ずその已に稟せる年月日、衣を受けしか未だ受けざるか、妻有りや有る無きやを署^{しる}せ。受くる者は律を以て続^{つづ}けて之を食衣せしめよ。 属邦【律】

文中の「道官」の「道」とは異民族が居住する県のことで、現在の少数民族が居住する自治県に相当する。この道を統括する地方行政機構を「属邦」といい、道と属邦はほぼ郡県制における県と郡の関係に対応するであろう。戦国秦に道や属邦が存在することは、これまでも文献史料や兵器銘文資料などによって窺えたが、秦簡の出土によりそれを直接裏付ける律文が発見された意義はきわめて大きい。『漢書』卷一九百官公卿表上によると、

典属國、秦官、蠻夷降者。（下略）

典属国は、秦官、蛮夷の降者を掌る。

とあり、典属国はもと秦代の官制で、投降した異民族を管掌する官である。そしてこの属国を典^{つかさど}る官が掌るところの「属国」とは、秦制の「属邦」を承けたもので、漢代では劉邦の諱をさけて属国と称したのである。したがって秦代ではもと「典属邦」と称されていたと思われる。

ところで、この属邦と属国の関係に関して、矢澤悦子氏は以上の卑見を紹介しながら、それとは別の見解を提起されている⁽⁵⁾。矢澤氏は、戦国秦・秦代の属邦銘を有する兵器銘文を七点挙げ、その銘文の中に地方監督者の銘が見出せないのも、それらはみな中央監督製造によるものとする。また文献史料中に典属国の名が見えるのは前漢景帝のときからであり、それ以前にみえる「属国之官」・「属国悍」などとして見える「属国」は、秦兵器に見える属国と同じで、この属国は前漢景帝の官制改革のとき「典属国」と更名された、つまり秦代の属国は「蛮夷の降者を掌る」中央官府である、とされている。

私は秦兵器銘文に見える属邦の問題を角谷定俊氏の所論を主たる対象として検討したのであったが⁽⁶⁾、その後、戦国青銅器銘文の研究は著しく進み⁽⁷⁾、矢澤氏の見解もそのような成果に基づくものである。したがって、秦兵器銘文にみえる「属国」

を中央官府とする解釈に筆者も率直に従いたいと思う。ただし陳直氏も指摘するように、丞相と御史大夫を連称して「丞相御史」と簡称し（『漢書』卷五景帝紀中元六年五月詔）、あるいは「将作大匠」を陶文で「大匠」に作るなどの簡称の例が少なくないことから、⁽⁸⁾ 秦兵器銘文の「属邦」とは「典属邦」を簡称したものであり、「属国之官」や「属国悍」の属国も典属国の簡称ではないかと考えられる。秦代の典属邦は内属してきた蛮夷を典^{つかさど}る中央官府の一つであり、その蛮夷の居住する地方行政機構が属邦（漢代では属国）である。漢代ではこの属邦（属国）を掌管する属国都尉のあったことが知られている。それに相当する官制が秦に存在したかどうかは不明である。つまり秦兵器銘文などに見える「属邦」は典属邦の簡称としての属邦であり、蛮夷の居住する地方行政機構としての属邦とは区別して考えるべきである。またこのように解して初めて、戦国秦の属邦と漢代の属国が連続性において捉えられと思われるのである。

秦簡には属邦以外にもこれとよく似た「臣邦」の語がみえる。そこでまずこの臣邦の概念を明らかにし、その上で臣邦が属邦と如何なる関係にあるのかを分析してみたい。

二、「真」と「夏子」

秦簡の「法律答問」は、律文の意図するところや特定の術語の意味を、問答体の形式で秦国側から解説したものである。臣邦はこの「法律答問」の中に見えるものである。

A可（何）謂「贖鬼薪盜足」^{四八三}。可（何）謂「贖宮」。^{四八四}●臣邦真戎君長、爵當上造以上、有臯（罪）當贖者、其爲羣盜、令贖

鬼薪盜足；其有府（腐）臯（罪）、^{四八三}□【贖】宮。其它臯（罪）比羣盜者亦如此。

何をか「贖鬼薪盜足」と謂うや。何をか「贖宮」と謂うや。●臣邦真戎君長にして、爵上造以上に当たり、罪有りて贖に当たる者なり。その群盜を爲したるものは、贖鬼薪盜足し、その腐罪有るものは、【贖】宮せしむ。その他の罪の群盜に比せらるる者もまた此の如くす。

B 「臣邦人不安其主長而欲去夏者、勿許」。可（何）謂「夏」。欲去秦屬是謂「去夏」。五四六

「臣邦の人の、其の主長に安んぜずして夏を去らんと欲する者は、許す勿かれ」と。何をか「夏」と謂うや。秦屬を去らんと欲するを是れ「去夏」と謂う。

C 「眞臣邦君公有辜（罪）、致耐辜（罪）以上、令贖」。●可（何）謂「眞」。臣邦父母産子及産它邦而是謂「眞」。●可（何）謂「夏子」。●臣邦五四七父・秦母謂毆（也）。五四八

「眞臣邦君公に罪有りて、耐罪以上に致るも、贖せしむ」と。●何をか「眞」と謂うや。臣邦の父母の産子、及び他邦に産まれたるものをすなわ而ち是れ「眞」と謂う。●何をか「夏子」と謂うや。●臣邦の父・秦母の謂なり。

D 「使者（諸）侯・外臣邦、其邦徒及僞吏不來、弗坐」。●可（何）謂「邦徒」・「僞使」。●徒・吏與偕使而弗爲私舍人、是謂「邦徒」・「僞使」。五四〇

「諸侯・外臣邦に使いし、その邦徒及び僞吏來らざるも、坐するなし」と。●何をか「邦徒」・「僞使」と謂うや。●徒・吏、与に偕に使いにして私舍人と為さず。是れ「邦徒」・「僞使」と謂う。

E 「擅殺・刑・髡其後子、獻之」。●可（何）謂「後子」。●官其男爲爵後、及臣邦君長所置爲後大（太）子、皆爲「後子」。四一

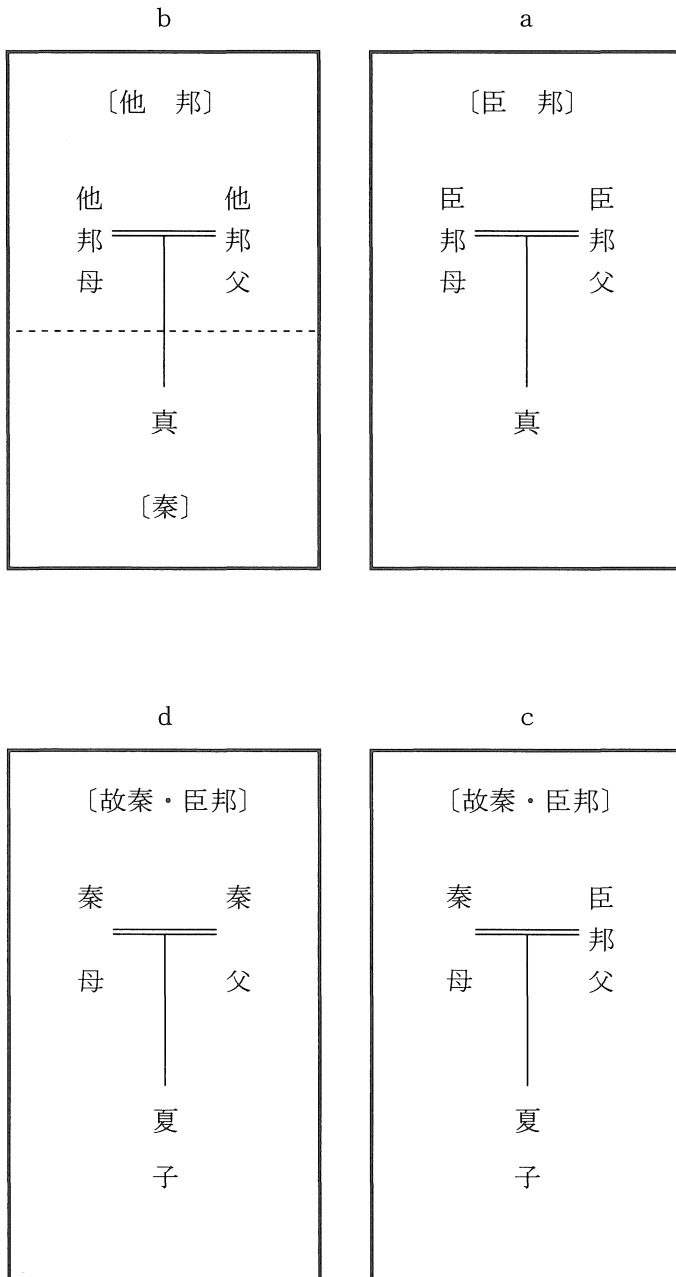
「ほしいまま擅」にその後子を殺・刑・髡せば、之をげ獻せよ」と。●何をか「後子」と謂うや。●その男を官して爵後と爲し、及び臣邦君長の置きて後太子と爲す所を、皆な「後子」と爲す。

以上のA～Eにみえる臣邦の用例を整理すると、①臣邦に「眞」字を含むもの（臣邦真戎君長・真臣邦君公）、②臣邦に「眞」字を含まないもの（臣邦人・臣邦父・臣邦父母・臣邦君長）、③臣邦に「外」字のつくもの（外臣邦）の三種に分類される。この中で異民族に関連するのは①「臣邦真戎君長」であろう。ではそれは如何なる意味なのであろうか。

それを読み解く鍵は「眞」という語にある。Cにその概念に関する問答があり、それによると「眞」とは、第一に「臣邦の父母から生まれた子」、第二に「他邦において生まれた子」である。この問答の中で臣邦と他邦は対照的なものとして現れ、他

邦とは他国の謂いであり、その他国とは自国に対する他国の謂いであろうから、臣邦とは他国に対する自国（秦）側の領域を示す語ということになる。しかし臣邦を秦の同義語とすることはできない。臣邦の「臣」字は、何らかの意味において秦に臣属していることを示す語と解されるからである。これらのことから、臣邦とは「秦に」臣属している邦（国）」と解され、したがって「真」の第一の定義は「秦に臣属している国の父母から生まれた者」となる（図一 a）。

図一 秦国の身分形成図



「真」はまた「他邦において生まれた子」でもある。さらに厳密に言えば、秦との間に支配／被支配の関係のない他国の父母から生まれた者の意である。ただしCの問答は、その者がすでに秦国に一定の期間定住していることを前提にしているはずなので、「真」の第二の定義は「父母とも他国人であるが、（本人は）その後秦に入り、かつ定住している者」となる（図一b）。秦簡の注釈者はこの「真」を「純粹に少数民族の血統に属していることを指す」と説明している。しかしそうすると臣邦も他邦もともに異民族の国となってしまう、「法律答問」においてなぜ両者を区別しているのか説明できなくなるであろう。贅言するまでもなく、秦に臣属しているのは異民族とは限らず、占領下の六国吏民も含まれるからである。

そこでこの「真」に該当する者を具体的に想定してみると、図一bのケースがわかりやすい。他国出身者として秦で活躍した人物を思いつくままに挙げれば、商鞅・呂不韋・李斯などがその典型であろう。たとえば李斯は秦王政の「逐客令」を反駁した上奏文において、自らも含む秦国における他国出身者を指して「客」と称している。これより秦に入って秦に仕えた他国出身の第一世代は、秦での貢献度にかかわりなく、身分的にはあくまで「客」であり、その法制的表現が「真」であつたと解されるのである。

この「真」と対照的な存在が「夏子」である。Cの問答によると、夏子とは「臣邦の父・秦母（から生まれた子）」である。秦母とは「故秦の地（秦本土）出身の母親」の意味と解され、その秦母と臣邦の父の間に生まれた子が夏子である。ただしその場合、父母とその子が臣邦・故秦のいずれに居住していることが想定されているのか、ということが問題となる。そこでBを見てみると、臣邦の人が秦属（秦国に帰属していること）から離脱することを「去夏」（秦国からの亡命）とみなす、と規定している。「夏」とは本来中原諸侯を指す美称であり、それ故に中華世界を表わす観念である。しかしこれによれば、中原諸侯から夷狄視された秦も自ら夏をもつて任じ、その支配下にある臣邦も夏のカテゴリーに含めていたことが知られる。これより故秦・臣邦を問わず、臣邦の父・秦母の間に生まれた子は夏子と規定されたことがわかる（図一c）。

以上の「真」と「夏」に関する所論に対し、堀敏一氏は筆者とは異なる見解を提示されている。すなわち堀氏は、「真」については「臣邦の男女の間に生れた者や、他邦で生れた者が真であり、それは臣邦の男と秦人の女との間に生れた「夏子」とよ

ばれる者に対立する概念であつたらしい。とすると「真」とは「純粹な」とでもいう意味であろう」とし、「夏」については、「秦の本国のみを夏といった」とも述べておられる⁽⁹⁾。上文で分析したように、「真」とは「秦に臣属している国の父母から生まれた者」（第一定義）であり、さらに厳密に規定すれば「父母とも他国人であるが、（本人は）その後秦に入り、かつ定住している者」（第二定義）である。したがって「真」の意味をその字義から推測することは困難と思われる⁽¹⁰⁾。ちなみに拙著では『莊子（外篇）』秋水篇に

謹守而勿失、是謂反其眞。

謹み守りて失なうこと勿き、是れを其の真に反ると謂う。

とある「真」に、郭象が

眞在性分之内。

真は性分の内に在り。

と注しているのを援用して、真を「生まれ」という語義に淵源する可能性を指摘したが、これとてまだ確証のある解釈とはいえず、あるいは別字の仮借である可能性もある。ともあれ上記のような論理的定義をしないで「真」を字釈的に解するのは問題があるように思われる。また秦における「夏」の範疇に臣邦が含まれることを堀氏は否定しておられる。しかし堀氏のように解すると、文中の「其の主長」は秦の君主を指すことになるが、秦で作った法制文書で自国の君主のことをこのように表現するであろうか。異民族でも、六国旧吏民の子孫でも、母が秦母身分であれば平等に「夏子」になれるというのが、AとEの「法律答問」の論理的帰結である。したがって臣邦の範疇に異民族の居住地が含まれることをもって、それを「夏」の範疇から排除することはできないと思われる。

さて、すると以上の論理をそのまま推し進めれば、故秦の父母から生まれた子は当然夏子であろう（図一d）。そのことと言及が簡文にないのは、あまりに自明だったからにすぎない。これより夏子とは身分上完全な秦国人の謂いと結論できる。総じていうと、秦の勢力圏に所属する者が、真・夏子のいずれに属するかは、一にその母親の身分に係っていたことになる。

三、「臣邦真戎君長」と「真臣邦君公」

前節で分類した臣邦の用例①に、「臣邦真戎君長」・「真臣邦君公」があった。これらはともに「真」を含んでいる。そこで上文で明らかにした真の概念を導入し、「臣邦真戎君長」・「真臣邦君公」の意味を分析してみよう。

両者を比較してみると、前者は、

a 臣邦／b 真／c 戎／d 君長

の四要素からなり、この分類を後者に適用すると、

b 真／a 臣邦／d' 君公

の三要素に区分される。両者の要素の相違はc「戎」（異民族の意）の有無にある。この相違によって前者の臣邦の君主は「君長」、後者の臣邦の君主は「君公」と称されているのであろう。この分類にもとづき、真と臣邦の概念を導入して両者の意味を解説すると、前者の「臣邦真戎君長」は、

a「秦に」臣属している邦（国）において／b「秦母に非ざる母親から生まれた」／c「異民族の」／d「君長」

となり、後者の「真臣邦君公」は、それを前者の語順に合わせると、

a「秦に」臣属している邦（国）において／b「秦母に非ざる母親から生まれた」／d'「（異民族に非ざる）君公」

となる。これによって、前者の臣邦は属邦、後者の臣邦は服属した後も宗廟社稷の奉守を認められて存続を許された附庸に該当することがわかる。つまり「臣邦真戎君長」とは属邦の君主、「真臣邦君公」は附庸の君主を意味する秦の法制的表現ということになる。すると分類②の中の「臣邦君長」（「法律答問」E）とは、秦国における夏子の封君を指すと見なされる。

臣邦の中には、さらに分類③の「外臣邦」というものもある。秦簡の注釈者はこれを「秦に臣服している属国」と説明するが、これでは属邦としての臣邦との区別がはっきりしない。栗原朋信氏は内臣・外臣などの概念をキーワードとして、漢帝国の支配秩序を次のように復元された。すなわち、漢では帝国全体を中華思想にもとづいて内・外の区別を立てていた。内とは

封建制と郡県制が布かれている地域で、そこでは内臣としての百官・諸侯王・列侯はもとより、一般庶人にいたるまで漢の君主の徳・礼・法がおよんでいる。外とは漢に服属した君主だけに漢の君主の徳・礼・法がおよび、その治下では民族固有の礼・法が行われている地域で、そのような地域の君主を外臣という、と。ではこの外臣概念を援用すると「法律答問」Dの外臣邦はどのように解釈できるのであろうか。

四、臣邦（属邦）と外臣邦

Dにおいて外臣邦は諸侯と併記されているので、それは諸侯との関係で考えなければならない。ただし臣邦の名がつく以上、やはり秦に臣属している存在であることは疑いない。これらのことを校勘すると、外臣邦とは栗原氏が外臣概念のモデルとして詳細に検討した南越国のようなものと見てよい。外臣邦が漢代の外臣概念をもって理解できるならば、それは属邦としての臣邦と如何なる相違があるのであろうか。換言すれば、外臣の君長には漢の礼・法がおよぶが、臣邦（属邦）の場合はどうだったのであろうか。

『後漢書』卷八六南蛮西南夷列伝に、秦と巴の関係について次のような史料が見える。

及秦惠王并巴中、以巴氏爲蠻夷君長、世尚秦女、其民爵比不更、有罪得以爵除。

秦の恵王の巴中を并すに及び、巴氏を以て蛮夷の君長と爲し、世々秦女を尚^{めあわ}せ、その民の爵もて不更に比し、罪有らば爵を以て除かるることを得しむ。

これによれば、戦国秦の恵文王は古代四川の巴中を経略すると、巴氏（巴王）の地位を降格して君長とし、「その民の爵もて不更に比」したとある。ただし巴の民に秦爵第四級の不更が与えられたことに対しては、これを疑問視する向きもあった。しかしこの文の後に「罪有らば爵を以て除かるることを得しむ」とあり、巴の有爵者に対して爵の返還による刑罰減免の特権が賦与されたと言っている以上、やはり巴の民に対しても賜爵に類する政策が採られたと考えるべきである。「比する」とはそのよ

うな意味と解される。

つまり秦は戦国中期に巴蜀の地を経略して、占領下にある巴の民に秦法を施行しようとし、それとの関連で「その民の爵もて不更に比」した。それは秦法の施行によって「罪有る」（巴の民が何らかの罪に触れる）事態の発生を予想しての措置であろう。とすればこの史料は、巴の君主はもとより、民に対しても、何らかの程度において秦法がおよんだことを示すものといえるのである。

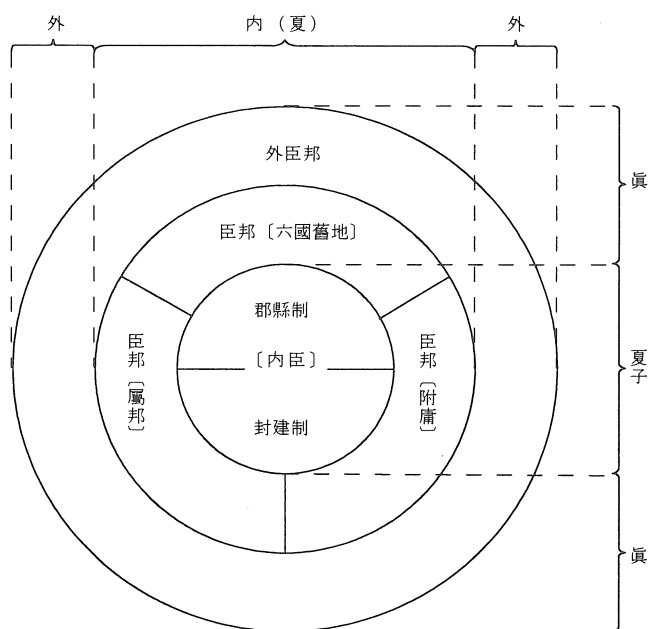
以上の検討から、①巴を征服した戦国秦は巴王を降格させて蛮夷の君長とし、②その君長と彼の率いる巴の民を秦の爵制秩序の中に組み込み、③巴に対する一定の法制支配を行っていたと言える。それを秦簡の臣邦（属邦）概念から検証すると、①については、臣邦（属邦）の君主が君長と称されたことと符合する。②については、「法律答問」Aに「臣邦真戒君長にして、爵上造以上に当たり、罪有りて贖に当たる者なり」とあるように、君長に対してもその爵級に応じた贖罪が認められている点で共通する。また臣邦（属邦）の大部分は、征服あるいは内属した異民族の居住地に置かれたものであるから、巴人の故地も臣邦（属邦）と規定されたであろう。それ故に臣邦（属邦）としての巴中における「真」身分の者にも、秦律による一定の法制支配が適用されたと解される。これより臣邦（属邦）は、君長に対してだけ礼・法のおよぶ外臣（邦）よりも一段と秦の法制支配の中に組み込まれた支配地だったと想定されるのである。

臣邦（属邦）と外臣邦の区別は、地理的要因からも説明することができる。すなわち秦は異民族の領地を計略すると、その地に郡を開置して統治したが、しかしそれをいわゆる内郡とは区別し、法制的には臣邦（属邦）として位置づけたと思われる。そしてさらにその外延にいる異民族の王が遣使内属してきた場合には、その地を直接支配することは困難であるため、その王を君長として冊立し、その国家を外臣邦としたと思われる。

一方、臣邦（属邦）の内部構成に関して、矢澤悦子氏は属邦律に道官がみえること、および前漢初期の張家山漢簡「奏讞書」に夷道の長吏と丞が道で判断できなかった事案を上級審にあげ、中央の廷尉がそれを論決している事例に依拠して、「ここに属邦（国）は表れず、道と直接統属関係があったようにはみえない。とすれば、帰属後、郡県制下に組み込まれた異民族は属邦

から離れ、実際の異民族支配は道官が行っていたのではない。属邦は降ってきた異民族の総括管理機関であったと考えられる」と述べておられる⁽¹¹⁾。それは睡虎地秦簡において郡とその治下の県・道との関係が必ずしも明確に現れていないこともとも関係するであろう。周知のように、睡虎地秦簡「語書」は戦国末期の秦王政二〇年（前二二七）に南郡守騰が治下の県・道の長吏に対して、秦律の徹底を督促して下した一種の下達文書であるが、しかしその秦簡には県レベルの行政法規が詳細に記されていない。郡に関するものは必ずしも明確ではない。むしろ内史などの中央機構と県レベルの地方行政機構との関係を示すものがほとんどで、総じて郡の機能が未整備である印象をうける。郡がそうであれば、異民族統治の機構である属邦はおそらくであろう。秦律において地方行政の中心が県レベルであるのと、異民族統治の中心が道官であるのは、まさに好一対をなすように思われる。その意味で筆者も実質的な異民族支配は道官が担っていたと考える。

ところで、秦は征服した六国の旧地にも郡を置いた。韓を滅ぼして潁川郡とし、魏を滅ぼして魏郡とした等々である。ところがなぜか「法律答問」の中にはこれら内郡の支配に直接言及した規定がみえない。しかし秦が征服・占領した領土には、属邦・附庸以外にもこのような六国旧地も含まれるはずであるから、六国の旧吏民もまた秦人の第一世代として「真」に編入されたとしなければならない。以上の内容をあらためて図に示すと、図二のようになるであろう。



図二 内臣・臣邦・外臣邦の構造

むすび

以上、臣邦（附庸・属邦）の人々が秦人として編制される上で重要な役割をはたしたのは、真・夏子の区別をテコとする身分制の原理であったことが検証された。属邦の場合、巴中をモデルにしていえば、秦では異民族国家もしくは部族を征服するとその王もしくは族長を秦の爵制秩序に組み入れ、かつ「真」（客身分）としての秦人に編入した。そのさい配下の族人もそれと連動して「真」とされたかどうかは未詳である。ただ故王（君長）もしくは族長が秦人としての完全身分である「夏子」となるには、論理的には秦母から生まれるしかすべはなかった。逆にいえば、秦母を媒介にすれば出自としての夏夷の差別は秦で問題にならないのである。秦に偏狭な夏夷観が認められないのは、秦自身が中原諸国から「夷翟もて之を遇」（『史記』秦本紀）されたその民族的出自が反映されているとも考えられ、あるいは統一過程において秦が意識的に採った「秦化」の戦略であるのかも知れない。

臣邦には属邦の他、附庸の地も含まれていた。これらの人々が秦人へ編入された論理は属邦の場合と同一であったと思われる。するとこれよりさらに次の二つの問題が派生してくるであろう。第一に、上文で検討したように秦の恵文王は巴中を征服し、君長に対して公主を降嫁させたという。するとこれを契機として君長の次世代から代々夏子が生みだされることになる。ここに公主降嫁の法制的意義（むろん秦の側からみた場合であるが）が看取される。第二に、他国出身の母と夏子身分の父（秦父）の間に生まれた子の身分はどうなるのであろうか。たとえば楚母（宣太后）と秦父（武王）から生まれた昭王（昭襄王）、および趙母（帝太后）と秦父（莊襄王）から生まれた秦王政のケースは、「法律答問」の論理からはその解答が引きだせないものである。これにはまだ未知の説明原理があるかもしれないが、今後さらに検討を重ねたい。

商鞅変法後の秦がその強力な軍事力によって次々と支配領域を拡大していったことは、『史記』や『戦国策』など伝世文献によって知られている。しかしその過程で獲得された占領下の人々を如何なる方法でその支配体制の中に編入したのかという問題は、依然として不明であった。それが睡虎地秦簡の出土によってようやくその一端が判明し、図二に示したような重層的な

支配体制が想定された。六国統一の二年後（前二一九）に立てた「琅邪台刻石文」で、始皇帝は法度・器械・度量・文字などの統一政策について揚言する中で、「異俗を匡飭」（習俗の統一）したことも強調している。しかし皮肉なことに、その六国統一によつてこれらの「秦化」の基礎をなす身分制の原理は存在理由を喪つてしまった。封建制を廃止した秦では全土が（すくなくとも理念の上では）すべて秦土になつてしまったからである。こうして出現した秦帝国の一元秩序構造がはたして如何なるものであつたかについては、小論の冒頭で指摘したように、史料上の問題があり、またその統一が短命に終わつてしまつたため、検証することも困難となっている。中国の統一王朝がふたたび重層的な支配体制（内臣・外臣制）を取り戻すのは、前漢の建国者劉邦が郡国制を採用して以後である。

注

- (1) 栗原朋信『秦漢史の研究』（吉川弘文館、一九六〇年）。以下において栗原氏の言説について言及する場合は、みなこの文献による。
- (2) 『東洋史研究』第四三巻第一号、一九八四年。
- (3) 『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』（東洋学叢書、創文社、一九九八年二月）。
- (4) 睡虎地秦簡のテキストは睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』（大型精装本、文物出版社、一九九〇年）による。ただし簡番号は『雲夢睡虎地秦墓』編写組『雲夢睡虎地秦墓』（中型精装本、文物出版社、一九八一年）の通し番号を用いている。整理小組に言及する場合は前者による。
- (5) 矢澤悦子「戦国秦の異民族支配と「属邦」」（『明大アジア史論集』創刊号、一九九七年）。
- (6) 角谷定俊「秦における青工業の一考察——工官を中心に——」（『駿台史学』第五五号、一九八二年）。
- (7) 例えば、江村治樹『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』（汲古書院、二〇〇〇年二月）に代表される。
- (8) 陳直『漢書新証』（天津人民出版社、一九七九年三月）八一～一四八頁。
- (9) 堀敏一『中国と古代東アジア世界——中華世界と諸民族——』（岩波書店、一九九三年十二月）六二～六三頁。

- (10) 越智重明氏も「真」を「真実、まこと」と解しているが、それも字義による解釈と思われる（「夏夷思想の成立」『久留米大学比較文化研究所紀要』第一輯、一九九二年。後、「夏夷思想」と改題して『戦国秦漢史研究』2、中国書店、一九九三年に再録）。
- (11) 矢澤悦子前掲論文。

竜崗秦簡第一簡の解釈及びその性格について

馬 彪

一 はじめに

竜崗秦簡は一九八九年の年末に、中国湖北省文物考古研究所・孝感地区博物館・雲夢県博物館が雲夢城郊外の竜崗で、九つの古墓のうち六号墓から発見したものである。一九九四年の年末に「整理小組」が『考古学集刊』第八輯に、釈読・解釈を発表したが、その解釈について不満の声が少なくなかったので、一九九五年九月から一年間、中国文物研究所と湖北省文物考古研究所で構成された整理小組が赤外線機械を用いて「再整理」した。その後、劉信芳・梁柱編著『雲夢竜崗秦簡』(科学出版社、一九九七年)、中国文物研究所・湖北省文物考古研究所編著『竜崗秦簡』(中華書局、二〇〇一年)を出版した⁽¹⁾。それゆえ、竜崗秦簡について本格的に研究することが可能になった⁽²⁾。この簡についての特徴をいうと、第一に、これは秦代における「雲夢」や「禁苑」に関する最も貴重な資料である。第二に、七〇年代に発見された『雲夢睡虎地秦簡』と比べると、史料の年代も出土した場所も近いので、両簡の比較研究にとってかなり有利と考えられる。第三に、竜崗秦簡は保存状況が悪く、断簡も残簡も多すぎるので、この簡についての研究はまだまだ十分ではないといえるであろう。小文は、竜崗秦簡第一簡の解釈及びその性格について述べたものである。

二 第一簡の釈読・解釈についての疑問

再整理小組に従い、第一簡を左のように釈読した。

【釈 読】 諸段（假）兩雲夢池魚（籛）及有到雲夢禁中者、得取灌（？）□□□

【書き下し】 諸そ兩雲夢の池魚（籛）を段（假）り、及び雲夢の禁中に到る者有らば、……を取ることを得。

【意味】 凡在兩雲夢苑租借官有の池塘、田地以及到雲夢禁苑中去的人、可以取……

【和 訳】 凡そ二つの雲夢苑で官有の池や田地を借り、及び雲夢の禁苑に立ち入る人は、……を取ることができる。

この釈文のうち、幾つかのキーワードについては、その解釈に疑問を抱いているので、以下のように提起したい。

まずは「魚」を「籛」と釈読することについての質疑。第一簡の「魚」字について再整理小組は、『雲夢睡虎地秦簡』の「魚」が「漁」の意として用いられているにもかかわらず、あえてこれを「漁」と解釈せずに、独特の考えによつて「魚」を「籛」と釈したのは、大胆に新しい解釈を作り出したともいえる。この釈読は、声に因つて義を求めるといふ声訓の原則によつて、「魚」の音が「籛」と同じであるから、意味も同じであると考えたのであろう。しかし、証左のない声訓は、必ずしも信憑性が高いとはいえない⁽³⁾。ましてや、声訓を使う基本的な原則は、すなわちいわゆる「疑於義者以聲求之、疑於聲者以義求之」（義に疑問があれば声を以て之を求め、声に疑問があれば義を以て之を求める）⁽⁴⁾ということである。換言すれば、再整理小組は「魚」を「籛」と釈読する前に、まず秦簡・漢簡に見える「魚」一般を「漁」と解釈できるか否かについて質疑を提出してから、私見を出すべきである。そうしたならば、自分の都合のよいように釈読してしまう恐れがあろう。

「魚」を「籛」と釈読してしまったため、再整理小組の第一簡に対する解釈には、再検討すべき疑問点が少なくない。例えば、『漢書』地理志の「雲夢官」は「雲夢禁苑」と解釈できるのであろうか。また、「池籛」については「官有の池湖・苑囿」と釈すると同時に、「雲夢の禁苑」とも説明している。しかし、皇家の禁苑は官有の苑囿と理解できるのかという問題も生じる。また、再整理小組は、第一簡の「禁中」を「禁苑中」の略称と考えているが、本当に正しいのかどうかは問題であらう。略称であれば元の言葉に戻せるはずであるが、再整理小組が根拠として引用している『史記』李斯列伝の、

二世用其計、乃不坐朝廷見大臣、居禁中。

の「居禁中」は、本来に「居禁苑中」に戻せるのかどうか、疑問が残る。以上の疑問点をまとめたのが、左の表である。

第一簡のキーワードに対する再整理小組の解釈及び疑問点一覧

原文	解	釈	根	拠	疑	問
雲夢	皇家の雲夢の禁苑		『漢志』に記されている、二つの「雲夢官」		雲夢官＝雲夢の禁苑？	
池魚	魚は籩		声訓（証左なし）		魚＝籩？	
	官有の池湖・苑囿 雲夢の禁苑		『宣帝紀』に「池籩未御幸者假與貧民」とある		官有苑＝皇家の禁苑？	
禁中	皇家の禁区		『独断』に皇帝の「所居曰禁中」とある 『史記』李斯伝に秦二世が「居禁中」とある		居禁中＝居禁苑中？	
	「禁苑中」の省略	なし				

右の疑問を解くため、筆者は第一簡の原文をさらに釈読したうえで改めて解釈し、内容を検討する必要があると思う。

三 「池魚」は「池漁」とすべき

再整理小組は、「池魚」を「池籩」すなわち「禁苑」と解釈したので、「雲夢池魚」を「雲夢苑」と解釈してしまった。それは『説文』に、

籩、禁苑也。（籩、禁苑なり）

段注に、

『宣帝紀』、詔池未御幸者、假與貧民。（『宣帝紀』に詔すらく、池の未だ御幸せざる者は、貧民に假與せよ、と）蘇林の注に、

折竹以繩綿連禁籩、使人不得往來。律名爲籩。（竹を折りて繩を以て禁籩を綿連し、人をして往來することを得ざらしむ。律、名づけて籩と爲す）

応劭の注に、

籩、禁苑也。（籩、禁苑なり）

『元帝紀』に、

詔罷嚴籩池田、假與貧民。（詔すらく、嚴籩の池田を罷め、貧民に假與せよ、と）

とあるのを根拠とする。しかし、以上から「池籩」が「禁苑」であることこそ説明できるものの、「魚」が「籩」であることは説明できないであろう。そこで、筆者は、「池魚」は「池漁」と解するべきであるという考えを提出したので、以下、簡牘資料と文献史料を合わせて考察する。

（一）簡牘と文法上の証左

「魚」を「籩」と積読することについて、筆者がその信憑性を疑う主な理由は、「魚」字が「漁」の通仮字として用いられている例は秦簡にも漢簡にも「孤証」でないほど見られ、特に理由がなければ疑問とする必要がないと思うからである。例えば秦簡の場合、『雲夢睡虎地秦簡』の「魚籩」は「漁獵」の意として用いられており、また漢簡の場合、『銀雀山漢墓竹簡』の「田魚」は「畋漁」の意として用いられていることがその証左として挙げられる。すなわち、『睡虎地秦墓竹簡』「日書」乙種（五九）には、

可魚（漁）籩（獵）、不可攻、可取、不可鼠（予）。（魚（漁）籩（獵）するは可、攻むるは不可、取るは可、鼠（予）うる

は不可)

『銀雀山漢墓竹簡(壹)』「尉繚子」(四八四)には、

(前略) 小魚(漁) 魚(漁) 淵而禽(擒) 其魚、中魚(漁) 魚(漁) 國而禽(擒) 其士大夫、大魚(漁) 魚(漁) 天下而禽(擒) 其萬國諸侯。(小魚(漁) は淵に魚(漁) して其の魚を禽(擒) え、中魚(漁) は國に魚(漁) して其の士大夫を禽(擒) え、大魚(漁) は天下に魚(漁) して其の萬國諸侯を禽(擒) う) (5)

『銀雀山漢墓竹簡(壹)』「晏子」(五六五)には、

母敢多田(畋) 魚(漁)、以母怀(偁) 川澤(澤)。(敢えて田(畋) 魚(漁) を多くすること母かれ、以て川澤(澤) を怀(偁) すること母かれ) (6)

とある。

また、言語と文法の面から考案してみると、第一簡の「魚」字は動詞として用いられているはずであるから、「魚」は「漁」の通仮字と解される。それゆえ、第一簡前半の「諸段(假) 兩雲夢池魚(漁)」という句は、

動詞＋場所＋動詞

すなわち、

「段(假)」「(動詞)」＋「兩雲夢池」(場所)＋「魚(漁)」(動詞)

という構造をとっていることになる。

第一簡のこの句と内容も文型も似た用例が、『後漢書』和帝本紀永元十二年二月の詔令である。

詔貸被災諸郡民種糧。賜下貧、鰥・寡・孤・獨、不能自存者、及郡國流民、聽入陂池漁采、以助蔬食。

詔令中の「入陂池漁采」という句は、動詞＋場所＋動詞という構造をとっている。つまり、

入(動詞)＋陂池(場所)＋漁采(動詞)

となるが、第一簡の、

「段（假）」（動詞）＋「兩雲夢池」（場所）＋「魚（漁）」（動詞）と比べると、まさに一致する。このように、従来の文献の用語と比較すると、「魚」を「漁」と釈読しても文法上無理がない。それゆえ、簡牘学と言語学の両面から証明されるので、「池魚」は「池漁」と解するべきであろう。

（二）雲夢沢の「多陂池」考

筆者は、雲夢沢について「陂池多し」という史料があることから、第一簡の「池」字も通常通り、漁業の可能な池沢の意味のままでとった方がよいと考える。すなわち、『漢書』地理志に、

南郡、華容（縣）。

とあるのについて、班固は、

雲夢澤在南、荊州藪。（雲夢澤、南に在り、荊州の藪なり）

また、

沱・澗既道、雲夢土作乂。（沱・澗既に道す、雲夢土、乂を作る）

と述べて、顔師古は、

沱・澗二水名。自江出爲沱、自漢出爲澗。雲夢、澤名。言二水既從其道、則雲夢之土可爲畎畝之治也。（沱・澗は二水の名なり。江より出づるを沱と爲し、漢より出づるを澗と爲す。雲夢は澤名なり。二水既に其の道に従い、則ち雲夢の土、畎畝の治と爲るべきを言うなり）

と述べている。さらに、師古の注について王先謙は、

蓋雲夢爲地至廣、其中有澤有土。當洪水汎濫、皆在巨浸中。至是而水瀦於澤、其土乃可治。（蓋し雲夢、地を爲して廣きに至り、其の中に澤有り土有り。洪水の汎濫するに當り、皆な巨浸の中に在り。是に至りて水、澤に瀦し、其の土乃ち治す

べきなり)

と解釈している。⁽⁷⁾

以上で列挙した漢の班固、唐の顔師古、清の王先謙の説をまとめると、おおむね次のごとくになる。すなわち、雲夢は広大な沼沢であるが、それは沱・澇という二つの川の汎濫によってできたものである。洪水が汎濫したとき、ここは見渡す限り水となるが、洪水が退去すると、一部の沢底が露出する。したがって、広大な雲夢沢には沢もあれば土もある、ということになる。それでは、雲夢沢には一体池があるのかどうかはまだ問題として残されている。この問題について、酈道元『水経注』には次のように記されている。

夏水出江津于江陵縣東南。又東過華容縣南。注曰、「夏水又東逕監利縣南。晉武帝太康五年立縣。土卑下、澤多陂池。西南自州陵東界、逕于雲杜沌陽爲雲夢之藪矣。韋昭曰、「雲夢在華容縣」。〔夏水は江陵縣の東南の江津より出づ。又た東して華容縣の南を過ぐ。注に曰く、「夏水又東して監利縣の南を逕る。晉の武帝太康五年に縣を立つ。土は卑下にして、澤は陂池多し。西南して州陵の東界より、雲杜沌陽を逕るを雲夢の藪と爲す。韋昭曰く、「雲夢は華容縣に在り」と〕と〕

この史料から、雲夢沢は低地にあるので、確かに陂池が多かったことがわかる。

また、少府により管理される「池」の意味を、どのように理解するかについて、山田勝芳氏は「池」は、ただ池があるというだけではなく、具体的には、その池で魚や蓮根等を生産し一定の収益をあげて経営されているものが対象となったであろうし、このような園池に課された税が園池の税なのである」と述べている。⁽⁸⁾「池」が「園池」という財政的な概念であるとする山田氏の指摘は、第一簡の「兩雲夢池」の「池」をどのように解するかを考えるうえで重要であり、決して無視できないといえよう。

(三) 雲夢沢と「有水池及漁利多者」

『後漢書』百官志には、

凡郡縣（中略）有水池及漁利多者、置水官、主平水收漁稅。（凡そ郡県のうち（中略）水池があり、及び漁利の多いところは、水官を設置し、水量を平らかにしたり、漁稅の徵收をつかさどる）

とある。この史料について、加藤繁氏は「これは後漢の制として記されたものではあるが、後漢は大抵前漢の制度を踏襲したのだから、これも前漢以来の制度と見て差支あるまい」と述べている。⁽⁹⁾

確かに、秦が全国を統一してから、秦漢の朝廷がいずれも全国の「水池及び漁利」を重視してきたことは、秦朝から前漢を経て後漢に至るまで、絶え間なく「山海池澤の稅を掌る」（『漢書』百官公卿表）少府を置いてきたのがその証拠であろう。そこで、秦漢の「水池及び漁利」に関する史料について、一体どのように解すればよいかは、これまで学者たちがよく検討を加えてきた考えた課題であるから、以下、二人の説だけを引用するにとどめたい。まず、加藤繁氏の説から紹介する。彼は次のように述べている。すなわち、『漢書』百官公卿表には「少府掌山海池澤之稅」とあり、『漢書』元帝紀初元元年四月詔には「江海陂湖園池屬少府者云云」の語がある。江海陂湖等総て水の聚った場所は原則として少府に隸屬し、少府は之に対して租稅を取ったものと思われる。その租稅は何の業者から征收されたかと言えば、主として漁業者であろう」と⁽¹⁰⁾。また、馬大英氏は「江海陂海では水産物、すなわち主に魚類の他、貝類もとれる。そこでは水禽・鴨・雁などを捕獲することもできるし、また浅水の区域では水面に菱を植え、水の下に蓮藕等を植えることもできる。このように江海陂湖は水産物がとても豊富なので、江湖陂池を管理する専門の官職が設けられた」と述べている。⁽¹¹⁾

二人の大学者の説から、秦漢代では、朝廷の大きな財源である水池及び漁利は常に極めて重視されていたことがわかる。それゆえ、雲夢の池を借りて漁業を行うという第一簡の内容は、まさに上述の背景が如実に反映されているといっても過言ではないであろう。

つまり、雲夢沢は「澤も有り土も有り」、「低地であり、陂池が多かった」ので、確かに「水池があり、及び漁利の多いところ」であった。以上の一連の理由によって、筆者は第一簡の「池魚」を「池漁」と判断したのであるが、それは史料に依拠し

たからこそ生じた結論なのである。

もう一ついいたいことは、果して秦代に漁税があったのかどうか、これまで学問上の懸案とされてきた。確かに、大量の文献資料により、漢代に漁税があったことは説明できるし、またその税務をつかさどる少府は、そもそも「秦官」であったこともわかっているが、やはり直接根拠となる史料がなかなか見あたらないことも事実であった⁽¹²⁾。しかし、竜崗秦簡の「段（假）兩雲夢池魚（漁）」という新史料は、秦代には既に漁税があったことを、直接に証明するものといえよう。

四 「兩雲夢」は兩「雲夢官」と読むべき

第一簡の「兩雲夢」という表現について、再整理小組は以下のように解釈した。すなわち、「兩雲夢、皇家設在雲夢中的兩処苑囿」（兩雲夢とは、皇家が雲夢の中に設けた二か所の苑囿である）とし、しかも『漢書』地理志の「雲夢官」とは「應當是管理禁苑的官府、官吏」（禁苑を管理する官府・官吏であろう）と述べている。しかし、再整理小組が前者のように論断を下したのは、かなり史料を曲解したためであるから、まずは史料の真実を明らかにしなければならないと思う。彼らが何の理由もいわず、第一簡の「兩雲夢」が『漢志』に見える二つの「雲夢官」であると判断したやり方は、あまり適当とは思われない。そこで以下、「兩雲夢」は二つの「雲夢官」と読むべきことを証明したい。

（一）「兩雲夢」は決して禁苑ではない

第一簡には明確に「段（假）兩雲夢」とあるので、ここである「兩雲夢」は直接貸借可能な二つの雲夢沢か、あるいは雲夢沢の借貸をつかさどる兩雲夢官であって、禁苑とは決して考えられない。

秦漢時代の土地は、農耕地と都市の宅地に限り人民所有のものであったが、それ以外は全て皇帝の所有地であった。このよ

うな二種類の土地所有制が並存しただけでなく、朝廷の財政関係についても「国家の財政と帝室の財政が区別され」ていた⁽¹³⁾。すなわち、国家財政としての府中の収支もあれば、皇家帝室の別収支としての宮中財政もあった。雲夢沢のような山沢地域は、その所有権は帝室にあったので、土地からの収入は皇帝の個人的な財政に属し、「私奉養」と呼ばれた。すなわち、『漢書』食貨志に、

而山川園池市肆租税之入、自天子以至封君湯沐邑、皆各爲私奉養、不領於天子之經費。（而るに山川園池市肆の租税の入は、天子より以て封君の湯沐の邑に至るまで、皆各々私奉養と爲し、天子の經費に領せず）とある通りである。

秦漢代の「山川園池」は、だいたい以下の二種類にわかれていた。まず一つは、帝室・王侯たち⁽¹⁴⁾の私的な専用禁苑園池である。そしてもう一つは、人民に貸すことのできる山林川沢などであり、これは非禁苑の山沢といってもよい。禁苑は原則として借りることができないが、特別な条件が揃えば、借りることができるという特例もあった。しかし、そのような特例があったのは、漢初の蕭何の「爲民請苑」という事件が起こった後のことであって、秦代にはこのような特例が全くなかったと考えられる。その理由は以下の史料をもつて説明できよう。

「爲民請苑」の事件は、『史記』蕭相国世家に以下のように記されている。

相國因爲民請曰、「長安地狹、上林中多空地棄。願令民得入田、毋收粟。爲禽獸食」。上大怒曰、「相國多受賈人財物、乃爲請吾苑！」乃下相國廷尉、械繫之。（相國因りて民の爲に請いて曰く、「長安は地狹し、上林の中に空地の棄てらるるもの多し。願わくは民をして入りて田することを得しめ、粟を收むること母からしめよ。禽獸の食うところと為らん」と。上、大いに怒りて曰く、「相國、賈人の財物を受くること多し、乃ち爲に吾が苑を請う！」と。乃ち相國を廷尉に下し、之を械繫す）

後に、高帝は王衛尉の諫めを受けて反省し、

相國爲民請苑、吾不許。我不過爲桀紂主、而相國爲賢相。吾故繫相國、欲令百姓聞吾過也。（相國、民の爲に苑を請うも、

吾れ許さず。我れ桀紂の主爲るに過ぎず、而るに相國は賢相爲り。吾れ故に相國を繋ぎ、百姓をして吾が過ちを聞かしむるなり)

と語っている。

この史料の中で劉邦のいう「吾苑」とは漢の上林、すなわち秦の上林である。上林は秦の始皇帝の禁苑であつた⁽¹⁵⁾。禁苑は、帝室の關係者以外の人々は立ち入り禁止とされる、皇帝専用の私苑であるので、百姓に貸せないのは当然である。確かに漢代の文献では、禁苑の貸し出しを認めている史料も少なくないが、それはいずれも蕭何のこの「爲民請苑」事件が発生した後のことである。この重大事件の歴史的な意義を無視するのは本末転倒であり、史料を曲解することになってしまうであろう。

この史料から、高帝劉邦の漢代初年まで、皇帝にとつて「吾苑」である帝室の禁苑を貸し出すことはありえなかつたと見てよいであろう。それゆえ、漢朝を創り出した功臣の第一人者である丞相の蕭何でさえ、上林禁苑の貸し出しをしようと提案しただけでも監獄に投ぜられたほど、それは許されないことであつた。

そこで、筆者はこの事件について以下のように考える。すなわち、秦朝は全国を統一したばかりのとき、これから急速に増加していく国家財政と帝室財政に対応するため、新たに少府という財政機関を設置し、全ての国有（すなわち皇帝所有）山海池沢の税務を管理させた⁽¹⁶⁾。それと同時に、その山海池沢の一部を帝室専用とし、貸し出しをしてはならず、税も徴収しないものと定めた。新たに設置されたばかりの少府は、秦律に従つて厳密に、禁苑と非禁苑とにわけて管理していたが、少府から国有の山海池沢を借りて巨万の富をえた「素封」の商人たちは、秦朝の滅亡という好機を利用して、広大な皇家の禁苑にまで手を伸ばそうとした。そこで、彼らは丞相の蕭何を表に立て、この件について融通してもらいたかつたのである。漢は秦制を受け継ぎ、秦の少府制度も引き続けられたが、蕭何は平素から過酷な秦律を緩めようと主張してきた丞相であつたため、「爲民請苑」を行い、劉邦に秦朝の法律を、融通をきかせた形で受け継がせたいという気持ちがあつたのであろう。換言すれば、漢初の「爲民請苑」事件は、確かに「秦官」の少府の役目こそ変えさせなかつたが、禁苑でも借りることができるといふ先例を作つたといえよう。

つまり、前掲の史料から、秦代には禁苑をも民間人に貸し出す先例がなかったことが知られる。さらにいえば、第一簡の「段（假）兩雲夢池」のうち、「兩雲夢」の「池」は貸借可能であるからこそ、非禁苑である「山川園池」に属するのであり、貸借の不可能な禁苑では決していないであろう。

（二）「兩雲夢」は二つの「雲夢官」である

第一簡の「兩雲夢」は、果して『漢書』地理志に見える二つの「雲夢官」なのか否かという問題について、再整理小組も筆者も両者を同じ意味として考えているが、この結論を説明するのは簡単ではない。そこで、筆者は以下のように考証した。

確かに、第一簡の「兩雲夢」は、『漢書』地理志に見える二つの「雲夢官」と同じである可能性が極めて高く、筆者もその通りであると思う。すなわち、『漢書』地理志には「南郡、編（縣）」の下に「雲夢官有り」、また「江夏郡、西陵（縣）」の下にも「雲夢官有り」と記されている。しかし、班固が「雲夢官有り」と述べていることから、漢代当時では「雲夢官有り」であったことこそ説明できるが、秦代にも「雲夢官有り」であったかどうかの裏づけにはならない。確かに、班氏の述べるところによれば、南郡と江夏に一つずつ「雲夢官有り」とあるので、合計二つの雲夢官があることになり、少なくとも第一簡の「兩雲夢」と数字のうえでは合致するが、このような数字上の理由だけで結論を導くのは難しいであろう。

次に、「兩雲夢」の「雲夢」は果して「雲夢官」なのであるか。これについては、第一簡の「段（假）兩雲夢池魚（漁）」をさらに検討すると、疑問が氷解する。すなわち、ここでは「段（假）」という字が解決の鍵となる。「段」が「假」の通仮字であることは、『睡虎地秦簡』「秦律十八種」の「金布律」に「百姓段（假）公器」（百姓、公器を段（假）り）とあることから証明される。いうまでもなく、「假」・「税」・「賦」はいずれも秦漢財政史の重要な概念¹⁷⁾であるが、「假」についてはどのような解釈しても、「百姓段（假）公器」のごとく「借りる」という意以外に考えられない。それゆえ、第一簡の「段（假）兩雲夢池」は「假借兩雲夢澤之陂池」（兩雲夢澤の陂池を借りる）と釈読すれば、無理のない解釈となる。

しかし、ここで無視できない問題が一つある。すなわち、国有池沢や公器を借りる意として用いられている「假」は、日常生活における「借りる」とは異なり、法律上の債務や納税税務といった概念である。先述の通り、秦漢代において山川池沢は全て国有であり、これら国有の山川池沢を借りる者は、国へ「假税」という税金を払わなければならないことになっていた⁽¹⁸⁾。この山沢を貸し出したり、「假税」を徴収したりする官府は「少府」である。「方九百里」⁽¹⁹⁾とも称された雲夢沢は、以上で述べたような国有山沢に属していたことは間違いないであろう。それでは、一体誰が雲夢沢の假税の徴収をつかさどっていたのであろうか。「秦官」の少府は「公卿」というレベルの官有山海池沢をつかさどる税務部門なので、雲夢沢の税を直接徴収していたとは非常に考えがたく、現存の史料からすれば、雲夢の税を徴収する職官は、『漢志』に記されている「雲夢官」としか考えられない。つまり、「假税」の「假」が日常生活上の「借りる」でないことがわかった以上、第一簡の「假兩雲夢池」を「假借兩雲夢官所掌池澤」（兩雲夢官が掌る池沢を借りる）と解釈すると、より合理性があるであろう。

(三)「雲夢官」を「別置官」とする説について

雲夢官と中央政府との隸属関係についても言及しなければなるまい。この課題については遅くとも宋以降、学者たちが興味深い研究を行っている。それらのうち、有力説ともいえるべきものに「別置官」説がある。例えば、宋・徐天麟『西漢会要』卷三三職官には「列郡別置官」という項目が設けられている。その項目の中では、『漢書』の各篇に散見する郡県に設置された官職がまとめて列挙されており、全部で三〇個ある。すなわち、「武庫令」・「船司空」・「馬官」・「牧師官」・「庫令」・「發弩官」・「樓船官」・「陂官」・「湖官」・「銅官」・「金官」・「木官」・「圃羞官」・「漚蒲官」・「羞官」・「田官」の他、二つの「橘官」、二つの「服官」、八つの「工官」、及び本文で述べる二つの「雲夢官」などがある。

徐天麟氏が収集した三〇個の「列郡別置官」をさらに分析すると、二つの「雲夢官」とともに列挙されているのは、そのほとんどが政府よって各郡県に「別置」された「山海池澤を掌る」官職であることがわかる。例えば、「陂官」・「湖官」・「漚蒲官」

は海池沢をつかさどり、「馬官」・「牧師官」・「銅官」・「金官」・「木官」・「橘官」・「圃羞官」・「羞官」・「田官」は山地をつかさどる。換言すれば、徐天麟氏も『漢志』の二つの「雲夢官」を雲夢沢に設置された、当地の池沢の管理と税金の徴収をつかさどる官職として考えたのであろう⁽²⁰⁾。清代になると、周寿昌も『地理志』の「雲夢官」について、

亦如南海郡涯浦官、九江郡陂官、湖官之類。（亦た南海郡の涯浦官、九江郡の陂官、湖官の類の如し）⁽²¹⁾

と述べている。したがって、宋代から清代に至るまでの学者たちも、雲夢官は中央政府によって地方に設けられた、雲夢沢の税収の管理をつかさどる官職であると考えていたが、それが禁苑の官職であるとは誰もいつていないことがわかる。さらにいうと、第一簡の「段（假）兩雲夢池」は「假借兩雲夢官所管理陂池」と読めば、史料上に根拠があるのみならず、歴代の学者の研究成果とも一致することになる。

以上の考察から、竜崗秦簡第一簡の「兩雲夢」は、『漢志』に見える二つの「雲夢官」であるのみならず、秦朝によって特別に地方に設置され、雲夢池沢の税収を管理する役所であることが明らかになった。もともと、この「兩雲夢」という役所は、当地の禁苑を兼官によって管理していた可能性も否定できないが、「兩雲夢」とは、皇家が雲夢の中に設けた二か所の苑園である⁽²²⁾、あるいは「禁苑を管理する官府・官吏であらう」とは決して考えられない。

五 「雲夢禁中」とは雲夢の「禁苑」である

第一簡の「雲夢禁中」を雲夢の「禁苑」と解しうるかどうかは、かなり難問である。確かに内容を読めば、竜崗秦簡の中で使用されている「禁苑」と「禁中」という二つの表現は、それほど大きな差異があるとは認められない。しかし、従来の文献の中に見られる用例及びその註釈によって、「禁中」が内宮を指すのに対し、「禁苑」とは外苑を指し、この二つの言葉はそれぞれ別々の概念として考えられてきた。このように、出土文字資料と現存する文献とが食い違う場合、非常に解釈しがたいが、むしろそれゆえにこそ、逆に検討の対象としては最も魅力的であるともいえよう。

再整理小組も第一簡の「禁中」を「禁苑」と考えたが、両者を同じ意味として判断できる根拠はなかなか見つからないので、やむをえずこのようにあいまいな解釈を出したのであろう。彼らは第一簡の「禁中」について、「本簡之「禁中」似爲「禁苑中」之省」（本簡の「禁中」は「禁苑の中」を省略したものであろう）と述べている。おそらく、再整理小組のいいたいことは、第一簡で用いられている「禁中」は文献に見られる「禁中」と異なり、ただ執筆者の書き方によって生じた省略文である、ということであろう。もちろん、このような解釈でも簡文を読めないこともないが、出土文字資料と現存する文献とで食い違っているという疑問が残る。そこで、筆者は身の程知らずにも、この問題について以下のように考える。

（一）「禁苑」についての誤解

『辞源』では「禁中」について、

禁中、秦漢制。皇帝宮中稱禁中、言門戸有禁、非侍衛及通籍之臣、不得入内。（禁中は、秦漢の制なり。皇帝の宮中は禁中と称す、門戸に禁有り、侍衛及び通籍の臣に非ずんば、内に入ることを得ざるを言う）

と述べられている。いうまでもなく、この『辞源』の解釈は、後漢・蔡邕の『独断』の説からとったものである。すなわち、『独断』には、

禁中者、門戸有禁、非侍御者不得入、故曰禁中。

とある。『辞源』は蔡邕の説に従い、「禁中」を「宮中」と解しているが、おそらくこれまでの学者もほとんど同様に考えてきたと思われる。

この解釈は、間違いではないものの、厳密とはいいがたい。蔡邕の説で鍵となるのは、「言門戸有禁」という言葉である。「門戸」とは門口（出入口）であって、宮殿の門口も苑圍の門口も「門戸」といえるであろう。皇帝の苑圍も「門戸有禁」という場所であるから、「禁苑」と呼ばれるのである。「禁苑」と「宮中」とはかなり違う概念であろう。それゆえ、これまで学者た

ちが「禁中」を「宮中」と解してきたのは、初めから蔡邕の説を誤解してしまったからではないかと筆者は考えている。

（二）「禁中」と「禁苑」の曖昧さ

『史記』李斯列伝の、

二世用其計、乃不坐朝廷見大臣、居禁中。（二世、其の計を用い、乃ち朝廷に坐して大臣に見えず、禁中に居す）

という史料は、「禁中」が「宮中」を指すことを証明するものとして、しばしば学者によって引用されている。しかし、李斯列伝の記述によると、秦の二世皇帝はこれ以後、宮中に居住したり、禁苑に居住したりしている。それゆえ、「禁中」は「宮中」のみならず、「禁苑」も含むはずである。もっとも、「禁中」が「宮中」であることを直接説明できる史料はあるものの（例えば李斯の言に「今時上不坐朝廷、上居深宮」とあるが、その中に「深宮」という言葉がある）、「禁中」が「禁苑」であることを説明できる直接の史料は、「李斯列伝」には見出せない。

類似の史料は『史記』袁盎列伝に、

上（文帝）幸上林、皇后・慎夫人從。其在禁中、常同席坐。及坐、郎署長布席、袁盎引卻慎夫人坐。慎夫人怒、不肯坐。上亦怒、起入禁中。（上（文帝）、上林に幸し、皇后・慎夫人從う。其れ禁中に在りては、常に席を同じうして坐す。坐するに及び、郎署長、席を布するに、袁盎、慎夫人の坐を引卻す。慎夫人怒り、坐するを肯ぜず。上も亦た怒り、起ちて禁中に入る）

とある。この史料の「禁中」も曖昧な表現であるが、少なくとも上林苑にある離宮も「禁中」と呼ばれていたことがわかる。つまり、「禁中」が「宮中」の意として用いられている場合でも、朝廷の内宮のみならず、禁苑の宮中をも指すのである。しかし、この史料の「禁中」も直接に「禁苑」を指しているのかどうか、疑問は依然として残る。

(三)「禁中」が「禁苑」をも指すことの一証

荀悦の『申鑑』に、

先帝故事有『起居注』。動靜之節必書焉。(先帝の故事に『起居注』有り。動靜の節、必ず焉に書す)

とあり、漢の皇帝は出かけてもとどまっていたも、大事小事となく全てその行動が『起居注』に記録されていた。漢の武帝の例を挙げると、彼が宮廷にとどまっていたも、また上林や甘泉などの禁苑に遊んでいたも、全ての動きは『起居注』に記入された。それでは、当時の『起居注』にはいかなる書名がつけられていたのかというと、実は『禁中起居注』という書名であったようである。例えば、葛洪『抱朴子内篇』卷一には、

漢『禁中起居注』云「少君之將去也、武帝夢與之共登嵩山」。(少君の將に去らんとするや、武帝夢に之と共に嵩山を登る)

『隋書』経籍志には、

漢武帝有『禁中起居注』。(漢の武帝に『禁中起居注』有り)

『史通』卷一には、

至漢武帝時、有『禁中起居注』。(漢の武帝の時に至り、『禁中起居注』有り)

とある。

そこで、もし以上の文献の記載が間違っていないければ、少なくとも「禁中」は、狭義では「宮中」という御所を指すが、広義では皇帝が出かけて至る場所の全てを指すと解されよう。これが筆者の考えであるが、やはり『抱朴子』、『隋書』経籍志、『通典』はいずれも秦漢人の著作ではないので、その信憑性はどの程度あるのかという問題が残る。

(四)「禁中」と「禁苑」の新史料

現存する文献史料では判断しがたい、「禁中」・「禁苑」という二つの名詞について、今回出土した竜崗秦簡は絶好の新史料ともいえるであろう。とりわけ、その「禁中」・「禁苑」が同じ一枚の簡の中に登場する第六簡と第二七簡は、「雲夢禁中」が雲夢の「禁苑」であることを説明しうる、極めて有力な根拠であると思われる。以下はその簡文である。

〔第六簡〕

【釈 読】禁苑吏・苑人及黔首有事禁中、或取其□□□□

【書き下し】禁苑の吏・苑人及び黔首、事を禁中に有し、或いは其の……を取……

【意 味】禁苑の官吏、禁苑中の役人及び百姓、凡在禁苑中有事者、或取其……

【和 訳】禁苑の吏・禁苑中の役人及び百姓は、およそ禁苑中で働くことがあったり、あるいはその……を取……

〔第二七簡〕

【釈 読】諸禁苑爲栗（塙）、去苑卅里禁、毋敢取栗（塙）中獸、取者其罪與盜禁中【同】。

【書き下し】諸そ禁苑の栗（塙）と爲すは、苑を去ること卅里に禁じ、敢えて栗（塙）中の獸を取ること毋かれ、取る者は其の罪禁中に盗むと【同じ】。

【意 味】諸禁苑設塙地、距苑四十里設禁、不得獵取塙中之獸、若有擅自獵取者與盜竊禁中同罪。

【和 訳】およそ禁苑に設けられた塙地では、苑から四十里までに禁令を設け、塙中の獸を取ってはならず、もし勝手に取った者があれば、それは禁中のものを盗むのと同罪とする。

この二つの簡で用いられている「禁苑」と「禁中」の用例は、微妙なニュアンスの違いがあるかもしれないが、二つの言葉の指す事物が同一のものであることは、おそらく間違いないであろう。つまり、竜崗秦簡に登場する「雲夢禁中」が雲夢の禁苑を指すことは、この第六簡と第二七簡だけでも判断できる。

以上、竜崗秦簡という出土文字資料と、現存する文献史料とを融合させ、秦漢時代における「禁中」・「禁苑」という二つの名詞間の関係について述べたが、少なくとも次の三つの結論が下せるであろう。

その一、「禁中」と「禁苑」が別々の二つの皇家禁区であるというこれまでの解釈は、古人の説を誤解した見方であることがわかった。

その二、「禁中」と「禁苑」は互いに重なり合う概念であり、「禁苑」が「禁中」の中に含まれることもわかった。

その三、秦時代にはたとえ律令の条文であっても、誤解されるおそれのない場合であれば、「禁中」・「禁苑」という両者の表現は通用されていた。

六 おわりに

第一簡に対する再整理小組の釈読と比べると、筆者の考えは、「魚」は「簾」ではなく「漁」であるという、わずか一字の差があるのみであるが、第一簡の内容とその性格についての解釈はかなり異なっている。左に掲げたのは、筆者の第一簡に対する釈読・解釈及び結論をまとめたものである。

第一簡のキーワードの解釈及び結論一覧

原文	解 釈	根 拠	結 論
雲夢	雲夢沢を管理する職官	『漢志』に見える二つの「雲夢官」 『西漢会要』の「列郡別置官」	朝廷により別置された、雲夢沢を管理する職官
池魚	魚は漁（動詞）	睡虎秦墓竹簡日書乙種 銀雀山漢墓竹簡「尉繚子」・「晏子」	水池を借りて漁を行う
禁中	皇家の禁区	『独断』に皇帝の「所居曰禁中」とある 『隋志』に「漢武帝有『禁中起居注』」とある 竜崗秦簡の第六簡、第二七簡	狭義Ⅱ内宮 広義Ⅱ皇家の禁区 ※時に通用可

つまり、第一簡の性格についていうと、第一簡は二つの雲夢官の職責の範囲について定めた律令であり、具体的には雲夢の池沢と禁苑の管理に関する内容であることを明らかにした。

【釈 読】 諸段（假）兩雲夢池魚（漁）及有到雲夢禁中者、得取灌（？）□□□

【書き下し】 諸そ兩雲夢の池を段（假）りて魚（漁）し、及び雲夢の禁中に到る者有り、……取ることを得……

【意味】 凡假借兩雲夢官之池澤以從事漁業、以及有事到雲夢禁苑中去的人、可以取……

【和 訳】 およそ兩雲夢官の池沢を借りて漁業を行い、及び雲夢の禁中に到る者あり、……取ることができる……

注

（1）『竜崗秦簡』（中華書局、二〇〇一年）は最も新しいので、本文ではこれを手本としてさらに考証したい。

（2）本文では『竜崗秦簡』の著者を「再整理小組」と呼ぶ。

（3）黄侃は「同音者雖有同義、但不可以言凡」（同音の者は同義有りと雖も、但だ以て凡てを言うべからず）と述べている。黄侃述、黄焯編『文字声韻訓詁筆記』（上海古籍出版社、一九八三年）。

（4）戴震『戴東原集』巻四『軼語二十章序』。

（5）『太平御覧』巻八三四に『六韜』「呂尚坐茅以漁、文王勞而問焉、呂尚曰、魚求於餌乃牽其縵、人食其祿乃服於君、故以餌取魚魚可殺、以祿取人人可竭、以小釣釣川而擒其魚、中釣釣國而擒其萬國諸侯」とある。

（6）『晏子春秋』に「無多畋漁以無偏川澤」とある。

（7）王先謙『漢書補注』地理志。

（8）山田勝芳『秦漢財政收入の研究』（汲古書院、一九九三年）。

（9）加藤繁「漢代における国家の財政と帝室の財政との区別並に帝室財政の一斑」第二「帝室財政の收入」二「江海陂湖の税」『支那經濟史考証』上巻（一九一八・一九一九年初出、東洋文庫、一九五二年所収）。

(10) 同上。

(11) 馬大英『漢代財政史』(山川園池收入)(中国財政經濟出版社、一九八三年)。

(12) 黄今言氏は「文獻資料中、常常提到的「漁鹽之利」「山海池澤之税」、似乎包括了漁税在內。但漁税起於何時、秦代是否有漁税?目前未見直接有力的材料」と述べている。『秦漢賦役制度研究』(江西教育出版社、一九八八年)。

(13) 加藤繁『支那經濟史考証』上巻「漢代における国家の財政と帝室の財政との區別並に帝室財政の一斑」第一「国家の財政と帝室の財政との區別」(一九一八、一九一九年初出、東洋文庫、一九五二年所収)。

(14) もちろん、秦から漢にかけて、いくらか変化があつた。すなわち、吉田虎雄氏は「秦、山海池沢の税を徴収し、漢もまた山沢園池の税を徴収した。而してその収入は前漢に於ては之れを帝室に帰せしめ、諸侯王列侯もその采地における該税の収入は皆その私用に供したが、後漢は光武帝の時より総べて之を政府の収入となし、司農に属せしめることとした」とまとめている。『阿漢租税の研究』第五節「山沢園池の税」(大阪屋号書店、一九四二年。大安、一九六六年再版)。

(15) 『三輔黄图』に「漢上林苑、即秦之舊苑也」とある。

(16) 『漢書』百官公卿表に「少府、秦官。掌山海池澤之税。以給供養」、顔師古の注に「大司農供軍國之用、少府以養天子也」とある。

(17) 宮崎市定『古代中国税務制度』(一九三三年初出。『宮崎市定全集』三、岩波書店、一九九一年所収)、馬大英『漢代財政史』(中国財政經濟出版社、一九八三年)、山田勝芳『秦漢財政收入の研究』(汲古書院、一九九三年)。

(18) 『後漢書』和帝紀に永元五年の詔として「其官有陂池、令得采取、勿收假税二歲」とある。

(19) 『史記』司馬相如列伝。

(20) 宋代の学者には、徐天麟氏の考えと似たような観点をとっている者が少なくない。彼らの考えについては、洪邁『容齋隨筆』続筆卷一の「漢郡國諸官」や章如愚『群書考索』卷六六地理門の「水利類」を参照されたい。

(21) 王先謙『漢書補注』。

湖南張家界古人堤遺址出土漢簡に見える漢律の賊律・盜律について

水間 大輔

はじめに

一九八七年四月～八月、湖南省張家界市古人堤の漢代房屋建築遺址で⁽¹⁾、たくさんの文物とともに簡牘が出土した。その出土・整理状況を、二〇〇三年に『中國歷史文物』誌上で發表されたばかりの發掘簡報に従って概観すると⁽²⁾、以下の通りになる。すなわち、簡牘は全部で九十片、いずれも木製であり、牘・楬・封檢などの種類がある。編綴されていた痕跡は見出せない。簡牘の中には、後漢・和帝の永元（八九年～一〇四年）、後漢・安帝の永初（一〇七年～一一三年）の紀年が記されているものもあり、かつ簡牘の書法から見ると、簡牘全體の年代はおおむね後漢と推測される。この房屋建築遺址は、池ないし淺沼の上に建てられた、いわば水上建築物であったが、簡牘はこの建築物から他の文物とともにゴミとして水中へ廢棄され、後に泥の中へ沈んだものと考えられる。

整理の結果、これらの簡牘は①漢律、②醫方、③官府文書、④書信及び禮物謁、⑤曆日表、⑥九九乘法表などの各文書であることが明らかにになった。各文書の概要は發掘簡報で説明されており、また發掘簡報と同じく『中國歷史文物』誌上で全文の釋文も公表され、簡牘の整理者による注釋も付されている（以下、假にこの注釋を「簡注」と呼ぶ）⁽³⁾。

さて、これら各文書の中で、私が最も注目したいのは漢律である。漢律は後世の唐律のように、一つのまとまった書籍として今日まで伝えられているわけではなく、従來は『史記』・『漢書』などの傳世文獻の本文や注に、斷片的に引用されているもの程度しか知られていなかった。しかし、近年では中國各地で出土した簡牘により、徐々にその内容が明らかにされつつある。中でも、一九八三～八四年、湖北省荊州市荊州區張家山の第二百四十七號漢墓から出土した張家山漢簡「二年律令」には、全

部で五百二十六本もの竹簡羣に、前漢初期の呂后二年（前一八六年）當時のものと見られる律令の條文が記されている。この発見によって、漢律の内容が飛躍的に知られるようになった。それゆえ、二年律令は現在中國のみならず、我が國の中國古代史研究においても、最も注目を集めている史料の一つとなっている。

一方、このたび公表された古人堤簡牘の漢律は、わずか二片の木牘に記されているにすぎないが、數條の「賊律」の條文、及び「盜律」と「賊律」の目錄を内容としており、漢律の具體的内容を知るうえで重要な記述が含まれている。しかも、古人堤簡牘は後漢のものであるという點で、二年律令とは別の意味での價值を有する。すなわち、漢律は當初、秦律を基礎として制定されたが、その後何度も變更が加えられたといわれている。そこで、確かに二年律令の出土によって、漢律の具體的な内容がかなり明らかになりつつあるものの、それはあくまでも前漢初期のものであつて、それ以降の漢律については、依然として不明なところが多かつた。それゆえ、古人堤簡牘の出土は、前漢初期から後漢に至るまで、漢律がいかなる變遷を遂げてきたのかを検證するための糸口を我々に提供したという點で、非常に重大な発見であるといえよう。

そこで、本稿では、古人堤簡牘の漢律を逐條的に分析し、この史料によっていかなる點が明らかになったのかを整理することとした。特に、私は近年、主に睡虎地秦簡や張家山漢簡などを史料として、秦漢期の刑法について論じてきたが⁽⁴⁾、古人堤簡牘の漢律から明らかになったことに照らしつつ、これまでの自分の研究も含めて從來の研究を再検討したいと思う。

第一節 古人堤簡牘の賊律

公表された釋文によると、古人堤簡牘の第一四簡正面には、四段組で次のように記されている。⁽⁵⁾

賊律曰僞寫皇帝信璽

（第一欄）

皇帝行璽要斬以口僞

寫漢使節皇太子諸侯

三列侯及通官印棄市

小官印完爲城旦舂敢盜

之及私假人者若盜充

重以封及用僞印皆

各以僞寫論僞皇

（第二欄）

太后璽印寫行

璽法……

賊律僞

充

賊律曰詐僞券書

（第三欄）

……

（第四欄）

…… 充木 小史何子回符

この文章をつなげて句讀點及び校訂などを施すと、以下の通りになるであろう。

賊律曰、僞寫皇帝信璽・皇帝行璽、要斬、以圜。僞寫漢使節・皇大（太）子・諸侯・三【公？】・列侯及通官印、棄市。小

官印、完爲城旦舂。敢盜之、及私假人者、若盜充重以封、及用僞印、皆各以僞寫論。僞皇太后璽印、寫行璽法……賊律僞

……充……賊律曰、詐僞券書……充木 小史何子回符。

見られるように、右の文章は數條の賊律の條文を列舉したものである。以下、各條文ごとに検討を加える。

① 僞寫皇帝信璽・皇帝行璽、要斬、以圜。

〔書き下し文〕 皇帝信璽・皇帝行璽を僞寫せば、要斬とし、以て徇^とう。

〔通 釋〕 皇帝信璽・皇帝行璽を偽造すれば、要斬の刑に處し、このような犯罪が行われたことを廣く示す。

これは「皇帝信璽」・「皇帝行璽」を「偽寫」すなわち偽造することについて定めた条文である。簡注も指摘するように、二年律令の賊律には⁽⁶⁾、

偽寫皇帝信璽・皇帝行璽、要斬、以旬（徇）。（第九簡）

とあり、本條と同じ條文が見える。それゆえ、本條末尾の一字も「徇」字と推測されるので、補った。徇とは『漢書』卷三十一陳勝傳に、

秦傳留至咸陽、車裂留以徇。

とあるのについて、その顔師古注が、

徇、行示也。以示眾爲戒。

と述べているように、その犯罪が行われたことをあまねく民衆に對して示し、今後二度と本罪を犯す者がないよう戒めとすることである。皇帝信璽・皇帝行璽とは、いわゆる「皇帝六璽」に含まれるものである。「要斬」とは死刑の一種で、胴體を切斷する刑罰である。

② 偽寫漢使節・皇太（太）子・諸侯・三【公？】・列侯及通官印、棄市。小官印、完爲城旦舂。

〔書き下し文〕 漢の使節・皇太子・諸侯・三【公？】・列侯及び通官の印を偽寫せば、棄市とす。小官の印ならば、完して城旦舂と爲す。

〔通 釋〕 漢の使者の節、皇太子・諸侯・三【公？】・列侯及び通官の印を偽造すれば、棄市の刑に處する。小官の印であれば、完城旦舂の刑に處する。

簡注も指摘するように、二年律令の賊律には、

偽寫徹侯印、棄市。小官印、完爲城旦舂。□（第一〇簡）

とあり、②と似たような条文が見える。ただし、二年律令には「漢使節・皇太（太）子・諸侯・三【公？】」及び「通官」についての規定がない。ちなみに、「列侯」は二年律令の「徹侯」を書替えたものであろう。徹侯・列侯とは漢代で行われていた二十等爵制のうち、最上位の爵位であるが、もともと徹侯と呼ばれていたものが、後に前漢の武帝の諱を避け、列侯と改稱されている。先述の通り、古人堤簡牘の中には後漢の元號である永元・永初が記されているものもあり、また書法から見て、古人堤簡牘全般の年代は後漢の頃のものだと推測されているが、少なくともこの第一四簡正面は列侯という語が用いられているので、前漢の武帝期以後に記されたものであることは間違いない。

また、釋文によると、「諸侯」と「列侯」の間に「三」字があるが、あるいは「三公」の「公」字が脱けているのかもしれない。

次に、「通官印」は簡注も指摘する通り、二百石以上の官吏の印を指す。すなわち、『太平御覽』卷六百八十三印條引の後漢・衛宏『漢舊儀』に、

二百石以上皆爲通官印。

とある通りである。一方、「小官印」について、簡注は二百石以下の小吏の印章であり、「半通印」がこれにあたると解している。小官印が二百石以下の小吏の印章であるとする根據は示されていないが、この小官印の前に通官印についての規定があるので、おそらく二百石以上の官吏の印である通官印よりも、秩祿の低い官吏の印が小官印にあたると解したのであろう。半通印とは、方印（正方形の印）の半分の大きさで、長方形の印であり、前漢・揚雄『法言』孝至篇に、

不由其德、五兩之綸、半通之銅、亦泰矣。

とあるのについて、晉・李軌注に、

五兩之綸、半通之銅、皆有秩嗇夫之印綬、印綬之微者也。

とあり、比較的下位の官吏が用いる印とされている。

「棄市」は死刑の一種で、市において公開で執行される刑罰であるが⁽⁷⁾、同じく死刑である要斬よりも軽いものとされている。また、「完爲城旦舂」は四年間の強制労働に従事させる刑罰である。それゆえ、①と②によれば、璽・印偽造の罪に對する處罰は、その璽・印に記された身分・官位に應じて要斬・棄市・完城旦舂の三段階に區分され、その身分・官位が高いほど重い刑罰に處されていることが知られる。

③敢盜之、及私假人者、若盜充重以封、及用僞印、皆各以僞寫論。

「書き下し文」敢て之を盜み、及び私かに人に假す者、若しくは盜充重（？）以て封じ、及び僞印を用うれば、皆な各々僞寫を以て論ず。

〔通 釋〕以上の璽・印を盜み、及び勝手に人に貸した者、もしくは盜充重（？）以て封印し、及び偽造された印を使用すれば、いずれもそれぞれ僞寫の罪として處罰する。

「皆各以僞寫論」とは、以上の諸行爲をいずれもそれぞれ「僞寫」の罪に問う、という意味であるが、僞寫については先述の通り、①と②で定められている。つまり、本條によれば、璽・印を盜んだり、勝手に人に貸したり、「盜充重以封」を行ったり、偽造された印を使用したりすれば、璽・印を偽造したわけではないにもかかわらず、偽造の罪に問われ、①と②の規定によって處罰されることになる。①と②では、璽・印に記された身分・官位に應じて、要斬・棄市・完城旦舂という三段階の刑罰を科すものとされているので、本條に見える諸行爲もこれと同様に處罰されるのであろう。それゆえ、例えば列侯の印を盜んだ場合、②の列侯の印を偽造した罪として、棄市の刑に處されるはずである。

なお、「盜充重以封」については解釋を保留した。簡注ではこの部分を引用し、解釋を加えているが、簡注による引用では「盜重以封」に作り、「充」字がない。それゆえ、あるいは釋文の誤植かもしれない。簡注はこれを「押印されたものと封泥をとり

除いたり、あるいは覆つたりして、新たに押印して封をする」とことと解している。しかし、「もとの封泥をとり除くことは、「盜重以封」という句から読みとることはできない。しかも、もとの封泥をとり除いてから、別の印を押印することは、二年律令の賊律に、

毀封、以它完封印之、耐爲隸臣妾。（第一六簡）

とある條文がこれにあたるのであって、「盜重以封」とは別のことであろう。さらに、「盜重以封」が①・②により、璽・印に記された身分・官位に應じて、要斬・棄市・完城旦舂の刑に處されるのに對し、右の二年律令第一六簡ではそのような區別がなく、一律に耐隸臣妾の刑に處するものとされておき、處罰の面でも明らかに異なっている。それゆえ、もし「盜重以封」に作るのが正しいとすれば、「盜みて重ねて以て封じ」と読み、璽・印を盗んだうえ、既に押印された封泥を新たに泥で覆い、盗んだ璽・印を重ねて押印し、封をする、という意になるであろう。

ところで、睡虎地秦簡の「法律答問」には、⁽⁸⁾

盜封畜夫、可（何）論。廷行事以偽寫印。（第四二六簡）

とあり、畜夫の印を盗んで押印し、封をした場合、「廷行事」では「偽寫印」の罪として扱うとされている。おそらく、秦律にも①・②のような、偽寫印について定めた條文が設けられており、右の場合にはその條文によって處罰されるのであろう。ここで問題となるのは、畜夫の印を盗んで押印し、封をした場合に偽寫印の罪として扱われる根據が、廷行事にあることである。廷行事とは「廷」における慣例、つまり判例のごときものであるが、廷行事が判斷の根據とされているということは、秦律には印を盗んで押印し、封をすることを處罰する規定がなかったのであろう。③によれば、印を盗んだ時点で既に偽寫の罪として扱われるが、秦律には③のような規定がなかったからこそ、廷行事を根據とせざるをえなかったものと思われる。おそらく、このような廷行事が、後に律の條文として制定され、③のような規定ができたのであろう。

以上、①③について分析を加えたが、③の次には「偽皇太后璽印、寫行璽法……賊律偽……充……賊律曰、詐偽券書……

充木 小史何子回符」とあり、皇太后の璽印や「券書」の偽造に関する規定らしきものが記されている。券書とは契約書の一種であるが⁽⁹⁾、簡注も指摘する通り、二年律令の賊律にも、

【諸詐（詐）増減券書、及爲書故詐（詐）弗副、其以避負債、若受賞賜財物、皆坐臧（臧）爲盜。其以避論、及所不當【得爲】、以所避罪罪之。所避毋罪名、罪名不盈四兩、及毋避也、皆罰金四兩。（第一四簡・一五簡）

とあり、券書上の數値を勝手に増減したり、わざと券書の副本を作成しなかった場合についての規定がある。しかし、それ以外については判讀できない部分が多く、殘念ながらこれ以上分析を加えることはできない。

ところで、釋文によると、この古人堤簡牘第一四簡の背面には、

房孟

というわずか二字が記されているが、これが何を意味するのか、またそもそも本簡の正面の律文と關係があるのかも未詳である。二年律令の盜律の末尾にあたる第八一簡には、

■盜律

鄭奴（？）書

とあり、この「鄭奴」について張家山二四七號漢墓竹簡整理小組は、抄寫者の姓名と解しているが⁽¹⁰⁾、あるいはこの「房孟」も正面の抄寫者の姓名を表しているのかもしれない。

第二節 古人堤簡牘の盜律・賊律目錄

古人堤簡牘の第二九簡正面には、六段組で次のように記されている（次頁參照）。

(第一欄)	(第二欄)	(第三欄)	(第四欄)	(第五欄)	(第六欄)
□ □ □ □	□ □	□ □ □	掄封	□ □ □	□ 奴 [□] □
□ [□] □ [□] □ [□]	□ [□] □ [□] □ [□]	大 [□] □ [□] □ [□]	毀封	□ ^子 賊殺	毆決 [□] □ [□]
□ [□] □ [□] □ [□]	□ [□] □ [□] □ [□]	諸 [□] □ [□] □ [□]	爲 [□] □ [□]	□ ^{子(?)} 賊殺	賊燔燒宮
□ [□] □ [□] □ [□]	□ [□] □ [□] □ [□]	□ [□] □ [□] □ [□]	諸食 [□] 肉	父母告子	失火
□ [□] □ [□] □ [□]	□ [□] 故	對(?)……	賊殺人	奴婢賊殺	賊伐燔 [□]
□ [□] □ [□] □ [□]	盜出故(?)物	不 [□] □ [□]	鬪殺以刃	□ [□] 偷	賊殺傷人
□ [□] □ [□] □ [□]	□ [□] 有	□ [□] 皇	人殺戲	毆父母	犬殺傷人
驕 [□] □ [□]	諸詐始入	□ [□] 漢	謀殺人已殺	奴婢悍	船人 [□] 人
詐發 [□]	□ [□] 亡 [□]	□ [□] □ [□] 皇	懷子而……	父母毆笞子	諸 [□] 弓弩
盜 [□] □ [□]	□ [□] □ [□] □ [□]	詐 [□] 喪(?)	□ [□] 蠱人	諸入食官	奴婢射人
殺人 [□] □ [□]					諸坐傷(?)人

これは漢律の目録であり、律の各條文で定められている犯罪の内容を、二字～五字程度で要約し、各條文の題目として列挙したものであろう。このような題目は後世でも見られ、例えば唐律の賊盜律に、

諸謀殺人者、徒三年。已傷者、絞。已殺者、斬。從而加功者、絞。不加功者、流三千里。造意者雖不行仍爲首。即從者不行、減行者一等。

とあり、計畫的な殺人罪について定めた條文があるが、これについて「謀殺人」という題目が付されている。

全六段のうち、發掘簡報は第一欄～三欄を盜律の目録、第四欄～六欄を賊律の目録と解しているのに對し、簡注では第一欄・二欄を盜律の目録、第三欄～六欄を賊律の目録と解しており、両者は第三欄に對する理解を異にしている。盜律・賊律とは漢律の篇名であり、前者は盜みなどに關する規定、後者は殺人・傷害などに關する規定を主な内容とする。もともと、第三欄

については判讀できる部分が極めて少なく、これだけでは盜律と賊律のいずれに屬する條文の題目であるのか判断できない。それはともかく、本節では比較的判讀の可能な第四欄、六欄について分析を加える。

○揄封

「揄封」について簡注は、二つの解釋を擧げている。まず一つは、「揄」は「踰」の通假字であり、權限を超えて封印する意とする解釋である。そして、もう一つの解釋として、揄を「踰」の通假字と解したうえ、『說文解字』手部に、

揄、引也。

睡虎地秦簡の法律答問に、

盜徙封、贖耐。可(何)如爲封。封即田千(阡)佰(陌)頃半(畔)封毆(也)、且非是。而盜徙之、贖耐、可(何)重也。是、不重。(第四三四簡)

とあるのを引用している。後者の説は何かいいたいのか判然としないが、おそらく揄封の揄を踰、すなわち「盜」の意、「封」を土地の境界の意と解すれば、右の睡虎地秦簡の「盜徙封」とほぼ同じ意味になることを示したかったのであろう。

以上の二説のうち、私は前者の説が妥當であると考ええる。まず、前者の説では揄封の揄を踰の通假字と解しているが、『晉書』卷三十刑法志が擧げている三國魏「新律」の「序略」に、

賊律有欺謾・詐僞・踰封・矯制。

とあるのによれば、漢律の賊律には「踰封」についての規定が設けられていた。揄封は古人堤簡牘第二九簡正面の第四欄に記されているが、發掘簡報・簡注ともに、この第四欄は賊律の目録であるとしている。それゆえ、この揄封が踰封であるとすれば、漢律の賊律に踰封についての規定があったとする新律序略の記述と合致することになる。

もつとも、新律序略では、この踰封が具體的にいかなる犯罪なのか説明されていない。しかし、前者の説がいうように、踰封が「權限を超えて封印する」意らしいことは、次の二つの點から裏づけられる。まず第一點として、前者の説では揄封の「封」

を封印の意と解しているが、後述するように、掄封の次に擧げられている「毀封」は、封泥を壊す意としか考えられない。それゆえ、毀封の直前に掲げられている掄封の封も、封泥で封印する意として用いられているはずである。後者の説では、掄封の封を土地の境界の意と解しているが、この點からすれば到底成り立ちえない解釋であろう。

第二點として、新律序略では、

賊律有欺謾・詐僞・踰封・矯制、囚律有詐僞生死、令丙有詐自復免、事類眾多、故分爲詐律。

とあり、漢律では賊律に「欺謾」・「詐僞」・「踰封」・「矯制」、囚律に「詐僞生死」、また漢令の令丙では「詐自復免」についての條文が設けられていたが、新律ではこれらを全て「詐律」に編入したとされている。詐律とはその名稱から推察するに、おそらく人を僞るることについて定めた條文を内容とするものであろう。すると、踰封も新律において詐律に編入されている以上、何かを僞る犯罪であったと推測される。そこで、簡注のいうように、權限を超えて封印することであるとすれば、本來權限がないにもかかわらず、封印を行っているという點で、確かに人を僞っていることになる。

○毀封

これは簡注も指摘する通り、二年律令の賊律に、

毀封、以它完封印之、耐爲隸臣妾。（第一六簡）

とある條文を指すのであろう。前節でも述べたように、この條文は封泥を壊し、別の印を押印して封印することについて定めたものである。

○諸食□肉

これは二年律令の賊律に、

諸食脯肉、脯肉毒殺・傷・病人者、亟盡孰（熟）燔其餘。其縣官脯肉也、亦燔之。當燔弗燔、及吏主者、皆坐脯肉臧（贓）、

與盜同瀆。(第二〇簡)

とある條文を指すのであろう。□は「脯」字と推測される。これは干し肉にあたつて人が死亡したり、體を壞したりした場合、残りの干し肉を速やかに焼却處分すべきことを定めたものである。

○賊殺人

「賊殺人」とは、加害者が被害者を一方的に、故意に殺害することを指す⁽¹¹⁾。以前述べた通り、漢律では同じ殺人の罪でもその態様によつて、「謀殺」・「賊殺」・「鬪殺」・「戲殺」・「過失殺」・「盜殺」などの基本類型に分類し、各類型に應じてそれぞれ異なる刑罰を科していたが⁽¹²⁾、賊殺はそれらのうちの一つである。賊殺の處罰について定めた條文は、二年律令の賊律に二條ある。すなわち、第二一簡に、

賊殺人、鬪而殺人、棄市。其過失及戲而殺人、贖死。

第二三簡に、

鬪殺人、及與謀者、皆棄市。

とあり、いずれも棄市の刑に處すると定められている。もつとも、前者では鬪殺・過失殺・戲殺など、他の殺人類型とともに賊殺の處罰が定められているのに對し、後者では賊殺の實行行爲者と共謀者の處罰が定められているという違いがある。後述するように古人堤簡牘の第二九簡正面では、鬪殺・戲殺については別に題目が掲げられているから、本簡でいう賊殺人はあくまでも賊殺の規定のみを内容とするはずである。それゆえ、おそらく賊殺人は、賊殺の處罰のみを定めた二年律令第二三簡の規定がこれにあたると考えられる。

○鬪殺以刃

「鬪殺」とは兩者が「鬪」（爭鬪・格鬪・喧嘩）を行い、その最中に相手を死に至らしめることを指す⁽¹³⁾。「鬪殺以刃」とは、

鬪の最中に刃物を用いて相手を殺害することであろう。後世の唐律では、鬪訟律「鬪故殺人」條に、

諸鬪毆殺人者、絞。以刃及故殺人者、斬。雖因鬪而用兵刃殺者、與故殺同。

とあり、同じ鬪殺でも鬪の最中に刃物を用いたか否かによって、扱いが異なっている。すなわち、刃物を用いなかった場合には「絞」（絞首刑）の刑に處されるが、刃物を用いた場合にはたとえ鬪の最中に殺害したとしても「故殺」の罪として扱われ、絞より一等重い「斬」（斬首）の刑に處される。故殺とは本來、加害者が被害者を一方的に、故意に殺害することであり、漢律の賊殺に相當する。すると、古人堤簡牘の漢律目録でも、刃物を用いた鬪殺の規定が題目として掲げられているから、少なくとも當時の漢律では唐律と同様、刃物を用いたか否かによって、何らかの區別がなされていたのかもしれない。二年律令では、鬪殺の處罰についての規定は前掲の第二二簡のみであり、そこでは特に刃物の使用は問題とされていないが、別に規定が設けられていたのか、それとも二年律令當時では刃物の使用の有無を區別していなかったのかは未詳である。

○人殺戲（戲殺人）

「人殺戲」は簡注のいう通り、「戲殺人」が逆さまになっているのであろう。戲殺とは漢律の殺人類型の一つであり、両者が戯れている最中に、誤って相手を殺害することを指す⁽¹⁴⁾。前掲の二年律令第二二簡によれば、「贖死」（黃金二斤八兩を納入させる刑罰）に處すると定められている。

○謀殺人已殺

「謀殺人」とは人を殺害しようと計畫すること、「已殺」とは計畫通り實際に殺害し終えたことを指す。謀殺や已殺といった語は、漢代の文獻に若干用例があり、例えば『漢書』卷五十三景十三王傳に、

又與從弟調等謀殺一家三人、已殺。

とあるごとくである。一方、二年律令にこれらの語は見えないが、謀殺人已殺とは要するに計畫的な殺人のことであるから、

以前発表した論文では、二年律令において計画的殺人がいかなる扱いを受けていたのかを検討した。すなわち、二年律令の賊律に、

「鬪殺人、及與謀者、皆棄市。」（第二三簡）

とあり、賊殺の實行行爲者、及び共謀者はいずれも棄市の刑に處すると定められていること、また同じく賊律に、

「謀賊殺傷人、與賊同灋。」（第二六簡）

とあり、賊殺について共謀した者は賊殺と同じ規定によって處罰すると定められていることから、殺人の實行行爲者、及び實行行爲に参加せず共謀に加わったのみの者の双方とも、賊殺の罪として棄市の刑に處されていたと結論づけた⁽¹⁵⁾。おそらく、この謀殺人已殺は以上のような處罰を内容とする規定であろう。

○懷子而……

これについて簡注は、妊婦による犯罪を指し、漢律には妊婦に對して刑罰を輕減する規定があつたと述べている。しかし、そうではなく、これは二年律令の賊律に、

「鬪毆（毆）變人、耐爲隸臣妾。𡇗（懷）子而敢與人爭鬪、人雖毆（毆）變之、罰爲人變者金四兩。」（第三一簡）

とある條文の後半部分を指すのであろう。傍線で示した通り、「懷子而」は後半部分の出だしである「𡇗（懷）子而」と一致する。この後半部分は、妊婦が自分から挑んで人と鬪を行ったものの、相手が妊婦を毆つて流産させた場合、その相手を「罰金四兩」（黄金四兩を納入させる刑罰）に處すると定めたものである。

○□蠱人

これについて簡注は、「蠱」とは「蠱毒」、「蠱人」とは毒を投ずることを指すとしたうえで、二年律令の賊律に、
有挾毒矢若謹（堇）毒、糴（糴）、及和爲謹（堇）毒者、皆棄市。（第一八簡）

『周禮』秋官庶氏の鄭玄注引の賊律に、

敢蠱人、及教令者、棄市。

とあるのを引用している。「□蠱人」が鄭玄注引の賊律にあたることは、確かに簡注の指摘する通りであろう。□はおそらく「敢」字であったと推測される。しかし、蠱は蠱毒の意ではなく、いわゆる「巫蠱」を指すのであろう。もともと、確かに唐律の賊盜律「造畜蠱毒」條には、

諸造畜蠱毒、及教令者、絞。

とあり、鄭玄注引の賊律とよく似た條文があるが、そこでは蠱毒について定められている。蠱毒とは毒蠱を原料とし、まじないによって製造する毒藥である。實際に毒藥としての効果があるのかどうかはともかく、人に危害を加える効果があると信じられていた⁽¹⁶⁾。しかし、瞿同祖氏が指摘されるように、漢代の蠱は唐律と異なり、巫蠱を指すと考えられる⁽¹⁷⁾。巫蠱とは、人形（ひとがた）を地面に埋め、呪いをかけて人を病氣にさせたり、呪い殺したりすることである。それゆえ、「國蠱人」とは、巫蠱によって人に呪いをかけることであろう。鄭玄注引の賊律によれば、巫蠱によって人に呪いをかけた者、及び巫蠱のやり方を教えた者は、棄市の刑に處すると定められている。

また、簡注の挙げている二年律令の第一八簡は、毒矢や「葶毒」（トリカブト）・「糴」（トリカブト）を所持したり、調合したりすることを禁止した條文であるが、これらの毒物は巫蠱とは関係がなく、ましてや唐律の蠱毒のようにまじないによって製造するものでもない。それゆえ、本條を「□蠱人」に關聯する史料として挙げるのは當をえないであろう。

○□子賊殺・□子（？）賊殺

いずれも冒頭の字が欠けているので、判然としないが、あるいは子が父母を賊殺することについて定めた條文を指すのかもしれない。二年律令の賊律には、

子賊殺傷父母、奴婢賊殺傷主・主父母妻子、皆梟其首市。（第三四簡）

とあり、子が父母を賊殺・賊傷（故意に傷を負わせること）すれば、「梟首」（頭部を切斷した後、頭部を公衆の面前にさらす刑罰）に處すると定められている。

○父母告子

簡注も指摘するように、二年律令の賊律には、

子牧殺父母、毆（毆）詈泰父母・父母・段（假）大母・主母・後母、及父母告子不孝、皆棄市。（第三五簡）

とあり、父母は子に不孝な點があればこれを告發し、その子を棄市の刑に處するよう、國家に對して要求することができた。睡虎地秦簡の「封診式」には、

告子 爰書、某里士五（伍） 甲告曰、甲親子同里士五（伍） 丙不孝、謁殺。敢告。（第六三〇簡）

とあり、親が子の不孝を告發し、子を殺すよう國家に對して要求している例が見えるが、おそらく右の二年律令の條文に相當する秦律の條文を根據としているのであろう。また、同じく封診式には、

遷（遷）子 爰書、某里士五（伍） 甲告曰、謁盜親子同里士五（伍） 丙足、遷（遷）蜀邊縣、令終身毋得去遷（遷）所。敢告。（第六二六簡・六二七簡）

とあり、親が子を告發し、子の足に枷をはめたうえ、蜀の邊縣へ遷刑に處するよう求めている。おそらく、この「父母告子」は、以上のように父母が子を告發することについて定めた條文を指すのであろう。

○奴婢賊殺

簡注も指摘する通り、これは奴婢がその主ないし主の家族を賊殺することについて定めた條文を指すのであろう。二年律令の賊律には、

子賊殺傷父母、奴婢賊殺傷主・主父母妻子、皆梟其首市。（第三四簡）

とあり、奴婢が主ないし主の父母妻子を賊殺・賊傷すれば、梟首の刑に處すると定められている。もつとも、この第三四簡では、子が父母を賊殺・賊傷した場合についても定められている。しかし、先述のように、「□子賊殺」ないし「□子（？）賊殺」が、子が父母を賊殺することについて定めた條文を指すとすれば、古人堤簡牘の漢律では二年律令と異なり、子が父母を賊殺することと、奴婢が主ないしその家族を賊殺することとは、それぞれ別の條文で定められていたことになる。

○毆父母

二年律令の賊律には、

子牧殺父母、毆（毆）冒泰父母・父母・段（假）大母・主母・後母、及父母告子不孝、皆棄市。（第三五簡）

とあり、子が父母を毆れば棄市の刑に處すると定められている。もつとも、その一方で『太平御覽』卷六百四十決獄條引の『董仲舒決獄』には、

甲父乙與丙爭言相鬪。丙以佩刀刺乙。甲即以杖擊丙、誤傷乙。甲當何論。或曰、毆父也。當梟首。論曰、臣愚以父子至親也、聞其鬪、莫不有怵悵之心、扶伏而救之。非所以欲誅父也。春秋之義、許止父病、進藥於其父而卒、君子原心、赦而不誅。甲非律所謂毆父也。不當坐。

とあり、律によれば、父を毆った場合、梟首にあたとされている。それゆえ、二年律令の時代から、董仲舒が活躍した前漢の武帝期に至るまでの間に、父を毆る罪に對して科される刑罰は、棄市から梟首へと改められたことが知られる。古人堤簡牘が後漢のものであることを考えると、おそらく二年律令よりも武帝期の律の方が、この「毆父母」の指す條文により近いものであったと推測される。

○奴婢悍

「悍」とは『荀子』王制篇の楊倞注に、

悍、凶暴也。

とあるように、凶暴の意である。おそらく、二年律令の賊律に、

□母妻子者、棄市。其悍主而謁殺之、亦棄市。謁斬若刑、爲斬・刑之。(第四四簡)

とある條文がこれにあたると考えられる。第四四簡は竹簡の上部が欠けているが、「其悍主而謁殺之、亦棄市」とは奴婢が主に對して反抗的であるため、主がその奴婢を殺すよう國家に對して要求した場合、その奴婢を棄市の刑に處する、ということであろう。また、「謁斬若刑、爲斬・刑之」とは、主が奴婢に「斬」(斬左趾ないし斬右趾)・「刑」(黥)を科すよう、國家に對して要求した場合、その要求通りに斬ないし刑を奴婢に科す、という意味であろう。睡虎地秦簡の封診式には、

告臣 爰書、某里士五(伍) 甲縛詣男子丙。告曰、丙、甲臣。橋(驕)悍、不田作、不聽甲令。謁買(賣)公、斬以爲城旦、受賈(價)錢。(第六一七簡・六一八簡)

とあり、凶暴で働かず、主の命令を聞かない「臣」(奴)を主が告發し、斬城旦の刑に處するよう求めている。また、同じく封診式には、

黥妾 爰書、某里公士甲縛詣大女子丙。告曰、某里五大夫乙家吏。丙、乙妾毆(也)。乙使甲曰、丙悍。謁黥劓丙。(第六二二簡・六二三簡)

とあり、主が「妾」(婢)を黥劓の刑に處するよう求めているが、これらはいずれも二年律令の第四四簡に相當する秦律の規定を根據としているのであろう。

○父母毆答子

簡注も指摘する通り、二年律令の賊律に、

父母毆(毆) 答子及奴婢、子及奴婢以毆(毆) 答辜死、令贖死。(第三九簡)

とある條文がこれにあたるのであろう。これは父母が子や奴婢を毆ったり答で打ったりして、死に至らしめた場合、贖死の刑

に處すると定めたものである。

○毆決□□

二年律令の賊律には、

鬪而以刃（刃）及金鐵銳・錘椎傷人、皆完爲城旦舂^レ。其非用此物而眚（眇？）人、折枳（肢）・齒・指、肤體^レ、斷決鼻耳者、耐。（第二七簡・二八簡）

とあり、鬪の最中に「刃」（刃物）・「金鐵銳」（矛の類の武器）・「錘椎」（かなづち）以外のもので相手の鼻・耳を切れば、「耐」の刑に處すると定められている。「毆決□□」はこの下線部に相當するのかもしれない。もしそうであるとすれば、「□□」は「鼻耳」の可能性がある。なお、睡虎地秦簡の法律答問にも、

律曰、鬪决（決）人耳、耐。（第四五〇簡）

とあり、鬪の最中に人の耳を切れば、耐の刑に處するという秦律の條文が見える。

○賊燔燒宮

簡注も指摘する通り、二年律令の賊律に、

賊燔城・官府及縣官積聚（聚）、棄市。賊燔寺舍^レ・民園圃・園囿・囿園（聚）、鬪爲城旦舂^レ。（第四簡）

とある條文がほぼこれに相當するものと考えられる。本條は城・官府及び縣官の蓄えた收穫物や、官舍・民の家屋・廬舍（田畑の中に建てられた小屋）・收穫物を故意に焼いた場合の處罰について定めたものである。

○失火

二年律令の賊律には、前掲の第四簡に續いて、

其失火延燔之、罰金四兩、園所燔。(第四簡・五簡)

とあるが、簡注も指摘する通り、これが「失火」に相當するものと考えられる。本條によれば、失火によって延焼した場合、罰金四兩の刑に處し、焼いたものの賠償を請求するものとされている。

○賊伐燔□

新律序略に、

賊律有賊伐樹木・殺傷人畜產及諸亡印。

とあるのによれば、漢律の賊律には「賊伐樹木」についての規定が設けられていたごとくである。賊伐樹木とは、故意に樹木を伐ることであろう。これについて清の張鵬一は、

此不言何處樹木、當統官私言之。

と述べ、ここである樹木は官有・私有を問わないと解している(『漢律類纂』賊律)。「賊伐燔□」とは、あるいはこの「賊伐樹木」を指すのかもしれない。もともと、古人堤簡牘の方では「燔」ともあるので、故意に樹木を伐るだけではなく、樹木を焼くことについても定められていた可能性がある。

○賊殺傷人・犬殺傷人

「賊殺傷人」について簡注は、「殺」は衍字かもしれないとする。それというのも、もし殺字が衍字でないとすれば、「賊殺傷人」とは賊殺人・賊傷人について定めた條文の題目ということになるが、賊殺人については既に第四欄で登場しており、重複することになってしまうからであろう。このような解釋が正しいとすれば、簡注も指摘する通り、二年律令の賊律に、

賊傷人、及自賊傷以避事者、皆黥爲城旦春。(第二五簡)

とある條文がこれにあたると考えられる。また、「犬殺傷人」について簡注は、他の史料に見えないと述べている。

しかし、私は、「賊殺傷人」は右の賊傷人の條文を指すのではなく、同じく二年律令の賊律に、

賊殺傷人畜産、與盜同灋。畜産爲人牧而殺傷_□（第四九簡）

とある條文を指し、そして「犬殺傷人」は同じく二年律令の賊律に、

因殺傷人畜産、犬主賞（償）之、它_□（第五〇簡）

とある條文を指すと考ええる。「賊殺傷人」・「犬殺傷人」はそれぞれ二年律令の第四九簡・第五〇簡の冒頭と完全に一致するし、またこのように解すれば、「賊殺傷人」の「殺」を衍字と見る必要もなくなる。しかも、古人堤簡牘の漢律目録では、「賊殺傷人」の次に「犬殺傷人」が挙げられているが、前者が二年律令の第四九簡の條文、後者が第五〇簡の條文を指すとすれば、少なくともこの部分に限っては、二年律令の配列と一致することになる。

もつとも、「賊殺傷人」・「犬殺傷人」だけではあたかも人を賊殺・賊傷した場合、及び犬が人を殺傷した場合について定めた條文の題目のごとくに受けとられるが、第四九簡は「賊殺傷人畜産」とあるように、あくまでも人の家畜を賊殺・賊傷することについて定めた條文であって、人を賊殺・賊傷することではない。また、第五〇簡は犬が人の家畜を殺傷したことについて定めたものである。それゆえ、おそらく「賊殺傷人」・「犬殺傷人」とともに、「人」字の下に「畜産」が省略されているか、あるいは當初は「畜産」と記されていたものの、木牘の劣化に伴い、消えてしまったのかもしれない。

○船人_□人

簡注も指摘する通り、二年律令の賊律に、

船人渡人而流殺人、耐之。船畜夫・吏主者贖耐。其殺馬・牛、及傷人、船人贖耐。船畜夫・吏贖零（遷）。其敗亡粟・米・它物、出其半、以半負船人。舳艫_□、囿_□。其可紐轂（繫）而亡之、盡負之。舳艫亦負二、徒負一。罰船畜夫・吏金各四兩。流殺傷人、殺馬・牛、有（又）亡粟・米・它物者、不負。（第六簡～八簡）

とある條文を指すのであろう。簡注は、「船人_□人」の「_□」は「殺」ないし「流」字であったと推測しているが、本條の冒頭

には「船人渡人」とあるので、あるいは「渡」字であったのかもしれない。これは「船人」が船を運航させる際に、人や馬牛を殺傷したり、積荷に損失を與えたりした場合について定めたものである。

○奴婢射人

「奴婢射人」とは、奴婢が人に向かって矢を射ることであろう。『後漢書』卷一光武帝紀下の建武十一年條に、
冬十月壬午、詔除奴婢射傷人棄市律。

とあるのによれば、後漢・光武帝の建武十一年（後三五年）に詔が出され、「奴婢射傷人棄市」という律の規定が廢止されているが、「奴婢射人」とはまさにこの「奴婢射傷人棄市」を指すのであろう。「奴婢射傷人棄市」とは、奴婢が人を射て負傷させた場合、棄市の刑に處する、という意味である。奴婢ではなく通常人の場合、故意に人を傷つければ、二年律令の賊律に、

賊傷人、及自賊傷以避事者、皆黥爲城旦舂。（第二五簡）

とある規定が適用され、黥城旦舂の刑に處される（もつとも前漢の文帝十三年以降は髡鉗城旦舂であろう）⁽¹⁸⁾。それゆえ、奴婢が人を射て負傷させれば、通常よりも重く處罰されていることになる。

ところで、右の『後漢書』の記述によれば、後漢初期の建武十一年に「奴婢射人」條が廢止されているが、發掘簡牘によれば、古人堤簡牘は後漢のものであり、しかも永元・永初といった後漢中期の元號が記された簡牘も含まれている。それでは、なぜ古人堤簡牘の漢律目録に、建武十一年に廢止されたはずの條文の題目が記されているのであろうか。建武十一年に廢止され、その後この規定が復活したのかもしれないが、少なくとも『後漢書』などの史料にそのような記載はない。それゆえ、あるいはこの第二九簡正面に限っては、建武十一年以前に記されたものかもしれない。

第三節 二年律令と古人堤簡牘漢律の比較

以上、二節にわたって、古人堤簡牘の漢律について分析を加えたが、第一四簡正面の賊律の條文、及び第二九簡正面の漢律目録には、二年律令の條文と共通するものが非常に多く見られる。以上の分析を踏まえて、古人堤簡牘の漢律全體を二年律令と比較すると、次の二つの點が指摘できよう。まず第一點として、二年律令では一つの條文上で定められているものが、古人堤簡牘では二つ以上の條文で別個に定められている場合も見られることである。この點については、前節で行った漢律目録の分析の中で逐一指摘したが、今一度二例を挙げると、例えば二年律令の賊律では、

賊殺人、鬪而殺人、棄市。其過失及戲而殺人、贖死。

とあり、賊殺・鬪殺・過失殺・戲殺という四つの殺人類型について、一つの條文内で定められている。ところが、古人堤簡牘の漢律目録では、「賊殺人」・「鬪殺以刃」・「戲殺人」にわけられている。

第二點として、古人堤簡牘の第一四簡正面に記されている賊律の條文の配列、及び第二九簡正面に記されている漢律目録の配列は、二年律令の配列と共通する部分もあれば、異なる部分もあるということである。これをわかりやすくするために、古人堤簡牘の漢律がそれぞれ二年律令の第何簡に相當するのかわを示すと、次の通りになる（ただし、第何簡に相當するのかわ不明であるものは除く）。

〔古人堤簡牘〕

〔二年律令〕

第一四簡正面

①

第九簡

②

第一〇簡

第二九簡正面

毀封

第一六簡

諸食□肉

第二〇簡

賊殺人	第二一簡
戲殺人	第二三簡
謀殺人已殺	第二一簡
	第二三簡
	第二六簡
懷子而……	第三一簡
□子賊殺	第三四簡？
□子（？）賊殺	第三四簡？
父母告子	第三五簡
奴婢賊殺	第三四簡
毆父母	第三五簡
奴婢悍	第四四簡
父母毆笞子	第三九簡
毆決□□	第二七簡・二八簡
賊燔燒宮	第四簡
失火	第四簡・五簡
賊殺傷人	第四九簡
犬殺傷人	第五〇簡
船人□人	第六簡〜八簡

これによると、第一四簡正面のうち、少なくとも①と②は二年律令の配列と共通している。一方、第二九簡正面の各條文の題目は、おおむね二年律令の配列通りに並んでいるが、「賊燔燒宮」・「失火」・「船人□人」は大幅にずれていることがわかる。

それでは、以上の二つの點は何を意味するのであろうか。まず、前者については、一見すると次のように考えることもできそうである。すなわち、前節で述べた通り、古人堤簡牘の第二九簡正面については、後漢の建武十一年以前に記された可能性もあるが、それでもおそらく前漢初期の呂后二年のものである二年律令よりはるかに新しいものであろう。それゆえ、二年律令では一條として定められていたものが、古人堤簡牘で複数の條文にわけて定められているのは、二年律令の時代から古人堤簡牘の時代へと至るまでの間に、漢律の條文の整理が行われた結果と見れなくもない。

また、後者については、次のようにも考えられる。すなわち、二年律令も含む張家山漢簡は、もともと數卷の冊書として編まれ、「竹筭」（竹製の箱）の中に入れられていたようであるが、發掘されたとき、竹筭は既に朽ちていた。しかも、槨室内への浸水により、竹簡羣は散亂しており、いかなる順

序で編綴されていたのか、一見しただけではわからなくなっていた。それゆえ、竹簡羣の整理にあたった張家山二四七號漢墓竹簡整理小組は、竹簡の堆積状況や形態・字體・内容などから判断して、その順序を復元したのであるが⁽¹⁹⁾、果してどれほど正確に復元できたのかは、疑問の餘地がないこともなかった。それゆえ、一枚の木牘に記されている古人堤簡牘の漢律目録こそが、漢律の眞の配列を知ることのできる史料である、と見れなくもない。

しかし、この古人堤簡牘の第一四簡正面、及び第二九簡正面は、果していかなる性質の文書であつたのであろうか。例えば、これが私的な手控えのごときものであつたとすれば、本来一つの條文であるものを、適宜複數の條文に分割したり、條文の配列を變更することは十分ありえるであらう。しかも、第二九簡正面の漢律目録には、第三欄あるいは第四欄以降、賊律の各條文の題目が記されているが、おそらく全ての賊律の題目を記したものではあるまい。もっとも、本簡には判讀できない部分もあり、あるいは他の木牘に續きが記されていた可能性もあらうが、二年律令の賊律と比較すると、この漢律目録に見えない條文がいくつもある。さらに、この漢律目録では、「賊殺人」・「鬪殺以刃」・「戲殺人」・「謀殺人已殺」の順に、殺人罪の基本類型がまとめて列擧されているが、過失殺の題目がこの前後に見當らないのも、この目録が不完全なものであることを窺わせる。それゆえ、この目録は、當時施行されていた漢律をある程度もとにして記されたものではあるものの、正式な漢律において、ある事柄が一つの條文で定められていたのか否か、また賊律の各條文がいかなる配列をとつていたのかを知るうえでは、必ずしも信賴の置けない史料なのかもしれない。もっとも、二年律令も個人の墓から出土していることを考えると、あるいはこれも被葬者の私的な手控えであり、古人堤簡牘の漢律と同じことがいえる可能性もある。それゆえ、漢律の條文の形態・配列については、まだまだ今後の検討に委ねなければならないであらう。

結 語

古人堤簡牘の漢律はわずか二片の木牘に、數條の賊律の條文、及び盜律・賊律の目録が記されているだけであり、これらを

もってしても、後漢當時に行われていた律の全貌を把握できるというものでもない。しかも、第三節で指摘した通り、いかなる性格の文書であったのかという問題もある。しかし、それでも主に二年律令と照らし合わせることによって、漢律についてこれまで知られていなかった、さまざまな点が明らかになった。漢律が前漢初期から後漢に至るまで、いかなる變遷を遂げてきたのかは、二年律令と古人堤簡牘を分析するだけでは必ずしも明らかにしたいものの、今後も出土するであろう漢代簡牘資料と合わせて検討することによって、本格的に可能となるかもしれない。そういう意味では、古人堤簡牘の出土は、漢律の研究をまた一步前進させたといえよう。

注

(1) ちなみに、發掘當時、古人堤遺址は大庸市に属していたが、後に張家界市と改められた。

(2) 湖南省文物考古研究所・中國文物研究所「湖南張家界古人堤遺址與出土簡牘概述」(『中國歷史文物』二〇〇三年第二期) 参照。なお、この發掘簡報が發表されたことは、早稻田大學大學院文學研究科COE客員研究助手の森和氏から御教示いただいた。この場を借りて謝意を表する次第である。

(3) 湖南省文物考古研究所・中國文物研究所「湖南張家界古人堤簡牘釋文與簡注」(『中國歷史文物』二〇〇三年第二期) 参照。

(4) 拙稿「戰國秦漢期の伍連坐制による民衆支配」(『中國出土資料研究』第五號、二〇〇一年)、「秦律・漢律における共犯の處罰原理——その歴史的變遷と思想的背景——」(『法制史研究』第五十一號、二〇〇二年)、「張家山漢簡「二年律令」刑法雜考——睡虎地秦簡出土以降の秦漢刑法研究の再検討——」(『中國出土資料研究』第六號、二〇〇二年)、「秦律・漢律における殺人罪の類型——張家山漢簡「二年律令」を中心に——」(『史觀』第四百八十八冊、二〇〇三年)、「秦律・漢律における未遂・豫備・陰謀罪の處罰——張家山漢簡「二年律令」を中心に——」(『史學雜誌』掲載豫定) 参照。

(5) 古人堤簡牘の簡番號・釋文は注(3)によった。なお、『中國歷史文物』二〇〇三年第二期の七四頁には、古人堤簡牘の圖版が數點掲載されているが、残念ながら漢律が記されている簡牘の圖版は掲載されていない。

- (6) 二年律令の簡番號・釋文は張家山二四七號漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡（二四七號墓）』（文物出版社、二〇〇一年）によった。
- (7) 棄市の具體的な執行方法については、斬首とするのが傳統的な解釋であったが、近年張建國氏、曹旅寧氏は、棄市は絞首刑であったとする新たな解釋を提示されている。張氏「秦漢棄市非斬刑辨」、『帝制時代的中國法』法律出版社、一九九九年）、同「棄市」刑相關問題的再商榷——答牛繼清先生」（同上）、曹氏「从天水放馬灘秦簡看秦代的棄市」、『秦律新探』中國社會科學出版社、二〇〇二年）參照。
- (8) 睡虎地秦簡の簡番號は雲夢睡虎地秦墓編寫組『雲夢睡虎地秦墓』（文物出版社、一九八一年）によった。釋文は同書及び睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇年）によった。
- (9) 券書については、林巳奈夫編『漢代の文物』（京都大學人文科學研究所、一九七六年）五三五・五三六頁參照。
- (10) 前掲『張家山漢墓竹簡』一四五頁「■盜律」條注（二）參照。
- (11) 賊殺人については、矢澤悦子「鬪と賊——秦、漢代における傷害と殺人の二つの形態について——」（池田雄一編『秦漢書——中國古代の裁判記録——』刀水書房、二〇〇二年）、拙稿「秦律・漢律における殺人罪の類型」參照。
- (12) 拙稿「秦律・漢律における殺人罪の類型」參照。
- (13) 鬪殺については、注（11）參照。
- (14) 戲殺については、注（12）參照。
- (15) 注（12）參照。
- (16) 蠱毒については、詳しくは楊立中「反對審判工作中的唯心主義思想」、『政法研究』一九五五年第三期）、T'ung-tsu Ch'ü, "Law and Society in Traditional China", Paris Mouton & Co la Haye, 1961, p. 222-225 など參照。
- (17) "Law and Society in Traditional China", p. 222, note 100.
- (18) 富谷至氏は、文帝十三年の肉刑廢止に伴って黥刑も廢止され、黥城旦舂に代わって髡鉗城旦舂という刑罰が設けられたと述べておられる。富谷氏『秦漢刑罰制度の研究』（同朋舎、一九九八年）一四一〜一四八頁參照。
- (19) 張家山漢簡の出土・整理状況については、荊州地區博物館「江陵張家山三座漢墓出土大批竹簡」（『文物』一九八五年第一期）、前掲『張家

山漢墓竹簡』前言參照。

〔附記〕 本稿は平成十五年度文部科學省科學研究費補助金特別研究員奨励費（研究課題「中國古代刑法研究——中國古代刑法の刑法總論的研究とその民眾支配的性格の検討——」）による研究成果の一部である。

|| 訳 注 ||

張家山第二四七号漢墓竹簡訳注（二）

早稲田大学簡帛研究会

序 言

前号では二年律令「賊律」のうち、第一簡～五簡の訳注を発表した。本号ではこれに引続き賊律の第六簡～八簡、及び新たに「史律」の訳注を掲載する。訳注の凡例については前号を参照されたいが、今回新たに次の凡例を加える。

〔凡例（二〇〇三年十月補）〕

一、二本以上の断簡となっていたのを、整理小組が一簡分として復元している場合、

原文

では断簡の掇合部分を表すものとして、仮に「J」という記号を用いた。

また、前号では「研究の手引き」の中で、二年律令について論じている先行研究を紹介したが、その後も関連する論文がたくさん発表された。そこで、以下に列举したのは、前号で紹介したものを除き、現在までに発表されている二年律令関連の論文などである（氏名による五十音順）。

〔二年律令関連論文目録（二〇〇三年十月補）〕

尹在碩

「睡虎地秦簡和張家山漢簡反映的秦漢時期後子制和家系繼承」『中国歴史文物』二〇〇三年第一期

王彦輝

「从張家山漢簡看西漢時期私奴婢的社会地位」『東北師大学報』哲学社会科学版二〇〇三年第二期

王子今

「張家山漢簡《二年律令》所見塩政史料」『文史』二〇〇二年第四輯

王子今・范培松「張家山漢簡《秩律》四「公主」說」(周天游主編『陝西歷史博物館館刊』第九輯、三秦出版社、二〇〇二年)

王子今・劉華祝「說張家山漢簡《二年律令・津關令》所見五關」(『中國歷史文物』二〇〇三年第一期)

大西克也「古代漢語における地域的差異と相互交流——秦楚の出土資料を中心に——」(『長江流域文化研究所年報』

第二号、二〇〇三年)

大庭脩「張家山二年律令簡中の津關令について」(『史料』第一七九号、二〇〇二年)

邢義田「從張家山漢簡《二年律令》論秦漢的刑期問題」(『台大歷史學報』第三一期、二〇〇三年)

高大倫「張家山漢簡《田律》与青川秦木牘《為田律》比較研究」(張頤成主編『簡帛語言文字研究』第一輯、巴蜀書

社、二〇〇二年)

洪淑湄「漢代之賜杖」(『興大人文學報』第三三期、二〇〇三年)

高敏「漫談《張家山漢墓竹簡》的主要價值与作用」(『鄭州大學學報』哲學社會科學版二〇〇二年第三期)

「論西漢前期芻・稟稅制度的變化發展——讀《張家山漢墓竹簡》札記之二」(『鄭州大學學報』哲學社會科學版二〇〇二年第四期)

「从《二年律令》看西漢前期的賜爵制度」(『文物』二〇〇二年第九期)

小嶋茂稔「漢代の國家統治機構における亭の位置」(『史學雜誌』第一一二編第八号、二〇〇三年)

湖南省文物考古研究所・中國文物研究所「湖南張家界古人堤簡牘積文与簡注」(『中國歷史文物』二〇〇三年第二期)

崔永東「簡帛文獻与古代法文化」(湖北教育出版社、二〇〇三年)

重近啓樹「『張家山漢墓竹簡(二四七号墓)』の刊行によせて」(『日本秦漢史學會會報』第三号、二〇〇二年)

謝桂華「《二年律令》所見漢初政治制度」(『鄭州大學學報』哲學社會科學版二〇〇二年第三期)

朱紹侯「西漢初年軍功爵制的等級面分——《二年律令》与軍功爵制研究之一」(『河南大學學報』社會科學版二〇〇二年第五期)

「呂后二年賜田宅制度試探——《二年律令》与軍功爵制研究之二」（『史学月刊』二〇〇二年第二二期）

「从《二年律令》看与軍功爵制有関的三箇問題——《二年律令》与軍功爵制研究之三」（『河南大学学报』社会科学版二〇〇三年第一期）

「从《二年律令》看漢初二十級軍功爵的価値——《二年律令》与軍功爵制研究之四」（『河南大学学报』社会科学版二〇〇三年第二期）

徐世虹
「对漢代民法淵源的新認識」（『鄭州大学学报』哲学社会科学版二〇〇二年第三期）

臧知非
「漢代田税“以頃計征”新証——兼答李恒全同志」（『江西師範大学学报』哲学社会科学版二〇〇三年第三期）

曹旅寧
『秦律新探』（中国社会科学出版社、二〇〇二年）

張小鋒・沈頌金
「張家山漢墓竹簡研究述評」（『中国史研究動態』二〇〇三年第二期）

陳偉
「張家山漢簡《津関令》涉馬諸令研究」（『考古学報』二〇〇三年第一期）

富谷至
「亭制に關する一考察——漢簡に見える亭の分析——」（富谷至編『辺境出土木簡の研究』朋友書店、二〇〇三年）

『木簡・竹簡の語る中国古代 書記の文化史』（岩波書店、二〇〇三年）

藤田勝久
「中国古代史における秦、巴蜀、楚——長江流域の出土資料と地域文化——」（『長江流域文化研究所年報』第二号、二〇〇三年）

彭浩
「《津関令》的頒行年代与文書格式」（『鄭州大学学报』哲学社会科学版二〇〇二年第三期）

「読張家山漢簡《行書律》」（『文物』二〇〇二年第九期）

水間大輔
「秦律・漢律における殺人罪の類型——張家山漢簡「二年律令」を中心に——」（『史観』第一四八冊、二〇〇三年）

「湖南張家界古人堤遺址出土漢簡に見える漢律の賊律・盜律について」（『長江流域文化研究所年報』第二号、

二〇〇三年

山田勝芳

「張家山第二四七号漢墓竹簡「二年律令」と秦漢史研究」(『日本秦漢史学会會報』第三号、二〇〇二年)

楊建

「張家山漢簡《二年律令・津關令》簡釈」(丁四新主編『楚地出土簡帛文獻思想研究(一)』湖北教育出版社、二〇〇二年)

二〇〇二年

好並隆司

「張家山漢簡の律文における「宦皇帝」について」(『別府大学大学院紀要』第五号、二〇〇三年)

李学勤

「張家山漢簡研究的幾箇問題」(『鄭州大学学报』哲学社会科学版二〇〇二年第三期)

李均明

「張家山漢簡奴婢考」(『國際簡牘学会會刊』第四号、蘭台出版社、二〇〇二年)

「《二年律令・具律》中応分出《囚律》條款」(『鄭州大学学报』哲学社会科学版二〇〇二年第三期)

「張家山漢簡所反映的適用刑罰原則」(『鄭州大学学报』哲学社会科学版二〇〇二年第四期)

「簡牘所反映的漢代訴訟關係」(『文史』二〇〇二年第三輯)

「張家山漢簡《收律》与家族連坐」(『文物』二〇〇二年第九期)

「張家山漢簡与漢初貨幣」(『中国文物報』二〇〇二年一月二二日。後に『中国錢幣』二〇〇三年第二期再録)

劉守芬・王洪波・姜涛・陳新旺「对中国古代廉政法律制度的歴史考察」(『北京大学学报』哲学社会科学版二〇〇三年第三期)

劉篤才

「漢科考略」(『法学研究』二〇〇三年第四期)

廖伯源

「漢初官吏之秩階及其任命——張家山漢簡研究之一」(『中国中古史研究』第一期、二〇〇二年。後に『社会科学戰線』二〇〇三年第三期再録)

科学戰線』二〇〇三年第三期再録)

林炳徳

「『張家山漢簡』「二年律令」の刑罰制度(Ⅰ)——肉刑と罰金刑・贖刑——」(『中国史研究』(韓国)第一九輯、二〇〇二年)

早稲田大学簡帛研究会「張家山第二四七号漢墓竹簡訳注(一)——二年律令訳注(一)——」(『長江流域文化研究所年報』

創刊号、二〇〇二年）

「張家山第二四七号漢墓竹簡詁注（二）——二年律令詁注（二）——」〔《長江流域文化研究所年報》第二号、二〇〇三年〕

賊律詁注2

担当 水間 大輔

○第六簡～八簡

原文

船人渡人而流殺人耐之船嗇夫吏主者贖耐其殺馬牛及傷人船人贖耐船嗇夫吏贖毆其敗亡粟米它物出其半以半負船人舳艫「圓」困圓曰「其可紐毆而亡之盡負之舳艫亦負二徒負一罰船嗇夫吏金各四兩流殺傷人殺馬」牛有亡粟米它物者不負

六

七

八

校訂文

船人渡人而流殺人^{〔一〕}、耐之^{〔二〕}。船嗇夫・吏主者贖耐^{〔三〕}。其殺馬・牛、及傷人、船人贖耐。船嗇夫・吏贖毆^{〔四〕}。其敗亡粟・米・它物、出其半^{〔五〕}、以半負船人^{〔六〕}。舳艫圓^{〔七〕}、困圓曰。其可紐毆（繫）而亡之、盡負之。舳艫亦負二、徒負一。罰船嗇夫・吏金各四兩。流殺傷人、殺馬・牛、有（又）亡粟・米・它物者、不負。

注 釈

〔一〕「流殺」〔整理小組〕「流殺とは、溺死させること。」

〔二〕耐〔整理小組〕耐とは刑罰の一種であり、『漢書』高帝紀注引の応劭の言に「輕罪不至于髡、完其髡鬢、故曰耐」（訳

者注：整理小組の原文では「于」を「於」、「耐」に作るが、『漢書』の諸本ではいずれも「于」・「耐」に作るの
で、改めた）とある。〔案〕耐が具体的にいかなる刑罰を指すのかについては、従来から争いがあり、若江賢三氏がその
争点を詳しく紹介しているが（若江一九七八）、一九七五年に出土した睡虎地秦簡には耐が頻見するため、それ以降再び
論争が盛んになった。それらの研究によれば、耐は一般にひげを剃り落とす刑罰と解されているが、堀毅氏は、後漢以
降は勞役刑全般を指すようになったとする（堀一九八八、一六三～一六五頁、三二三頁）。それに対して、富谷至氏は既
に秦律の段階から、「實際には顔毛をそることがおこなわれたにしろ」、肉刑を施さず、勞役を伴う比較的軽い刑の総称
として用いられていたとする（富谷一九九八、三三～三七頁）。また、若江氏は、「秦律における耐罪とは、（髡を剃る剃
らないといった語源的な意味含とは必ずしも関係なく）完刑以上の刑徒に伴う枸櫞櫟杖といった身体拘束を伴わない、
従って完刑よりも一ランク軽い勞役刑であった」と述べている（若江一九九二）。

耐は「耐爲隸臣妾」などのように、他の勞役刑と組み合わせられる例もあれば、本条に「耐之」とあるように、単独
で用いられる例もあるが、これについても争いがある。すなわち、劉海年氏、栗勁氏は、耐は主刑として単独で科され
る場合もあれば、附加刑として勞役刑と組み合わせられる場合もあるとする（劉一九八一、栗一九八五、二四九～
二五二頁）。それに対して、徐富昌氏は、耐はもっぱら附加刑であり、主刑である勞役刑と必ず組み合わせられて科されるも
のであって、律文の中で単独で使用されている場合でも、「耐爲隸臣妾」の省略であるとする（徐一九九三、二七二～
八〇頁）。

〔三〕贖耐〔整理小組〕贖耐とは、下文の贖遷と同じく贖刑の一種である。贖刑に関する規定については、『具律』を参照
されたい。〔案〕整理小組のいう「具律」の条文とは、二年律令第一一九簡に「贖死、金二斤八兩。贖城旦舂・鬼薪白粲、
金一斤八兩。贖斬・府（腐）、金一斤四兩。贖劓・黥、金一斤。贖耐、金十二兩。贖遷（遷）、金八兩。有罪當府（腐）
者、移內官、內官府（腐）之」とあるのを指すのであろう。これによれば、「贖耐」とは重さ十二兩（約一八六グラム）

の黄金を納入させることとされている（なお、当時の度量衡の単位が、現在の単位のいかにほどに相当するのかは、本訳注では特に断りのない限り、丘一九九二によった）。

〔四〕船畜く贖零 〔案〕「船畜夫・吏」の「吏」は、上文に「船畜夫・吏主者」とあるから、「吏主者」の「主者」が省略されているのであろう。下文に「罰船畜夫・吏金各四兩」とあるのについても、同じことがいえよう。

「贖遷」とは、注〔三〕で挙げた具律の条文によれば、黄金八兩（約一二四グラム）を納入させること。

〔五〕出其半 〔案〕「出其半」の「出」は、超過するという意であらう。例えば、二年律令の「效律」には「出實多於律程、及不宜出而出、皆負之」（第三五二簡）とあるが、整理小組が指摘する通り、「出實多於律程」の「出」も超過するという意で使われている（張家山二〇〇一、一八〇頁「出實多於律程」条注〔一〕）。

〔六〕負 〔整理小組〕負とは、責任を負わせて賠償させること。

〔七〕舳艫 〔整理小組〕舳艫については、『漢書』武帝紀「舳艫千里」注引の李斐の言に「舳、船後持柂處。艫、船前頭刺櫂處也」（訳者注：整理小組の原文では「柂」を「舵」に作るが、『漢書』の諸本ではいずれも「柂」に作るので、改めた）とある。簡文では、おそらく船首と船尾の船員を指しているのであらう。〔案〕整理小組が挙げている李斐注によれば、「舳艫」の「舳」とは船尾にある、「柂」（かじ）を操作する場所、「艫」とは船首にある、「櫂」（かい）を操作する場所を指すという。『説文』舟部に「舳、（中略）一曰船尾。艫、一曰船頭、『方言』卷九に「後曰舳。舳、制水也」とあるように、他にも舳が船尾、艫が船首を指すとする史料があるが、『説文』舟部の「舳」の説解に付された段注が指摘している通り、逆に舳が船首、艫が船尾を指すとする史料もある。しかし、それはともかく、このように舳艫が船首ないし船尾を指すことはあっても、整理小組が主張するように、船首・船尾の船員の意として用いられている例は、管見の限りでは存在しない。もともと、本条では、舳艫は「徒」と並列されており、しかも損害賠償責任を負っているから、何らかの船員を指すことは確かである。

そこで、注目すべきなのは、『説文』舟部の「舳」の説解に「漢律名船方長爲舳艫」とあり、漢律では「船方長」のこ

とを舳艫と呼ぶと記されていることである。この「船方長」について段注は、「長」は「丈」に作るべきであるとしたうえで、右の『説文』の本文を、漢律では船上の一丈四方の広さを「一舳艫」と呼んだ、という意に解している。

しかし、このように原文が誤っていると解さずとも、原文のままでも十分読めるのではないであろうか。すなわち、「船方」の長」と読めば、「船方長」は「船方」の統率者・責任者の意となる。もともと、このように解すると、「船方」の意が問題となるが、「方」は「舫」の通仮字として用いられているのであろう。両字が通用することは、高亨氏が用例を集めている通りである（高一九八九、三一二頁）。「船舫」とは、例えば『三国志』卷三二蜀書先主伝の章武二年条に「先主自猯亭還秭歸。收合離散兵、遂棄船舫、由步道還魚復」などとあるように、船の汎称である。すると、『説文』のいう「船方（舫）長」とは、要するに船長のことを指すのであろう。したがって、二年律令の舳艫も船長を指すことになる。二年律令によれば、積荷を駄目にしたり失った場合、舳艫は「徒」よりも重い賠償責任を負うものとされているが、船長という現場責任者であるからこそ、船長の指示のもとで働く徒よりも重い責任が課されていたのであろう。

考察

本条は船人が船を運航させる際に、人や馬牛を殺傷したり、積荷に損失を与えたりした場合、いかなる罪に問われ、またいかなる賠償責任を負うかについて定めたものである。曹旅寧氏も指摘するように、このような規定は唐律にも設けられており、唐律の雑律に「諸船人行船、茹船、寫漏、安標宿止不如法、若船棧應迴避而不迴避者、笞五十。以故損失官私財物者、坐贓論減五等。殺傷人者、減鬪殺傷三等。其於湍瀆尤難之處、致有損害者、又減二等。監當主司、各減一等。卒遇風浪者、勿論」とある通りである。それゆえ、本条はまさに右の唐律の起源ともいえるべきものであろう（曹二〇〇二、二六三頁）。なお、右の唐律の「船人」については、疏議に「船人、謂公私行船之人」とあり、公私を問わず船を運航させる者と定義されている。戦国秦漢期の文献史料においても、「船人」が特に公私のいずれかに限定されて用いられているようには見えない。すると、二年律令によれば、船人が罪を犯した場合、船畜夫・吏主者といった官吏たちも責任を問われているが、私的に船

舶業を営んでいる者に対しても、船畜夫・吏主者が責任を負っていることになる。それゆえ、本条から、当時の国家は船舶業に対して、ある程度の管理・統制を加えていたらしいことが窺われる。ちなみに、右の唐律でも、「監當主司」が責任を負うものとされている。川村康氏によれば、「監當」とは監督にあたること、「主司」とは担当官の意であるから（律研一九九六、一七一頁「雜八三」注4）、担当官吏を意味する本条の「吏主者」にほぼ相当することになる。

次に、本条によれば、船人が人を溺死させた場合、耐の刑に処するものとされている。しかし、人を溺死させた場合の全てが耐に処されるわけではなく、事故などによって溺死させた場合に限られたと考えられる。例えば、殺意をもって人を船から突き落とし、溺死させた場合、本条は適用されず、二年律令の「賊律」に「賊殺人、鬪而殺人、棄市」^{（第二一簡）}と定められている「賊殺」（故意に殺害すること）の規定が適用され、「棄市」（市において公開で執行される、死刑の一種）の刑に処されたはずである。詳しくは拙稿を参照されたい（水間二〇〇三）。

また、本条によれば、航行の際に馬や牛を殺害し、あるいは乗客を負傷させた場合、船人を贖耐に処するとされているが、これらについても殺人と同様のことがいえるであろう。例えば、殺意をもって馬や牛を船から突き落とし、溺死させた場合、本条は適用されず、二年律令の賊律の「賊殺傷人畜産、與盜同灋」（第四九簡）という規定が適用され、窃盜罪と同じ規定によって処罰されたと考えられる。

なお、一九八七年四月～八月、湖南省張家界市古人堤の漢代房屋建築遺址で、後漢のものと見られる簡牘群が出土したが（湖南二〇〇三a）、その第二九簡正面は漢律の賊律・盜律の目録と考えられている。これは律の各条文で定められている犯罪の内容を、二字～五字程度で要約し、各条文の題目として列挙したものであるが、その中に「船人□人」と記されている。整理者も指摘する通り、まさに二年律令の本条を指すのであろう（湖南二〇〇三b）。

書き下し文

船人、人を渡して人を流殺せば、之を耐とす。船畜夫・吏主者は贖耐とす。其れ馬・牛を殺し、及び人を傷つくれば、船人

は贖耐とす。船畜夫・吏は贖遷とす。其れ粟・米・它物を敗亡し、其の半ばを出づれば、半ばを以て船人に負わしむ。舳艫は二を負い、徒は一を負う。其れ紐繫す可くして之を亡わば、盡く之を負う。舳艫も亦た二を負い、徒は一を負う。船畜夫・吏を罰すること金各〃四兩とす。人を流殺傷し、馬・牛を殺し、又た粟・米・它物を亡う者は、負わず。

通 釈

船人が船に人を乗せて航行する際、乗客を溺死させれば、耐の刑に処する。船畜夫と担当官吏は贖耐とする。航行の際、馬や牛を殺し、及び人に傷を負わせた場合、船人は贖耐とする。船畜夫と担当官吏は贖遷とする。航行の際、粟・米やその他のものを駄目にしたり、失ったりして、それが全体の半分を超えた場合、全体の半分を船人に賠償させる。その場合、船人のうち舳艫が三分の二、徒が三分の一を賠償する。航行の際、紐で繋ぐべきであつたにもかかわらず、繋がなかったために失つた場合、失つた分の全てを船人が賠償する。その場合も、船人のうち舳艫が三分の二、徒が三分の一を賠償する。船畜夫と担当官吏をそれぞれ罰金四兩（黄金四兩を納入）に処する。人を溺死させたり、傷つけたり、馬や牛を殺したりして、そのうえ粟・米やその他のものを失つた者は、賠償責任を負わない。

史律訳注 1

担当 森 和

○第四七四簡

原 文

史卜子年〃十七歳學〃史卜祝學童學三歳學俱將詣大史大卜大祝郡史學童詣其守皆會八月朔日試之

校訂文

史・ト子年十七歳學^(一)。史・ト・祝學童學三歳、學佾將詣大(太)^(二)史・大(太)^(三)ト・大(太)^(四)祝、郡史學童詣其守^(五)、皆會八月朔日試之^(六)。

注釈

〔一〕史ト歳學 〔案〕本簡の律文については、次の第四七五～四七六簡を含め、『説文解字』叙に「尉律。學僮十七已上、始試。諷籀書九千字、乃得爲吏。又以八體試之。郡移太史、并課。最者以爲尚書史。書或不正、輒舉劾之」と引かれる尉律(以下『説文』所引尉律と略記)、および『漢書』卷三〇・芸文志・六芸略・小学家・小叙に「漢興、蕭何草律、亦著其法、曰、太史試學童、能諷書九千字以上、乃得爲史。又以六體試之、課最者以爲尚書・御史史書令史。吏民上書、字或不正、輒舉劾」と見える類似の記述(以下『漢志』所引漢律と略記)との関係が注目される。

〔史・ト子〕について、李学勤氏は『説文』所引尉律では「學僮」とのみあることから、当時すでに出自による制限が解除されていたことが知られ、また下文に「史・ト・祝學童」とあるのに対し、本条では「祝子」が含まれていないことから、祝の学童に対しては厳格な規制がなかったのかも知れない、とする(李二〇〇二)。史律は基本的に史・ト・祝を対象とする規定であるが、「史・ト年辛(五十)六、佐爲吏盈廿歳、年辛(五十)六、皆爲八更。卒(六十)爲十二【更】……(中略)……祝年盈卒(六十)者、十二更、踐更大(太)祝」(第四八四～四八六簡)とあるように、同じ律文の中で祝が史・トとは別に扱われている例があり、本条においても同様に、祝子に対する年齢規定が別途定められていた可能性も考えられよう。

「十七歳」について、李学勤氏は本条を入学年齢の規定と見做し、それに対して『説文』所引尉律では受験年齢の規定であるのは、専門職を養成する「学室」制度がもはや存在せず、学童に対する一般教育に取って代わられたことを反映している、とする。またこの年齢と「傳籍(成年男子の戸籍登録)」との関連を指摘する。即ち、睡虎地秦簡「編年記」

に「今年、喜傳」（第八簡貳）、「三年、卷軍。八月、喜掄史」（第二〇簡貳）、「四年」、□軍。十一月、喜□安陸□史」（第一一簡貳）とあり、墓主の喜が秦王政元年（前二四六）十七歳の時に戸籍に登録してから実際に「史」に任用されるまでちょうど三年であることを実例として挙げ、漢初は秦のこのような制度を沿用し、後になって傳籍年齢を二十歳あるいは二十三歳に改めた、とする（李二〇〇二）。しかし、二年律令「傳律」に「不更以下子年廿歳、夫」（大夫）以上至五夫（大夫）子及小爵不更以下至上造年廿二歳、卿以上子及小爵夫（大夫）以上年廿四歳、皆傳之。……（中略）……疇官各從其父疇、有學師者學之」（第三六四、三六五簡）とあるように、爵制との関係では二十歳・二十二歳・二十四歳が傳籍年齢として規定されており、本条における「十七歳」という入学年齢と傳籍についての秦制との関連についてはまだ検討する余地があろう。ただし、「疇官各從其父疇、有學師者學之」とあるように、「學」ぶことと傳籍との間に何らかの関係があつたであろうことは注意すべきである。

「學」について、睡虎地秦簡「秦律十八種」内史雜に「非史子毆、毋敢學」（學）室、犯令者有臯（罪）」（第一九一簡）とあり、睡虎地秦墓竹簡整理小組が「學室とは簡文によれば一種の学校である。古代、文書事務を職とする史（小吏）は代々相伝され、幼い頃から読み書きの教育を受けていた」と注するように（睡虎地一九九〇、六三頁）、秦代には下級官吏の専門養成機関である「學室」が設けられており、張金光氏によれば、そこでは文字・各種事務処理・法令を中心とする教育が行われていた、とする（張一九八四）。本条も「史・卜子」がそのような場で専門教育を受けることを指すのかも知れない。

〔二〕「學偁」大史「整理小組」偁については、『爾雅』釈言に「偁、貳也」とある。學偁とは、指導する者である。〔案〕「學偁」について、整理小組が挙げる『爾雅』釈言の郭璞注に「偁、次、爲副貳」とあり、「偁」には副、補佐の意があるが、整理小組が読み替える「學貳」という語句は管見の限り、文献史料・出土文字資料中に用例が見当たらない。『続漢書』百官志二・太常条の劉昭注に引く『漢官』に「員吏八十五人。其十二人四科。十五人佐。十三人百石。十五人騎吏。九人學事。十六人守學事」、また同書太祝条の劉昭注に引く『漢官』に「員吏四十一人。其二人二百石。二人斗

食。二十二人佐。二人學事。四人守學事。九人有秩。百五十人祝人。宰二百四十二人。屠者六十人」とあるように、漢代には「學事」あるいは「守學事」という官があり、本条の「學佾」はあるいはこの「學事」にあたるのかも知れない。

「學佾」の職務については、本条の他に「不入史・卜・祝者、罰金四兩、學佾二兩」(第四八〇簡)とあるように、学童が課試に合格した後、史・卜・祝にならないうちにその責任を問われ、また「□□學佾敢擅繇(繇)使史・卜・祝學童者、罰金四兩」(第四八四・四八六簡)とあるように、無断で学童を徭役に使うことを禁じていることから、学童を指導監督する立場であることは明らかである。なお、「佾」の上古復元音は*niag* (去声)、「貳」は*ried* (去声)、「事」は*saeg* (去声)・*daeg* (去声)で、何れも理論上通仮し得ない(董一九四四、一二五・二三三・一二四頁)。

「大(太)史」については、『漢書』卷一九・百官公卿表上に「奉常。秦官。掌宗廟・禮儀。有丞。景帝中六年、更名太常。屬官有太樂・太祝・太宰・太史・太卜・太醫六令丞」とあるように、下文に並列される「太卜・太祝」とともに宗廟や儀礼を掌る奉常の属官で、『統漢書』百官志二・太史条に「太史。令、一人、六百石。本注曰、掌天時星曆。凡歲將終、奏新年曆。凡國祭祀・喪・娶之事、掌奏良日及時節禁忌。凡國有瑞應・災異、掌記之。丞、一人。明堂及靈臺丞、一人、二百石。本注曰、二丞、掌守明堂・靈臺。靈臺、掌候日月星氣。皆屬太史」とあるように、天文・曆法、国家の祭祀・冠婚葬祭における択日・禁忌、瑞祥災異の記録を管掌し、また様々な測候を掌る属官を統轄する。また二年律令「秩律」に「:(前略):大行走士・未央走士・大(太)卜・大(太)史・大(太)祝・宦者・中謁者・大(太)官:(中略):秩各六百石。有丞・尉者、半之」(第四五一・四六四簡)とあり、その官秩は『統漢書』の記載と一致する。

〔三〕大卜 【案】「大(太)卜」については、『漢書』卷一九・百官公卿表上に「景帝中六年、更名太祝爲祠祀、武帝太初元年、更曰廟祀、初置太卜」とあるが、この前段には注〔二〕で挙げたように「奉常。秦官」とあり、太卜が所属する奉常は秦代からの官であることから、太卜も同様に秦以来の官と推測され、『史記』卷一二八・龜策列伝の褚先生の補文に「至高祖時、因秦太卜官」とある。更に今回、この二年律令が出土したことにより太卜が前漢初期からの正式な官であったことが出土文字資料からも裏付けられ、百官公卿表の記述が誤りであることが明らかとなった。その職務について

明確な規定はないが、『周礼』春官・大卜条に「大卜。掌三兆之灋……(中略)……掌三夢之灋……(中略)……以邦事作龜之八命……(中略)……以八命者、贊三兆・三易・三夢之占、以觀國家之吉凶、以詔救政」とあるように、龜卜や易、占夢など各種占卜の管掌とされる。また前引「秩律」(第四五一～四六四簡)に記される官秩は『統漢書』百官志二に「有太卜令、六百石、後省并太史」とある記載と一致する。

〔四〕大祝〔案〕「大(太)祝」については、『統漢書』百官志二・太祝条に「太祝。令、一人、六百石。本注曰、凡國祭祀、掌讀祝及迎送神。丞、一人。本注曰、掌祝小神事」とあるように、太祝令は國家の祭祀における祝禱や神靈の送迎を管掌し、丞は令が扱わないような格の低い諸神に対する祝禱を管掌する。また前引「秩律」(第四五一～四六四簡)に記される官秩は『統漢書』の記載と一致する。

〔五〕郡史・其守〔案〕「郡史」について、『史記』卷一二〇・汲黯列伝・汲黯伝に「以數切諫、不得久留内、遷爲東海太守。黯學黃老之言、治官理民、好清靜、擇丞史而任之」とあり、『集解』所引如淳注に「律、太守・都尉・諸侯・内史史各一人、卒史・書佐各十人。今總言丞史、或以爲擇郡丞及史使任之。鄭當時爲大農、推官屬丞史、亦是也」とあるように、郡には太守・都尉それぞれに史が一人置かれていたことになる。それに対して、池田雄一氏はこの律文の「史各一人」の「史」を「丞」の誤りとする嚴耕望氏に従った上で、「郡の組織に諸侯・内史が含まれ、秦代の郡官である監が見えないことから、律の内容は前漢時、内史が三輔に改称される太初元年以前のもの」とする(池田二〇〇二、六〇九頁)。しかし、『漢書』卷七五・京房伝に「延壽字贛。贛貧賤、以好學得幸梁王、王共其資用、令極意學。既成、爲郡史、察舉補小黄令」とあり、焦延壽が小黄県の令に叙官される以前、郡の史であつた例が見える。また「郡史學童」と「史・卜・祝學童」との区別については、本条の他、「大(太)史官之。郡、郡守官之。卜、大(太)卜官之。史・人(卜)不足、乃除佐」(第四八一簡)、「大(太)史・大(太)卜謹以吏員調、官史・卜縣道官、官受除事勿環……(中略)……史・人(卜)屬郡者、亦以從事」(第四八二～四八三簡)とあるように、史には太史の属僚としての史と郡守の属僚としての史の二種類あり、また卜についても太卜が叙任し、その下に所属するものと郡に所属するものの二種類あつたと解される。

〔六〕皆會レ試之〔整理小組〕朔とは、毎月の第一日目である。〔案〕「八月」という試験期日について、『漢書』卷一・高帝紀下の「材官」に対する顔師古注所引の張晏の言に「材官・騎士習射・御・騎・馳・戰・陳、常以八月、太守・都尉・令・長・丞會都試、課殿最」とあるように、武官の試験である都試は八月に行われている。

書き下し文

史・トの子、年十七歳にして學ぶ。史・ト・祝の學童、學ぶこと三歳、學俱將いて大史・大ト・大祝に詣り、郡史の學童、其の守に詣り、皆會して八月朔日に之を試す。

通釈

史・トの子弟は年齢が満十七歳になると、専門知識を学ぶ。史・ト・祝の學童は三年間學ぶと、その監督責任者である学侶が彼らを引率してそれぞれ太史・太ト・太祝のもとを訪れ、また郡の史の學童はその郡の太守のもとを訪れ、みな一同に會して、八月朔日に彼らを試験する。

○第四七五簡・四七六簡

原文

國史學童以十五篇能風書五千字以上乃得爲史（一）有以八體試之郡移其八體課大史（二）誦課取取一人以爲其縣令（三）
四七五
史殿者勿以爲史三歲壹并課取取一人以爲尚書卒史（四）
四七六

校訂文

國史學童以十五篇（一）、能風（風）書五千字以上（二）、乃得爲史（三）。有（又）以八體（體）試之（四）、郡移其八體（體）課

大(太)史^{〔五〕}。大(太)史誦課、取取(最)一人以爲其縣令史、殿者勿以爲史^{〔六〕}。三歲壹并課^{〔七〕}、取取(最)一人以爲尚書卒史^{〔八〕}。

注 釈

〔一〕 國史く五篇〔整理小組〕十五篇とは、『史籀篇』を指す。『漢書』芸文志に『史籀』十五篇とある。〔案〕すでに指摘したように(第四七四簡注〔一〕)、本条は『説文』所引尉律および『漢志』所引漢律に類似した条文が見え、これら三者を前段も併せて対応させると次の通りである。

〔史律〕

史・卜子年十七歲 學。

〔説文〕尉律、

學僮 十七 已上始試。

〔漢志〕漢興、蕭何草律、亦著其法、曰、

〔史律〕史・卜・祝學童學三歲、學俱將詣大史・大卜・大祝、郡史學童詣其守、皆會八月朔日試之。

〔説文〕

〔漢志〕

〔史律〕 國史學童以十五篇、能風 書五千字以上、乃得爲史。有以八體試之。郡移其八體課大史。

〔説文〕 始試。 諷籀書九千字、 乃得爲吏。又以八體試之。郡移 太史、

〔漢志〕 太史試 學童、 能諷 書九千字以上、乃得爲史。又以六體試之、

〔史律〕 大史誦課、取取一人以爲其縣令史、殿者勿以爲史。三歲壹并課、取取一人以爲尚書卒史。

〔說文〕 并課。最者 以爲尚書 史。

〔漢志〕 課 最者 以爲尚書・御史史書令史。

〔史律〕

〔說文〕 書 或不正、輒舉効之。

〔漢志〕 吏民上書、字或不正、輒舉効。

「十五篇」について、『說文』所引尉律および『漢志』所引漢律には見えないが、整理小組が比定する『史籀篇』とは、『漢書』卷三〇・芸文志・六芸略・小学家の筆頭に挙げられ、その本注に「周宣王太史作『大篆』十五篇、建武時、亡六篇矣」、同小叙に『史籀篇』者、周時史官教學童書也」とあるように、西周・宣王期に太史であった史籀によつて著された官吏養成用の教材とされる。史籀については、趙鼎（集成5.2815）に「史留受王令（命）書王乎（呼）内史常冊易（賜）趙玄衣・屯（純）黻・赤市・朱黃・繅旂・攸勒」とあり、陳佩芬氏によれば、この銘文に記される冊命儀礼において命書を王に渡す「史留」という人物が『史籀』十五篇の撰者・史籀その人で、西周の厲王期に史として在職し、共和期を経て宣王期に太史に昇進した、とする（陳一九八二）。

〔二〕能風以上〔整理小組〕諷とは、読誦することである。〔案〕「風（諷）書」について、『說文』所引尉律では「諷籀書」に作り、桂馥『說文解字義証』卷四九は「晏氏『類要』、籀文、周太史史籀作也。後人以名僞書、謂之籀書」と言い、『漢書』芸文志に見える『史籀』十五篇として解し、一方、段玉裁は「諷、謂能背誦尉律之文。籀書、謂能取尉律之義、推演發揮」とする。また李学勤氏は、次の第四七七簡く第四七八簡に「囂童能風（諷）書史書三千字」とあることから、「諷」・「書」の二字はいずれも動詞で、「諷」は暗誦、「書」は書写の意とする（李二〇〇二）。黄留珠氏は、『說文』

所引尉律の「諷」について、『説文』言部に「諷。誦也」、「誦。諷也」とあり、「諷」と「誦」とが互訓の関係にあり、『戦国策』秦策五・濮陽人呂不韋賈於邯鄲章に「王使子誦、子曰、少棄捐在外、嘗無師傅所教學、不習於誦」とあることから、「諷」、すなわち「誦」が秦代、人を試するのに用いられた一般的な方法であったとする（黄一九八三）。『周礼』春官・大司樂条に「以樂語教國子興・道・諷・誦・言・語」とあり、その鄭玄注に「倍文曰諷。以聲節之曰誦」とあるのに従えば、諷とは単に誦んじること、これに対して本条下文に見える「大（太）史誦課」の「誦」とは節回しをつけて詠唱することと解される。時代のやや下る事例ではあるが、『論衡』自紀篇に「（王充）八歳出於書館。書館小僮百人以上、皆以過失祖謫、或以書醜得鞭。充書日進、又無過失、手書既成、辭師受『論語』・『尚書』・『日諷千字』とあり、後漢代では「諷」は書館という一種の教育機関において受けるような正式な科目の一つであったと考えられる。

本条で読み書きする字数が「五千字」とあり、『説文』所引尉律および『漢志』所引律の「九千字」に比べて少ないことについて、李学勤氏は『史籀篇』が後に加筆されたか、あるいは注解も含めた字数であるかも知れない、とする（李二〇〇二）。また、池田雄一氏は、漢代の有用文字数について、李斯の『蒼頡』、趙高の『爰歴』、胡毋敬『博学』の秦代の小学三書を合わせた所謂『蒼頡篇』や司馬相如撰『凡将篇』、史游撰『急就篇』など秦漢時代の各小学書の収録字数を踏まえ、官吏の養成・任用という側面から検討し、『説文』所引尉律の「九千字」の「九」が、三、四あるいは五などの類似する字形の転写の誤りである可能性を示唆する（池田二〇〇二、六八一頁）。

〔三〕乃得爲史〔案〕『説文』所引尉律は「史」を「吏」に作るが、段玉裁は「史、各本作吏。今依江式傳正」として「史」字に訂正し、「得爲史、得爲郡縣史也」とする。本条では「乃得爲史」の末尾に墨釘「ㄣ」があり、一定の条件を挟んで「以爲其縣令史」など具体的な官への採用規定が続く。トや祝について記した第四七七・四七八簡、第四七九・四八〇簡においても同様に、「乃得爲……」の後に墨釘「ㄣ」があり、条件・採用規定と続くことから、ここである五千字以上のみ書きとは、史として採用するための必要最小限の資格を述べたものと思われる。

〔四〕有以試之〔整理小組〕八體については、『説文』叙に「秦書有八體。一曰大篆。二曰小篆。三曰刻符。四曰蟲書。」

五曰摹印。六曰署書。七曰殳書。八曰隸書」とある。〔案〕八体とは、整理小組が引く『説文』叙にあるように、秦代に用いられていた八種類の書体「秦書八体」を指す。『漢志』所引漢律は「六體」に作り、下文に「六體者、古文・奇字・篆書・隸書・繆篆・蟲書」とあるが、『説文』叙の「又以八體試之」に対する段玉裁注に「八體、『漢志』作六體。攷六體、乃亡新時所立。漢初蕭何艸律、當沿秦八體耳」とあるように、六体とは王莽の新代に制定された六種類の書体「王莽六体」を指し、段注の指摘や本条から『漢志』小叙の「六體」が「八體」の誤りであることは明白である。なお、「秦書八体」と「王莽六体」との対応関係を示すと次の通りである。

秦書八体	王莽六体
① 大篆	① 古文 孔子壁中書也
② 小篆	② 奇字 即古文而異者也
③ 刻符	③ 篆書 即小篆、秦始皇帝使下杜人程邈所作也
④ 蟲書	⑥ 鳥蟲書 所以書幡信也
⑤ 摹印	⑤ 繆篆 所以摹印
⑥ 署書	
⑦ 殳書	
⑧ 隸書	④ 佐書 即秦隸書

〔五〕郡移大史「整理小組」課については、『広雅』釈言に「試也」とある。〔案〕『説文』所引尉律は「其八體（體）課」を欠き、郡から太史に移される内容がはつきりせず、『漢志』所引漢律では本条全体を欠く。整理小組は本条の「課」を

「試也」という動詞として解しているかのごとくであるが、ここでは郡守が太史に「移」す目的語、すなわち名詞としての「課」であろう。居延新簡に「建始二年十二月甲寅朔甲寅、臨木候長憲敢言之。謹移郵書課一編、敢言之」（居延新簡EPT51・264）とあり、「移○○課」という同類の構文が見える。劉軍氏はこのような居延漢簡に見える「課」を整理し、それが特定の機構や人員によって行われる審査、評定であると同時に、その過程で作成される文書形式も「課」と呼ばれ、郵書課や駅馬課、表火課など多くの種類があったことを指摘する（劉一九九三）。本条の「課」がどのような形式の文書であるのかは不明であるが、その内容は郡で行われた八体の課試の成績であったと考えられる。

〔六〕大史く爲史〔案〕前掲注〔二〕で指摘したように、誦とは節回しをつけて詠唱することで、先に挙げた『戦国策』秦策五・濮陽人呂不韋賈於邯鄲章に「嘗無師傅所教學、不習於誦」とあり、『史記』卷一三〇・太史公自序の「年十歲即誦古文」に対する『索隱』に「案、遷及事伏生、是學誦古文尚書」とあるように、「誦」も「諷」と同様に、先秦から漢代にかけて師傅などから受けるような正式な科目の一つであったと考えられる。

「取（最）」は、注〔五〕に挙げた『漢書』卷八・宣帝紀・地節四年九月の詔の「課殿最以聞」に対する顔師古注に「凡言殿最者、殿、後也、課居後也。最、凡要之首也、課居先也」とあるように、「課」における上位者である。

〔七〕三歲壹并課〔案〕「并課」について、『説文』叙の段注では「并課者、合而試之也。上文試以諷籀書九千字、謂試其記誦文理。試以八體、謂試其字迹。縣移之郡、郡移之大史、大史合試此二者」とあり、『説文』所引尉律の該當箇所を九千字のみ書きと八体の課試を合わせて行う、と解している。しかし、注〔三〕で述べたように、五千字の誦み書きが必要最小条件であり、本条には『説文』所引尉律にない誦の課試があることから、本句は郡で行う八体の課と太史の行う誦の課を三年に一度総合評価することを述べていると思われる。

〔八〕取威く卒史〔整理小組〕『漢書』芸文志と『説文』叙に引く「尉律」にはいずれも本条の律文と似た内容がある。〔案〕「卒史」は、『史記』卷五三・蕭相国世家の『索隱』所引如淳注に「律、郡卒史・書佐各十人也」、同書卷一二〇・汲黯列伝の『集解』所引如淳注に「律、太守・都尉・諸侯内史史各一人、卒史・書佐各十人」、『漢書』卷五八・兒寛伝の顔

師古注に引かれた臣瓚の言に「漢注、卒史秩百石」とあるように、郡守や都尉、諸侯など様々な官に複数名所属する秩百石の属吏である。

書き下し文

史の學童を試するに十五篇を以てし、能く五千字以上を風（諷）書すれば、乃ち史と爲すを得。有（又）た八體（體）を以て之を試し、郡、其の八體（體）の課を大（太）史に移す。大（太）史、誦もて課し、取（最）なる一人を取りて以て其の縣の令史と爲し、殿なる者は以て史と爲すこと勿かれ。三歳に壹たび課を并せ、取（最）なる一人を取りて以て尚書の卒史と爲す。

通釈

史の學童を試験するのに『史籀』十五篇を用い、五千字以上を誦み書きすることができれば、史として採用することができ。さらに秦書八体についての試験を行い、郡守はその成績を太史の下に送る。そうすると、太史は字を誦む試験を行い、成績上位者の一人をその県令の史として採用し、一方、下位者は史に採用してはならない。三年に一度、郡で行う秦書八体と太史の行う誦の成績を総合評価し、上位者の一人を尚書の卒史として採用する。

参考文献

- 池田二〇〇二 池田雄一『中国古代の聚落と地方行政』（汲古書院、二〇〇二年）
丘一九九二 丘光明編著『中国歴代度量衡考』（科学出版社、一九九二年）
黄一九八三 黄留珠「『史子』、『学室』与『喜掄史』——読雲夢秦簡札記」（『人文雑誌』一九八三年第二期）

高一九八九

高亨纂著・董治安整理『古字通仮会典』（齐鲁書社、一九八九年）

湖南二〇〇三 a

湖南省文物考古研究所・中国文物研究所「湖南張家界古人堤遺址与出土簡牘概述」（『中国歴史文物』二〇〇三年第二期）

湖南二〇〇三 b

湖南省文物考古研究所・中国文物研究所「湖南張家界古人堤簡牘文与簡注」（同右）

睡虎地一九九〇

睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇年）

徐一九九三

徐富昌『睡虎地秦簡研究』（文史哲出版社、一九九三年）

曹二〇〇二

曹旅寧『秦律新探』（中国社会科学出版社、二〇〇二年）

張一九八四

張金光「論秦漢的学史制度」（『文史哲』一九八四年第一期）

張家山二〇〇一

張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡（二四七号墓）』（文物出版社、二〇〇一年）

陳一九八二

陳佩芬「繁卣・趯鼎及梁其鐘銘文詮釈」（『上海博物館集刊』総第二期、一九八三年）

董一九四四

董同龢『上古音韵表稿』（中央研究院歷史語言研究所、一九四四年）

富谷一九九八

富谷至『秦漢刑罰制度の研究』（同朋舎、一九九八年）

堀一九八八

堀毅『秦漢法制史論攷』（法律出版社、一九八八年）

水間二〇〇三

水間大輔「秦律・漢律における殺人罪の類型——張家山漢簡「二年律令」を中心に——」（『史観』第一四八冊、二〇〇三年）

李二〇〇二

李学勤「試説張家山簡《史律》」（『文物』二〇〇二年第四期）

栗一九八五

栗勁『秦律通論』（山東人民出版社、一九八五年）

律研一九九六

律令研究会編『訳註日本律令』八（東京堂出版、一九九六年）

劉一九八一

劉海年「秦律刑罰考析」（中華書局編輯部編『雲夢秦簡研究』中華書局、一九八一年）

劉一九九三

劉軍「漢簡「課」考述」（大庭脩編輯『漢簡研究国際シンポジウム'92報告書 漢簡研究の現状と展望』関西

大学出版部、一九九三年）

若江一九七八 若江賢三「文帝による肉刑除去の改革——髡刑及び完刑をめぐって——」〔『東洋学術研究』第一七卷第六

号、一九七八年）

若江一九九二 若江賢三「秦律における債務労役——居貨贖責について——」（平成2・3年度科学研究費補助金一般研究

（B）研究成果報告書『出土文物による中国古代社会の地域的研究』（研究代表者：牧野修二、一九九二年）

『後漢書』南蠻西南夷列伝訳注(二)

早稲田大学長江流域文化研究所

〔一七〕

本文

巴郡・南郡蠻、本有五姓、巴氏・樊氏・暉^{〔一〕}氏・相氏^{〔1〕}・鄭氏。皆出於武落鍾離山^{〔二〕}。其山有赤黑二穴^{〔三〕}、巴氏之子生於赤穴、四姓之子皆生黑穴。未有君長、俱事鬼神。乃共擲劍於石穴、約能中者、奉曰爲君。巴氏之子務相乃獨中之。衆皆歎^{〔四〕}。又令各乘土船、約能浮者、當曰爲君。餘姓悉沈、唯務相獨浮。因共立之、是爲廩君。乃乘土船、從夷水至鹽陽^{〔五〕}。鹽水有神女謂廩君曰、「此地廣大、魚鹽所出。願留共居」。廩君不許。鹽神暮輒來取宿、且卽化爲蟲、與諸蟲羣飛、掩蔽日光、天地晦冥。積十餘日^{〔六〕}、廩君思其便、因射殺之^{〔七〕}、天乃開明^{〔八〕}。廩君於是君乎夷城^{〔九〕}、四姓皆臣之。廩君死、魂魄世爲白虎。巴氏曰虎飲人血、遂曰人祠焉。

〔一〕〔李賢注〕音審。

〔二〕〔李賢注〕『代本』^{〔4〕}曰^{〔5〕}、「廩君之先、故出巫誕」也。

〔三〕〔集解〕惠棟曰^{〔6〕}、「世本」云、「廩君之先、故出巫蠶。落鍾山石穴中有二所、其一色赤、其一色黑、如丹漆狀」。

〔四〕〔集解〕惠棟曰^{〔7〕}、「世本」云、「乃往登呼」、「躡穴屋以劍」。不能著、獨廩君劍著而懸於穴屋」。

〔五〕〔李賢注〕『荊州圖』曰、「副夷縣西有溫泉。古老相傳、此泉原出鹽、于今水有鹽氣。縣西一獨山有石穴、有二大石、竝立穴中、相去可一丈、俗名爲陰陽石。陰石常濕、陽石常燥」^{〔8〕}。盛弘之『荊州記』曰^{〔9〕}、「昔廩君浮夷水、射鹽神于陽石之上」。案今施州清江縣水、一名鹽水。源出清江縣西都亭山。『水經』云^{〔10〕}、「夷水巴郡魚復縣」。注云、「水色清、照十丈、

分沙石。蜀人見澄清、因名清江也。〔集解〕劉攽曰⁽¹¹⁾、「注「夷水巴郡魚復縣」、案文少一「經」字」。惠棟曰⁽¹²⁾、「『世本』云⁽¹³⁾、「以土爲船雕文畫之」。又注『荊州圖』曰「副夷縣」、依『御覽』所引、當云『荊州圖副』曰「夷陵縣」云云、乙「曰」・「副」字、脱「陵」字。又「陽石常燥」「燥」一作「煬」⁽¹⁴⁾。盛弘之『荊州記』云⁽¹⁵⁾、「旱則鞭陰石、應時雨。雨則鞭陽石、俄而晴。但鞭者不壽。復不得稱名、人頗憚之」。又注⁽¹⁶⁾「夷水巴郡魚復縣」依『御覽』、「夷水別出巴郡魚復縣」、漏「別」・「出」二字」。

〔六〕〔集解〕惠棟曰⁽¹⁷⁾、「『世本』云、「廩君不知東西所向七日七夜」」。

〔七〕〔集解〕官本考證曰⁽¹⁸⁾、「『文獻通考』作「伺其便」。應從之」^{〔校補二〕}。

〔八〕〔李賢注〕『代本』曰⁽¹⁹⁾、「廩君使人操青縷以遺鹽神、曰、「嬰此。即相宜、云與女俱生、宜將去」。鹽神受縷而嬰之、廩君即立陽石上、應青縷而射之、中鹽神、鹽神死、天乃大開」也。〔集解〕劉攽曰⁽²⁰⁾、「注「即相宜、云與女俱生、宜將去」、案文少一「不」字」。惠棟曰⁽²¹⁾、「「思」當作「伺」。『水經注』云、「廩君因伺便」也。又注「宜將去」^{〔校補二〕}、「『世本』云、「弗宜將去」、去猶藏也、言弗宜藏而不嬰也」。

〔九〕〔李賢注〕此已上竝見『代本』也。〔集解〕惠棟曰⁽²²⁾、「『錄異記』云、「鹽神死、廩君復乘土船下夷城。夷城石岸曲、泉水亦曲、望之如穴狀。廩君歎曰、「我新從穴中出、今又入此。奈何」。岸即爲崩廣三丈餘而階階相承。廩君登之、岸上有平石長五尺、方一丈。廩君休其上、投策計算、皆著石焉、因立城其傍有而居之」」。

〔校補一〕案此『集解』十六字、應在下文『集解』「惠棟曰、「思」當作「伺」」之上。

〔校補二〕案『通志』注作「乃與女俱不宜將去」無「生」字。蓋「生」本即「弗」字或「不」字之譌、劉謂「少一「不」字」、尚失之。

書き下し文

巴郡・南郡の蠻、本と五姓有り、巴氏・樊氏・譚氏・相氏・鄭氏なり。皆な武落鍾離山より出づ。其の山、赤黒二穴有り、

巴氏の子赤穴に生まれ、四姓の子皆な黒穴に生まる。未だ君長有らずして、俱に鬼神に事う。乃ち共に劔を石穴に擲ちて、約すらく、能く中つる者をば、奉じて曰て君と爲さん、と。巴氏の子務相乃ち獨り之に中つるのみ。衆、皆な歎ず。又た各をして土船に乘らしめて、約すらく、能く浮く者をば、當に曰て君と爲すべし、と。餘姓悉く沈み、唯だ務相、獨り浮くのみ。因りて共に之を立て、是れ廩君と爲す。乃ち土船に乗りて、夷水従り鹽陽に至る。鹽水に神女有りて廩君に謂いて曰く、「此の地廣大にして、魚鹽の出づる所なり。願くは留まりて共に居らん」と。廩君許さず。鹽神、暮に輒ち來りて宿を取り、旦に即ち化して蟲と爲り、諸蟲と羣れ飛して、日光を掩蔽せば、天地晦冥たり。積むこと十餘日、廩君、其の便を思して、因りて之を射殺し、天乃ち開明たり。廩君、是に於て夷城に君たり、四姓、皆な之に臣たり。廩君死し、魂魄は世々白虎と爲る。巴氏、虎の人血を飲むを曰て、遂に人を曰て焉を祠る。

〔一〕〔李賢注〕音は審なり。

〔二〕〔李賢注〕『代本』に曰く、「廩君の先、故巫誕より出づ」なりと。

〔三〕〔集解〕惠棟曰く、『世本』に云う、「廩君の先、故と巫蠻より出づ。落鍾山の石穴中に二所有り、其の一は色赤く、其の一は色黒く、丹漆の狀の如し」とと。

〔四〕〔集解〕惠棟曰く、『世本』に云う、「乃ち往きて登り、呼ぶらく、「穴屋に躡くに劔を以てせん」と。著く能わざるも、獨り廩君の劔のみ著きて穴屋に懸く」とと。

〔五〕〔李賢注〕『荊州圖』に曰く、「副夷縣の西に溫泉有り。古老相傳う、此の泉、原鹽を出し、今の水に于て鹽氣あり、と。縣西に一つ獨山に石穴有り、二大石有り、穴中に竝立して、相去ること一丈ばかり、俗に名づけて陰陽石と爲す。陰石常に濕たり、陽石常に燥たり」と。盛弘之『荊州記』に曰く、「昔廩君、夷水に浮かび、鹽神を陽石の上に射る」と。案ずるに今の施州清江縣の水、一に鹽水と名づく。源は清江縣の西の都亭山より出づ。『水經』に云う、「夷水巴郡魚復縣」と。注に云う、「水の色清く、十丈を照らし、沙石を分つ。蜀人澄清なるを見て、因りて清江と名づくなり」と。〔集解〕

劉敞曰く、「注の「夷水巴郡魚復縣」は、文を案ずるに「經」字をかく」と。惠棟曰く、『世本』に云う、「土を以て船を爲り雕文して之に畫く」と。又た注の『荊州圖』に曰く「副夷縣」は、『御覽』の引く所に依れば、當に『荊州圖副』に曰く「夷陵縣」云云と云うべし、「曰」・「副」字を乙し、「陵」字を脱す。又た「陽石常に燥たり」の「燥」は「一に「場」に作る。盛弘之『荊州記』に云う、「旱なれば則ち陰石を鞭し、時に應じて雨ふる。雨ふれば則ち陽石を鞭し、俄にして晴れる。但だ鞭する者壽ならず。復た名を稱すること得ざれば、人頗る之を憚る」と。又た注の「夷水巴郡魚復縣」は『御覽』に依れば、「夷水は別れて巴郡魚復縣より出づ」と、「別」・「出」二字を漏す」と。

〔六〕〔集解〕惠棟曰く、『世本』に云う、「廩君、東西の向う所を知らざること七日七夜」と。

〔七〕〔集解〕官本考證に曰う、『文獻通考』は「其の便を伺う」に作る。應に之に従うべし」と。

〔八〕〔李賢注〕『代本』に曰く、「廩君、人をして青縷を操り以て鹽神に遺らしめて、曰く、「此れを嬰けよ。即ち相て宜しければ、云れ女と俱に生きん、宜將去」と。鹽神、縷を受けて之を嬰け、廩君即ち陽石の上に立ち、青縷に應じて之を射、鹽神に中る、鹽神死し、天乃ち大いに開く」と。〔集解〕劉敞曰く、「注の「即ち相て宜しければ、云れ女と俱に生きん、宜將去」は、文を案ずるに「不」字を少く」と。惠棟曰く、「思」は當に「伺」に作るべし。『水經注』に云う、「廩君因りて便を伺う」なり、と。又た注の「宜將去」は、『世本』に云う、「宜しからざれば將ち去れ」と、去は猶お藏のごときなり、言うところは宜しからざれば藏めて嬰けざるなり」と。

〔九〕〔李賢注〕此れより已上は竝せて『代本』に見ゆるなり。〔集解〕惠棟曰く、『錄異記』に云う、「鹽神死し、廩君、復た土船に乗りて夷城に下る。夷城の石岸曲し、泉水も亦た曲す、之を望むに穴の狀の如し。廩君歎じて曰く、「我、新たに穴中從り出で、今又た此に入る。奈何せん」と。岸即ち崩を爲すこと廣さ三丈餘りにして階きざはしを階し相承く。廩君、之に登る。岸の上に平石の長さ五尺、方一丈なる有り。廩君其の上に休みて、策を投じ算を計り、皆な石に著し、因りて立ちて其の傍に城き有ちて之に居す」と。

〔校補一〕案ずるに此の『集解』の十六字は、應に下文の『集解』の「惠棟曰、「思」當作「伺」」の上に在るべし。

〔校補二〕案ずるに『通志』の注は「乃與女俱不宜將去」に作り「生」字無し。蓋し「生」は本即ち「弗」字或いは「不」字の譌なり、劉の「一に「不」字を少く」と謂うは、尚お之を失せり。

通 釈

巴郡・南郡の蛮族は、もともと五姓あつて、それは巴氏・樊氏・譚氏・相氏・鄭氏である。みな武落鍾離山の出である。その山には赤・黒二つの石穴があり、巴氏の子は赤穴から生まれ、（巴氏以外の）四姓の子はみな黒穴から生まれた。まだ君長を立てることはなく、共に鬼神につかえていた。そこで共に剣を石穴に投げて、剣を命中させた者を君長として奉じるところを約した。巴氏の子務相だけが石穴に剣を命中させた。みなこれに感嘆した。また、各々が土船に乗り、浮くことのできた者を君長にしようと約した。余姓の船はことごとく沈み、ただ務相の船だけが浮かんた。これによつて余姓はともに務相を立てて廩君とした。そこで廩君となつた務相は土船に乗つて夷水から塩陽に至つた。塩水には神女（の塩神）がいて、廩君に「この地は広大で魚塩を産出する所です。どうかここに留まつて一緒に住んでください」と言つた。廩君はこれを許諾しなかつた。塩神は夜になるとすぐに廩君のもとにやつてきて泊まり、朝になると虫に化して、多くの虫とともに群がって飛びまわり、日光を覆い隠したので、天地は暗くなつた。この状態が十日あまりも続き、廩君はその便を考え、そのため虫に化した塩神を射殺し、そうすると天は明るくなつた。この時に及んで廩君は夷城に君臨し、四姓はみな廩君の臣下となつた。廩君が死ぬと、その魂魄は代々、白虎となつた。虎が人の血を飲むことから、巴氏の人々は、人を犠牲として白虎を祠つた。

注 釈

（1）「相氏」の「相」について、『晉書』卷一二〇李特載記ではこれを「柏」に作り、また前蜀・杜光庭『録異記』卷二異人条及び『太平御覽』卷七六九敍舟条引『世本』では「栢」に作る。惠棟『後漢書訓纂』卷一九は『広韻』去声漾部相条に

従つて「相」とすべきであるとする。

(2) 「武落鍾離山」について、清・秦嘉謨輯本『世本』はこれを「五落鍾離山」に作り、また『太平寰宇記』卷一四七長陽県条に「武落山中一名難留山、在縣西北七十八里。本廩君所出處也。『世本』云、廩君之先、故出巫蠻。落鍾山（以下略）」とあり、『水経注』卷三七夷水条の熊会貞疏引『太平寰宇記』に「武落鍾山一名難留山、在長陽縣西北七十八里」とあるように、「武落山」「落鍾山」「武落鍾山」とも記される。さらに、『大清一統志』卷二七三宜昌府武落鍾離山条に「在長陽縣西北七十八里。一名難留城山、一名龍角山」とあり、これによれば武落鍾離山は難留城山・竜角山とも言い、長陽県（現湖北省宜昌市長陽土家族自治県）の西北に比定される。この他、『通典』卷一八七南蛮条上の杜佑注に武落鍾離山の地望に関して「在今夷陵郡巴山縣」とあるが、これは漢代の佷山県の西、現湖北省長陽土家族自治県の西の巴山峡附近にあたる。なお、沈欽韓『後漢書疏証』は『水経注』卷三七夷水条に「夷水、（中略）東北丹水注之。水出西南望州山。（中略）故名望州山。俗語訛今名武鍾山」とある望州山（武鍾山は異名）について、『大清一統志』卷二七四施南府望州山条に「在東湖縣西」とあるように、これが現湖北省宜昌市の西に比定され、その地望が長陽県西北に比定される武落鍾離山とほぼ合致することから、望州山（武鍾山は異名）も武落鍾離山の異称とするが、『水経注』卷三七夷水条の楊守敬疏によれば望州山は現湖北省宜都市の西南に比定され、武落鍾離山の地望とは明らかに異なり、沈欽韓の説には俄に従いがたい。

(3) 「夷城」について、沈欽韓『後漢書疏証』卷一二はこれを夷道県、即ち現在の湖北省宜都市に比定する。

(4) 『代本』は『世本』をいう。李賢は唐の太宗李世民の「世」字を避けて「代」字を用い、『代本』と称したものと思われる。『世本』は三皇五帝より春秋時代までの帝王・諸侯・貴族の系譜、氏姓の所及び器物の創作者などを記した書で、『漢書』卷六二司馬遷伝に司馬遷が『史記』を著す際に『世本』を参照したとあることから、漢初には成立していたものと思われるが、編著者は不明。正史からは以下の八種類が確認される。①『世本』十五篇。古史官記黃帝以來訖春秋時諸侯大夫（『漢書』卷三〇藝文志）、②『世本王侯大夫譜』二卷（『隋書』卷三三經籍志二）、③『世本』二卷劉向撰（『隋書』卷三三經籍志二）、④『世本』四卷宋衷撰（『隋書』卷三三經籍志二・『旧唐書』卷四六經籍志上・『新唐書』卷五八

芸文志二は「宋衷世本四卷」に作る)、⑤『世本別錄』一卷(『旧唐書』卷四六經籍志上・『新唐書』卷五八芸文志二)、⑥『帝譜世本』七卷宋均撰(『旧唐書』卷四六經籍志上・『新唐書』卷五八芸文志二は「宋均注帝譜世本七卷」に作る)、⑦『世本譜』二卷(『旧唐書』卷四六經籍志上・『新唐書』卷五八芸文志二は「王氏注世本譜二卷」に作る)、⑧『孫氏注世本』(『史記』卷一五帝本紀の張守節正義・司馬貞索隱。但し司馬貞索隱は唐太宗李世民的「世」を避け『系本』に作る)、『世本』は『太平御覽』にも引用されており、北宋期には存在したと思われるが、その後散佚した。清の孫馮翼・張澍・秦嘉謨らの輯本が『世本八種』(商務印書館、一九五七年)に収録されている。

(5) 以下は、『太平寰宇記』卷一四七山南東道長陽県条所引の『世本』に同内容の記述がみられるが、同書では「巫誕」を「巫蠶」に作る。

(6) 以下は、『後漢書訓纂』卷一九、『後漢書補注』卷二〇からの引用で、『世本』曰「以下は、『太平寰宇記』長陽県条所引の『世本』に同内容の記述がみられる。

(7) 以下は、『後漢書訓纂』卷一九、『後漢書補注』卷二〇からの引用で、『世本』曰「以下は、『太平寰宇記』長陽県条所引の『世本』に同内容の記述がみられる。

(8) 『荊州圖』曰、「副夷縣」の部分について、『後漢書訓纂』卷一九、『後漢書補注』卷二〇は『太平御覽』卷七八五廩君条に『荊州圖』曰「夷陵縣(以下略)」とあることから、当該部分は「曰」・「副」両字の語順が逆で、「陵」字を欠いているとして、『荊州圖副』曰「夷陵縣(以下略)」とすべきであると指摘する。『荊州図副』は清の王謨や陳運溶による輯本(ともに『漢唐地理書鈔』所収)が存するが、著者及び成立年代は未詳。

(9) 盛弘之撰の『荊州記』は、『隋書』經籍志二に『荊州記』三卷、宋臨川王侍郎盛弘之撰」とある。明・陶宗儀等編『說郛』(一〇〇卷本)卷四・卷七三、同(一二〇卷本)六一写に一卷の輯本があり、また清・王謨『漢唐地理書鈔』には王謨と陳運溶による輯本が収録されており、ともに三卷である。なお、『荊州記』はこの他に東晉・范汪、劉宋・庾仲雍、劉宋・郭仲産、南齊・劉澄之が撰したものがある。『荊州記』曰「以下は、『太平御覽』卷七八五廩君条引『荊州記』に

同内容の記述がみえるが、同書は「一名夷水」の四字が多い。なお、この『太平御覧』引『荊州記』について、陳運溶は施州清江県が設置されたのは唐代以降であるから、「按（集解は「案」に作る……担当者補）」以下の部分は『荊州記』の記述ではなく、李賢注の文を誤って収録したものであると指摘する。ここでは陳運溶に従って、「案」より前の部分までを『荊州記』の記述と解した。

(10) 以下は、『水経注』夷水条からの引用であるが、同書は「夷水出巴郡魚復縣江」に作り、「出」・「江」二字が多い。

(11) 以下は、『東漢書刊誤』巻四からの引用である。劉敞は李賢注所引の『水経』の「夷水巴郡魚復縣」の句について「經」字を欠くと指摘するが、注(10)で触れたように、『水経注』夷水条に「夷水出巴郡魚復縣江」とあるように「經」ではなく、「出」字が多い。

(12) 以下は、『後漢書訓纂』巻一九、『後漢書補注』巻二〇からの引用である。

(13) 以下は、『太平御覧』敍舟条及び北宋・呉淑『事類賦』巻一六所引の『世本』に同内容の記述がみえるが、『太平御覧』は「船」を「舡」に作る。

(14) 「陰石常濕、陽石常燥」の句は『太平寰宇記』長陽県条引『荊州記』にもみえ、惠棟が指摘するように、同書は「陽石常燥」の「燥」を「煬」に作る。

(15) 以下は、『太平寰宇記』長陽県条引『荊州記』に同内容の記述がみられる。

(16) 惠棟は『太平御覧』廩君条引『水経』に従い、李賢注引『水経』の「夷水巴郡魚復縣」の句に「別出」の二字を補って「夷水別出巴郡魚復縣」とすべきであるとするが、『水経注』夷水条の経文は「夷水出巴郡魚復縣江」に作る。これによれば、夷水は魚復県（現重慶市奉節県の東）で長江から分流することになるが、同書卷三三江水条の楊守敬疏に「謂夷水出江、乃『水経』之誤」とある。夷水の水源は『大清一統志』施南府夷水条に「在恩施縣北。源出縣西北羅鍋堰」とあるように、現湖北省恩施市の西北にある。

(17) 以下は、『後漢書補注』巻二〇からの引用で、『世本』二云「以下は、『太平御覧』卷九四四虫条引『世本』に同内容の記

述がみえるが、同書では「向」を「當」に作る。

- (18) 以下は、武英殿本卷末の考証からの引用である。『後漢書集解』が指摘するように、『文献通考』卷三二八廩君種条の注引『後漢書』では「思其便」の「思」を「伺」に作る。また、戴蕃予『稿本後漢書疏証』が指摘するように、唐・張楚金『翰苑』も「思」を「伺」に作る。なお〔校補一〕はこの注について、下文注〔八〕の集解の「惠棟曰、「思」當作「伺」」の前にあるべきだとする。

- (19) 以下は、『太平御覽』廩君条及び『通志』卷一九七巴郡南郡蛮条の注引『世本』に同内容の記述がみえ、この他、『晉書』李特載記、前蜀・杜光庭『錄異記』異人条、『太平広記』卷四八一廩君条にも同内容の記述がみえる。

「宜將去」の句について、劉放『東漢書刊誤』卷四は「宜」の前に「不」字を欠くと指摘し、『後漢書訓纂』卷一九、『後漢書補注』卷二〇は「弗」字を補つてこれを解釈する。文脈から判断すれば、劉放や惠棟が指摘するように「宜」の前に「不」または「弗」を補うべきであろう。なお、〔校補二〕は「宜」の前にある「生」を「不」或いは「弗」の譌字と解している。また、「宜將去」の「去」について、惠棟は「藏」の意とするが、『晉書』・『錄異記』・『太平広記』では「去」の後に「汝」があり、これらに従えば「去る」の意で解される。「相宜、云與女俱生」と「不（或いは弗）宜將去」との対応関係からみれば、「去る」の意で解すべきではないだろうか。

- (20) 以下は、『東漢書刊誤』卷四からの引用である。

- (21) 以下は、『後漢書訓纂』卷一九、『後漢書補注』卷二〇からの引用で、『水經注』云「以下は『水經注』夷水条からの引用である。

- (22) 以下は、『後漢書訓纂』卷一九、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。後者によれば、これは『太平広記』廩君条引の『錄異記』からの引用である。また、沈欽韓『後漢書疏証』卷一二が指摘するように『晉書』李特載記にも同内容の記述がみられる。

〔一八〕

本文

及秦惠王并巴中⁽¹⁾、曰巴氏爲蠻夷君長、世尚秦女。其民爵比不更⁽²⁾、有罪得已爵除⁽³⁾。其君長歲出賦二千一十六錢⁽⁴⁾、三歲一出義賦千八百錢。其民戸出幪布八丈二尺・雞羽三十鎰⁽⁵⁾。漢興、南郡太守靳彊請一依秦時故事⁽⁶⁾。

〔一〕〔集解〕劉放曰⁽⁷⁾、「巴氏之君可有爵耳、民何故輒得之。明衍「民」字」^{〔校補〕}。

〔二〕〔李賢注〕『說文』⁽⁸⁾、「幪、南蠻夷布也」。音公亞反。『毛詩』⁽⁹⁾、「四鎰既均」。『儀禮』⁽¹⁰⁾、「矢鎰一乘」。鄭玄注曰、「鎰、猶候也。候物而射之也」。三十鎰、一百四十九⁽¹¹⁾。俗本、「幪」作「蒙」、「鎰」作「鏃」者、竝誤也。〔集解〕劉放曰⁽¹²⁾、「注、

案、鎰三羽當九十。若四矢爲一鎰、則三百六十、無緣得一百四十九。未詳」。

〔三〕〔集解〕惠棟曰、「孫愐云⁽¹³⁾、靳、姓。楚有大夫靳尚⁽¹⁴⁾。居焮切」。

〔校補〕柳從辰曰、「御覽」七百八十五引作「其人」。今作「民」。疑後人回改之誤。今案、別上君長而言其人。人猶是民也。『通志』本范書、仍作「其民」。且下文亦其君長・其民對舉。可知作民本不誤。不更爲秦爵第四級。獲此爵者、不豫更卒之事。

故名不更。秦人撫輯新附諸蠻、優其君長、使得世尚秦女。優其民、使得不豫更卒、而但出常賦。本不足異。漢興、常賜民爵、民固不妨有爵。爵比不更、亦尚非眞。如劉氏之說、以此爵屬巴氏之君、既君長矣、何更須爵。爵又何僅止於不更⁽¹⁵⁾。抑無君長有罪。得以爵除者、則於說轉窒矣⁽¹⁶⁾。

書き下し文

秦の惠王の巴中を并するに及び、巴氏を曰て蠻夷の君長と爲し、世々秦の女を尚らしむ。其の民の爵を不更に比し、罪有らば爵を曰て除くことを得しむ。其の君長は歲ごとに賦二千一十六錢を出し、三歳に一たび義賦千八百錢を出す。其の民は戸ごとに幪布八丈二尺・雞羽三十鎰を出す。漢、興るや、南郡太守靳彊、一^{もっぱら}秦の時の故事に依らんと請う。

〔一〕〔集解〕劉放曰く、「巴氏の君、爵を有すべきのみ、民、何の故に輒ち之を得んや。明らかに「民」字を衍とす」と。

〔二〕〔李賢注〕『説文』に、「幪は、南蠻夷の布なり」と。音は公亞の反。『毛詩』に、「四鍬、既に均し」と。『儀禮』に、「矢鍬一乘」と。鄭玄の注に曰く、「鍬は、猶お候のごときなり。物を候して之を射るなり」と。三十鍬は、一百四十九。俗本に、「幪」を「蒙」に作り、「鍬」を「鍬」に作るは、竝な誤りなり。〔集解〕劉放曰く、「注、案するに、鍬三羽、九十に當る。若し四矢を一鍬と爲せば、則ち三百六十にして、一百四十九を得るに縁無し。未だ詳らかならず」と。

〔三〕〔集解〕惠棟曰く、「孫愐云う、「斬は、姓。楚に大夫斬尚有り。居焮の切」と」と。

〔校補〕柳從辰曰く、『御覽』七百八十五、引きて「其人」に作る。今、「民」に作る。疑うらくは、後人の回改の誤りならん。今、案するに、別に君長を上げて其の人と言う。人は猶お是れの民のごときなり。『通志』は范書に本づきて、仍お「其民」に作る。且つ下文も亦た「其君長」と「其民」とをもて對舉す。「民」に作るは本と誤らざることを知るべし。不更は秦の爵の第四級爲り。此の爵を獲る者は、更卒の事に豫らず。故に不更と名づく。秦人、新増の諸蠻を撫輯し、其の君長を優し、世々秦の女を尙ることを得しむ。其の民を優し、更卒に豫らざることを得しめ、但だ常賦を出さしむ。本と異とするに足らず。漢の興るや、常に民に爵を賜う、民、固より爵を有することを妨げず。爵を不更に比すとは、亦た尙お眞に非ざるがごとし。劉氏の説の如く、此の爵を以て巴氏の君に屬せしむれば、既に君長たるに、何ぞ更に爵を須いんや。爵、又た何ぞ僅かに不更に止まらんや。抑も君長に罪有ること無し。爵を以て除くことを得とは、則ち説に於て轉窒たり」と。

通 釈

秦の恵王は巴中を併合すると、巴氏を蛮夷の首領とし、代々秦人の女を娶らせた。また、その支配下の民の地位を不更に準じるものとし、罪を犯した場合でも爵で贖うことができるようにした。蛮夷の首領は毎年、二〇一六錢を賦として国家に納め、また三年に一度、義賦を一八〇〇錢納入した。一方、その支配下の民は、世帯ごとに幪布を八丈二尺（約一九メートル

ル）、鍬三〇本分の鶏の羽を納めた。漢が建国されると、南郡太守の靳彊は、もっぱら以上のような秦のときの慣例に従って、当地の蛮夷を統治しようと、朝廷に対して願ひ出た。

注 釈

（1）恵王は戦国時代中期の秦の君主。恵文王ともいう。孝公の子。秦の領土を拡大し、王号を称した。巴が恵王のとき秦に併合されたことは、『史記』卷八七李斯列伝にみえ、「恵王用張儀之計、拔三川之地、西并巴・蜀、北收上郡、南取漢中、包九夷、制鄢・郢、東據成皋之險」とある。

（2）「不更」は爵位の名。後漢・衛宏『漢旧儀』卷下、『漢書』卷一九・百官公卿表上、『続漢書』百官志五によれば、秦の二十等爵制の中では下から数えて第四級に位置する。

（3）『商君書』境内篇に「其獄法、高爵訾下爵級。（中略）爵自二級以上有刑罪則貶、爵自一級以下有刑罪則已」とあり、また『漢旧儀』卷下に「秦制二十爵。男子賜爵一級以上、有罪以減、年五十六免。無爵爲士伍、年六十乃免者、有罪、各盡其刑」とあるように、有爵者には刑罰減免の特権があった。なお、睡虎地秦簡の「法律答問」には、「可（何）謂贖鬼薪盜足。可（何）謂贖宮。●臣邦眞戎君長、爵當上造以上、有臯當贖者、其爲羣盜、令贖鬼薪盜足。其有府（腐）臯、【贖】宮。其它臯比羣盜者亦如此」（第四八三簡・四八四簡）とあり、また「眞臣邦君公有臯、致耐臯以上、令贖。可（何）謂眞。臣邦父母產子及產它邦而是謂眞。●可（何）謂夏子。●臣邦父・秦母謂毆（也）」（第五四七簡・五四八簡）とあるように、秦の支配下にある臣邦の君長や君公が罪を犯した場合に、減刑する規定がみえる。

（4）『通典』卷一八七廩君種条には、本段落とほぼ同じ記述がみえるが、『通典』では「君長」を「人」に作る。
伊藤敏雄氏は張家山漢簡「奏瀝書」の案例一に「●母憂曰、變（蠻）夷、大男子。歲出五十六錢以當繇（徭）賦、不當爲屯。（中略）●詰母憂、律、變（蠻）夷男子歲出賣錢、以當繇（徭）賦。（中略）母憂曰、有君長、歲出賣錢、以當繇（徭）賦、即復也。（中略）●鞠之、母憂、變（蠻）夷、大男子。歲出賣錢、以當繇（徭）賦」とあるように、蛮夷が毎年五六錢

を「實錢」すなわち「徭賦」として納めていることから、本條の賦二〇一六錢は五六錢×三十六人＝二〇一六錢ということ、蛮夷の君長が三十六人の賦をとりまとめて納入したことを意味すると解している。そして、巴氏のもとに三十六人の成人男子しかいなかったとは考えがたく、実際にはもっと多数の成人男子を支配していたはずであるから、三十六人のみを納めさせることによって、巴氏を優遇したものとする（伊藤一九九五）。しかし、案例一は李学勤氏、彭浩氏が指摘するように、漢の高祖十一年（前一九六）の案件であり（李一九九四、二二四頁、彭一九九三）、戦国時代中期の賦税の金額が前漢早期と同じであったのかは疑問である。また、注（八）で後述するように、實と幪は全く別のものである可能性がある。

（五）「幪」について南唐・徐鍇『說文繫伝』卷一四は「此亦漢制名。賧夷布爲幪。幪猶中國言税也」と述べ、夷布を税とすることであり、「税」と同義であるとする。巴が幪布を納めたことは、『文選』卷六所収の西晉・左思「魏都賦」李善注が引く後漢・応劭『風俗通義』にも「廩君之巴氏、出幪布八丈」とみえる。なお、戴蕃予『稿本後漢書疏記』九三一頁が引用しているように、『魏書』卷九六賈李雄伝には「秦并天下、爲黔中郡。薄賦其民、口出錢三十。巴人謂賦爲實」とある。「鏃」は『爾雅』釈器に「金鏃翦羽謂之鏃。骨鏃不翦羽謂之志」とあり、『說文』金部に「鏃、矢。金鏃翦羽謂之鏃」とあるように、金属製のやじりと羽のついた矢。したがって、「雞羽三十鏃」は鏃三〇本分の鶏の羽ということであろうか。なお、『周礼』夏官司弓矢の鄭玄注に「枉矢・殺矢・矰矢・恆矢、弓所用也。絜矢・鏃矢・箠矢・痺矢、弩所用也」とあるのによれば、鏃は弩につがえる矢であったようである。

（六）『通典』廩君条、及び『太平御覽』卷七八五廩君条の引く『後漢書』では「疆」を「強」に作る。

「南郡太守靳疆」は『史記』卷七項羽本紀、同卷一八高祖功臣侯者年表、『漢書』卷一高帝紀上、同卷一六高惠高后文功臣表にみえる靳疆のことであろう。靳疆は漢の高祖に従って項羽と戦い、その戦功によって汾陽侯に封ぜられた人物。南郡太守を務めたという史料は他にみあたらないが、李開元氏が指摘するように、張家山漢簡「奏瀨書」の案例一四と案例一五に「南郡守強」という人物が登場し、同一人物と考えられる（李二〇〇〇、三三二・三三三頁）。李学勤氏、彭浩氏

によれば、案例一四は高祖八年（前一九九）、一五は高祖七年（前二〇〇）の案件であるから（李一九九四、二一九頁、二二二頁、彭一九九三）、時代もまさに一致する。

（7）以下は、『東漢書刊誤』巻四からの引用である。劉放は、民が賜爵の対象であるはずはなく、賜爵は君長に限られたとする。しかし、校補が引く柳從辰の説にあるように、漢代ではしばしば民に対して賜爵が行われていたし、また秦でも民が爵を持っていたことは、今日ではさまざまな出土文字資料からも確認されるので、民が賜爵の対象であっても何の問題もない。

（8）以下は、『説文』巾部からの引用である。しかし、惠棟『後漢書訓纂』巻一九が「案、今『説文』云、幪、南郡蠻夷賁布」と述べ、また沈欽韓が『説文』、幪、南郡蠻夷賁布也。（中略）注引『説文』脱落」とそれぞれ述べているように、『説文』の大徐本では「南」の下に「郡」字、「布」の上に「賁」字がある。これについて清・沈濤『説文古本考』巻七下は「濤案、『後漢』南蠻傳注引作南蠻夷布也。『御覽』七百八十五夷部・『通典』一百八十七引作南郡蠻夷布也。蓋古本無賁字。郡字亦衍」と述べており、『説文』の古本では賁字がなく、郡字も衍字であると推測する。一方、清・王筠『説文解字句読』は『後漢書』之幪布、在巴郡南郡蠻篇中。『後漢書』注・『寰宇記』引此文、皆無賁字、是也。傳曰、槃瓠之後輸布一匹、小口二丈、是謂賁布。廩君之巴氏出幪布八丈二尺。然則賁・幪雖皆以布爲賦之名、而其地不同、其數不同、不可合爲一也」と述べており、そもそも幪と賁は別のものであるから、むしろ賁字があるべきではないとする。ところが、小徐本では「南郡」を「泉帛」に作り、これでは麻製のえりあての意となる。したがって、いずれが是であるかは、なお検討の余地がある。

（9）以下は、『詩』大雅行葦からの引用である。

（10）以下は、『儀礼』既夕礼からの引用である。

（11）『通典』では「二百四十九」を「百二十也」に作る。また、『通志』巻一九七南蛮上巴郡南郡蛮には、本段落とほぼ同じ記述がみえるが、『通志』では「百二十矢」に作る。

(12) 以下は、『東漢書刊誤』卷四からの引用である。李賢と劉放の注について、沈欽韓は「按、釋器、金鏃翦羽謂之鏃。『周禮』、鏃矢・殺矢。注、謂可伺候以射敵。以箭前之鐵爲極重、是鏃矢・持鏃之重者。故『詩』正義引孫炎云、金鏃斷羽、使前重也。『詩』行葦、既挾四鏃。鄭箋引大射禮、搯三挾一個。言已挾四鏃、則已編釋之。是四鏃爲四矢、不得名四矢爲一鏃也。此鷄羽三十鏃、直謂以鷄羽之矢三十個。注與劉氏『刊誤』皆非。劉又錯會意、以矢著羽有三。故謂三十鏃當九十羽」と述べており、「雞羽三十鏃」は一四九枚の羽でもなければ、九〇枚の羽でもなく、単に鷄の羽のついた矢が三〇本の意であるとする。また、清・王念孫『讀書雜誌』余編上後漢書は「念孫案、鏃者矢名。此言雞羽三十鏃則非謂鏃矢也。鏃讀爲猴。『方言』、猴、本也。『廣雅』同。郭璞曰、今以鳥羽本爲猴。『說文』曰、猴、羽本也。『九章算術』粟米章、買羽二千一百猴。劉徽曰、猴、羽本也。數羽稱其本。猶數草木稱其根株也。義與此雞羽三十猴同。作鏃者借字耳」と述べ、鏃は「猴」の通仮字であり、羽を数える量詞であるとする。

(13) 孫愐は唐代の人物で、『唐韻』の撰者。『唐韻』自体は散逸してしまったが、北宋の成立である『広韻』は『唐韻』に基づいて編纂されたものである。以下はこの『広韻』から引用したものであろう。すなわち、同書去声焮韻に「斬、固。又姓。楚有大夫斬尚。居焮切五」とある通りである。

(14) 斬尚は戦国時代中期の人物。楚の懷王の寵臣で、屈原を讒言によつて陥れた。

(15) 注(3)で挙げた睡虎地秦簡の第四八三簡にみえる「臣邦眞戎君長、爵當上造以上」を「臣邦眞戎君長のうち、爵が上造以上に相当する者」と解するのが正しいとすれば、上造は下から数えて第二級であるから、むしろ不更よりも低爵の君長の存在が秦律において予定されていたことになる。ただし、この「臣邦眞戎君長」と「爵當上造以上」を並列にして読むことも可能であるので、何ともいえない。

(16) 注(3)で挙げた睡虎地秦簡の第四八三簡・四八四簡、それから第五四七簡・五四八簡によれば、明らかに蛮夷の君長も罪に問われる場合のあったことがわかるので、柳從辰の説は正しくない。しかも、注(15)で問題にしたように、第四八三簡・四八四簡の「臣邦眞戎君長、爵當上造以上」を「臣邦眞戎君長のうち、爵が上造以上に相当する者」と解するの

が正しいとすれば、以下は蛮夷の君長が爵によつて罪を贖うことを認めた規定ということになるう。

〔一九〕

本文

至建武二十三年、南郡潯山蠻雷遷等始反叛^(一)、寇掠百姓。遣武威將軍劉尚將萬餘人討破之⁽¹⁾。徙其種人七千餘口、置江夏界中。今沔中蠻是也⁽²⁾。和帝永元十三年、巫蠻許聖等已郡收稅不均^(二)、懷怨恨、遂屯聚反叛⁽³⁾。明年夏、遣使者督荊州諸郡兵萬餘人討之。聖等依憑阻隘⁽⁴⁾、久不破。諸軍乃分道並進、或自巴郡魚復數路攻之⁽⁵⁾。蠻乃散走、斬其渠帥、乘勝追之、大破聖等⁽⁶⁾。聖等乞降。復悉徙置江夏。靈帝建寧二年、江夏蠻叛。州郡討平之⁽⁷⁾。光和三年、江夏蠻復反、與廬江賊黃穰相連結十餘萬人、攻沒四縣、寇患累年。廬江太守陸康討破之⁽⁸⁾、餘悉降散⁽⁹⁾。

〔一〕〔李賢注〕潯音屠。

〔二〕〔李賢注〕巫、縣。屬南郡⁽¹⁰⁾。

書き下し文

建武二十三年に至りて、南郡潯山の蠻雷遷等、始めて反叛し、百姓を寇掠す。武威將軍劉尚を遣わして萬餘人を將いて之を討破せしむ。其の種人七千餘口を徙し、江夏の界中に置く。今の沔中蠻、是れなり。和帝の永元十三年、巫蠻の許聖等、郡の收税の均しからざるを以て、怨恨を懷き、遂に屯聚して反叛す。明年の夏、使者を遣わして荊州の諸郡の兵萬餘人を督して之を討たしむ。聖等、阻隘に依憑して、久しく破れず。諸軍、乃ち道を分ちて並進し、或は巴郡の魚復自り數路にして之を攻む。蠻、乃ち散走し、其の渠帥を斬り、勝に乗じて之を追ひ、大いに聖等を破る。聖等、降らんと乞う。復た悉く徙して江夏に置く。靈帝の建寧二年、江夏の蠻、叛す。州郡、之を討平す。光和三年、江夏の蠻、復た反し、廬江の賊黃穰と相

連結すること十餘萬人にして、四縣を攻没し、寇患、年を累ぬ。廬江太守陸康、之を討破し、餘、悉く降散す。

〔一〕〔李賢注〕 潺の音は屠。

〔二〕〔李賢注〕 巫は、縣なり。南郡に屬す。

通 積

後漢・光武帝の建武二三年（四七）になると、南郡の潺山の蛮夷雷遷らが反乱を起こし、民に対して略奪をはたらいた。そこで、朝廷は武威將軍劉尚を派遣し、一万人あまりの軍勢を率いて反乱軍を討ち破らせた。そして、潺山の蛮夷と同一種族の者七〇〇〇人あまりを、江夏郡の郡境の中に移住させた。今の沔中蛮は、まさにこのとき移住してきた者たちである。和帝の永元一三年（一〇一）、巫蛮の許聖らは、郡による徴税が不公平であることに怨恨を懷き、遂に寄り集まって反乱を起こした。翌年の夏、朝廷は使者を派遣し、荊州の諸郡の兵一万人あまりを率いて反乱軍を討伐させた。しかし、許聖らは険しくて狭い地形をたのんで、長い間敗れなかった。そこで、諸軍はいくつかの道にわかれて軍を進め、巴郡の魚復県から數路を経て攻め入る部隊もあった。こうして巫蛮はちりぢりに逃れるに至った。討伐軍は反乱軍の頭目を斬り、勝ちに乗じて追撃し、大々的に許聖らを破った。聖らは降服せんと朝廷に対して願ひ出た。そこで、朝廷は潺山蛮の場合と同様に、巫蛮をことごとく江夏郡に移住させた。ところが、靈帝の建寧二年（一六九）、これらの江夏の蛮夷が反乱を起こした。このときは当地の州・郡が反乱軍を討伐して平定した。光和三年（一八〇）、江夏の蛮がまた反乱を起こし、廬江の反乱軍である黃穰と結んで十万人あまりもの勢力になり、四つの県を攻め落し、反乱の憂いが連年続いた。しかし、廬江太守の陸康が反乱軍を討ち破り、殘党もことごとく降服した。

注 釈

(1) 「武威將軍」は將軍号の一つ。劉尚を指す場合が多いが、後漢では他に光武帝期の郭守、それから三国魏では公孫度がこの称号を有していた。『後漢書』卷一七岑彭列伝、『三国志』卷八魏書公孫度伝参照。

(2) 「今」とは『後漢書』の撰者である范曄の時代、すなわち南朝宋の時代を指すと思われるが、『宋書』卷九七夷蛮列伝に「其後沔中蠻大動、行旅殆絶」とあるように、沔中蛮は当時においても活発な動きをみせていたようである。

「沔」については『漢書』卷二八地理志下に「武都郡、武帝元鼎六年置。（中略）縣九。武都。東漢水受氐道水、一名沔。過江夏、謂之夏水」とある。

以上の事件は『後漢書』卷一光武帝紀下建武二十三年条に「二十三年春正月、南郡蠻叛。遣武威將軍劉尚討破之、徙其種人於江夏」とある。

(3) 以上の事件は『後漢書』卷四孝和帝紀永元一三年一二月条に「辛卯、巫蠻叛、寇南郡」とある。

(4) 紹興本では「阻」を「岨」に作る。また、『通志』卷一九七巴郡南郡蛮には、本段落とほぼ同じ記述がみえるが、『通志』でも「岨」に作る。ただし、清・張自烈『正字通』阜部に「阻、（中略）又通作岨。高唐賦、巫山之陽、高丘之岨」とあるように、両字は通仮の関係にある。

(5) 「魚復」が巴郡の属県であることは、『続漢書』郡国志五にもみえる。

(6) 以上の事件は『後漢書』孝和帝紀永元一四年条にもみえ、「夏四月、遣使者督荊州兵討巫蠻、破降之」とある。

(7) 以上の事件は『後漢書』卷八孝靈帝紀建寧二年条にもみえ、「九月、江夏蠻叛。州郡討平之」とある。

(8) 陸康は後漢末期の人。高成令・武陵太守・桂陽太守・樂安太守・議郎・廬江太守などの官を歴任。袁術に攻められ、病を發して死んだ。『後漢書』卷三二に列伝がある。

(9) 以上の事件については『後漢書』孝靈帝紀光和三年条に「夏四月、江夏蠻叛」とあり、また同卷三一陸康列伝に「會廬江賊黃穰等與江夏蠻連結十餘萬人、攻沒四縣。拜康廬江太守。康申明賞罰、擊破穰等、餘黨悉降」とある。なお、唐・李

吉甫『元和郡県図志』卷三〇江南道六溪州に「黔山在〔三亭〕縣西五十里。後漢時、陸康伐蠻假此。既禱請爲援。諸樹木皆有人馬之形、因平郡寇。改爲武神山」とあり、陸康が反乱軍の討伐に際して祈禱をとり行ったところ、樹木が全て人馬の形になり、これによつて反乱軍を鎮圧したという話がみえる。ただし、これについて沈欽韓『後漢書疏証』卷一二は「陸康在廬江、其所討乃江夏蠻、與武陵郡遠、不相值」と述べており、地理的には問題があることを指摘する。

(10) 巫県が南郡の属県であることは、『統漢書』郡国志四にもみえる。

[110]

本文

板楯蠻夷者^(一)、秦昭襄王⁽²⁾時有一白虎、常從羣虎數遊秦・蜀・巴・漢之境、傷害千餘人⁽³⁾。昭王乃重募國中有能殺虎者、賞邑萬家・金百鎰⁽⁴⁾。時有巴郡閬中夷人、能作白竹之弩、乃登樓射殺白虎⁽⁵⁾。昭王嘉之、而巳其夷人、不欲加封⁽⁶⁾、乃刻石盟要、復夷人頃田不租、十妻不算⁽⁷⁾、傷人者論、殺人得巳俛錢贖死⁽⁸⁾。盟曰「秦犯夷、輸黃龍一雙⁽⁹⁾。夷犯秦、輸清酒一鍾⁽¹⁰⁾」。夷人安之。

〔一〕〔集解〕沈欽韓曰⁽¹¹⁾、「『華陽國志』⁽¹²⁾、「世號白虎復夷、今所謂弭頭虎子也」。『隸續』繁長張禪等題名、有「白虎夷王謝節、白虎夷王資偉」⁽¹³⁾。蓋卽板楯之種」。

〔二〕〔李賢注〕『華陽國志』曰⁽¹⁴⁾、「巴夷廖仲等射殺之」也。〔集解〕惠棟曰⁽¹⁵⁾、「『華陽國志』云、「巴夷胸認廖仲、藥何、射虎秦精等、射虎。中頭三箭。白虎常從羣虎、瞋恚、盡搏殺羣虎、大咆而死」」。

〔三〕〔李賢注〕優寵之故、一戸免其一頃田之稅、雖有十妻、不輸口算之錢。復音福。

〔四〕〔李賢注〕何承天『纂文』曰、「俛、蠻夷贖罪貨也」。音徒濫反。〔集解〕惠棟曰⁽¹⁶⁾、「字書皆作「賧」。錢大昕曰⁽¹⁷⁾、「『說文』無「賧」字。當以「俛」爲正」。

書き下し文

板楯の蠻夷は、秦の昭襄王の時に一白虎有り、常に羣虎を從えて數々秦・蜀・巴・漢の境に遊び、千餘人を傷害す。昭王、乃ち重ねて國中に募り能く虎を殺す者有らば、邑萬家・金百鎰を賞せんと。時に巴郡閬中の夷人有り、能く白竹の弩を作りて、乃ち樓に登りて白虎を射殺す。昭王これを嘉するも、而して其の夷人たるを曰て、封を加うるを欲せず、乃ち石に刻して盟要し、夷人を復して頃田に租せざらしめ、十妻算せず、人を傷つくる者は論じ、人を殺さば俵錢を曰て死を贖うを得。盟して曰く「秦、夷を犯さば、黃龍一雙を輸さん。夷、秦を犯さば、清酒一鍾を輸さん」と。夷人、之に安ず。

〔一〕〔集解〕沈欽韓曰く、『華陽國志』に「世々白虎復夷と號すは、今の所謂弼頭虎子なり」と。『隸續』繁長張禪等題名に、「白虎夷王謝節・白虎夷王資偉」有り。蓋し即ち板楯の種ならん」と。

〔二〕〔李賢注〕『華陽國志』に曰く、「巴夷の廖仲等之を射殺す」なりと。〔集解〕惠棟曰く、『華陽國志』に云う、「巴夷胸臆の廖仲・藥何・射虎秦精等、虎を射る。頭に中ること三箭。白虎は常に羣虎を從え、瞋恚して、盡く羣虎を搏殺し、大いに响えて死す」と。

〔三〕〔李賢注〕これを優寵するが故に、一戸ごとに其の一頃田の税を免じ、十妻有りと雖も、口算の錢を輸さず。復の音は福。

〔四〕〔李賢注〕何承天『纂文』に曰く、「倓は、蠻夷の罪を贖うの貨なり」と。音は徒濫の反。〔集解〕惠棟曰く、「字書は皆な「倓」に作る」と。錢大昕曰く、『説文』に「倓」字無し。當に「倓」を以て正と爲すべし」と。

通釈

板楯蛮夷の起源についてはこのように伝えられる。秦の昭襄王の治世に一匹の白虎がいた。その白虎は常に多くの虎を從えて、たびたび秦・蜀・巴・漢の境域をめぐりあるき、千人以上を殺傷した。昭王は度々ひろく国内に（白虎のもたらす被

害を食い止める）人士を募り、白虎を殺すことに成功した者がいたならば、その報酬として一万家の邑と百鎰の金を与えるとした。そのおり、巴郡の閬中の夷人のなかに、白竹の弩を作るのに巧みな者がおり、そこで楼に登って白虎を射殺した。昭王はこのことを喜んだが、（白虎を殺したのが）夷人であったので、先に約束した報酬を与えようとしなかった。そこで、（夷人との）盟約を石に刻むこととし、夷人を優遇して一頃の田地には租税を課することを無くし、たとえ十人の妻を娶っていても、妻については人頭税を課すことはないようにし、夷人が人を傷つけた場合にはそれに応じた罪を定め、夷人が人を殺害した場合には倅銭で死罪を贖うことができるようにした。（また夷人との）盟誓は「もし秦が夷を犯したならば、黄竜一つがいを送り、もし夷が秦を犯したならば、清酒一鍾を送ることしよう」ということになった。夷人はこれによって落ち着き定まるようになった。

注 釈

（1）以下の板楯蛮についての記述は『太平御覧』卷七八板楯蛮条に引用されており、『通典』卷一八七板楯蛮条も出典を明記しないが本段の記述を略出した内容となっている。また、『華陽国志』卷一巴志にも、ほぼ同内容の記述がみえる。冒頭の「板楯蠻夷者」の部分について、『太平御覧』は「夷」字を欠き、『華陽国志』では全欠となっている。

（2）名は羸稷。秦の恵文王の子で、武王の異母弟。魏冉を相とし、白起を将として諸侯の軍を破る。東周君を来朝せしめ、西周君をしてことごとくその邑を献ぜしめた。

（3）『華陽国志』巴志には「秦昭襄王時、白虎爲害、自秦・蜀・巴・漢患之」とある。任乃強氏は『華陽国志』の後文に白虎が「歴四郡」とあるので、『華陽国志』の「秦」は黔中郡を指す「黔」に作るべきとし、さらに『後漢書』が「秦・蜀・巴・漢之境」に作るのも誤りとする（任一九八七、一四頁）。

（4）『太平御覧』板楯蛮条は「重」、「能」、「金百鎰」の字句を欠く。『華陽国志』巴志には「秦王乃重募國中有能煞虎者邑萬家、金帛稱之」とある。任乃強氏は「金帛稱之」の句は、夷人が「邑萬家」の邑長になることを拒否した場合には、万家

の邑君の収入と同じだけの金帛を報酬とする意と解釈し、『後漢書』が「賞邑萬家・金百鎰」と併記するのは誤りとするが（任一九八七、一四頁注釈①）、論拠に乏しい。

（5）『後漢書』本段の記述によれば、秦の昭襄王の求めに応じて白虎を殺害したのは「閬中」の夷人であるという。『華陽国志』巴志には「於是夷胸忍、廖仲・薬何・射虎秦精等、乃作白竹弩於高樓上、射虎。中頭三節。白虎常從羣虎、瞋恚、盡搏煞羣虎、大响而死」とあり、それを「胸忍・廖仲・薬何・射虎秦精等」とする。『後漢書』本段の「閬中」と『華陽国志』の「胸忍」は地名で、『続漢書』郡国志五によればともに巴郡の属県であるが、前者は現在の四川省閬中市、後者は現在の四川省雲陽県にあたり別の地である。任乃強氏は、『後漢書』と『華陽国志』の記述を合わせ、胸忍の夷人である廖仲と薬何が秦王の求めに応じ、虎を射ることで著名な閬中の夷人である射虎秦精と協力して胸忍で白虎を殺害したとする（任一九八七、一五頁注釈②）。しかし、『通典』は「巴郡閬中夷廖仲等」としているので、氏の解釈には検討の余地がある。

また、『華陽国志』には、高樓の上から虎を射て「中頭三節」したとある。劉琳氏は、この句について、「節」字では意味が通らないとし、「箭」に作る版本や、「中頭三節」を「中頭三矢」に作る『太平広記』卷四二六白虎条引『華陽国志』に従い、虎の頭に矢が三本打ちこまれた意と解するが（劉一九八四、三五頁注【二】）、任乃強氏は、白竹の矢が固いため虎の頭に矢が三節めりこんだ意と解釈し、後人が誤って「箭」や「矢」に改めたものとする（任一九八七、一五頁注釈②）。

（6）『太平御覧』板楯蛮条は「而」字を欠く。『華陽国志』には「秦王嘉之、白虎歷四郡、害千二百人。一朝患除、功莫大焉。欲如約、王嫌其夷人」とする。

（7）紹興本及び『太平御覧』板楯蛮条は「算」を「筭」に作る。「復」は、秦・漢代の史料では「復除」とも記され、税役などの免除に関わる語である。この「復」として免除される範囲については、従来さまざまな議論が展開されてきた。近年では、重近啓樹氏が従来の学説を整理したうえで、漢代における「復除」・「復」の語が、それ自体に税役免除や力役免除など、特定の税目免除の義をもつものではなく、「除」と同義で、「のぞく、免除する」という意で使用される税役関係用

語であつたと指摘している（重近一九九九、二五五・二五六頁）。山田勝芳氏は、「復」、「復除」という語は、先秦から秦代そして秦制を引き継いだ前漢時代前期までは主に徭役（兵役）免除の意として用いられていたが、前漢時代後期から後漢時代にはそれが賦税免除の意味にも使用されるようになった、と指摘している（山田一九九三、六〇一・六〇二頁）。このような議論の中で、この板楯蛮に対する「復」は秦代の「復」を考察するうえで重要な史料となっている。

『後漢書』の文中では「復」の内容として「頃田不租、十妻不算」とあり、これを李賢注は「一戸につき一頃の田の税を免除し、十人の妻がいても口算の錢を課さない」と解している。劉琳氏は、『華陽国志』巴志の注において「一戸につき一頃に満たない田の租税を免除し、十人の妻がいても口算を課さない」と解しており（劉一九八四、三五頁注【五】）、「頃田不租」の解釈が李賢注と異なる。任乃強氏は、「頃田不租」を一戸につき一頃の田租が免除され、一頃を越えた額を賦として納めることを指すと解し、「十妻不算」を一戸からは一人の口算を徴収することを指すと解し、「十妻」というのは戸の人口が多い場合を極端に示した比喻で、妻が一人以上の場合に税を徴収する意味ではないとする（任一九八七、一五頁注釈③）。

（8）『華陽国志』巴志には「傷人者、論。煞人、雇死倓錢」とあり、劉琳氏は、「論」を事件のいきさつや軽重を按じて罪を論ずる意、「雇死」を殺人を犯した者が被害者の家に一定の賠償金を支払うことで死罪を免れる意で、「倓錢」はその賠償金を指すと解釈する（劉一九八四、三六頁注【六】）。任乃強氏は、「雇死」を殺人を犯したものが金銭で雇った身代わりの人間の命で罪を償う意と解釈し、実際には身代わりの人間が死ぬことはなく、身代わりを雇う金額に相当する金銭が被害者の遺族に支払われたのではないかとする。そして、この習俗は西南民族において近世にいたるまで保持されていたとする。また「死」字の下に「納」字があるべきとし、「倓錢」という賠償行為は、人を傷害した場合と殺害した場合の双方に適応されるとする（任一九八七、一五頁注釈③）。なお、『太平広記』白虎条引『華陽国志』は「傷人不論。殺人不死」に作る。「倓」もしくは「賧」については注（17）を参照。

（9）沈欽韓『後漢書疏証』卷二二は、「輸黃龍一雙」について、清・閔叙『粵述』（『竜威秘書』所収）を引用している。『粵

述』には「犛犛交易文書内云、如有翻悔與龍角一對、或云鳳毛明珠等、常笑其妄」とあり、『後漢書』の記述には何か基づくところがあったのだろうと指摘している。ここから、沈欽韓は『粵述』を引用することで「黃龍」とは「龍角」であると解していたようである。

「黃龍」については『華陽国志』巴志にもみえ、劉琳氏と中林史朗氏は黄金で作られた竜と解するが（劉一九八四、三六頁注【七】、中林一九九五、五八頁）、任乃強氏は鄧少琴の説を引いて「龍」は「瓏」に作るべきで、秦漢時代の礼器と解釈する（任一九八七、一五頁注釈③）。なお、「瓏」は『説文』玉部に「瓏、瘠旱玉也。爲龍文」とあるように、雨乞いに用いられる玉である。

(10) 『後漢書』の記述によれば、夷が秦を犯した場合には「清酒一鍾」を送ることになったとされている。「鍾」は『説文』金部に「鍾、酒器也」とあるように酒器を指す場合と、『広韻』上平声鍾韻に「鍾、當也、酒器也。又量名」とあるように容量の単位を指す場合がある。ここでは、『太平寰宇記』卷八三劍南東道綿州条引『華陽国志』が「鍾」を「釧」、『太平広記』白虎条引『華陽国志』が「壺」に作るので、酒器と解すべきであろう。

(11) 以下は、『後漢書疏証』卷一二からの引用である。

(12) 以下は、『華陽国志』巴志からの引用であり、原文は「世號白虎復夷、一曰板楯蠻。今所謂弼頭虎子者也」に作る。

(13) 以上は、『隸続』卷一六繁長張禪等題名にみえ、これは蜀郡の太守が徳政をしたため、繁県の夷人がその事跡を顕彰して建立した碑とされる。洪适は碑文にみえる二人の「白虎夷王」を板楯蛮と麋君蛮の別称ではないかとしている。

(14) 以下は、『華陽国志』巴志からの引用であるが、注（５）で述べたように、原文は「於是夷胸忍、廖仲・薬何・射虎秦精等、乃作白竹弩於高樓上、射虎」に作る。

(15) 以下は、『後漢書訓纂』卷一九、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。

(16) 以下は、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。『後漢書訓纂』卷一九は「丁度曰、倏或作賒、吐濫切。『廣韻』亦作賒」に作る。

(17) 以下は、『二十二史攷異』卷一二後漢書三からの引用である。錢大昕が指摘するように、『説文』人部に「倓、安也」とあるのに対し、「賧」字はみえない。錢大昕はここから「倓」とするのが正しいとするが、上述の『説文』倓字に対する

段注に「按蠻夷贖罪貨曰倓。此夷語耳。字亦作賧」とあり、また『集韻』去声闕韻に「賧、吐濫切。夷人以財贖罪也。或作倓」とあるので、清・雷浚『説文外編』卷一四に『説文』無賧字、古通用倓」と指摘されるように、両者は通仮の關係にあると考えられ、事実『通典』板楯蛮条では「倓」を「賧」に作っている。「賧」の用例としては、『晉書』卷二六食貨志に「蠻陬賧布、不有恆準」とあり、『南史』卷二五桓閔伝に「凡蠻夷不受鞭罰、輸財贖罪、謂之賧」とあり、『資治通鑑』卷一七五宣帝太建一三年条に「外託收督賧物」とある。『資治通鑑』胡三省注は「賧、吐濫翻切。蠻・蠻所輸貨物曰賧。一日、夷人以財贖罪曰賧」としており、それによれば「賧」とは蛮夷からもたらされた財、もしくはその財をもつて罪を贖う行為を指すと解され、「倓」と「賧」は通仮の關係にあるだけではなく、その字義も等しいことになる。さらに沈欽韓『後漢書疏証』は、『新唐書』卷二二南蛮列伝上南詔条に「以繒帛及貝市易。貝者大若指、十六枚爲一覓」とあり、『元史』卷一二五寶典赤贍思丁伝に「雲南民以貝代錢」とあるような、雲南の民族が貝を貨幣のかわりにしていたという記述を踏まえ、「倓錢」とは貝ではないかと解している。

〔三二〕

本文

至高祖爲漢王⁽¹⁾、發夷人還伐三秦⁽²⁾。秦地既定⁽³⁾、乃遣還巴中⁽⁴⁾、復其渠帥羅・朴・督・鄂・度・夕・龔七姓⁽⁵⁾、不輸租賦⁽⁶⁾。餘戶乃歲入寶錢口四十⁽⁷⁾。世號爲板楯蠻夷。閬中有渝水⁽⁸⁾。其人多居水左右、天性勁勇。初爲漢前鋒、數陷陳。俗喜歌舞⁽⁹⁾。高祖觀之曰、「此武王伐紂之歌也」⁽¹⁰⁾。乃命樂人習之⁽¹¹⁾。所謂巴渝舞也⁽¹²⁾。遂世世服從⁽¹³⁾。

〔一〕〔集解〕惠棟曰⁽¹¹⁾、「舊注云⁽¹²⁾、今漢水秦川」。

〔二〕〔集解〕惠棟曰⁽¹³⁾、「孫盛『蜀譜』云⁽¹⁴⁾、「朴音浮」。

〔三〕〔集解〕惠棟曰⁽¹⁵⁾、「『風俗通』云⁽¹⁶⁾、「巴有賁人、剽勇。高祖爲漢王時、閬中人范目說高祖募賁人定三秦。封目爲閬中慈
鳧鄉侯、并復除目所發賁人盧・朴・沓・鄂・度・夕・龔七姓、不供租賦」。

〔四〕〔李賢注〕喜音虛記反。〔集解〕惠棟曰⁽¹⁷⁾、「舊注、「喜音虛記切」。

〔五〕〔集解〕沈欽韓曰⁽¹⁸⁾、「『宋史』蠻夷傳、「渝州蠻者、古板楮七姓蠻、唐南平獠也」。『方輿勝覽』⁽¹⁹⁾、「熊本、平木斗夷得
地五百里乃奏建南平軍。謂即板楮七蠻地」。案今爲重慶府綦江縣」。

〔六〕〔集解〕惠棟曰⁽²⁰⁾、「『華陽國志』云、「天下既定、高祖乃分巴置廣漢郡⁽²¹⁾。孝武帝又兩割置犍爲郡⁽²²⁾。故世曰、「分巴割蜀
以成犍・廣也」。

〔校補〕柳從辰曰、「『華陽國志』、「督」作「咎」。『廣韻』、「音七感反、姓也」⁽²³⁾。出蜀都」。

書き下し文

高祖の漢王と爲るに至り、夷人を發して還りて三秦を伐つ。秦地既に定まるや、乃ち巴中に還して、其の渠帥の羅・朴・督・鄂・度・夕・龔の七姓を復し、租賦を輸さざらしむ。餘戸は乃ち歲ごとに賁錢を入れしむること口ごとに四十とす。世々號して板楮蠻夷と爲す。閬中に渝水有り。其の人多く水の左右に居し、天性勁勇たり。初め漢の前鋒と爲り、數々陷陳す。俗、歌舞を喜む。高祖、之を觀て曰く、「此れ武王の紂を伐つの歌なり」と。乃ち樂人に命じて之を習わしむ。所謂巴渝舞なり。遂に世世服從す。

〔一〕〔集解〕惠棟曰く、「舊注に云う、「今の漢水秦川なり」と」と。

〔二〕〔集解〕惠棟曰く、「孫盛の『蜀譜』に云う、「朴の音は浮」と」と。

〔三〕〔集解〕惠棟曰く、「『風俗通』に云う、「巴に賁人有りて、剽勇たり。高祖、漢王と爲る時、閬中の人范目、高祖に說

きて賓人を募りて三秦を定めしむ。目を封じて閬中慈鳧郷侯と爲し、並びに目の發せし所の賓人の盧・朴・杳・鄂・度・夕・龔の七姓を復除し、租賦に供せざらしむ」とと。

〔四〕〔李賢注〕喜の音は虚記の反。〔集解〕惠棟曰く、「舊注に、「喜の音は虚記の切」と」と。

〔五〕〔集解〕沈欽韓曰く、『宋史』蠻夷傳に、「渝州蠻は、古の板楯七姓蠻、唐の南平獠なり」と。『方輿勝覽』に、「熊本、木斗夷を平らげ地五百里を得て乃ち南平軍を建てんことを奏す。即ち板楯七蠻の地を謂うなり」と。案ずるに今の重慶府綦江縣爲り」と。

〔六〕〔集解〕惠棟曰く、『華陽國志』に云う、「天下既に定まるや、高祖、乃ち巴を分ちて廣漢郡を置く。孝武帝、又た兩割して犍爲郡を置く。故に世に曰う、「巴を分け蜀を割き以て犍・廣と成すなり」と」と。

〔校補〕柳從辰曰く、『華陽國志』は、「督」を「咎」に作る。『廣韻』に、「音は七感の反、姓なり」と。蜀都に出づ」と。

通釈

高祖が漢王となると、夷人を發動して漢中より引き返して三秦の地を討伐した。秦の地が既に平定されると、夷人を巴中に還らせて、その酋長である羅・朴・督・鄂・度・夕・龔の七姓の者については徭賦を免除し、さらに七姓以外の戸については毎年實錢を一人あたり四〇錢ずつ納入させることにした。彼らは代々自らを板楯蠻夷であるといっていた。閬中の地に渝水が流れており、板楯蠻夷の多くは渝水の左右の沿岸に居住し、氣質は勇猛で、漢初のところは漢軍の前鋒となつて、たびたび敵陣を陥れた。その習俗は歌舞をこのみ、高祖が彼らの歌舞をみて「これが周の武王が殷の紂王を伐ったときの歌である」といった。そこで、樂人にこの歌舞を習わせた。これがいわゆる巴渝舞である。このようにして板楯蠻夷は代々漢朝に服従した。

注 釈

(1) 以下の板循蛮夷についての記述は『太平御覧』卷七八五板循蛮条に引用されている。また、『史記』卷八高祖本紀漢元年正月条にみえ、「立沛公爲漢王、王巴・蜀・漢中、都南鄭」とある。

(2) 三秦について、丁謙『後漢書南蛮西南夷列伝地理攷証』で「三秦者、項羽分秦地爲三。章邯爲雍王、都廢邱。今西安府興平縣。司馬欣爲塞王、都櫟陽。今臨潼縣東北地。董翳爲翟王、都高奴。今延安府膚施縣西」と指摘するように、項羽が秦を滅ぼしたのちに、三王に分封した関中の地のことを指す。項羽による三王分封については『史記』卷七項羽本紀にみえ、また『史記』卷六秦始皇本紀には「滅秦之後、各分其地爲三、名曰雍王・塞王・翟王、號曰三秦」とある。

三秦討伐については、『後漢書集解』で恵棟が引く『風俗通義』佚文以外にも、『華陽国志』卷一巴志にやや詳しい内容がみられ、「漢高帝滅秦爲漢王、王巴・蜀。閬中人范目、有恩信方略、知帝必定天下、說帝爲募發實民、要與共定秦」とある。『後漢書』本文のみでは知ることが出来ないが、両書（『華陽国志』・『風俗通義』佚文）の内容からみると、劉邦の三秦討伐に際して夷人で構成される軍が発動された経緯には、閬中の人である范目の側から劉邦への積極的な働きかけがあったことが推測され、興味深い。

(3) 以上は『史記』卷七項羽本紀に「漢還定三秦」とあり、また『史記』高祖本紀漢元年八月〜二年正月条に三王の地を略定したことがみえる。

(4) 以上は『華陽国志』巴志に詳しい内容がみられ、「秦地既定、封目爲長安建章鄉侯。帝將討關東、實民皆思歸。帝嘉其功而難傷其意、遂聽還巴。謂目曰、富貴不歸故鄉、如衣繡夜行耳。徙封閬中慈鄉侯。目固辭、乃封渡沔縣侯。故世謂、亡秦范三侯也」とある。『後漢書集解』で恵棟が引く『風俗通義』佚文によると、范目が封ぜられたのは「閬中慈郷侯」とあり、「郷」の一字が多い。この点について、『華陽国志』を校訂した劉琳氏は、『風俗通義』佚文により「郷」を補うべきとする（劉一九八四、三七頁注【二】）。

(5) 以上は『華陽国志』巴志では「目、復除民羅・朴・咎・鄂・度・夕・龔七姓、不供租賦」とある。また、『後漢書集解』

で惠棟が引く『風俗通義』佚文によると、「(高帝)並復除目所發賣人盧・朴・沓・鄂・度・夕・龔七姓、不供租賦」とある。『後漢書』本文とこの両書の文を比較すると、二点の内容に関わる異同がある。第一に、復除の対象者について、『後漢書』本文では「渠帥(中略)七姓」とあるのが、「民(中略)七姓」(『華陽国志』)あるいは「目所發賣人(中略)七姓」(『風俗通義』佚文)となっていて、『華陽国志』および『風俗通義』佚文によれば、対象者が七姓の民全員とも解される。

第二に、『華陽国志』に従えば、夷人である范目自身が七姓に対して復除を行ったことになる。蛮夷に対して復除の決定の権限までも認めていたかどうかについては、この記述だけでは判断できないが前漢初期における特別措置である可能性も否定しきれない。なお、劉琳氏は『華陽国志』における「目」を衍字としてとらえ、七姓を復除したのは、劉邦であつて范目ではないとする(劉一九八四、三八頁注【五】)。ここでは、『後漢書』本文の記述に従い、劉邦が復徐したと解しておく。七姓の「羅」について、『風俗通義』佚文では「盧」に作っている。また、「朴」について、『三国志』卷一魏書武帝紀(後漢献帝)建安二〇年九月条に「巴七姓夷王朴胡・寶邑侯杜濩舉巴夷・寶民來附。於是分巴郡、以胡爲巴東太守、濩爲巴西太守、皆封列侯」とある。また、「督」について、『華陽国志』では「督」に作り、『風俗通義』佚文では「沓」に作っている。「督」については、『晉書』卷一二李壽載記に「(李壽)母督氏」とあり、また、同李壽載記に「督堅」という名の將軍がみられる。以上より、漢初に復除された七姓の一部は魏晉代ごろまで当地で勢力を保っていた形跡が認められるようである。

(6)「復」については、前段落「二〇」注(7)の通り、山田勝芳氏は「復」を徭役免除とし(山田一九九三、六〇一・六〇二頁)、これに対して重近啓樹氏は「復」「復除」が特定の税目免除の義をもつものではなく、多様な税目免除に際して用いられるものであったと解している。ただし、この板循蛮夷の七姓の「復」については、重近氏は張家山漢簡「奏瀝書」案件一にみえる蛮夷律「律、蠻夷男子歲出賣錢、以當徭賦」を手がかりとして、徭賦(徭役・算賦)免除と解釈している(重近一九九九、一三九〜一八〇頁)。

(7)渝水について、沈欽韓『後漢書疏証』では『明史』卷四三地理志保寧府中興条の「(閬中興)南有嘉陵江。即西漢水。自

陝西寧羌州流入、至巴縣合大江。亦曰閬水、又曰巴水、其下流曰渝水」を引用し、さらに渝水の名の由来については、『読史方輿紀要』卷六六嘉陵江条の「以歷渝州而名也」を引用している。また、丁謙も『後漢書南蛮西南夷列伝地理攷証』で「渝水、今稱嘉陵江」としている。

(8) 以上の記述について『華陽国志』巴志に「周武王伐紂、實得巴・蜀之師、著乎『尚書』。巴師勇銳、歌舞以凌殷人、前徒倒戈、故世稱之曰、武王伐紂、前歌後舞也」とある。また、『礼記』祭統篇正義引『尚書大伝』に「武王伐紂、至於商郊、停止宿夜、士卒皆歡樂歌舞以待旦」とある。

(9) 樂人について、集解引の恵棟が引く『風俗通義』佚文および『史記』卷二七司馬相如列伝の集解引の郭璞注では「樂府」に作っている。

(10) 巴渝舞について、『漢書』卷二二礼樂志に樂府の人員として、「巴俞鼓員三十六人」がみられ、その顔師古注には「巴、巴人也。俞、俞人也。當高祖初爲漢王、得巴俞人。並趨捷善鬪、與之定三秦滅楚、因存其武樂也。巴俞之樂因此始也。巴即今之巴州、俞即今之俞（渝）州、各其本地」とある。また、『晉書』卷二二樂志上に「（故名曰巴渝舞。）舞曲有矛盾本歌曲・安弩渝本歌曲・安臺本歌曲・行辭本歌曲、總四篇」とあり、巴渝舞には四種類の曲があったことがわかる。この四種類の歌曲について、同『晉書』卷二二樂志上によれば、魏初に王粲が改定して「矛盾新福歌曲」・「安弩新福歌曲」・「安臺新福歌曲」・「行辭新福歌曲」を作り、その後、三国魏の文帝黄初三年（二二二）に巴渝舞を昭武舞と改め、西晋代になり昭武舞も宣武舞と改め、西晋の武帝咸寧元年（二七五）に至って宣武舞をやめたとある。なお、宋・郭茂倩『樂府詩集』には、王粲の改定による「矛盾新福歌」・「安弩新福歌」・「安臺新福歌」・「行辭新福歌」がみえる。

(11) 以下は、『後漢書訓纂』卷一九、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。しかし、『後漢書集解』では「舊注、今漢水秦川」、「後漢書補注」では「舊注、今漢中秦川」、「後漢書訓纂」では「舊注、今中秦川」と引用部分の内容がそれぞれ異なっている。

(12) 「舊注」とは李賢注のこと。ただし、『後漢書』のこの部分には、恵棟が引用するような李賢注はない。『太平御覧』の該

当部分に「今尔中秦川」とあり、また『通典』の該当部分に「今關中秦川也」とあるのみである。

(13) 以下は、『後漢書訓纂』卷一九、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。

(14) 孫盛は東晉の人。生没年不詳。著作郎となり、秘書監に累遷した。著に『魏氏春秋』・『晉陽秋』・『老子非大賢論』などがある。『蜀譜』はおそらく『蜀世譜』のことで、すでに佚しているが『三国志』の裴松之の注に多く引用されている。

以下の部分については、『後漢書訓纂』は『文選』李善注の引用としており、『文選』卷四四所収の魏・陳琳「檄吳將校部曲文」李善注に「孫盛曰、朴音浮」とある。

(15) 以下は、『後漢書訓纂』卷一九、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。

(16) 以下の部分は『文選』卷四所収の西晉・左思「蜀都賦」李善注に引用された『風俗通義』の佚文である。

(17) 以下は、『後漢書訓纂』卷一九、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。

(18) 以下は、『後漢書疏証』卷一二からの引用である。

(19) 『方輿勝覽』は、南宋・祝穆の撰。七〇卷。嘉熙三年（一二三九）に成る。祝穆が一〇年あまり、浙江・江蘇から湖北・湖南方面を往来し、地方志より方輿・風物などを収録し、ついで古今の記序・詩文・小説の類を渉獵し補ったものとされる。府州軍ごとに禹貢以来の沿革を略言し、伝説的記載は少なく、ときに考証も付している。なお静嘉堂文庫に宋版本がある。

(20) 以下は、『後漢書訓纂』卷一九、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。

(21) 広漢郡の建置については、『漢書』卷二八地理志上に「廣漢郡、高帝置」とある。

(22) 犍為郡の建置については、『漢書』地理志上に「犍爲郡、武帝建元六年開」とある。

(23) 集解の校補に引く柳從辰が引用する『広韻』上声感韻によれば「(咎) 音七感反、姓也」とする。ただし、現在目にできる版本では「咎、姓也。子感切」に作っているようである。

〔三三〕

本文

至於中興、郡守常率已征伐⁽¹⁾。桓帝之世、板楯數反、太守蜀郡趙溫已恩信降服之⁽²⁾。靈帝光和三年、巴郡板楯復叛、寇掠三蜀及漢中諸郡⁽³⁾。靈帝、遣御史中丞蕭瑗督益州兵討之、連年不能克。帝欲大發兵、乃問益州計吏、考已征討方略。漢中上計程包對曰⁽⁴⁾、「板楯七姓、射殺白虎立功、先世復爲義人。其人勇猛、善於兵戰。昔永初中、羌入漢川⁽⁵⁾、郡縣破壞、得板楯救之、羌死敗殆盡、故號爲神兵。羌人畏忌、傳語種輩、「勿復南行」⁽⁶⁾。至建和二⁽⁷⁾年、羌復大入、實賴板楯連摧破之。前車騎將軍馮緄南征武陵、雖受丹陽精兵之銳⁽⁸⁾、亦倚板楯已成其功⁽⁹⁾。近益州郡亂⁽¹⁰⁾、太守李顥亦已板楯討而平之⁽¹¹⁾。忠功如此、本無惡心。長吏・鄉亭更賦至重、僕役・箠楚過於奴虜、亦有嫁妻賣子、或乃至自頸割⁽¹²⁾。雖陳冤州郡、而牧守不爲通理。闕庭悠遠、不能自聞。含怨呼天、叩心窮谷。愁苦賦役、困罹酷刑⁽¹³⁾、故邑落相聚已致叛戾。非有謀主僭號、已圖不軌。今但選明能牧守、自然安集、不煩征伐也」。帝從其言、遣太守曹謙宣詔赦之、即皆降服⁽¹⁴⁾。至中平五年、巴郡黃巾賊起⁽¹⁵⁾、板楯蠻夷因此復叛、寇掠城邑。遣西園上軍別部司馬趙瑾討平之。

〔一〕〔集解〕惠棟曰⁽¹⁰⁾、「『華陽國志』云⁽¹¹⁾、「于時宕渠出九穗之禾、胸認有連理之木⁽¹²⁾」。

〔二〕〔集解〕惠棟曰⁽¹³⁾、「『華陽國志』云⁽¹⁴⁾、「包、字元道、南鄭人」。

〔三〕〔集解〕惠棟曰⁽¹⁵⁾、「『華陽國志』⁽¹⁶⁾作「漢中」。

〔四〕〔集解〕惠棟曰⁽¹⁷⁾、「『華陽國志』⁽¹⁸⁾作「建寧」。

〔五〕〔李賢注〕『史記』曰⁽¹⁹⁾、「周成王封楚熊繹、始居丹陽」。今歸州秭歸縣東南故城是也。至楚文王、始自丹陽遷于郢。『續漢志』云⁽²⁰⁾、「南郡枝江縣有丹陽聚也」。

〔六〕〔集解〕惠棟曰⁽²¹⁾、「『華陽國志』云⁽²²⁾、「朱龜以并・涼勁卒討之、無功」。

〔七〕〔集解〕惠棟曰⁽²³⁾、「顥事詳西南夷傳⁽²⁴⁾」。

〔八〕〔集解〕惠棟曰⁽²⁵⁾、『華陽國志』云、⁽²⁶⁾「昔、中郎將尹就伐羌、擾動益部。百姓諺云、「虜來尚可。尹將殺我」。就徵還後、

羌自破退如。臣愚見、權之遣軍不如任之州郡。天子從之」。惠棟案、包語與李固駁議同。故范史節去也」。

〔校補一〕案、〔頸〕乃〔剄〕之譌。『通志』可證⁽²⁷⁾。各本皆未正。

〔校補二〕「懼」原譌「羅」。已正。官本不誤。⁽²⁸⁾

〔校補三〕錢大昭曰⁽²⁹⁾、「閩本⁽³⁰⁾」、「巴」下有「州」字、非」。

書き下し文

中興に至り、郡守、常に率いて已て征伐す。桓帝の世、板楯、數々反するも、太守蜀郡の趙溫、恩信を已て之を降服せしむ。靈帝の光和三年、巴郡の板楯、復た叛し、三蜀及び漢中諸郡を寇掠す。靈帝、御史中丞蕭瑗を遣して益州の兵を督して之を討たしむるも、連年克つ能わず。帝大いに兵を發せんと欲して、乃ち益州の計吏に問ひ、考るに征討の方略を已てす。漢中の上計程包對えて曰く、「板楯七姓は、白虎を射殺して功を立て、先世も復た義人たり。其の人となり勇猛にして、兵戰に善る。昔永初中、羌、漢川に入り、郡縣、破壊さるるも、板楯の之を救うを得、羌、死敗して殆く盡きんとし、故に號して神兵と爲す。羌人、畏れ忌み、種輩に傳語して、「復た南行する勿れ」と。建和二年に至り、羌、復た大いに入り、實に板楯に頼り連なりて之を摧き破る。前車騎將軍馮緄、武陵に南征するに、丹陽の精兵の銳を受くると雖も、亦た板楯に倚りて已て其の功を成す。近ごろ益州の郡亂れ、太守李顒も亦た板楯を已て討ちて之を平ぐ。忠と功とは此くの如く、本と惡心無し。長吏・郷亭の更賦は至りて重く、僕役・筆楚は奴虜に過ぎ、亦た妻を嫁り子を賣る有り、或いは乃ち自ら頸り割くに至る。冤を州郡に陳ぶると雖も、而して牧守は通理と爲さず。闕庭、悠かに遠ければ、自ら聞する能わず。怨みを含みて天に呼び、心を叩きて窮谷す。賦役に愁え苦しみ、酷刑に困しみ懼い、故に邑落相聚りて已て叛戾するに致る。謀主の僭號し、已て不軌を圖る有るに非ず。今は但だ明能なる牧守を選べば、自然に安集し、征伐するを煩わさざるなり」と。帝、其の言に従い、太守曹謙を遣して詔を宣して之を赦せしむれば、即ち皆な降服す。中平五年に至り、巴郡の黃巾賊起り、板楯蠻夷も此れ

に因りて復た叛し、城邑を寇掠す。西園上軍の別部司馬趙瑾を遣わして之を討ち平げしむ。

〔一〕〔集解〕惠棟曰く、『華陽國志』に云う、「時に宕渠に九穗の禾を出し、胸臆に連理の木有り」とと。

〔二〕〔集解〕惠棟曰く、『華陽國志』に云う、「包、字は元道、南鄭の人なり」とと。

〔三〕〔集解〕惠棟曰く、『華陽國志』は「漢中」に作る」と。

〔四〕〔集解〕惠棟曰く、『華陽國志』は「建寧」に作る」と。

〔五〕〔李賢注〕『史記』に曰く、「周の成王楚に熊繹を封じ、始めて丹陽に居らしむ」と。今の歸州秭歸縣の東南の故城是れなり。楚の文王に至りて、始めて丹陽より郢に遷る。『續漢志』に云う、「南郡枝江縣に丹陽の聚有るなり」と。

〔六〕〔集解〕惠棟曰く、『華陽國志』に云う、「朱龜、并・涼の勁卒を以いて之を討つも、功無し」とと。

〔七〕〔集解〕惠棟曰く、「顓の事は西南夷傳に詳かなり」と。

〔八〕〔集解〕惠棟曰く、『華陽國志』に云う、「昔、中郎將尹就羌を伐ち、益部を擾動す。百姓の諺に云う、「虜來るも尚お可し。尹、將に我を殺さん」と。就をして徵還せしむるの後、羌自ら破れて退き如く。臣愚見するに、之を權りて軍を遣わすは之を州郡に任すに如かず。天子之に従う」と。惠棟案するに、包の語は李固の駁議と同じ。故に范史は節き去るなり」と。

〔校補一〕案するに、「顓」は乃ち「劉」の譌なり。『通志』に證すべし。各本皆な未だ正さず。

〔校補二〕「羅」は原と「羅」に譌つ。已に正す。官本は誤たず。

〔校補三〕錢大昭曰く、「閩本、「巴」の下に「州」字有るは、非なり」と。

通 釈

光武帝が中興して後漢代になると、郡太守は常に板楯蛮を率いて征伐した。桓帝の御世（一四七―一六七）になり、板楯

蛮が度々反乱を起こしたが、蜀郡出身の郡太守の趙温は恩徳を施し、信義を尽くして板楯蛮を降伏させた。靈帝の光和二年（一七九）、巴郡の板楯蛮が再び反乱を起こし、蜀・広漢・犍為の三郡及び漢中の諸郡を略奪した。そこで、靈帝は御史中丞の蕭瑗を派遣し、益州の兵を統率させて板楯蛮を征伐させたが、連年勝利を収めることができなかった。そのため、靈帝は大軍を発動させようと考え、益州部所管の郡国の計吏に板楯蛮を征伐する良い方策を諮問した。漢中郡の上計の程包は答えて次のように申し上げた。「板楯蛮の七姓はかつて巴蜀の人民が白虎の害に苦しんだ時、その白虎を射殺して功績を立て、また、彼らの祖先も義人であります。その性格は勇猛で、戦闘を得意としております。かつて元初年間（一一四―一一九）に羌人が漢中郡に侵入した際、郡県は破壊されましたが、板楯蛮の協力を得て、羌人を敗死させてほとんど絶滅にまで追い込み、そのために板楯蛮は羌人から神兵と呼ばれたのであります。羌人は板楯蛮を畏れ嫌い、仲間内で「二度と南に行つてはならない」と言い伝えております。建和二年（一四八）になり、羌人がふたたび大挙して中国に進入した時にも、結局は板楯蛮に頼つて連合し、羌人を撃破しました。前車騎將軍の馮緄が武陵に南征したおりには、丹陽の精兵で勢いの強い軍隊を受領しましたが、それでもなお、また板楯蛮の力に依拠し、それによつて功績を成しました。近頃では益州郡が乱れた時に、太守の李顥もまた、板楯蛮を率いて討伐し、その混乱を収めました。板楯蛮の忠義と功績は以上のようなものであり、本来悪心などは抱いておりません。しかし、長吏や郷亭の役人が求める更徭免役錢は非常に重く、下僕としての労役や鞭打たれることは奴婢よりも酷く、そのために妻子を売つて免役錢に充てる者もあり、あるいは自ら首を刎ねて自殺するに至っております。彼らが不平不満を州郡の役所に訴え出ても、州牧や太守は道理とはいはしません。また、朝廷が遥かに遠いために、その訴えを直接奏聞することもできません。彼らは怨みを心に抱いて天に向かつて叫び、胸を叩いて困窮しております。税金と労役に憂え苦しみ、過酷な刑罰に苦しみ憂え、その結果、村落が互いに聚合して反乱を起こすに至ったのであります。反乱の首謀者が僭称して、不軌を企んだものではありません。したがつて今はただ有能な州牧や太守を選びさえすれば、おのずから安んじ和らぎ、征伐して手を煩わすこともありません」と。靈帝はこの進言に従い、太守として曹謙を派遣して詔を宣して板楯蛮に恩赦を与えたので、その結果、全てが降服した。中平五年（一八八）になると、巴郡の黄巾の賊が反乱を

注
釈

起こし、それに呼応して板楯蛮もまた反乱を起こして城邑を略奪した。そこで西園八校尉の一人、上軍校尉蹇碩の別部司馬である趙瑾を派遣してそれを討伐し平定させた。

(1) 以下の内容については、『通典』卷一八七板楯蛮条にはほぼ同様の記述が見える。

(2) 沈家本『後漢書瑣言』に「紀不書」とあるように、『後漢書』卷七孝桓帝紀には板楯蛮が反乱を起こしたという記事はみえず、逆に建和二年（一四八）三月条に「白馬羌寇廣漢屬國、殺長吏、益州刺史率板楯蠻討破之」とあり、白馬羌侵入に際して板楯蛮が討伐軍として率いられている。趙温は後漢末、蜀郡成都の政治家。字は子柔、献帝の時に司徒となった人物で、『後漢書』卷二七や『華陽国志』卷一〇上先賢士女総讃蜀都士女に伝があるが、板楯蛮に関係する記述はみられない。しかし、沈欽韓『後漢書疏証』は『華陽国志』卷一巴志に「孝桓帝時、河南季盛仲和爲郡守、貪財重賦。國人刺之曰、狗吠何喧喧。有吏來在門、披衣出門、應府記欲得錢。語窮乞請期、吏怒反見尤。旋步顧家中、家中無可爲。思往從鄰貸、鄰人以言匱。錢錢何難得、今我獨憔悴」とあるのを引用し、「按、置二千石如此、所以數反也」とする。なお、『華陽国志』巴志には以下に挙げるようにやや詳細な記述が見え、任乃強氏は、明帝・桓帝から靈帝初期にかけて板楯蛮は從順で反乱を起こすには至らず、趙温が板楯蛮の反乱を懷柔したのも靈帝の光和末葉、黄巾の乱以前の事とする（任一九八七、二五頁注釈①）。

順・桓之世、板楯數反、太守蜀郡趙温恩信降服。於是宕渠出九穗之禾、胸忍有連理之木。光和二年、板楯復叛、攻害三蜀・漢中。州郡連年苦之。天子欲大出軍、時征役疲弊、問益州計曹、考以方略。益州計曹掾程包對曰、「板楯七姓以射白虎爲業、立功先漢、本爲義民。復徐徭役、但出資錢口歲四十。其人勇敢能戰。昔羌數入漢中、郡縣破壞、不絶若線、後得板楯、來虜彌當作殄盡、號爲神兵。羌人畏忌、傳語種輩、「勿復南行」。後建寧舊校云、後漢作「建和」二年、羌復入漢、牧守遑遑、賴板楯破之。若微板楯、則蜀漢之民爲左衽矣。前車騎將軍馮緄南征、雖授丹陽精兵、亦倚板楯。

近益州之亂、朱龜以并・涼勁卒討之、無功。太守李顥以板楯平之。忠功如此、本無惡心。長吏・鄉亭更賦至重、僕役過於奴婢、箠楚降於囚虜、至乃嫁妻賣子、或自剗割。陳冤州郡、牧守不理。去闕庭遙遠、不能自聞。含怨呼天、叩心窮谷。愁於賦役、困乎刑酷、邑域相聚、以致叛戾。非有深謀至計僭號不軌。但選明能牧守、益其資穀安便、賞募從其利隙、自然安集、不煩征伐也。昔、中郎將尹就伐羌、擾動益部。百姓諺云、「虜來尚可、尹就殺我」。就徵還後、羌自破退如。臣愚見、權之遣軍不如任之州郡」。天子從之、遣太守曹謙宣詔降赦、一朝清戢。

(3) 以下の記述は『太平御覽』卷七八五板楯蛮条にも引用される。なお、惠棟『後漢書訓纂』に『華陽國志』作「二年」とあり、また『後漢書瑣言』に「紀在二年」と指摘されるように、『後漢書』卷八孝靈帝紀光和二年（一七九）冬条に「巴郡板楯蠻叛、遣御史中丞蕭瑗督益州刺史討之、不剋」とあり、「光和三年」は「光和二年」の誤りである。

(4) 上計とは、地方官が一年間の各種簿籍を集計した計簿を中央政府に上申する秦漢時代の制度。後漢の上計制度について鎌田重雄氏は、①郡吏から選出された上計掾史により各種計簿が毎年春正月の朝会を期して上奉され、計簿は天子親受の形式がとられ、副簿は司徒が受取る。②毎年十月から翌年九月を年度とする計簿は原則として毎年上奉されるが、辺郡は三年を一期とする。③上計の責任者について前漢が郡丞・王国の長史で、上計掾史がこれに随従していたのに対し、後漢が上計掾史である理由は、上計掾が朝廷から種々諮問されるため、郡国内の事情に精通した者でなければならなかった等の点を指摘している（鎌田一九六二、三六九～四一二頁）。

(5) 永初年間（一〇七～一二三）における西羌侵攻について、『後漢書』卷五孝安帝紀や『華陽國志』卷二漢中志いずれも板楯蛮との関係は示されていない。しかし、元初元年（一一四）五月条に「先零羌寇雍城」、九月条に「先零羌寇武都・漢中、絶隴道」とある侵攻については、同書卷八七西羌伝に「零昌遣兵寇雍城、又號多與當煎・勒姐大豪共脅諸種、分兵鈔掠武都・漢中。巴郡板楯蠻將兵救之、漢中五官掾程信率壯士與蠻共擊破之。號多退走、還斷隴道、與零昌通謀」とある。また、『華陽國志』漢中志にも「元和當作初二年、羌復來。巴郡板楯掾之。信等將其士卒、力奮討大破之。信被八創二十五人戰死。自是後、羌不敢南向」とあることから、「永初中」は「元初中」の誤りであろう。

（6）建和二年（一四八）の西羌侵入については、前述した『後漢書』孝桓帝紀建和二年三月条のほか、西羌伝にも「桓帝建和二年、白馬羌寇廣漢屬國、殺長吏。是時西羌及湟中胡復畔爲寇、益州刺史率板楯蠻討破之、斬首招降二十萬人」とある。

（7）丹陽について、李賢注は『史記』及び『統漢書』の記述を踏まえ、帰州枳歸県、すなわち現在の湖北省枳歸県の東南に比定する。しかし、『三国志』卷四六呉書孫策伝の裴松之注所引『江表伝』に「術謂策曰、孤始用貴舅爲丹陽太守、賢從伯陽爲都尉、彼精兵之地、可還依召募。策遂詣丹陽楊以舅、得數百人」とあり、陳惠雲『兩漢訂誤』は「按、丹陽、當謂揚州之丹陽郡。其民覆勁勇、故袁術嘗言丹陽、精兵之地。注非」と指摘する。また沈欽韓『後漢書疏証』も同様に「按、此乃丹陽郡、非南郡之丹陽聚也」と李賢注を否定している。馮緄は後漢後期、巴郡宕渠の人、字は鴻卿。広漢属国都尉や隴西太守・遼東太守を歴任し、武陵蛮南征の時に車騎將軍となった人物で、『後漢書』卷三八馮緄列伝によれば、順帝末に持節督揚州諸郡軍事に任命されたことがあり、かつ「又武陵蠻悉反、寇掠江陵間、荊州刺史劉度・南郡太守李肅並奔走、荊南皆没」とあることから、武陵蛮の反乱時、南郡丹陽は精兵を供給できる状態ではなかったと考えられる。したがって、馮緄が率いたのは陳惠雲や沈欽韓の指摘するように揚州丹陽郡の精兵であろう。

（8）更賦とは、更徭に就役しない代わりに納める免役錢。重近啓樹氏は、①本来、県によつて管轄・徵發され、県内の主に定期的諸勞役に充てられた更徭は前漢景帝・武帝期に郡国守相に徵發權が握られ、郡国を単位とする体制が成立。②同時に実役徵發に代わつて免役錢（更賦・過更錢）徵收と官による雇傭労働化が進展。③元来、地方的徭役と中央的徭役の両側面を有する更徭は前漢後期以後、後漢にかけて免役錢徵收が次第に一般化し、中央政府の重要な財源となるに伴い、中央的徭役としての性格を強めた等の点を指摘する（重近一九九、一三九～一八〇頁）。

（9）中平五年（一八八）の反乱は『後漢書』卷八孝靈帝紀中平五年十一月条に「巴郡板楯蛮叛、遣上軍別部司馬趙瑾討平之」とみえる。「八月、初置西園八校尉」とある同八月条の李賢注所引の樂資『山陽公載記』に「小黃門蹇碩爲上軍校尉、虎賁中郎將袁紹爲中軍校尉、屯騎校尉鮑鴻爲下軍校尉、議郎曹操爲典軍校尉、趙融爲助軍左校尉、馮芳爲助軍右校尉、諫議大夫夏牟爲左校尉、淳于瓊爲右校尉。凡八校、皆統於蹇碩」とあり、『後漢書』疑に「即上軍校尉蹇碩之別部司馬也」

と指摘されるように、趙瑾は当時、西園八校尉の一人である上軍校尉蹇碩の属官であった。

(10) 以下は、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。

(11) 以下は、『華陽国志』卷一巴志に「於是宕渠出九穗之禾、胸忍有連理之木」とあるのによる。

(12) 「九穗之禾」は九つの穂が実った穀、「連理之木」は二株の幹或いは枝が繋がった木で何れも瑞祥。『論衡』吉驗篇に「光武帝、建平元年十二月甲子生於濟陽宮後殿第二内中。(中略)是歲、有禾生屋景天備火中。三本一莖九穗、長於禾一二尺、蓋嘉禾也」とあり、光武帝の誕生時に九穂の禾が生えたという。『東觀漢記』卷二肅宗孝章皇帝紀元和二年条に挙げられる様々な瑞祥の中に「木連理實」とある。後漢・靈帝の建寧三年(一七二)に作られた李翁碑の祥瑞図には嘉禾(八穂)と木連理が描かれ、また、後漢・桓帝元嘉元年(一五二)の武梁祠堂の祥瑞図にも木連理が描かれ、「木連理。王者徳純洽八方爲一家、則連理生」という銘文がある。

(13) 以下は、『後漢書訓纂』卷一九、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。

(14) 以下は、『華陽国志』卷一〇十下先賢士女総讃漢中士女に「程苞、字元道、南鄭人也」とあり、「程苞」を「程苞」に作る。また、施之勉『後漢書集解補』に「按、『通典』、「苞」作「苞」。『御覽』七百八十五引、亦作「苞」と指摘されるように、『通典』卷一八七板楯蛮条及び『太平御覽』板楯蛮条も「程苞」に作る。戴蕃予『稿本後漢書疏記』に引く『北堂書鈔』卷七九上計条所引の『華陽国志』によれば、程苞は光和元年(一七八)に上計吏として都洛陽に到着した時、ちょうど板楯蛮が反乱を起こし、靈帝から下問されたという。

(15) 以下は、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。

(16) 『華陽国志』巴志は「昔羌數入漢中、郡縣破壞」に作る。また「漢川」は、『読史方輿紀要』卷七六漢陽府漢川県条に「宋初日義川縣。太平興國二年改今名」とあるように、宋に初めて県名としてみえており、この時の県名は『後漢書』孝安帝紀や西羌伝、『華陽国志』漢中志の記述から「漢中」であると考えられる。

(17) 以下は、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。

- (18) 『華陽国志』巴志は「建和二年」を「建寧二年」に作るが、「建寧」は後漢靈帝の年号（一六八～一七二）であるから「建和」の誤りである。
- (19) 以下は、『史記』卷四〇楚世家に「熊繹當周成王之時、舉文・武勤勞之後嗣、而封熊繹於楚蠻、封以子男之田、姓芈氏、居丹陽」とあるのによる。以下は、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。
- (20) 以下は、『統漢書』郡国志四荊州南郡条に「枝江、侯國。本羅國。有丹陽聚」とあるのによる。
- (21) 以下は、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。
- (22) 以下は、『華陽国志』卷四南中志に「迄靈帝熹平中、蠻夷復反、擁沒益州太守雍陟。遣御史中丞朱龜將并・涼勁兵討之、不克」とあるのによる。
- (23) 以下は、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。
- (24) 李頤の事跡については、『後漢書』南蛮西南夷列伝漢条に「靈帝熹平五年、諸夷反叛、執太守雍陟。遣御史中丞朱龜討之、不能剋。朝議以爲郡在邊外、蠻夷喜叛、勞師遠役、不如弃之。太尉掾巴郡李頤建策討伐、乃拜頤益州太守、與刺史龐芝發板楯蠻擊破平之、還得雍陟」とある。
- (25) 以下は、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。
- (26) 以下は、『華陽国志』巴志からの引用である。
- (27) 校補の指摘するように、『通志』卷一〇七板楯蛮条に「或乃至自剄割」とあり、「頸」を「剄」の誤りとすべきであろう。
- (28) 校補の指摘するように、紹興本は「羅」を「羅」に作り、武英殿本は誤らず「羅」に作る。
- (29) 以下は、『後漢書弁疑』からの引用である。
- (30) 閩本とは「閩」、即ち現福建省地方で刻されたテキストの総称であるが、この場合は明・周采等刊のもの。

本文

西南夷者⁽¹⁾、在蜀郡徼外。有夜郎國⁽²⁾、東接交趾、西有滇國⁽³⁾、北有邛都國⁽⁴⁾、各立君長。其人皆椎結左衽、邑聚而居、能耕田⁽⁵⁾。其外又有嶓^(三)・昆明諸落、西極同師^(四)、東北至葉榆^(五)、地方數千里。無君長、辮髮、隨畜遷徙無常⁽⁷⁾。自嶓東北有茆都國⁽⁸⁾、東北有冉駹國⁽⁹⁾、或土著、或隨畜遷徙⁽¹⁰⁾。自冉駹東北有白馬國、氐種是也^(六)⁽¹¹⁾。此三國亦有君長。

〔一〕〔集解〕『宋史』蠻夷傳⁽¹²⁾、「高州蠻、故夜郎也。在涪州西南」。『一統志』⁽¹³⁾、「夜郎廢縣、在石阡府城西南一百里、廢葛彰司西六十里。晉置縣、屬牂牁郡」。土司傳⁽¹⁴⁾、「遵義府即播州。秦爲夜郎・苴蘭地」。

〔二〕〔集解〕惠棟曰⁽¹⁵⁾、「宋白『續通典』云⁽¹⁶⁾、「漢邛都縣、唐爲嶓州越嶓縣」。

〔三〕〔集解〕惠棟曰⁽¹⁷⁾、「張守節⁽¹⁸⁾、『音髓』。

〔四〕〔集解〕惠棟曰⁽¹⁹⁾、「『華陽國志』作「桐」⁽²⁰⁾」。

〔五〕〔李賢注〕葉榆、縣、屬益州郡⁽²¹⁾。「葉」或作「櫟」^(校補二)。臣賢案、『前書』曰⁽²²⁾、「西自同師以東、北至葉榆、名爲嶓

・昆明」。今流俗諸本竝作「布舊・昆明」。蓋「嶓」字誤分爲「布舊」也。〔集解〕惠棟曰⁽²³⁾、「韋昭云⁽²⁴⁾、「桐師邑名」。顏籀云⁽²⁵⁾、「葉榆澤名、後以爲號」。洪亮吉曰⁽²⁶⁾、「注「葉榆屬益州郡」。案、明帝永平二年分益州置永昌⁽²⁷⁾、則葉榆又屬永

昌郡⁽²⁸⁾」。

〔六〕〔集解〕惠棟曰⁽²⁹⁾、「駢、顏籀⁽³⁰⁾、「音彪」。

〔校補一〕案、『前書』亦作「桐師」⁽³¹⁾。

〔校補二〕注「櫟」原譌「榛」已正、官本不誤⁽³²⁾。今案、『前志』作「葉榆屬益都郡」⁽³³⁾。『續志』作「櫟榆屬永昌郡」⁽³⁴⁾。傳文

後亦作「櫟」。殊不一律。

書き下し文

西南夷は、蜀郡の徼外に在り。夜郎國有り、東のかた交趾に接し、西のかた滇國有り、北のかた邛都國有り、各々君長を立つ。其の人皆な椎結左衽にして、邑聚して居し、耕田を能くす。其の外に又た嶠・昆明の諸落有り、西のかた同師に極まり、東北のかた葉榆に至り、地は方數千里なり。君長無く、辮髮にして、畜に隨いて遷徙し常無し。嶠より東北のかた茆都國有り、東北のかた冉駹國有り、或いは土著し、或いは畜に隨いて遷徙す。冉駹より東北のかた白馬國有り、氐種是れなり。此の三國も亦た君長有り。

〔一〕〔集解〕『宋史』蠻夷傳に、「高州蠻は、故と夜郎なり。涪州の西南に在り」と。『一統志』に、「夜郎廢縣、石阡府城の西南一百里、廢葛彰司の西六十里に在り。晉、縣を置き、牂牁郡に屬す」と。土司傳に、「遵義府は即ち播州なり。秦、夜郎・苴蘭の地と爲す」と。

〔二〕〔集解〕惠棟曰く、「宋白『續通典』に云う、「漢の邛都縣は、唐に嶠州越嶠縣と爲る」と」と。

〔三〕〔集解〕惠棟曰く、「張守節、「音は髓」と」と。

〔四〕〔集解〕惠棟曰く、「『華陽國志』は「桐」に作る」と。

〔五〕〔李賢注〕葉榆は、縣なり、益州郡に屬す。「葉」は或いは「櫟」に作る。臣賢案ずるに、『前書』に曰く、「西のかた同師より以東、北のかた葉榆に至るまで、名づけて嶠・昆明と爲す」と。今流俗の諸本は並びに「布舊・昆明」に作る。

蓋し「嶠」字誤り分かれて「布舊」と爲るなり。〔集解〕惠棟曰く、「韋昭云う、「桐師は邑名なり」と。顏籀云う、「葉榆は澤名なり、後に以て號と爲す」と」と。洪亮吉曰く、「注に「葉榆は益州郡に屬す」と。案ずるに、明帝永平二年に益州を分ちて永昌を置く、則ち葉榆は又た永昌郡に屬す」と。

〔六〕〔集解〕惠棟曰く、「駝は、顏籀、「音は尨」と」と。

〔校補一〕案ずるに、『前書』も亦た「桐師」に作る。

〔校補二〕注の「櫟」は原と「櫟」に譌すも已に正す、官本誤たず。今案ずるに、『前志』は「葉榆は益都郡に屬す」に作る。『續志』は「櫟榆は永昌郡に屬す」に作る。傳文後に亦た「櫟」に作る。殊に一律ならず。

通 釈

西南夷は、蜀郡の徼外に居住している。夜郎という国があり、東は交趾と領土を接し、西には滇国があり、北には邛都国があり、それぞれ君長を戴いている。それらの人々はみなまげを椎結に結い着物の襟を左前にし、集まって村落をなして暮らし、耕作を行うことに長けている。その外側にまた嶠・昆明の諸集落があり、その土地の西は同師に行き着き、東北は葉榆まで達し、土地は数千里四方である。それらの集落では君長を戴かず、髪を弁髪にし、家畜を追って移動し定住しない。嶠より東北に笮都国があり、さらにその東北には冉駹国があり、ある者は定住し、ある者は家畜を追って移動する。冉駹より東北に白馬国があり、その種族は氐族である。この三国にもまた君長がいる。

注 釈

(1)「西南夷」については、『史記』卷一一七司馬相如列伝に相如の言葉として「今誠復通、爲置郡縣、愈於南夷」とあり、司馬貞『索隱』に「晉灼曰、南夷謂犍爲・牂柯也。西夷謂越嶲・益州」とあるように、もともとは西夷と南夷を区別していたが、やがて西南夷と総称されるようになった。久村因氏は、西南夷という言葉が使われるようになった時期を、前漢武帝の頃と推測されている(久村一九七〇)。なお、本段落は『史記』卷一一六西南夷列伝及び『漢書』卷九五西南夷伝の序文を下敷きにして書かれたものであり、参考のため以下に『史記』西南夷列伝の本文を挙げる。

西南夷、君長以什數、夜郎最大。其西靡莫之屬、以什數、滇最大。自滇以北、君長以什數、邛都最大。此皆魑結、耕田、有邑聚。其外西自同師以東、北至櫟榆、名爲嶠・昆明。皆編髮、隨畜遷徙毋常處、毋君長、地方可數千里。自嶠以東北、君長以什數、徙・笮都最大。自笮以東北、君長以什數、冉駹最大。其俗或土著、或移徙、在蜀之西。自冉駹

以東北、君長以什數、白馬最大、皆氐類也。此皆巴蜀西南外蠻夷也。

『漢書』もほぼ同文であるが、字句の異同については『後漢書』と関係するもののみ以下の注において指摘する。また、『史記』・『漢書』の注は必要に応じて以下の文中に引用する（本段では、特に断りのないものについてはそれぞれ『史記』西南夷列伝・『漢書』西南夷伝における注からの引用とする）。

（2）夜郎国以下の地名の所在地については、それぞれ異説が多く、ここでは主な説を挙げるにとどめる。これらの地名比定に関しては、久村因氏が諸説を集めて詳細に検討しており、あわせて参照されたい（久村一九七〇）。

夜郎国について、『史記索隱』は「荀悦云、犍爲屬國也。韋昭云、漢爲縣、屬牂柯」とする。また、『漢書』卷二八地理志上犍爲郡条の応劭注に「故夜郎國也」とあり、牂柯郡夜郎県の応劭注にも「故夜郎侯邑」とあるから、後漢・三国の頃には犍爲郡から牂柯郡にかけての地域が夜郎国とされていたようである。しかし、その中心地の比定については諸説がある。張守節『史記正義』は「今瀘州南大江南岸協州・曲州、本夜郎國」とし、また「曲州・協州以南、是夜郎國」（卷一三南越列伝『正義』）とする。『水経注』卷三六温水条の経文には「温水出牂柯夜郎縣」とあり、清・丁謙『漢書西南夷兩粵朝鮮伝地理攷証』はこれを引いて、温水の源が曲靖（雲南省曲靖県）の西北であることから、曲靖を夜郎県とする。これらによれば、夜郎の故地はほぼ貴州省西南部から雲南省北東部となるが、王先謙『集解』が引く諸説は貴州省北東部を夜郎とする。近年はおおむね貴州省西南部に比定する説が多く、また、実際に貴州で発掘された漢墓はいずれも貴州高原の西南部に位置している。墓の形態には、土壙墓・磚室墓・石室墓の三種類があり、漢代には土壙墓が比較的早く行われたが、六朝のころにはしだいに減少し、磚・石室墓がかわって増加している。これらの墓には日用品・武器・五銖銭などが副葬され、漢族の埋葬制度が主流であることから、墓主は郡県の官吏や漢族の地主などの支配階級に属する身分の者と考えられるが、なかには西南少数民族の文化の特徴を備えた副葬品などもみられるという（貴州省博物館一九七九）。このように、漢代の貴州西南部では漢族文化と少数民族文化の接触がおこっていたことは確かであり、この地域に夜郎の中心が位置していた可能性はあるといえる。

(3) 滇国について、『史記正義』は「昆明・郎州等本滇國、去京西五千三百七十里也」とする。その故地はほぼ現在の雲南省昆明市付近と考えられるが、一九五六年から一九五七年に発掘調査された晋寧県付近の石寨山遺跡から「滇王之印」が出土したことで、この地が滇国であったと解されている（雲南省博物館一九五七）。

(4) 邛都国について、『後漢書』西南夷列伝の後文に「邛都夷者、武帝所開、曰爲邛都縣。（中略）後復反叛。元鼎六年、漢兵自越嶲水伐之、曰爲越嶲郡」とあり、また『史記』司馬相如列伝の『索隱』に「文穎曰、邛者、今爲邛都縣」とあるように、漢代にはその地に越嶲郡邛都県が置かれた。『旧唐書』卷四一地理志四嶺州越嶲県条には「今縣、漢邛都縣地、屬越嶲郡」とあり、『史記』卷一〇孝文本紀の『正義』に引く『括地志』も「邛都縣本邛都國、漢爲縣、今嶺州也」とする。ように、邛都県を唐の嶺州越嶲県（現在の四川省西昌市付近）に比定する説が一般的である。丁謙前掲書が「邛都、今四川寧遠府」とするのもこれを承けたものと思われる。一方、『漢書』顔師古注は邛都について「今之邛州本其地」とし、王先謙『漢書補注』も「今邛州治」とするが、邛州は漢代には蜀郡の地域にほぼ含まれている。錢穆『史記地名考』は、邛都を西昌に比定しつつも、邛人が蜀郡付近まで広く分布していたとする。久村氏は、蜀郡の西部が秦代からすでに邛都と接触していたために、この地域に「邛」字を用いる地名が分布したとし、「これらの地名が後世にも伝えられたので、越嶲郡治の邛都県をその名称の関連から唐の邛州・雅州方面に当てる説を生みだしたものであろう」としている（久村一九七〇）。

(5) 以上の文を、『史記』西南夷列伝は「此皆魑結、耕田、有邑聚」に作り、『漢書』西南夷伝は「魑結」を「椎結」に作る。椎結について、『漢書』顔師古注は「爲髻如椎之形也」とし、また『史記』卷九七陸賈列伝に「陸生至、尉他魑結箕倨見陸生」とあり、『索隱』に「謂爲髻一撮似椎而結之」とあり、まげの形を椎（つち）の形のように結うとする。椎結は、陸賈列伝中の趙佗の例のように一般に南越の習俗とされるが、『漢書』卷九一貨殖伝に「程鄭、山東遷虜也、亦冶鑄、賈魑結民」とあり、顔師古注が「魑結、西南夷也」とするように、西南夷にも特徴的にみられたようである。また、『史記』卷一一五朝鮮列伝には、前漢時代、燕人の衛満が東方に亡命した際に「魑結蠻夷服而東走出塞」とあり、椎結して朝鮮に

入ったとするから、燕から朝鮮半島にかけての地域にも椎結の習俗があったのかもしれない。さらに、『漢書』卷五四李陵伝に、匈奴に降伏した李陵と衛律が、漢からの使者を出迎えた際「兩人皆胡服椎結」したとあり、匈奴においても椎結にしていた可能性がある。なお、『後漢書』卷八三逸民列伝・梁鴻伝には、漢族の女性が椎結にしたという例がみられる。孟氏という女性が、高士として知られる梁鴻のもとに嫁した際、初めわざと華美な服装で嫁いだところ、梁鴻は七日間相手にしなかった。孟氏がその理由をたずねると、自分が求めているのはともに隠棲すべき人物であり、華美な服装は好まない」と梁鴻が答えたため、孟氏は「妾自有隱居之服」と言い「乃更爲椎髻、著布衣」とあるから、漢族の場合の椎結は、隠者のような地味な身なりを意味していたようである。左衽は、着物の襟を左前にする着方で、椎結と同じく蛮夷の習俗とされる。

(6) 以上の文を、『史記』西南夷列伝では「其外西自同師以東北至楸榆名爲嵩・昆明」に作り、中華書局標点本は「其外西自同師以東、北至楸榆」と区切るが、久村氏は、この文の後に「自：以東北」という構文が続くことから、「西自同師以東北、至楸榆」と区切るべきとする（久村一九七〇）。『漢書』西南夷伝は「同」を「桐」、「楸」を「葉」に作る。なお、『史記』百衲本・武英殿本・彭本の『索隱』は『漢書』作桐郷に作っている。同師の所在地について、丁謙前掲書は、雲南の竜陵庁（現在の竜陵県）付近とする。葉榆については、雲南省大理県付近に位置したとするのがほぼ共通した説である。嵩・昆明の所在地について、『漢書』顔師古注は「嵩即今之嵩州也。昆明又在其西南、即今之南寧州」とするが、南寧州は嵩州の南東に位置するとされる。なお、『史記』百衲本『正義』は「嵩音髓、今體州也」とし、武英殿本は「體州」を「澧州」に作り、金陵本は「嵩州」に作る。唐の澧州は現在の湖南省に位置するためここでは考えがたく、もとは「嵩州」に作っていたと思われる。しかし、嵩を嵩州に比定すると、『後漢書』本文で嵩・昆明を葉榆の南西（『史記』・『漢書』によれば南）としているのと合致しない。また、『史記』卷一二三大宛列伝には「其北方閉氏・笮、南方閉嵩・昆明」とあり、その『正義』は嵩・昆明について「嵩州及南昆明夷也、皆在戎州西南」とするが、この場合も同じく合致しない。これに対し、『集解』は「徐廣曰、永昌有嵩唐縣」とし、また丁謙が嵩・昆明を雲南の永昌・騰越・順寧などの地域とす

るのも、嶺唐県説を承けたものと思われる。

(7) 以上の文を、『史記』西南夷列伝は「皆編髮、隨畜遷徙毋常處、毋君長、地方可數千里」に作る。『漢書』西南夷伝は「遷徙」を「移徙」、「母」を「亡」に作る。

(8) 『史記』西南夷列伝は「笮都」に作る。笮都国については、『後漢書』西南夷列伝後文に「笮都夷者、武帝所開、已爲笮都縣。(中略)元鼎六年、已爲沈黎郡。至天漢四年、并蜀爲西部、置兩都尉。一居旄牛、主徼外夷、一居青衣、主漢人」とあり、『漢書』卷六武帝紀の臣瓚注に「『茂陵書』、沈黎治笮都、去長安三千三百三十五里、領縣二十一」とあり、武帝の時に沈黎郡の治所とされたが、天漢四年(前九七)に沈黎郡が廃止されたため、笮都県の所在地も判然としない。『漢書』卷六武帝紀の服虔注は「今蜀郡北部都尉所治、本笮都也」としているが、久村氏は、上述の『後漢書』西南夷列伝に「并蜀爲西部」とあることから、この「北部」を「西部」の誤りとする(久村一九七〇)。一方、『史記』卷一一七司馬相如列伝の『索隱』には「文穎曰、(中略)笮者、今爲定笮縣、皆屬越嶲郡」とあり、『漢書』地理志上の越嶲郡定笮県条の顔師古注にも「本笮都也」とあるように、越嶲郡定笮県(現在の四川省塩源県付近)を笮都の故地とする説もある。この場合は、冉駹国と位置的にやや開きがある。なお、『統漢書』郡国志五の蜀郡属国嚴道条の劉昭注に引く『華陽国志』には「邛崃山、本名邛笮、故邛人・笮人界也」とあり、現在の四川省邛崃県付近が邛人と笮人の境界とされていたようである。

(9) 「冉駹」の語は、『史記』大宛列伝に「出駹、出犍」とあるように、もともとは二部族の名前であったが、後漢のころには一つの部族名として呼ばれるようになった。冉駹国については、『史記』西南夷列伝に武帝期の事として「乃以邛都爲越嶲郡、笮都爲沈犁郡、冉駹爲汶山郡、廣漢西白馬爲武都郡」とあり、初め汶山郡が置かれたが、宣帝の時に廃止され、北部都尉が置かれた(『後漢書』西南夷列伝後文参照)。汶山郡に対し、『史記集解』は「應劭曰、今蜀郡岷江」としている。西南夷列伝序文の『正義』に引く『括地志』には「茂州・冉州、本冉駹國地也」とあり、冉駹国はほぼ現在の茂汶一帯に位置していたと考えられる。

- (10) 以上の文を、『史記』西南夷列伝は「或土著、或移徙」に作る。
- (11) 白馬国については、『史記』西南夷列伝に「廣漠西白馬爲武都郡」とあり、また序文の『正義』に引く『括地志』には「隴右成州、武州皆白馬氏」とあり、現在の甘肅省成県・武都県付近に位置したと考えられる。
- (12) 以下は、『宋史』卷四九六蛮夷伝四からの引用である。
- (13) 以下は、『大清一統志』卷三九七石阡府条からの引用であるが、『一統志』原文は「夜郎廢縣、在府城西南、廢葛彰司西六十里。晉置縣、屬牂牁郡」に作る。なお、文中に「晉置縣」とあるが、夜郎県が置かれたのは前漢の武帝元鼎六年（前一一一）のことである。
- (14) 以下は、『明史』卷三二・四川土司伝播州宣慰司条からの引用であるが、『明史』原文は「苴」を「且」に作る。
- (15) 以下は、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。
- (16) 以下は、『資治通鑑』卷四三漢紀光武帝建武十九年九月条の胡三省注に「宋白曰、漢邛都縣、唐爲巂州越巂縣」とあるのを引用したと思われる。
- (17) 以下は、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。
- (18) 以下は、『史記正義』からの引用である。
- (19) 以下は、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。
- (20) 『華陽国志』卷四南中志に「南中在昔蓋夷越之地、滇・濮・句町・夜郎・葉榆・桐師・窩唐侯王國以十數」とある。
- (21) 『漢書』地理志上は、葉榆県を益州郡の属県とする。
- (22) 以下は『漢書』西南夷伝からの引用であるが、『漢書』原文は「同」を「桐」に作る。
- (23) 以下は、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。
- (24) 以下は、『史記集解』に「韋昭曰、邑名也」としてみえる。
- (25) 以下は、『漢書』顔師古注からの引用であるが、注の原文は「後以爲號」を「因以立號」に作る。

(26) 以下は、『四史發伏』からの引用と思われるが、未見。

(27) 『続漢書』郡国志五は、永昌郡について「明帝永平二年分益州置」とするが、永昌郡が置かれたのは、『後漢書』卷二明帝紀の記述によれば、永平十二年春正月のことである。

(28) 『続漢書』郡国志五は、牂牁郡を永昌郡の属郡とする。

(29) 以下は、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。

(30) 以下は、『漢書』顔師古注からの引用である。

(31) 『漢書』西南夷伝は「桐師」に作る。

(32) 『後漢書』紹興本・汲古閣本の注は「葉或作椽」に作るが、官本（武英殿本）は「葉或作櫟」に作る。

(33) 『漢書』卷二八地理志上による。なお、校補は「益都郡」に作るが、「益州郡」の誤りである。

(34) 『続漢書』郡国志五による。

[114]

本文

夜郎者⁽¹⁾、初有女子浣於遼水⁽²⁾、有三節大竹流入足間⁽³⁾、聞其中有號聲、剖竹視之、得一男兒、歸而養之。及長、有才武、自立爲夜郎侯、已竹爲姓⁽⁴⁾。武帝元鼎六年、平南夷、爲牂牁郡⁽⁵⁾、夜郎侯迎降、天子賜其王印綬。後遂殺之。夷獠咸已竹王非血氣所生⁽⁶⁾、甚重之、求爲立後。牂牁太守吳霸⁽⁷⁾已聞、天子乃封其三子爲侯⁽⁸⁾。死、配食其父。今夜郎縣有竹王三郎神是也⁽¹¹⁾。

〔一〕〔李賢注〕見『華陽國志』⁽⁹⁾。

〔二〕〔集解〕王補⁽¹⁰⁾曰、『前書』、夜郎侯降封王、不言殺之。至成帝時、猶謂之夜郎王⁽¹¹⁾。范史云、竹王被殺後、封其子爲侯、

與『前書』異⁽¹²⁾。

〔三〕〔李賢注〕『前書』地理志曰⁽¹³⁾、「夜郎縣有遼水、東至廣鬱」。『華陽國志』云⁽¹⁴⁾、「遼水通鬱林。有三郎祠、皆有靈響」。又云、「竹王所捐破竹於野、成竹林、今王祠竹林是也。王嘗從人止大石上、命作羹、從者白無水、王以劔擊石出水、今竹王水是也」。

書き下し文

夜郎は、初め女子有りて遼水に浣するに、三節の大竹の足間に流入する有り。其の中に號聲有るを聞き、竹を刮きて之を視るに、一男兒を得、歸りて之を養う。長ずるに及び、才武有り。自立して夜郎侯と爲り、竹を以て姓と爲す。武帝の元鼎六年、南夷を平げ、牂牁郡と爲すに、夜郎侯迎え降り、天子、其の王に印綬を賜う。後、遂に之を殺す。夷獠は咸な竹王の血氣の生む所に非ざるを以て甚だ之を重んじ、爲に後を立てんことを求む。牂牁太守吳霸、以て聞し、天子、乃ち其の三子を封じて侯と爲す。死して、其の父に配食せらる。今の夜郎縣に竹王三郎神有るは是れなり。

〔一〕〔李賢注〕『華陽國志』に見ゆ。

〔二〕〔集解〕王補曰く、『前書』に、夜郎侯降りて王に封ぜらるとあるも、之を殺すとは言わず。成帝の時に至りて、猶お之を夜郎王と謂うがごとし。范史に、竹王殺されし後、其の子を封じて侯と爲すと云い、『前書』と異なれり」と。

〔三〕〔李賢注〕『前書』地理志に曰く、「夜郎縣に遼水有り。東して廣鬱に至る」と。『華陽國志』に云う、「遼水、鬱林に通ず。三郎祠有り、皆な靈響有り」と。又た云う、「竹王の破竹を野に捐つる所、竹林を成す。今の王祠の竹林、是れなり。王、嘗て人を從えて大石の上に止まり、羹を作るを命ず。從者白えらく、水無し、と。王、劔を以て石を撃ち、水を出す。今の竹王水、是れなり」と。

以下、夜郎について述べる。最初、ある女性が遯水で水浴していたところ、節が三つある大竹が足の間に流れてきた。その中に叫び声を聞き、割って中を見ると、男の子が一人入っていたので、帰って彼を養った。成長するにもなって文武両道を備えた。自立して夜郎侯となり、「竹」を姓とした。漢の武帝の元鼎六年（前一一一）、南夷を平定して牂牁郡とした際に、夜郎侯は漢軍を迎えて降伏し、天子はその王（夜郎侯）に印綬を賜った。その後、天子は夜郎侯を殺した。夷獠はみな、竹王が人から生まれたものではないことから大変に夜郎侯を尊重しており、夜郎のために後嗣を立てることを天子に求めた。牂牁郡の太守・呉霸が奏聞し、天子はそこでその三子を封じて侯とした。彼が死んだ後、その父に配享された。今、夜郎県に竹王三郎神があるのが、これである。

注 釈

（1）以下の記述は『太平御覧』巻七九一夜郎条ならびに『通典』卷一八七に引用されている。なお、『後漢書』とほぼ同時期の成立と思われる南朝宋・劉敬叔『異苑』巻五には、『後漢書』と『華陽国志』を折衷した以下のような文がみられる。

漢武帝時、夜郎竹王神者名興。初、見女子浣於豚水、有三節大竹、流入足間、推之不去。聞其中有號聲、持破之、得一男兒。及長有才武、遂雄夷獠氏、自立爲夜郎侯、以竹爲姓。所破之竹、棄之於野、卽生成林。王嘗從人止石上、命作羹。從者曰無水、王以劍擊石、泉便湧出。今竹王水、及破竹成林並存。後漢使唐蒙開牂牁郡、斬竹王首、夷獠咸訢、以竹王非血氣所生、甚重之、求爲立後。太守呉霸以聞、帝封三子爲侯、死配食父廟。今夜郎縣有竹王三郎祠、是其神也。

一方、前漢・揚雄の撰とされる『蜀王本紀（蜀王本記・蜀記）』系と思われる史料もあり、『太平御覧』卷一六六榮州条や『太平寰宇記』卷八五榮州旭川県条に引用され（清・王謨『漢唐地理書鈔』所収の輯本の当該部分は『太平御覧』より収集）、各所の表現が異なっている。これら『後漢書』系統・『華陽国志』系統・『蜀王本紀』系統の三種は、『後漢書』を

基準とした場合、『華陽国志』は竹王水に関する逸話が述べられているほかは、『後漢書』とほぼ同じ内容であるが、『蜀王本紀』は前二者において女子が川で水浴しているのに対し、紗をあらっている点、竹から男児が生まれるのに対し、竹に触れて妊娠する点など、大きく内容が異なっている。従って、『蜀王本紀（蜀記）』は後代に揚雄に仮託して作られた偽書とする説もあるものの（徐一九九八）、この部分に限って言えば、『後漢書』や『華陽国志』とは全く異なる系統の史料であると考えられる。なお、『後漢書』南蛮西南夷伝の後段の哀牢夷条にも沈木に触れて妊娠する話が伝えられており、関連が注目される。

（2）遯水は『水経注』卷三六温水条に「鬱水即夜郎豚水也」とあって、ほぼ同内容を載せ、また『太平広記』卷二九一竹王条に引用されている。また、『漢書』卷二八地理志上牂柯郡夜郎県条に「豚水、東至廣鬱」とあり、応劭注に「故夜郎侯邑」とあるほか、同卷二八地理志下鬱林郡広鬱県条には「鬱水首受夜郎豚水、東至四會入海」とあって、夜郎の主要河川であったことがわかる。遯水の比定については、北盤江説・南盤江説・右江上流説など様々な説があるが、夜郎の位置に定説がないため、その位置は確定しがたい。

（3）「問」は紹興本など他の版本では「問」に作っており、これに従う。

（4）この伝説は、古くよりわが国の「桃太郎」や「竹取物語」との関係が注目されていた（西村一九三四・関一九七二など）。一九五七年に田海燕氏がチベット・カム地方（現在は四川省）にて収集したチベット民話を『金玉鳳凰』として出版した（田一九五七：訳は田一九七七・百田一九七九）。この中に「竹取物語」と酷似する説話「斑竹姑娘」が含まれていたことから、一九七〇～八〇年代には竹取物語の源流をこのチベットの民話に求める説が一世を風靡したが（百田一九七二など）、その後、「斑竹姑娘」は田氏による漢訳の際に編輯を受けており、田氏による再話である可能性があること、周辺地域に類話が全く見られず孤立していること、また、日本から逆に輸入された可能性もあること、などの指摘がある（奥津一九七三・三谷一九七三・芳賀一九八七など）。また、近年のインドにおける東チベット民話収集の際にも聞くことができなかったという（テンジン・タシ二〇〇一の訳者あとがき）。しかし、このような異常出生の説話・伝説は南方中国・

東南アジア各地に見られることが判明しており、その現存する最古の例として重要視されている（松本一九五一など）。

(5) 『史記』卷一一六西南夷列伝に南越平定の記事に続けて「已平頭蘭、遂平南夷爲牂柯郡。夜郎侯始倚南越、南越已滅、會還誅反者、夜郎遂入朝。上以爲夜郎王。南越破後、及漢誅且蘭・邛君、並殺笮侯、毋駝皆振恐、諸臣置吏。乃以邛都爲越嶲郡、笮都爲沈犁郡、毋駝爲汶山郡、廣漢西白馬爲武都郡」とある。『漢書』卷六武帝紀元鼎六年一〇月条に「上便令征西南夷、平之。（中略）定西南夷、以爲武都・牂柯・越嶲・沈黎・文山郡」とあり、同地理志上牂柯郡条に「武帝元鼎六年開」とあることから、これが元鼎六年（前一一）のことであることがわかる。なお、集解は「柯」を「牂」に作る。

(6) 夷獠は、『集韻』上声皓韻に「西南夷謂獠、或从犬、或从人、亦作獠」とあり、『博物志』異俗に「荊州極西南界至蜀、諸民曰獠子」とあつて、この地域の諸民族の総称である。血気は血液と氣息のことであり、転じて生息する動物や人間を指す。なお、中林史朗氏は「血液と氣力とに基づく。つまり男女の和合に因ること」とする（中林一九九五、一七五頁）。

(7) 吳霸については伝はなく、不詳。

(8) 「三子」は「第三子」と「三人の子」の両義があり、中林氏は前者と解しているが（中林一九九五、一八一頁）、李賢注所引『華陽国志』に「皆有靈響」とあることから、祠が複数あるものと考え、ここでは後者と解しておく。現行の『華陽国志』卷四南中志夜郎郡夜郎県条は同部分を「有遯水、通廣鬱林。有竹王三郎祠、甚有靈響也」としており、「皆」を「甚」に作る。

(9) 上述の『華陽国志』南中志を指す。

(10) 王補については、未詳。

(11) 成帝期にも夜郎が王号を称したことは、『漢書』卷九五西南夷兩粵朝鮮伝に「至成帝河平中、夜郎王興與鉤町王禹・漏臥侯兪、更舉兵相攻。牂柯太守請發兵誅興等、議者以爲道遠不可擊、乃遣太中大夫蜀郡張匡持節和解。興等不從命、刻木象漢吏、立道旁射之」とみえ、『華陽国志』南中志にも「成帝時、夜郎王興、與鉤町王禹・漏臥侯兪、更相攻擊。帝使太中大夫張匡持節和解之。鉤町・夜郎王不服、乃刻木作漢使射之」とある。なお、王補の「前書」以下の文については、『通

典』や『通志』の原注にもほぼ同様の文がみえ、王補はそれらを引用したものと考えられる。

(12) 夜郎王誅殺については、『漢書』西南夷兩粵朝鮮伝に成帝の時のこととして「大將軍鳳於是薦金城司馬陳立爲牂柯太守。立者、臨邛人、前爲連然長、不韋令、蠻夷畏之。及至牂柯、諭告夜郎王興、興不從命、立請誅之。未報、乃從吏數十人出行縣、至興國且同亭、召興。興將數千人往至亭、從邑君數十人入見立。立數責、因斷頭」とあって、武帝期のこととはしておらず、王補の指摘はこれを指している。『華陽国志』は注(1)のように本文と同じく武帝期に起きたこととする一方で、『漢書』とほぼ同文を載せ、成帝の時のこととする。

(13) 注(2)を参照。

(14) 注(8)ならびに(1)を参照。竹王三郎祠については、劉琳氏が指摘するように、後世まで四川・雲南・貴州、さらには広西・湖南の各地に残存しており、劉琳氏は各地の夷獠の立てたものと解する(劉一九八四、三四四・三四五頁注【七】)。清・許纘会(許瓚会)『滇行紀程』など、清代の紀行文文中にもその存在は確認でき、現在も貴州省福泉県(旧平越県)楊老駅に「竹王城」跡が残るという(国家文物局一九八九、一一〇頁)。実際には後世の仮託であるものも含まれていようが、竹王伝説に類似した祖先説話が夜郎以外にも伝わることからわかるように(本段注(1)参照)、竹王説話が夜郎の旧支配領域を越えて広く受け入れられる素地があったことを示唆するものであろう。

参考文献

伊藤一九九五

伊藤敏雄「中国古代における蛮夷支配の系譜——税役を中心として——」(『堀敏一先生古稀記念

中国古代の国家と民衆』汲古書院、一九九五年)

雲南省博物館一九五七

雲南省博物館『雲南晉寧石寨山古墓群発掘報告』(一九五七年)

奥津一九七三

奥津春雄「金沙江『竹娘説話』の問題点」(『並木の里』第八号、一九七三年)

鎌田一九六二
貴州省博物館一九七九
国家文物局一九八九

重近一九九九

徐一九九八

任一九八七

関一九八〇

田一九五七

田一九七七

テンジン・タシニ二〇〇一

中林一九九五

西村一九三四

芳賀一九八七

久村一九七〇

船木一九七七

彭一九九三

松本一九六八

三谷一九七三

鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』（日本学術振興会、一九六二年）

貴州省博物館『夜郎故地上的探索』（『文物考古工作三十年』文物出版社、一九七九年）

中国国家文物事業管理局編（鈴木博訳）『中国名勝旧跡事典』第五卷西北・西南篇（ぺりかん社、一九八九年）（原著は『中国名勝詞典』上海辞書出版社、一九八一年）

重近啓樹『秦漢税役体系の研究』（汲古書院、一九九九年）

徐中舒『論蜀王本紀成書年代及其作者』（『徐中舒歷史論文選輯』中華書局、一九九八年）

任乃強『華陽国志校補図注』（上海古籍出版社、一九八七年）

関敬吾『桃太郎の郷土』（『関敬吾著作集 四 日本昔話の比較研究』同朋舎、一九八〇年）

田海燕編著『金玉鳳凰』（上海少年出版社、一九五七年）

田海燕編著（君島久子訳）『チベットのものいう鳥』（岩波書店、一九七七年）

テンジン・タシ編（梶濱亮俊訳）『東チベットの民話』（SKK、二〇〇一年）

中林史朗『華陽国志』（明德出版社、一九九五年）

西村真次『万葉集の文化史的研究』増補改訂版（東京堂、一九三四年）

芳賀繁子『竹取物語』研究における「斑竹姑娘」の非資料性（『中古文学論攷』八号、一九八七年）

久村因『史記西南夷列伝集解稿（一）』（『名古屋大学教養部紀要』第一四輯人文科学・社会科学、一九七〇年）

船木勝馬編『華陽国志訳注稿（4）』（『東洋大学アジア・アフリカ文化研究所研究年報』一九七七年）

彭浩「談『奏讞書』中的西漢案例」（『文物』一九九三年第八期）

松本信広「竹中生誕譚の源流」（『東亜民族文化論攷』誠文堂新光社、一九六八年）

三谷栄一「作り物語と説話」（神田秀夫・国東文麿編『日本の説話』第二巻「古代」、東京美術、一

九七三年）

百田一九七二
百田（渡辺）弥荣子「竹取物語成立に関する一考察」（『アジア・アフリカ語学院紀要』第三号、一九七二年）

百田一九七九
百田弥荣子訳・解題「竹娘」野口元大校注『竹取物語』（新潮社、一九七九年）

山田一九九三
山田勝芳『秦漢財政收入の研究』（汲古書院、一九九三年）

李二〇〇〇
李開元『漢帝国の成立と劉邦集団』（汲古書院、二〇〇〇年）

李一九九四
李学勤『簡帛佚籍与学术史』（時報出版、一九九四年）

劉一九八四
劉琳『華陽国志校注』（巴蜀書社、一九八四年）

〔訳注担当者〕岡本真則（二一七）、水間大輔（二一八）・二一九）、菅野篤司（二二〇）、直井晶子（二二一）、森和（二二二）、小幡みちる（二三三）、本間寛之（二四四）

〔整理者〕小幡みちる

Ⅱ 調査記 Ⅱ

早稲田大学長江流域文化研究所二〇〇一年度夏期調査報告

森 和

長江流域文化研究所は二〇〇一年八月五日から二八日までの約三週間、四川省阿坝藏族羌族自治州・綿陽市平武県・涼山彝族自治州雷波県で調査を行った。今回の主な目的は、これまで行ってきた羌族および白馬藏族の民族調査の総括と、動画を撮影することであり、日本からは所長工藤元男（本学文学部・教授）、本学大学院生の本間寛之・岡本真則・水間大輔・森和・小幡みちるが参加した。

八月五日（日）

一〇時四五分東京発のNH九〇五便にて一三時二五分北京到着。一六時四〇分北京発のSZ四一〇四便にて一八時五〇分成都到着。民族飯店（成都市撫琴東路七八号）に宿泊。

八月六日（月）

一〇時に民族飯店を出発、一〇分ほどで金沙遺跡発掘現場に到着。一六層の第七層、西周早期の遺跡で、鹿角・猪牙・象牙・玉斧・玉鑿、無字甲骨が出土しており、四区域では石器の工房や祭祀場が確認され、玉器・砂金・青銅器も見えられている。一〇時五五分、成都市文物考古研究所科研楼（大慶路一〇五号）に移り、金沙遺跡の出土遺物を見学。新聞の一面に大きく掲載されたことで有名な黄金の仮面は、実物を見てみると非常に小さいものである。辮髪（お髷）の青銅人像や金箔の冠などもあり、三星堆遺跡から出土した遺物との類似性が見て取れる。昼食後、成都市文物考古研究所へ行き、岷江上流域の汶川県營盤山から出土した彩陶を見学。新石器時代の遺跡は戦国期の石棺墓のため破壊されているが、その彩陶を甘肅省天水市出土のものと比

較すると、稚拙さが認められるので、模倣したものであろうと言う。彩陶の出土地を地図上に落としていくと、民族走廊の一部が「彩陶の道」という構図に重なり、その南限は汶川県姜維城で、さらに営盤山からは砂・礫混じりの陶器も発見されており、その周辺が彩陶文化と成都平原文化との境界であるのかも知れない、とのことである。一七時二五分、一旦、民族飯店に戻って小休止した後、夕食は李紹明先生と会食。

八月七日（火）

一〇時に民族飯店を出発。一〇時半～一一時五五分、四川大学博物館見学。昼食後、一四時～一四時五五分、四川省博物館見学。一五時一五分～四〇分、成都市博物館は新館建設中のため参観できず、大慈寺内を散策。その後は電腦街など市内を回り、一七時一五分、民族飯店に戻る。

八月八日（水）

一〇時半に民族飯店を出発、一路、理県桃坪羌族郷桃坪寨桃坪村へ向かう。昼食後、暫く行くと交通事故のため一三時四〇分まで足止めに遭い、桃坪村へ到着したのは一七時。村内を散策後、調査のたびにお世話になっている楊家の人たちと夕食を摂り、ダンスなどをして過ごした。楊家宿泊。

八月九日（木）

九時半に桃坪羌寨を後にして東へ向かい、一〇時一五分に汶川県威州鎮に入る。一〇時半～一二時二〇分、姜維城の漢代城壁・禹王祠・新石器時代遺址を見学。一二時三〇分～一四時二〇分、汶川県文物管理所で営盤山遺址出土遺物を見学、その後一六時五分頃、茂県へ向かう途中で営盤山遺址を眺めることができた。一六時五五分～一七時三〇分、茂県羌族博物館で牟托一号石棺葬出土遺物を見学。この墓葬は戦国時代の石棺葬のうち完全な形で発見された唯一の例で、石棺墓の上に秦式や楚式の青銅器などが配されていたことで知られている。一七時三五分、茂県鳳儀鎮に到着。夕食後、茂県鳳儀鎮街区内を散策。人大賓館宿泊。

八月一〇日（金）

九時二〇分〜一〇時二五分、茂県羌族博物館に行き、少し扁平で底が丸く、座らない壺などの撮箕山石棺葬出土遺物を見学。
一〇時半、宿泊先を羌林大酒店に変更。一一時半〜一四時四〇分、鳳儀鎮の西北に位置する黒虎郷登山。一六時過ぎに遅い昼食を済ませると、生憎と雨が降り出したため、羌林大酒店に戻って休憩。

八月一日（土）

朝方雨天。一〇時半に羌林大酒店を出発し、一路北に向かい松潘県へ移動。途中、一二時〜一二時四〇分に疊溪古城址を参観。残念ながら蚕叢故地が見つからず、後日確認することになった。一二時五〇分〜一三時一五分、点将台唐代仏教石刻を参観。土台の壁面に唐代の仏像レリーフが施されている。昼食後、一五時五五分に松潘県進安鎮に到着。その後は松潘県進安鎮街区内を散策・撮影。太陽河大酒店宿泊。

八月二日（日）

九時一五分に太陽河大酒店を出発、一〇時に進安鎮から北へ約二二km、山巴郷に到着。白馬藏族経書の翻訳を依頼している喬先生のお宅や、出家した先生のご父君がおられるボン教寺院の山巴寺を訪問。昼食後、一三時五〇分〜一四時半、ボン教寺院の朶咪寺を見学。門の天井には辟邪の模様が描かれた大きな布が貼られていた。一五時二〇分、一旦、進安鎮の宿泊先に戻り、二五分〜一六時五〇分、鎮内を散策して北門・東門・市場・牦牛売場・南門などを撮影、さらに一七時〜一七時五〇分、城外の小高い丘に登って鎮の全景をカメラに収めた。夕食後、部屋に戻って今日撮影した動画を確認鑑賞。

八月三日（月）

九時五分に太陽河大酒店を出発、四五分に山巴郷に到着し、喬先生と合流。そのまま北上して世界遺産にも登録された九寨沟県に入り、迂回するような形で県を通過し、一五時五分、綿陽市平武県白馬藏族郷羅通坝寨に到着。一六時一五分まで白馬経書についての聞き取り調査を行った後、一七時二〇分に平武県龍安鎮に到着。平武賓館宿泊。

八月四日（火）

九時四五分、平武賓館を出発し、九時四八分〜一一時四〇分、報恩寺および報恩寺内にある白馬民俗文物陳列室を見学。

その後は平武県の県城址（西門）や龍安鎮内を散策・撮影。一六時一五分～一七時一五分、龍安鎮から西北に向かって龍池坪森林公園へ行くが、造営中の土砂で登れず、中腹から徒歩で下山。帰途、龍安鎮遠景や涪江を撮影。平武賓館宿泊。

八月一五日（水）

九時四五分に平武賓館を出発、南下して北川県へ移動する。一二時一五分、北川県曲山鎮に到着。一四時半～一八時五〇分、鎮内を散策、禹王宮を見学し、また北川県人民政府では『北川県志』を購入。緑宝賓館宿泊。

八月一六日（木）

雨天。八時四〇分、緑宝賓館を出発し、西へ向かい、九時半～一〇時五〇分、北川県の石紐山を見学。一一時半～一三時一〇分、禹里羌族郷の禹王宮や禹穴溝など、降り頻る雨の中、幽玄な雰囲気を感じ出している禹に関連する古跡を調査。そのまま西行を続けて一七時に茂県鳳儀鎮到着。茂県賓館（県招待所）宿泊。

八月一七日（金）

一四時～一五時五五分、茂県南新郷牟托村・牟托一号石棺葬現場を参観。鳳儀鎮から西南、汶川県との県境近くに位置し、現在は花椒畑となっている。急傾斜を登って辿り着いた現場では、墓葬はすでに埋め戻されているものの、一九九二年に発見発掘された完全な石棺葬（『文物』誌掲載）の蓋板（側板二枚は埋め戻された）および一九九八年に発見された、壊れて不完全な石棺葬の蓋板らしき石板が残っており、石棺葬に思いを馳せることができる。その後、鳳儀鎮に戻って一六時半～一七時一五分、茂県羌族博物館で先程現場を見てきた牟托一号石棺葬出土の有蓋鼎を撮影。この鼎は蓋に「佳八月初吉丁亥與子共（？）自乍繁鼎其眉壽無疆子孫永寶用之」という銘文がある。茂県賓館宿泊。

八月一八日（土）

一〇時五〇分、茂県賓館を出発し、汶川県・都江堰を通って、一四時半に四川大学に到着。国際交流服務中心宿泊。

八月一九日（日）

午前中は休息。一二時に四川大学国際交流服務中心を出発、成都市内で資料収集などを行う。夕食は成都市文物考古研究所

の王毅所長・蔣青副所長・江章華主任などの先生方と会食。四川大学国際交流服務中心宿泊。

八月二〇日（月）

九時四〇分、四川大学国際交流服務中心を出発し、一〇時一〇分、宿泊先を民族飯店に変更。一〇時三五分に民族飯店を出発し、一一時一〇分〜四五分、成都の西北に位置する郫県古城址を見学。西南に向かって一三時四〇分〜一五時二〇分、郫縣市臨邛鎮で文君街・文君井・十方堂邛窑遺址を參觀。今度は東行して一六時一〇分〜一七時二五分、新津県宝墩遺址を見学。一八時半、民族飯店に戻る。夕食で考古調査を担当されている小澤正人先生（成城大学短期大学部助教授）・大脇潔先生（近畿大学教授）・荒川正夫氏（本学職員）、小幡さんと合流。民族飯店宿泊。

八月二一日（火）

九時、民族飯店を出発、一〇時一〇分〜一一時二五分、都江堰見学。昼食後、一三時半〜一六時四〇分、青城山登山。一八時過ぎに成都市内に戻り、民族飯店宿泊。

八月二二日（水）

工藤所長・岡本・森の三人は涼山彝族自治州雷波県へ向かう。九時、民族飯店を出発し、成雅高速公路で四五分に新津県を通り、ここから成樂高速公路で一〇時三五分に樂山を通過、ここからは一般の国道を走って一一時五二分、樂山市犍為県玉津鎮（県治）に入る。さらに南下を続けて一二時四九分に沐川県に入り、県治の沐溪鎮を通ったのは一三時五分、三八分に永福鎮を過ぎると舗装された道路が終わる。一四時四五分に宜賓市屏山県に入った後、一五時三八分には新市鎮を通り、そこから金沙江沿いに遡って一六時六分、雷波県との境に到着。中田郷・馬湖を通過して、一七時三二分に一九七〇mの峠を越えて、さらに箐口郷・汶水鎮小田村を過ぎ、一八時二七分、漸く雷波県の県治、錦城鎮に到着。夕食後、鎮内を散策し、目的の邛竹（現在名は羅漢竹）で作られた杖や『雷波県志』などの資料を入手。授業などで漢字でしか見たことのない「邛竹杖」を実見し、異様な興奮を覚えるのは、このような調査ならではの体験であろう。雷波賓館（雷波県人民政府招待所）宿泊。

八月二三日（木）

八時四十分～一〇時五十分、錦城鎮内を散策、撮影。雷波県錦城鎮を後にして昨日きた道を雷波・屏山・沐川と戻り、永福鎮からは舗装されていない山道から解放されて一七時四〇分に犍為県玉津鎮の利元賓館に到着。一八時一〇分～五〇分、浜江路を散策して岷江を撮影。夕食後は鎮内を散策して県史などの資料探し。利元賓館宿泊。

八月二四日（金）

七時五〇分から一時間ばかり朝食前に岷江河畔を散策、撮影。九時一五分～一〇時四五分、城市区を撮影した後、五三分に利元賓館を出発して北上。一一時三五分に樂山市市中区に入ると、樂山大仏・大渡河を撮影。その後、成樂高速公路・成雅高速公路に入り、一三時一〇分には成都に到着。民族飯店宿泊。

八月二五日（土）

八時半、民族飯店を出発して成綿高速公路にのって広漢・什邡まで、その後鴨子河南岸沿いを西へ向かって九時三九分、三星堆博物館に到着。九時四十分～一時半、三星堆博物館参観。行きと同じ道を通って一二時二二分、成都に到着。一四時四〇分～一六時、様々な竹が植えられていることで知られる望江楼公園で自生の邛竹を探すが、残念ながら見つけることはできなかった。民族飯店宿泊。

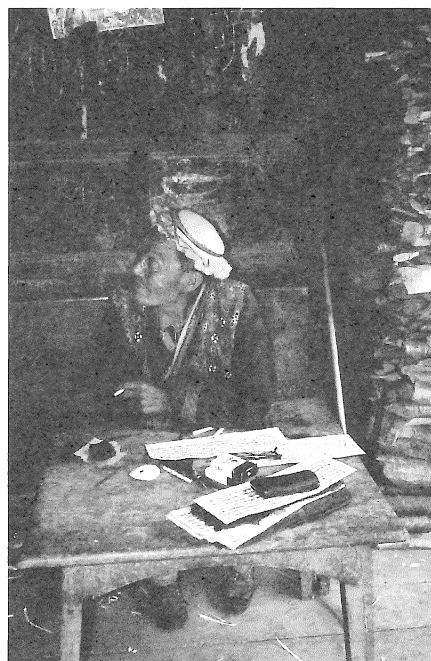
八月二六日（日）

七時二〇分、民族飯店を出発して、九時成都発のSZ四一〇一便にて一時一〇分北京到着。工藤所長・森の二人は一五時北京発のNH九〇六便にて一足先に帰国し、本間・岡本・水間・小幡の四人は二六・二七二位の二日間、北京で資料収集などを行い、二八日に帰国した。

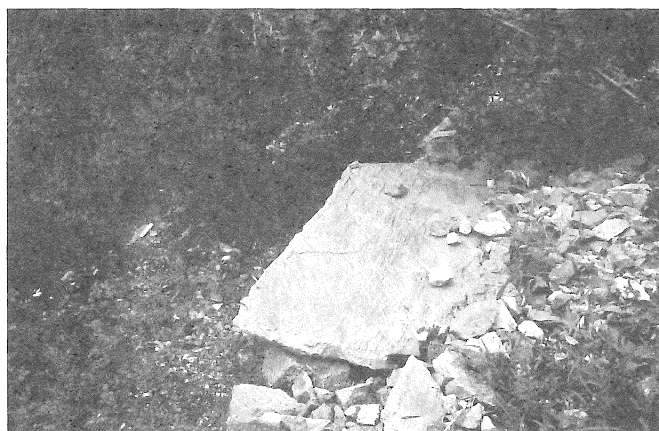
最後に、今回の調査で四川大学芸術学院の盧丁先生をはじめとする諸先生方に多大のご協力を賜ったことをこの場を借りて深く感謝し、厚く御礼を申し上げる次第である。



禹王宮の禹像
(北川県禹里羌族郷)



白馬藏族の巫师
(綿陽市平武県白馬藏族郷羅通坝寨)



牟托 1 号石棺葬現場 (茂県南新郷牟托村)

執筆者紹介

陳 偉

武漢大学人文科学学院教授

本間 寛之

早稲田大学大学院文学研究科博士後期課程

工藤 元男

長江流域文化研究所所長・早稲田大学文学部教授

藤田 勝久

愛媛大学法文学部教授

横田 恭三

跡見学園女子大学文学部助教授

大西 克也

東京大学大学院人文社会系研究科助教授

小澤 正人

成城大学短期大学部助教授

馬 彪

山口大学文学部教授

水間 大輔

日本学術振興会特別研究員・早稲田大学大学院文学研究科博士後期課程

森 和

早稲田大学大学院文学研究科COE客員研究助手・早稲田大学大学院文学研究科博士後期課程

岡本 真則

早稲田大学第一文学部東洋史学専修助手

菅野 篤司

早稲田大学大学院文学研究科修士課程修了

直井 晶子

早稲田大学大学院文学研究科博士後期課程単位取得退学

小幡みちる

早稲田大学大学院文学研究科COE客員研究助手・早稲田大学大学院文学研究科博士後期課程

編集後記

長江流域文化研究所は二〇〇三年七月三十一日（木）、二十一世紀COEプログラム関連シンポジウムとして「出土文字資料よりみた巴蜀・楚の地域文化」を開催致しましたが、平日であるにもかかわらず、百二十名もの多くのご出席を賜りました。本号の前半では、このシンポジウムの際になされた報告・質疑応答を特集として組んでみました。シンポジウム当日は、四人の先生方に学術的に価値の高いご報告を賜りましたが、ご出席の皆様からも今後本研究所が研究を推進するうえで重要なご意見を多数いただきましたので、報告のみならず、あえて質疑応答も掲載致しました。当日ご出席の皆様には、この場を借りて改めて御礼申し上げます。（水間）

〔附記〕本号は平成十五年度科学研究費補助金基盤研究C「秦簡・楚簡よりみた中国古代の地域文化の研究」（研究代表者・工藤元男）、及び二十一世紀COEプログラム「アジア地域文化エンハンシング研究センター」の研究成果の一部である。

長江流域文化研究所年報 第二号

二〇〇三年一〇月一日 発行

編集・発行 早稲田大学長江流域文化研究所

〒一六二一八六四四 東京都新宿区戸山一―二四―一

早稲田大学文学部 工藤研究室内

電話 〇三―五二八六―三七〇〇

印刷 株式会社アープ

〒一六二一〇〇四一 東京都新宿区早稲田鶴巻町三〇二

電話 〇三―三二〇三―六五六〇